

第2期 豊中市子育て・子育て支援行動計画

# こどもすこやか 育みプラン・とよなか



すべての子どもの  
人権が尊重され、  
健やかに育ち、  
社会全体で子育て家庭を支え、  
子どもを愛情深く  
育むまち・とよなか



令和2年(2020年)2月

豊中市



## はじめに



本市では、家族形態や就労形態の多様化による環境の変化、地域のつながりの希薄化や児童虐待の顕在化等により、社会全体で子どもや家庭を支える必要性が高まってきたことから、平成25年(2013年)4月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。

本条例の目的を達成するため、平成27年(2015年)に、豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、国が進める「子ども・子育て支援新制度」等の趣旨も踏まえながら、児童福祉、母子保健、教育をはじめとした子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

計画の推進にあたっては、保育所等の就学前施設や学校、地域の住民や各種団体、事業者、家庭、行政等の子どもに関わるすべての主体が相互に連携を図りながら取り組んでいただいております。関係する皆様のご理解とご協力で深く感謝を申し上げます。

この度、この計画が令和元年度(2019年度)で最終年度を迎えることから、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)までの5年間の計画期間とする「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画」を策定し、さらなる施策の推進に取り組めます。この第2期計画では、引き続き子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎としつつ、第1期計画の取組みの成果や現状を踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応していきます。また、SDGs\*の視点も取り入れ、「ひろめよう、それぞれの居場所」、「みんなで寄り添う、健やかな育ち」、「だれもが安心、つながる支援」の3つを重点施策に掲げ、国の動向にも対応した子育て・子育て支援施策を展開します。

あらためて、子どもに関わるすべての皆様が緊密な連携のもと、さらなる協働の輪を広げていただきますよう、ご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「豊中市こども審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング、意見公募手続き等に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

令和2年(2020年)2月

豊中市長 長内 繁樹



# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
<b>第2章 子どもや子育て家庭の状況</b>	<b>7</b>
1 人口、世帯、就業等の状況	8
2 子育て・子育てに関する市民の意識	18
3 ひとり親家庭等の自立に関する意識	50
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>59</b>
1 基本理念	60
2 施策体系	62
<b>第4章 これまでの取組みと今後の課題</b>	<b>63</b>
施策の柱1 子育て支援	64
施策の柱2 子育て支援	84
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	105
これまでのまとめ	111
<b>第5章 施策の展開</b>	<b>113</b>
重点施策	114
重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～	116
重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～	121
重点施策3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～	125
施策の柱1 子育て支援	127
施策の柱2 子育て支援	135
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	144
<b>第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画</b>	<b>149</b>
1 教育・保育提供区域の設定	150
2 量の見込みと確保方策	151

第7章 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所 づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン）	169
--	-----

第8章 ひとり親家庭への支援の充実 （ひとり親家庭等自立促進計画）	173
--------------------------------------	-----

第9章 子どもの未来応援施策の推進 （子どもの貧困対策計画）	177
-----------------------------------	-----

第10章 計画の推進に向けて	185
----------------	-----

1 計画の推進体制	186
2 計画の進行管理	187
3 評価指標	188

資料編	191
-----	-----

1 事業一覧	192
2 条例等	225
3 審議会等	233
4 子育て・子育て支援の流れ	237
5 計画策定にあたっての意見聴取の概要	238
6 用語集	243

#### ◆本計画書の年号の表記について

和暦と西暦の併記を基本としますが、図表については、スペースの都合上、和暦のみの表記とします。

#### ◆本計画書で使用する用語について

就学前	小学校または義務教育学校への就学前のこと。
就学前施設	幼稚園や保育所、認定こども園*など、就学前の教育・保育施設。
障害	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）のこと。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください





# 第 1 章

## 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を継承しながら、子どもの健やかな育ちに関し、これまでの取組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画」を策定します。

我が国の合計特殊出生率<sup>★</sup>は平成17年(2005年)に過去最低の1.26を記録した後、微増傾向となり、平成27年(2015年)には1.45まで上昇しましたが、翌年から0.01ポイントずつ下回るなど、近年はやや減少傾向となっています。少子高齢化に伴う労働力人口の減少や社会保障費の負担増大に加え、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、保護者の子育てへの不安感や負担感、孤立感の高まりにつながっています。また、子どもにおいても、自己肯定感や社会性を身につける機会の減少にもつながるなど、子どもの育ちに大きな影響が懸念されています。

こうしたなか、国においては、就学前の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年(2012年)に子ども・子育て支援法を制定し、これに基づき平成27年(2015年)から「子ども・子育て支援新制度<sup>★</sup>」が施行されました。

本市では、平成25年(2013年)に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもに関わるすべての人が、子どもや子育て家庭への支援に関心を持ち、それぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めながら協力し、本市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現をめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」を制定しました。さらに、平成27年(2015年)には「豊中市子ども健やか育み条例」などに基づき、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定しました。

このたび、豊中市子育て・子育て支援行動計画が令和元年度(2019年度)で計画期間を終了することから、これまでの取組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応しながら、引き続き施策を推進するため「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画」(以下、「本計画」とします。)を策定します。





## 2 計画の位置づけ

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とし、子育て・子育てに関わりの深い各計画とも連携を図りながら取り組みます。

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」第15条に基づく「子育て・子育て支援行動計画」、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 豊中市子ども健やか育み条例（第15条）

市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項（法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。）を定める子育て・子育て支援行動計画を策定しなければならない。

#### 子ども・子育て支援法（第61条）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、併せて、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」及び「新・放課後子ども総合プラン<sup>★</sup>」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの未来応援施策推進計画」の位置づけをもつ計画として策定しています。

#### 次世代育成支援対策推進法（第8条）

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

#### 母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

また、本計画は概ね18歳までの子どもと子育て家庭等に対する様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるものであり、若者の自立支援に関する施策とも連携し取り組むものとしてします。

■主な関係法令と対象年齢

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上
豊中市子ども健やか育み条例																			
子ども・子育て支援法																			
次世代育成支援対策推進法（「新・放課後子ども総合プラン*」を含む）																			
母子及び父子並びに寡婦福祉法 ※20歳未満まで																			
児童福祉法																			
子ども・若者育成支援推進法 ※40歳未満まで																			
子どもの貧困対策の推進に関する法律																			

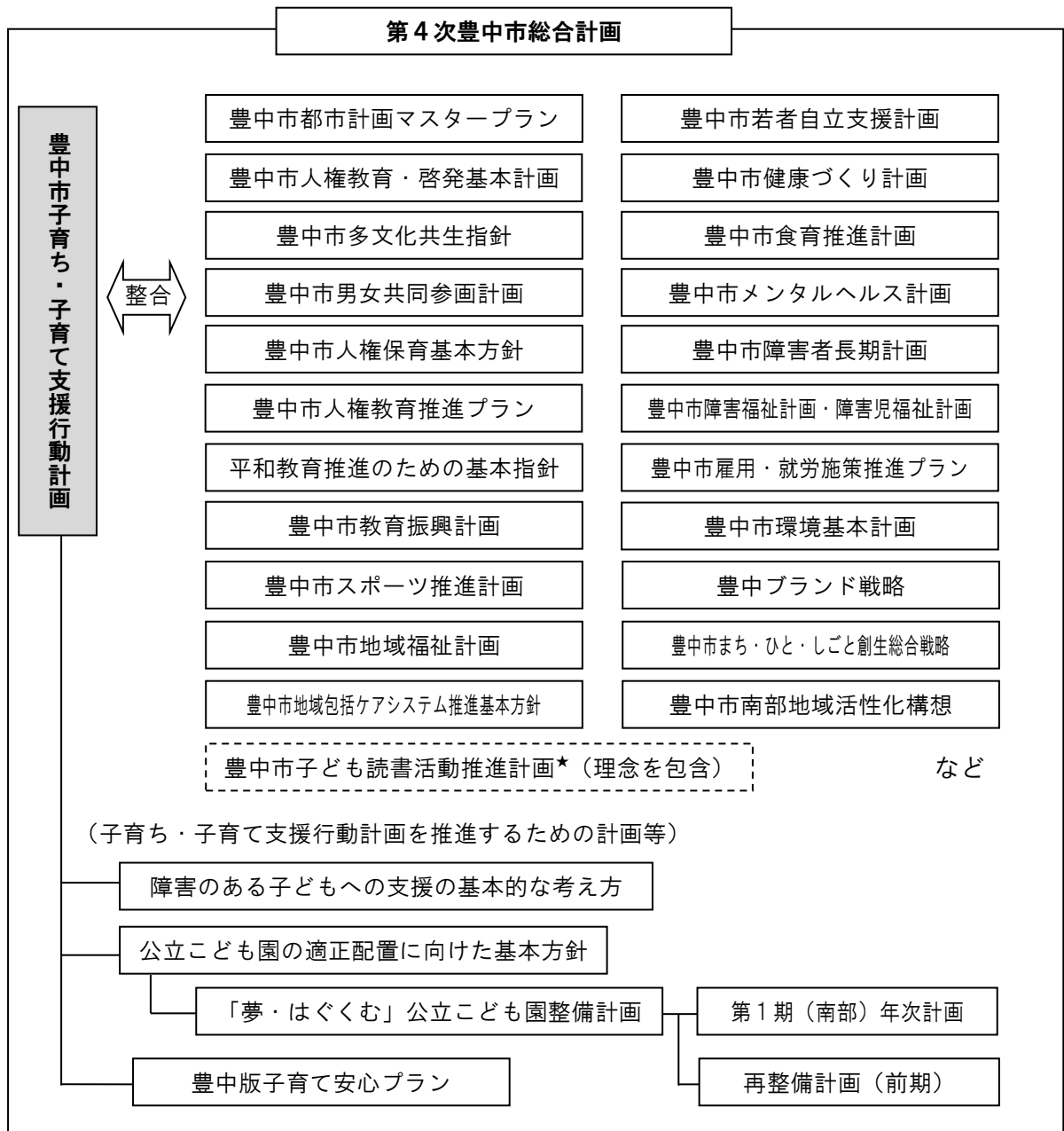
なお、本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画としながら、「豊中市子ども読書活動推進計画\*」の理念を包含し、「豊中市人権教育・啓発基本計画」、「豊中市多文化共生指針」、「豊中市男女共同参画計画」、「豊中市人権保育基本方針」、「豊中市人権教育推進プラン」、「平和教育推進のための基本指針」、「豊中市教育振興計画」、「豊中市スポーツ推進計画」、「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市若者自立支援計画」、「豊中市健康づくり計画」、「豊中市食育推進計画」、「豊中市メンタルヘルス計画」、「豊中市障害者長期計画」、「豊中市障害福祉計画」、「豊中市障害児福祉計画」、「豊中市都市計画マスタープラン」、「豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「豊中市雇用・就労施策推進プラン」、「豊中市環境基本計画」、「豊中市南部地域活性化構想」「豊中ブランド戦略」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子育て・子育て支援を充実させていくものとしてします。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



また、本計画を推進するための計画として、前計画を受けとりまとめを行った「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」や、保育所等整備に関する国の施策と連動した「豊中版子育て安心プラン」、公立こども園の中長期の適正配置・再整備計画を示した「公立こども園の適正配置にむけた基本方針」に基づく計画があり、施策の具体を定めています。

■関連計画等との位置づけ



★は資料編「6 用語集」をご覧ください



# 1章 計画策定の趣旨

また、本市においては、持続可能な開発目標SDGs\*（エスディーゼーズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は「目標1 貧困をなくそう」、「目標2 飢餓をゼロに」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の10分野に関わる施策内容を含んでいます。



## (2) 計画期間

本計画は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。

### ■計画期間

年度		平成27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	平成31 令和元 (2019)	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合計画	基本構想	第3次			第4次										第5次	
	基本計画	後期			前期					後期				前期		
子育て・子育て支援行動計画		第1期				第2期					第3期					
関連計画		豊中版子育て安心プラン														
		「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画*（計画期間令和14年度まで）														
		第1期（南部）年次計画														
		再整備計画（前期）														

## 第 2 章

# 子どもや子育て家庭の状況

# 1 人口、世帯、就業等の状況

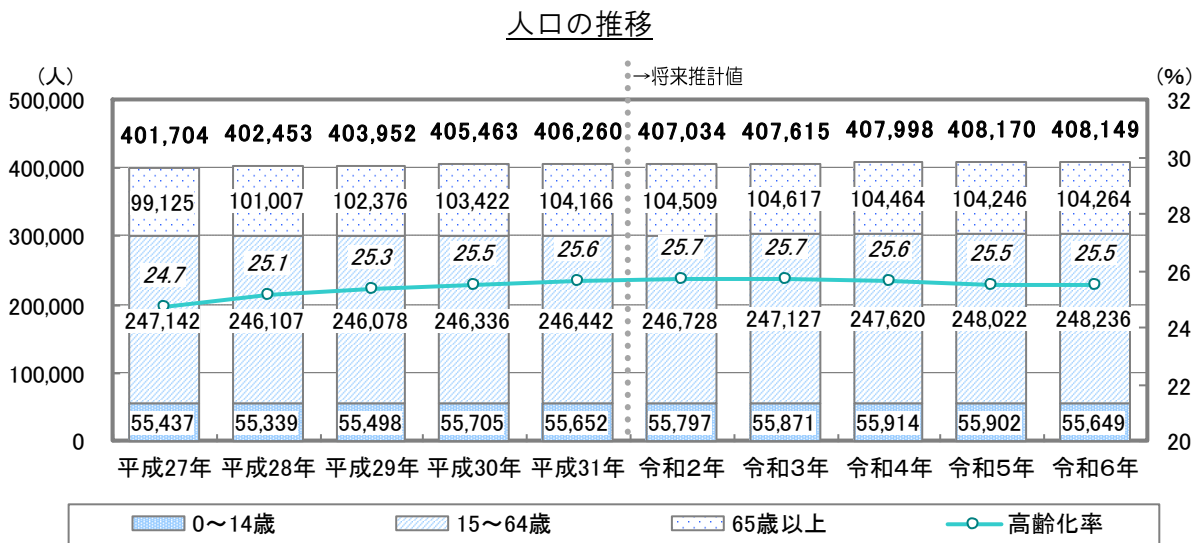
本市の人口動態は、全国平均と比べると0～14歳人口割合が多いものの、全国と同様に人口減少、少子高齢化の傾向となっています。

## (1) 人口について

近年、本市の総人口は増加傾向にあり、平成31年(2019年)は平成27年(2015年)に比べ4,556人増加しています。65歳以上人口の割合が高くなっている一方、0～14歳人口及び15～64歳人口は横ばい傾向となっています。

また、本計画の策定にあたり、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間の計画期間における人口推計を行いました。

推計では、令和6年(2024年)まで引き続き総人口が増加傾向となることが予測され、年齢別にみると、0～14歳人口は増加の後減少傾向、15～64歳人口は増加傾向、65歳以上人口は増加の後減少傾向になることが予測されます。



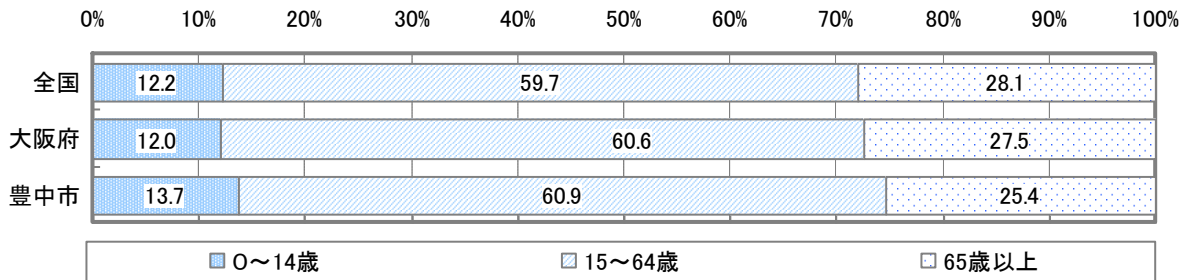
※推計方法：コーホート変化率法\*（住民基本台帳の平成26年(2014年)～平成31年(2019年)の人口移動率を乗算した推計方法。





本市の年齢3区分別人口割合について、全国及び大阪府と比較すると、0～14歳人口割合が高く、65歳以上人口割合が低くなっています。

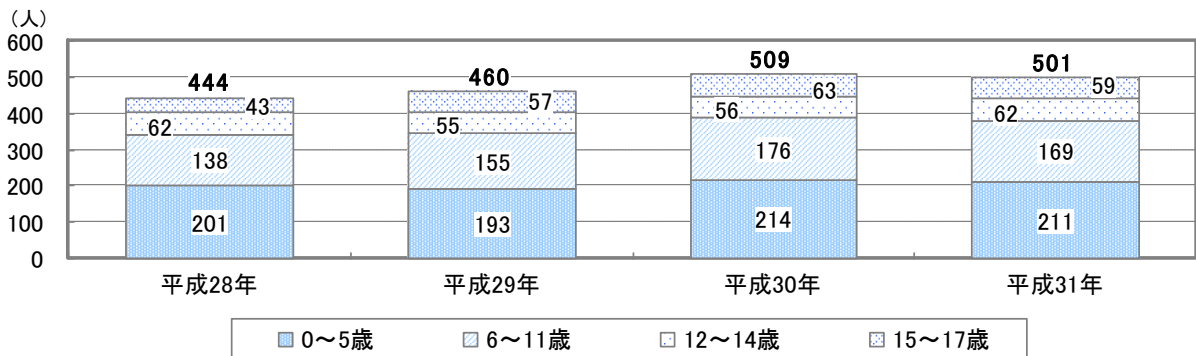
年齢3区分別人口割合の比較



資料：国勢調査（平成27年(2015年)）

18歳未満の外国人人口の状況を見ると、就学前児童の0～5歳が200人前後、小学生に相当する6～11歳が170人前後で推移しています。

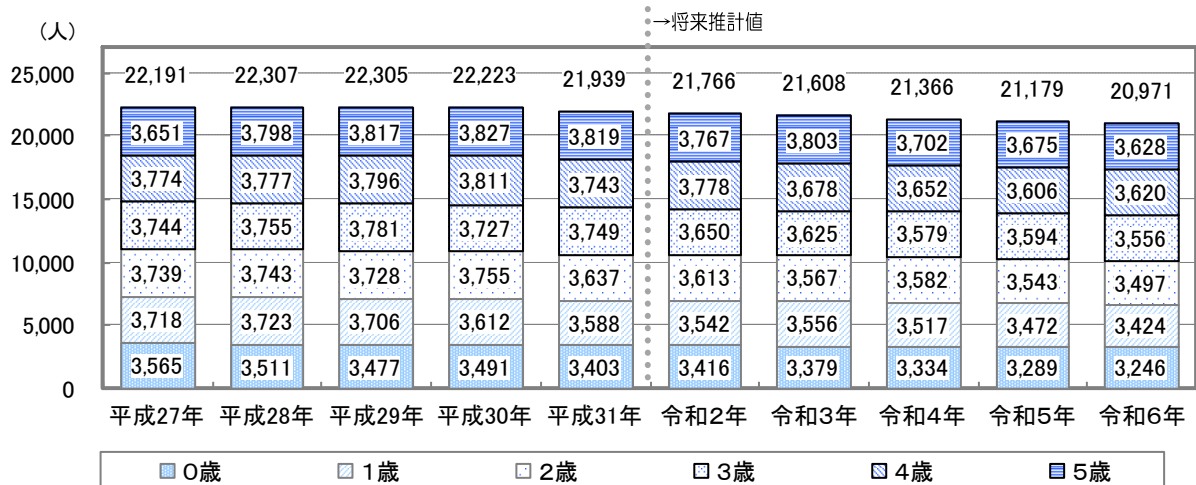
18歳未満の外国人人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

就学前児童（0～5歳）は平成28年(2016年)をピークに減少しはじめ、平成27年(2015年)から平成31年(2019年)にかけて252人減少しています。また、令和6年度(2024年度)までの人口推計においても、減少傾向となることが予測されます。

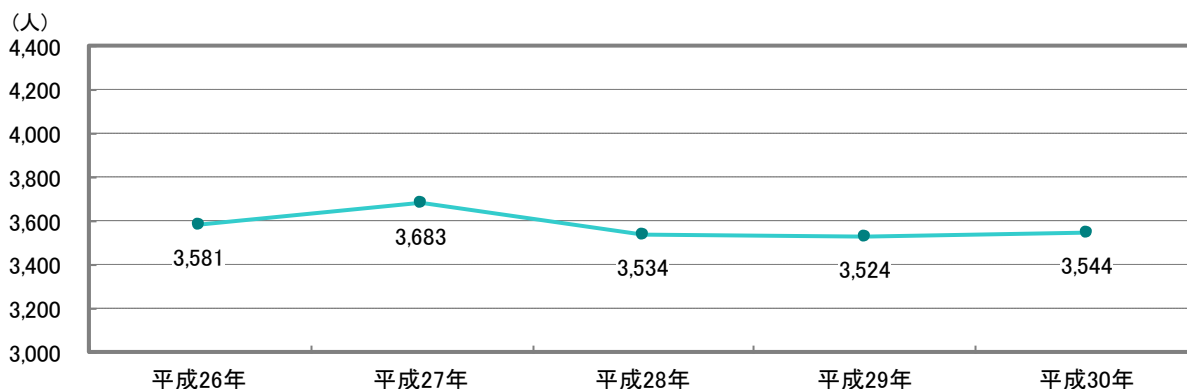
年齢別就学前児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

出生数は、平成26年(2014年)から平成30年(2018年)の5か年では、平成27年(2015年)をピークに減少しましたが、平成28年(2016年)以降横ばい傾向となっています。

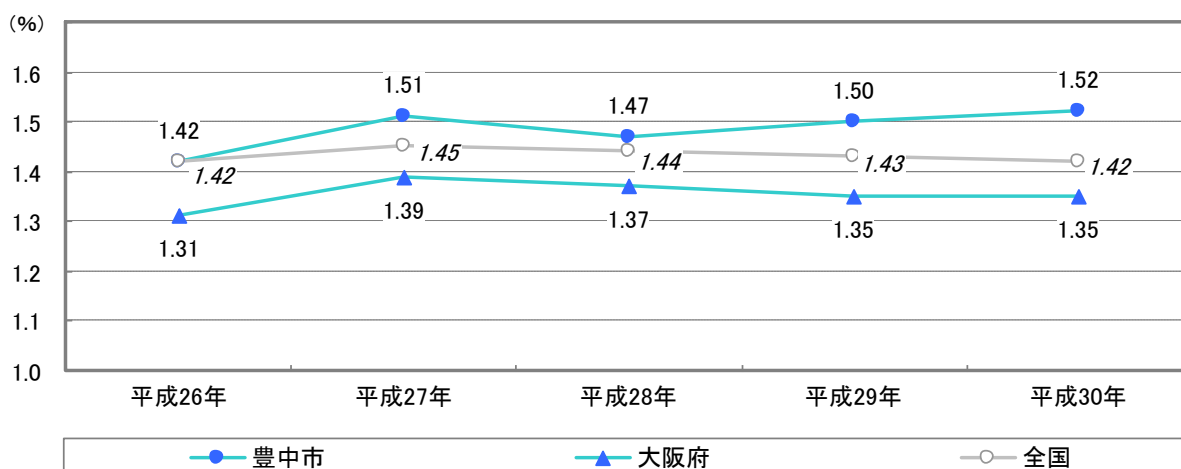
出生数の推移



資料：豊中市統計書

合計特殊出生率<sup>★</sup>は、平成27年(2015年)から平成28年(2016年)にかけて減少しましたが、その後は微増傾向となっています。

合計特殊出生率の比較



資料：住民基本台帳及び政府統計

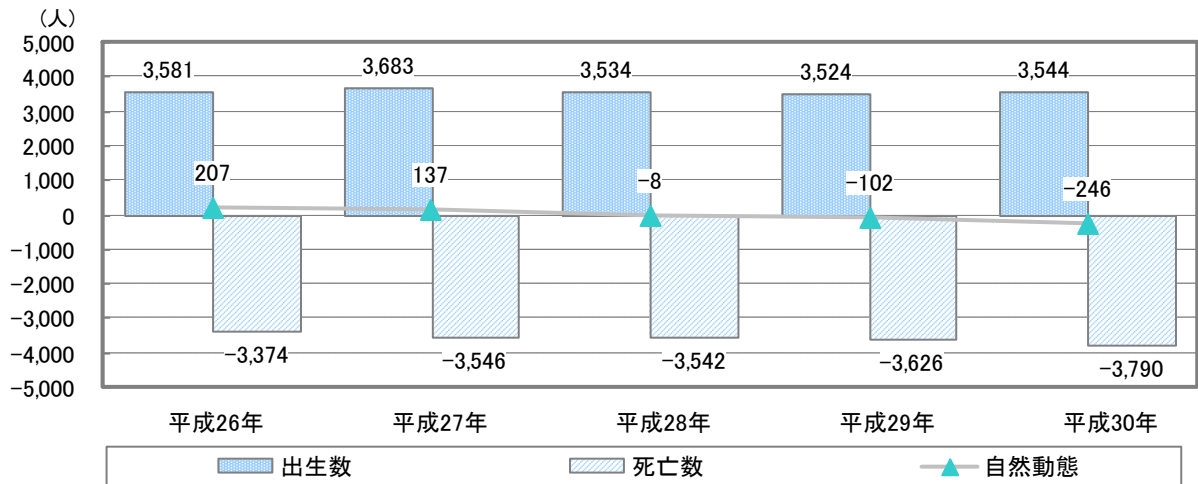
※大阪府、全国の合計特殊出生率は人口動態統計による。本市の合計特殊出生率は、住民基本台帳及び政府統計をもとに独自に算出したもの。

※出生率算出に用いる女性人口について：豊中市は、平成26年(2014年)までは外国人住民を含む女性人口を用いていたが、平成27年(2015年)以降は大阪府・全国の算出方法にあわせるため、外国人住民を除く日本人の女性人口を用いている。



自然動態（出生数から死亡数を減じた数）では、平成28年(2016年)以降死亡数が出生数を上回り、人口減少の要因となっています。

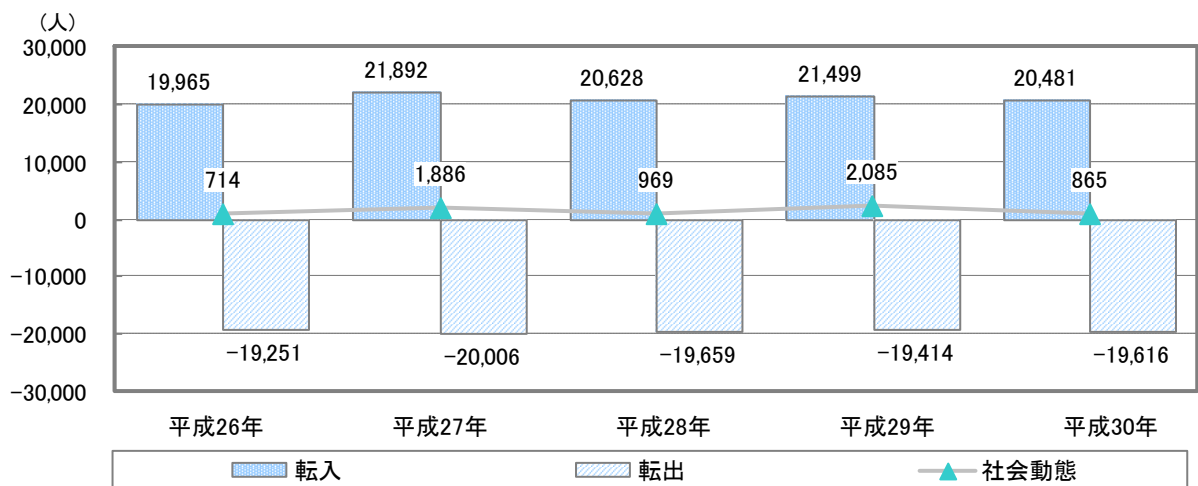
### 自然動態



資料：豊中市統計書

社会動態（転入数から転出数を減じた数）では、平成26年(2014年)以降転入数が転出数を上回ったまま概ね横ばいで推移しています。

### 社会動態



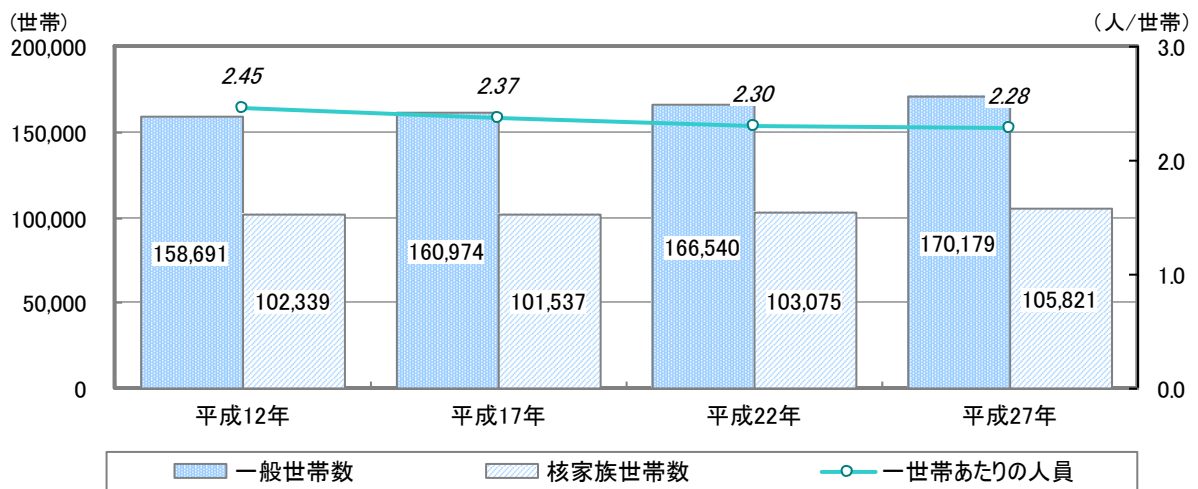
資料：豊中市統計書

子どものいる世帯の減少に歯止めはかかりましたが、全体的に核家族化が進んでいます。

## (2) 世帯について

世帯数の増加とともに核家族世帯数が増加し、一世帯あたりの人員は減少傾向となっています。

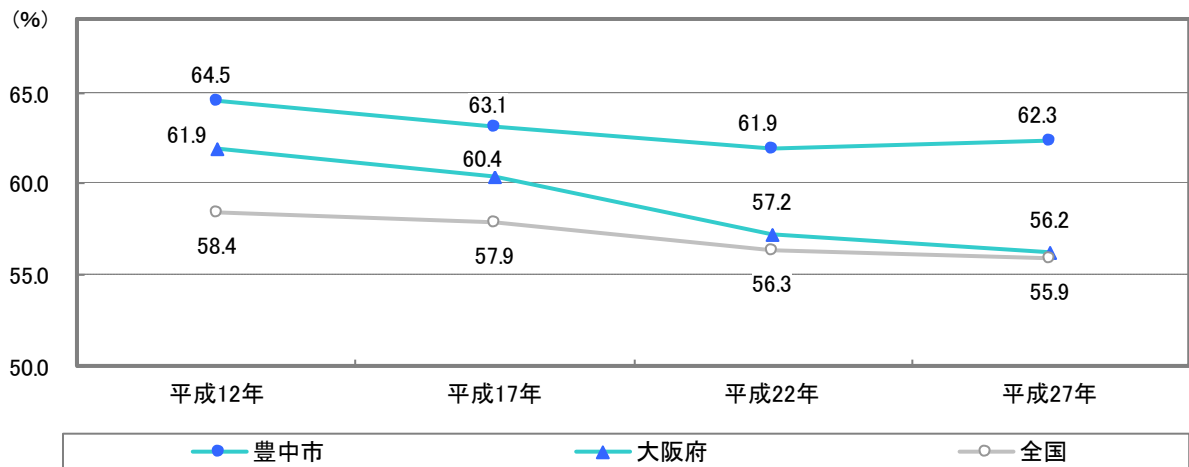
一般世帯数、核家族世帯数及び一世帯あたりの人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成22年(2010年)まで減少傾向となっていますが、平成27年(2015年)には増加に転じています。

一般世帯に占める核家族世帯の割合



資料：国勢調査



子どものいる世帯数割合の推移では、6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯ともに平成12年(2000年)から平成22年(2010年)まで減少傾向となっていますが、平成27年(2015年)にはわずかに増加しています。また、6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯の約9割が核家族世帯となっています。

### 子どものいる世帯数及び世帯割合の推移

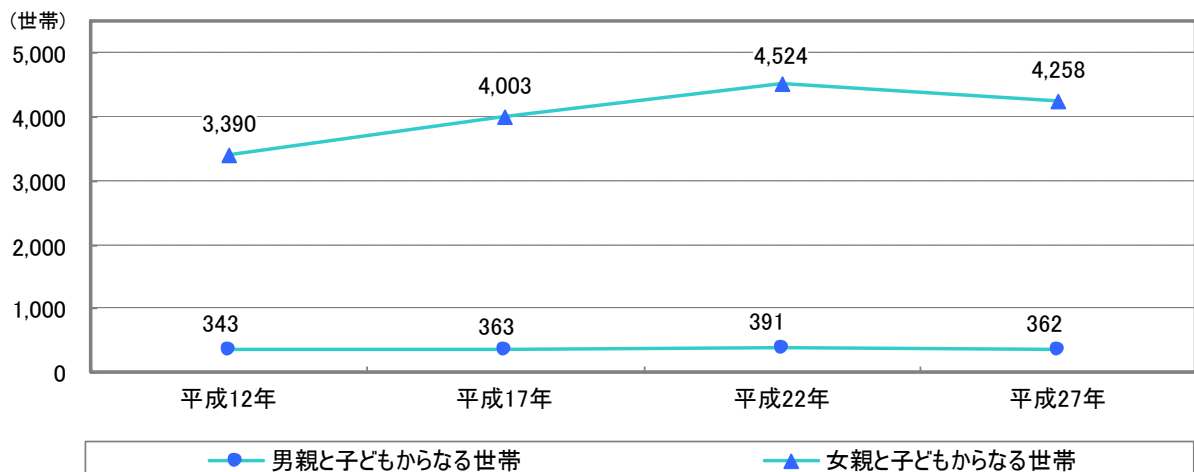
単位：＜実数＞人 ＜構成比＞%

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
一般世帯数	158,691	100.0	160,974	100.0	166,540	100.0	170,179	100.0
6歳未満の子どものいる世帯	17,341	10.9	16,437	10.2	16,137	9.7	16,661	9.8
核家族世帯	16,328	10.3	15,448	9.6	15,349	9.2	15,910	9.3
その他の親族世帯	1,013	0.6	989	0.6	759	0.5	718	0.4
非親族・単独世帯	0	0.0	0	0.0	29	0.0	33	0.0
18歳未満の子どものいる世帯	40,459	25.5	38,638	24.0	38,887	23.3	39,858	23.4
核家族世帯	37,003	23.3	35,607	22.1	36,205	21.7	37,413	22.0
その他の親族世帯	3,417	2.2	3,003	1.9	2,516	1.5	2,213	1.3
非親族・単独世帯	39	0.0	28	0.0	166	0.1	232	0.1

資料：国勢調査

母子家庭、父子家庭ともに平成12年(2000年)から平成22年(2010年)まで増加傾向となっていますが、平成27年(2015年)には減少しています。

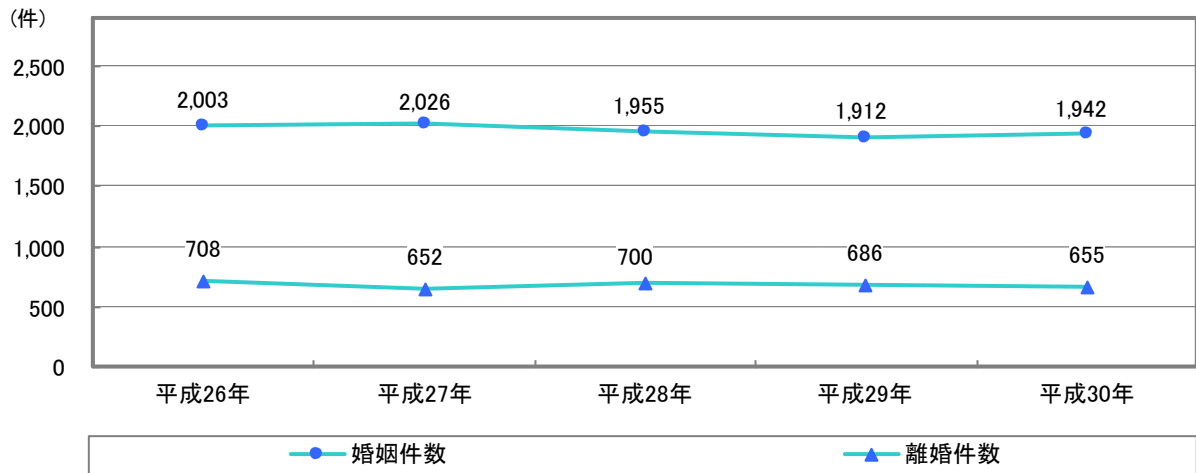
### 18歳未満の子どもがいる母子家庭、父子家庭の状況



資料：国勢調査

婚姻件数は増減しつつもわずかに減少傾向にあります。離婚件数は700件前後で推移しています。

婚姻件数と離婚件数の推移



資料：豊中市統計書



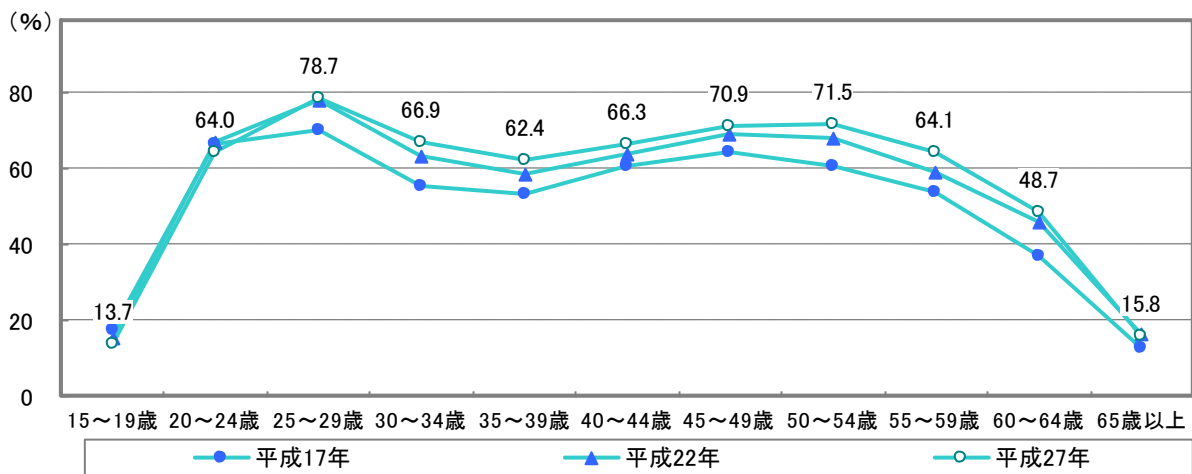


本市の女性の労働力率は、年々増加傾向にあります。全国平均・大阪府平均と比較すると低くなっています。

### (3) 就業の状況について

女性の労働力率は25～29歳のピーク以降、35～39歳で底を打った後に上昇に転じるM字曲線を描いています。また、25歳以上の労働力率は年々増加傾向となっています。

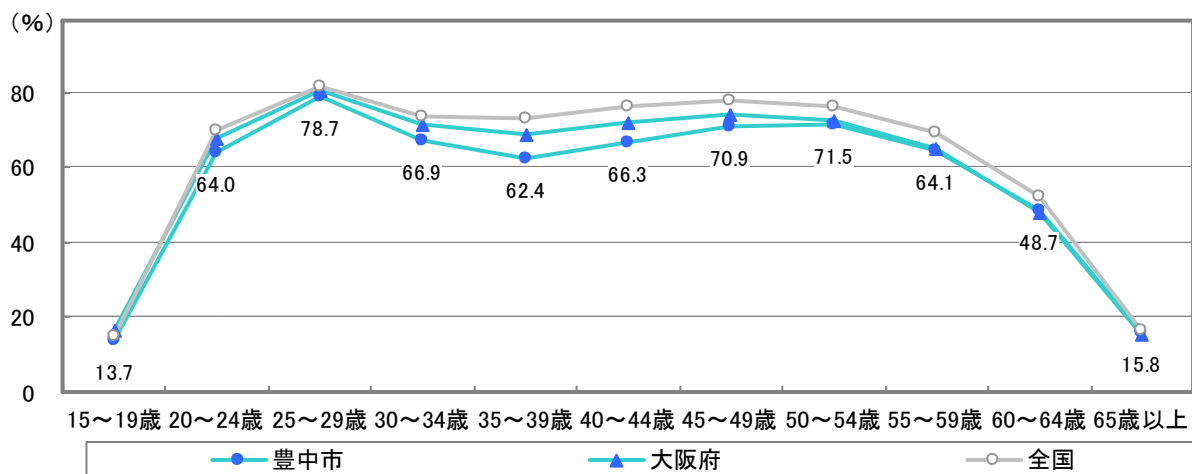
年齢階級別女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

本市の女性の労働力率は、大阪府及び全国と比較すると全体的に低い傾向となっており、特に35～39歳で低くなっています。

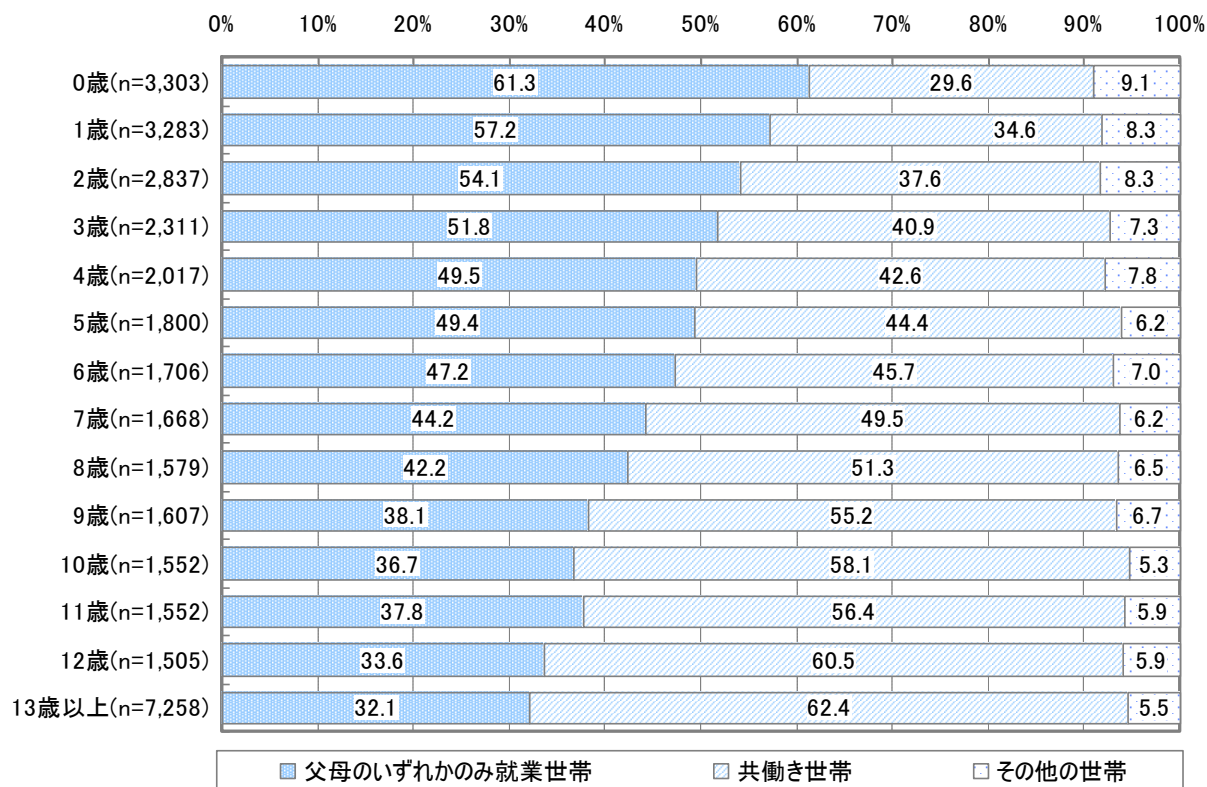
年齢階級別女性の労働力率の比較



資料：国勢調査(平成27年(2015年))

最年少の子どもが18歳未満の世帯のうち、最年少の子どもが6歳以下の世帯では、父母のいずれかのみ就業世帯の割合が高くなっていますが、最年少の子どもが7歳以上の世帯では、共働き世帯の割合が高くなっています。

最年少の子どもの年齢別父母のいずれかのみ就業世帯・共働き世帯の割合



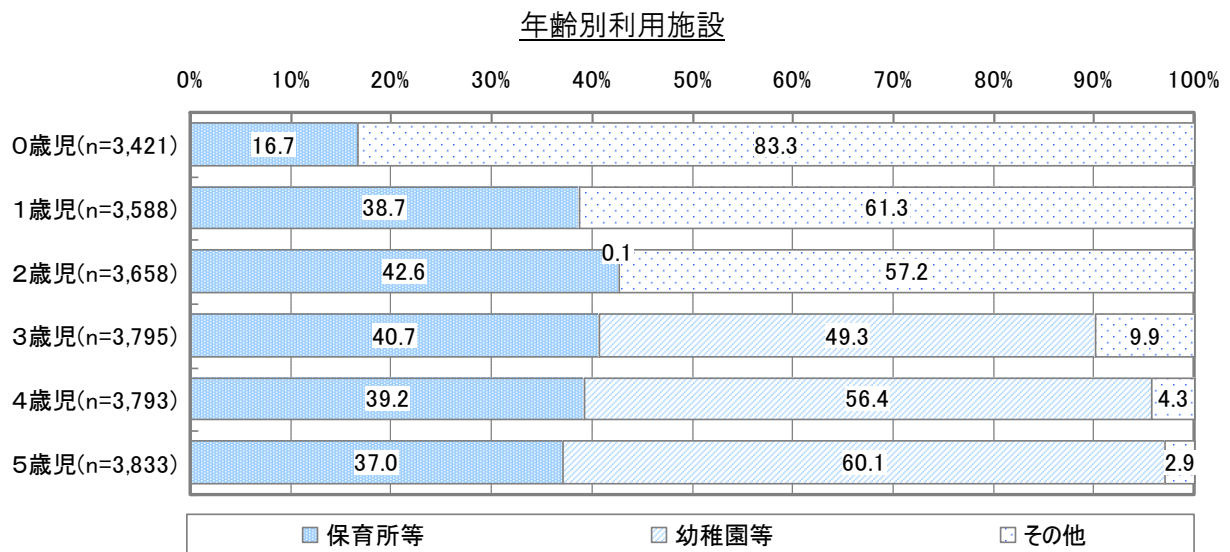
資料：国勢調査(平成27年(2015年))



3歳児以上では、約9割が保育所・幼稚園等を利用しています。

#### (4) 就学前施設の在籍状況

保育所等を利用している児童の割合は1歳児～5歳児で約40%、幼稚園等を利用している児童の割合は3歳児で約50%、4歳児、5歳児で約60%となっています。



資料：豊中市子育て給付課調べ（令和元年(2019年)5月1日現在）

※保育所等…保育所、認定こども園\*、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭保育所、待機児童解消のための緊急一時保育利用枠へ通園している児童（その他の認可外保育施設へ通園している児童は含まず）

幼稚園等…幼稚園、認定こども園へ通園している児童

その他……上記以外の児童。在宅、認可外保育施設、障害児通園施設等へ通園している児童

## 2 子育て・子育てに関する市民の意識

子ども自身、子育て中の保護者の意識を反映した計画となるように、策定に向けて調査を行いました。

平成30年(2018年)11月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」から、保護者(就学前児童及び小学生の保護者)の子育てに関する意識や、子ども本人(小学校5年生、中学2年生、高校2年生相当年齢の方)の意識や生活状況等について示します。

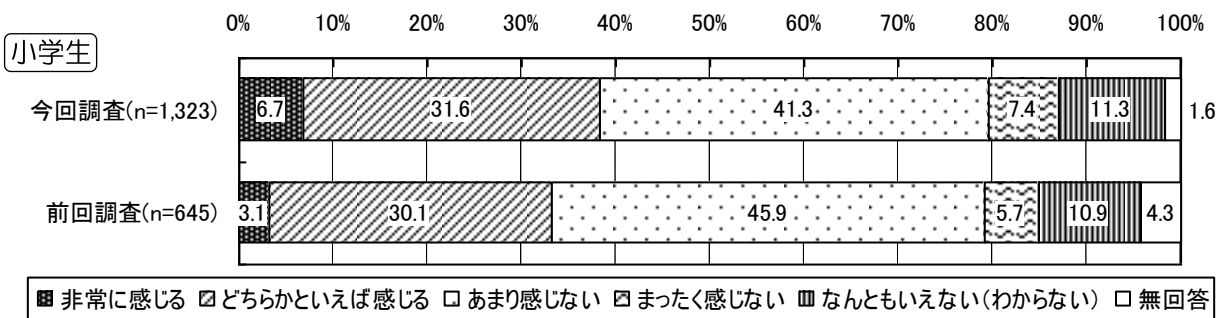
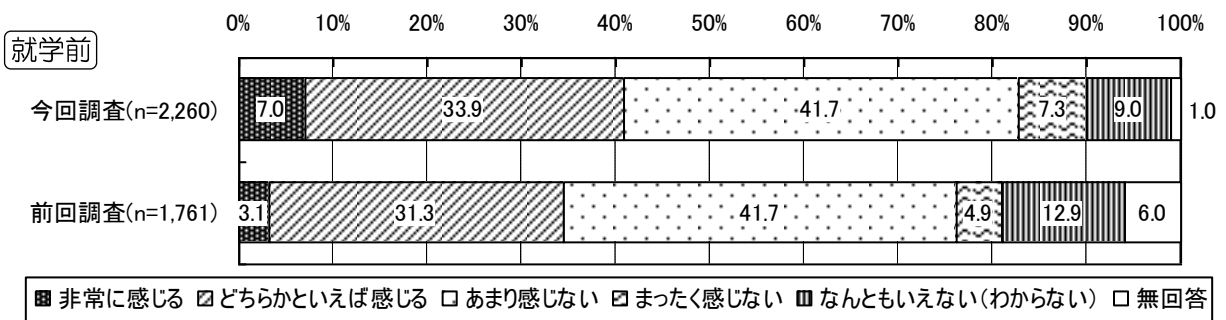
### (1) 保護者の子育てに関する意識や状況

#### ① 子育ての不安や負担について

##### 子育てへの不安や負担

##### ■不安や負担を感じる人が増加

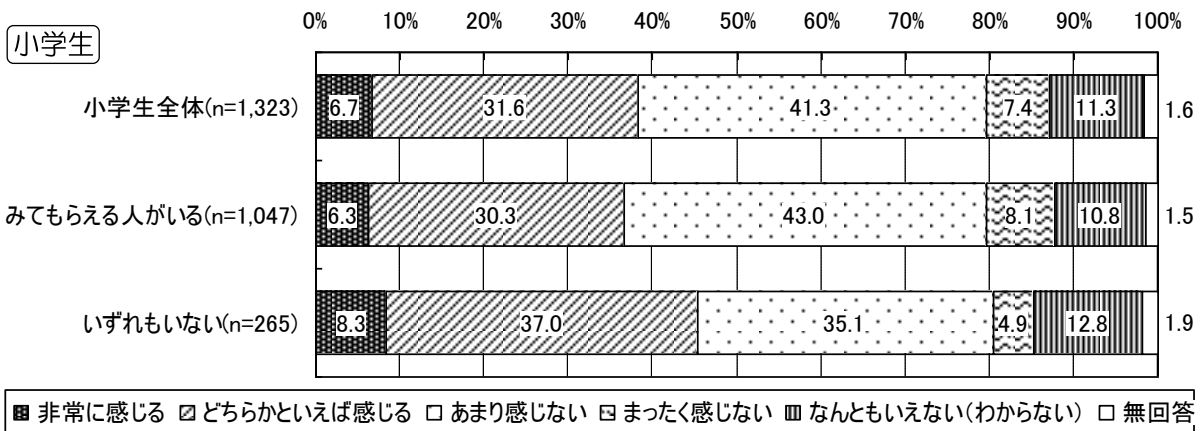
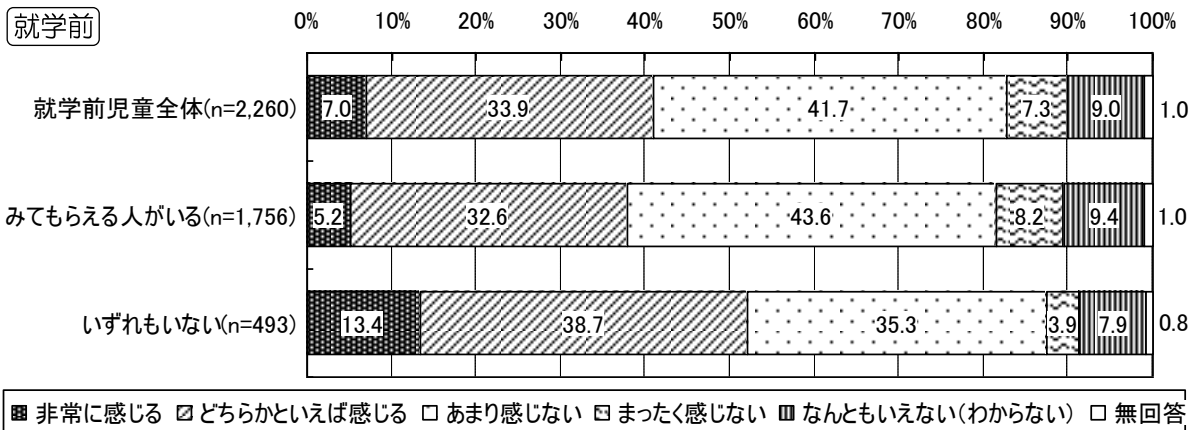
- 就学前児童・小学生ともに「非常に感じる」が前回調査から増加しています。
- 保護者の約40%が子育てへの不安や負担を感じると回答しています。





■ 『日頃子どもをみてもらえる人の有無』での状況

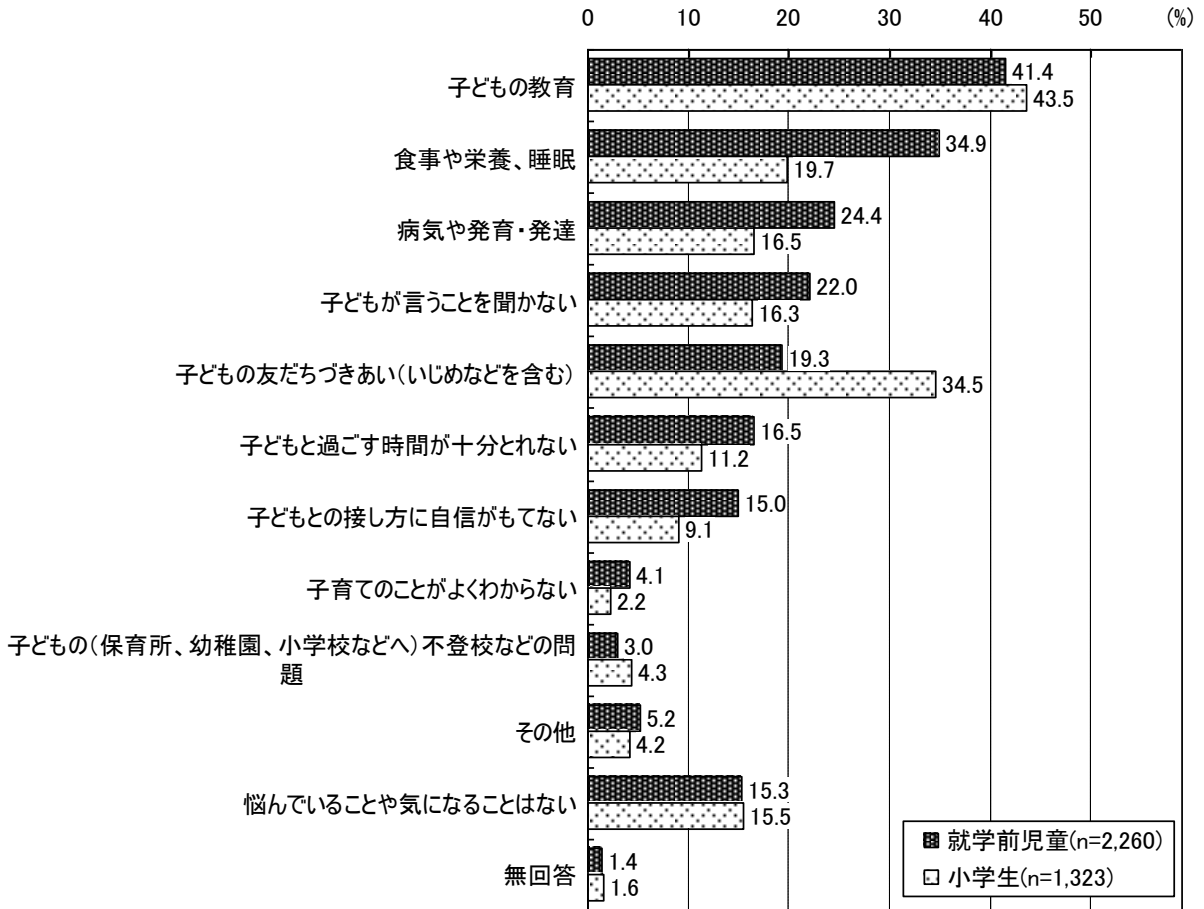
日頃子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した人はみてもらえる人がいると回答した人に比べて、子育てに不安や負担を「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合が高くなっています。



子育てに関して日頃悩んでいること（子どもに関すること）

■子どもの教育や健康への悩みが多い

- 就学前児童・小学生ともに子どもの教育に関する悩みが高くなっています。
- 就学前児童では子どもの食事や栄養、睡眠に関する悩みが高くなっています。小学生では子どもの友だちづきあいに関する悩みが高くなっています。





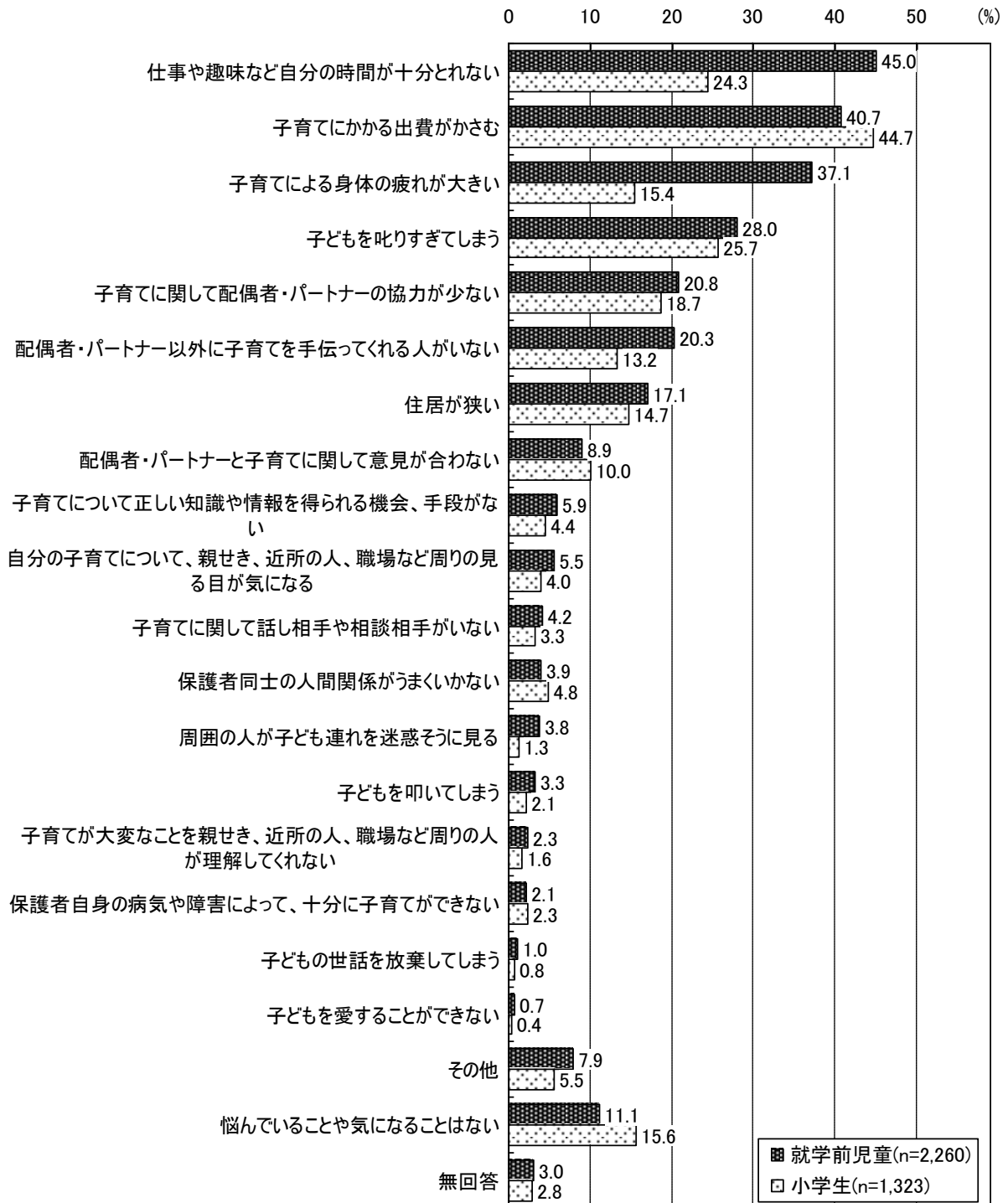


子育てに関して日頃悩んでいること（保護者に関すること）

■子育てにかかる出費がかさみ、特に就学前児童では時間的・体力的な負担が大きい

○就学前児童・小学生ともに子育てにかかる出費がかさむという回答が高くなっています。

○就学前児童では、小学生に比べて時間的・体力的な負担が大きいという回答が高くなっています。

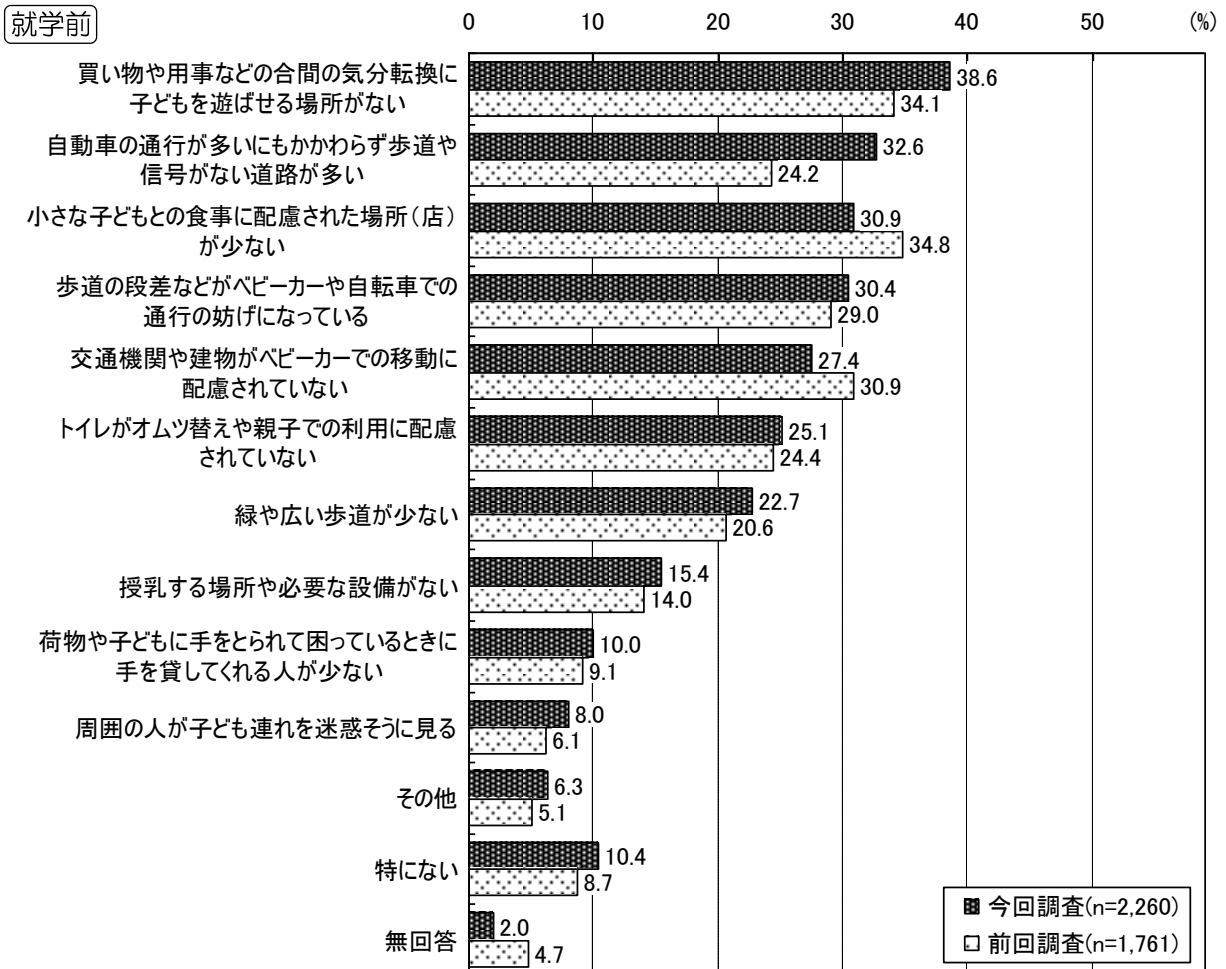


②子育て環境について

子どもとの外出時に困ること

■子どもの遊び場や道路環境に関する困りごとが多い

- 子どもの遊び場や小さな子どもの食事に配慮された場所が少ないという回答が高くなっています。
- 前回調査に比べると歩道や信号がないなど道路環境に関する回答が増加しています。
- 交通機関やトイレなどの子育てバリアフリー化についての回答は前回調査と同様の約30%となっています



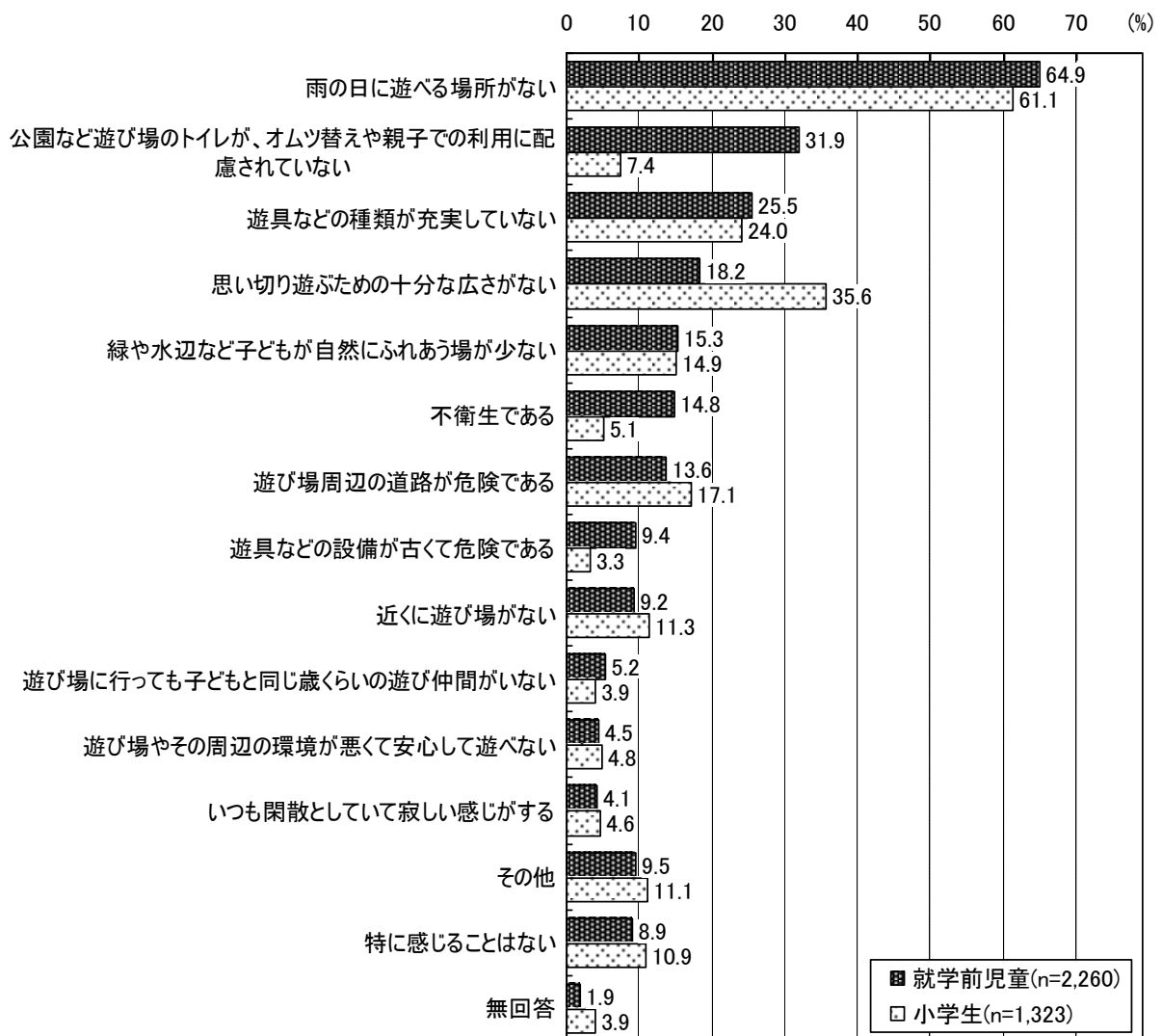


## 地域での子どもの遊び場について日頃感じること

### ■雨の日や思い切り遊べる広い場所が求められている

○就学前児童・小学生ともに、雨の日に遊べる場所がないという回答が最も高くなっています。また、小学生では思い切り遊ぶための十分な広さがないという回答が次いで高くなっています。

○就学前児童ではトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないという回答が高くなっています。



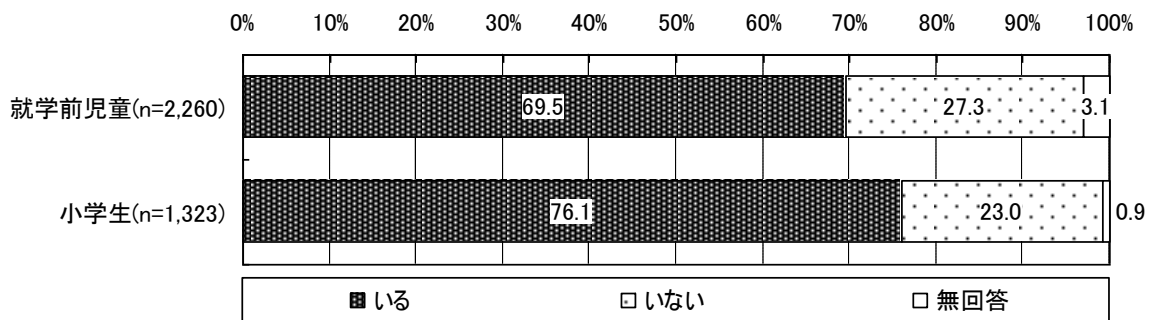
## 2章 子どもや子育て家庭の状況

### ③地域での子育て・子育てについて

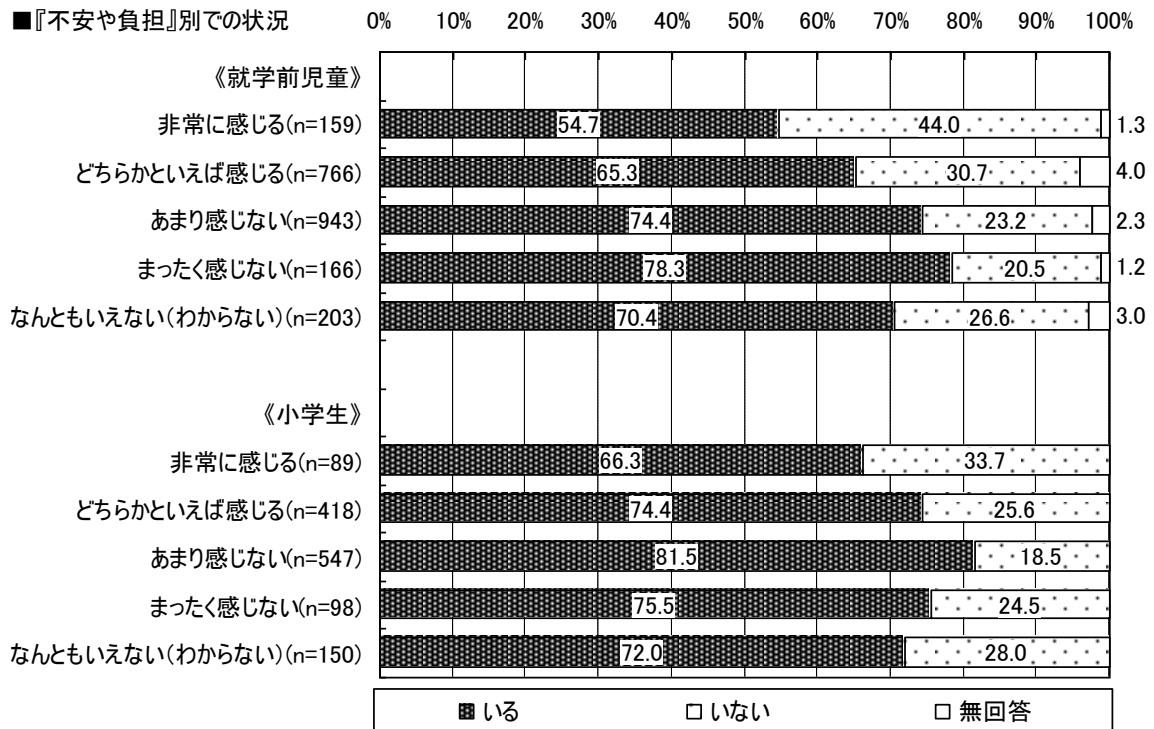
#### 日常的に話をする人の有無について

##### ■日常的に話をする人がいる方が、子育てへの不安や負担感が低い傾向

- 就学前児童・小学生ともに、日常的に話をする人がいるという回答が過半数となっており、小学生では就学前児童より高くなっています。
- また、日常的に話をする人がいると回答した人では、子育てに不安や負担を感じる割合が低い傾向があります。



##### ■『不安や負担』別での状況

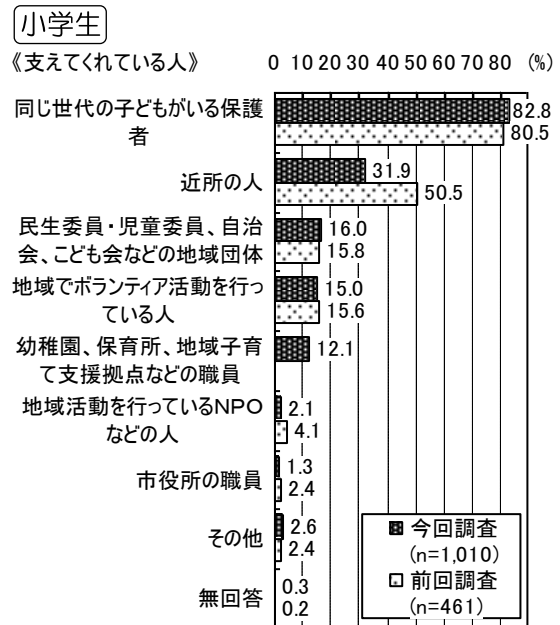
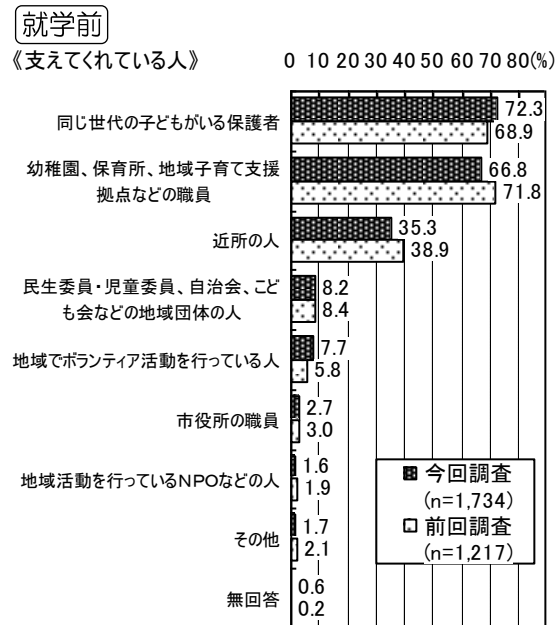
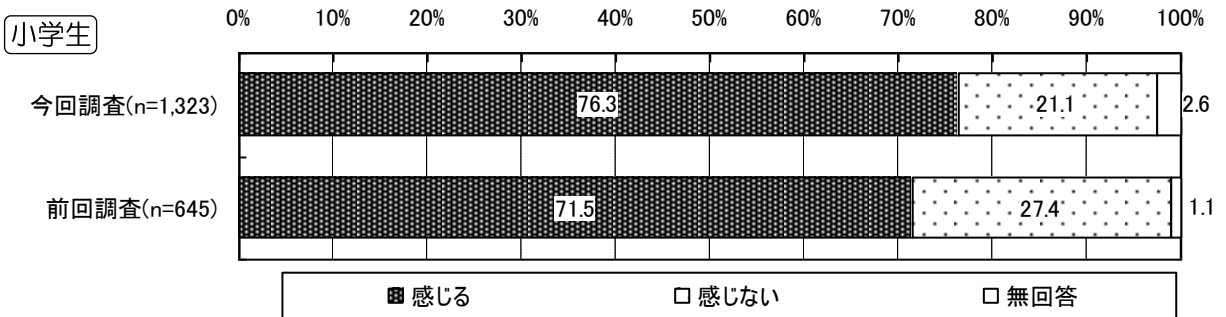
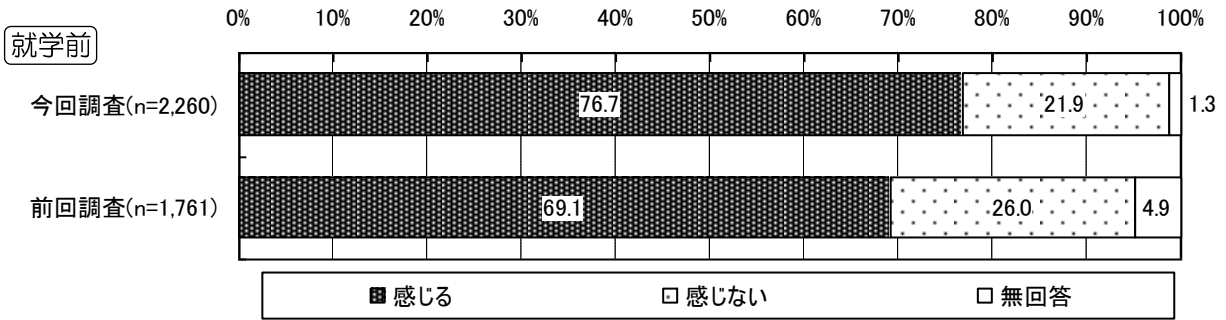




## 自分の子育てが地域の人に支えられているか

### ■地域の人に支えられていると感じる回答が増加

- 前回調査に比べて支えられていると「感じる」という回答が増加しています。
- 支えてくれている人は、同じ世代の子どもがいる保護者や保育・教育施設の職員、近所の人が高くなっています。

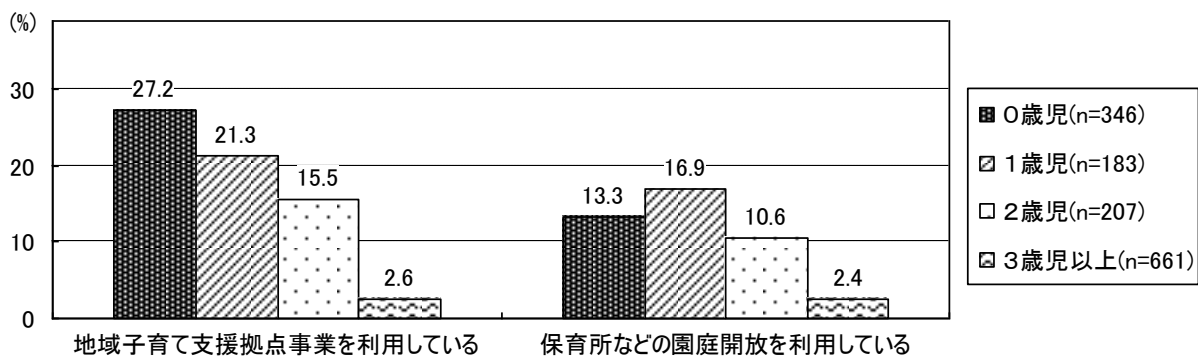
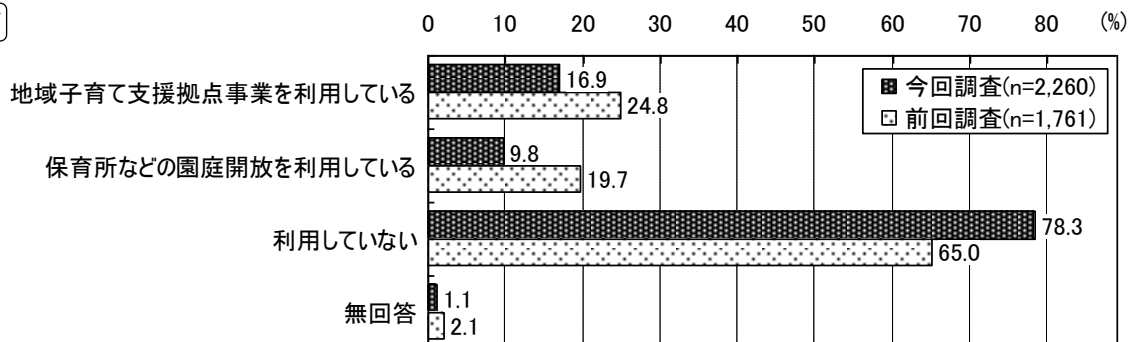


地域子育て支援拠点事業の利用状況

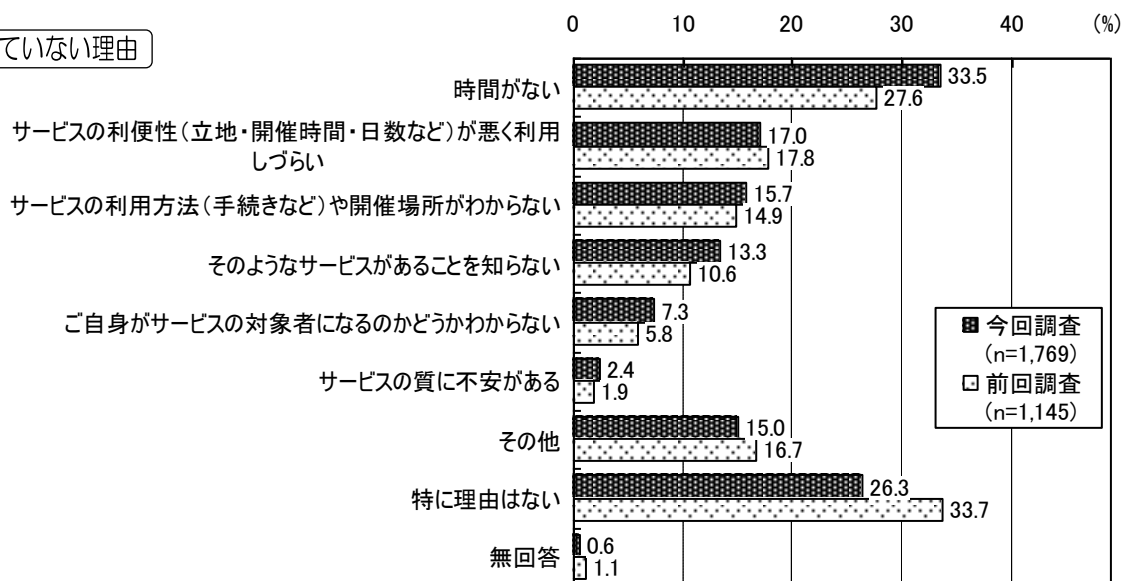
■地域子育て支援拠点事業の利用は0～2歳児が約6割

- 前回調査に比べて利用している割合は減少し、子どもの年齢で見ると、年齢が上がるにつれて利用割合は減少傾向で、3歳児以上で大きく減少しています。
- 利用していない理由は時間がないことが最も高くなっています。

就学前



利用していない理由





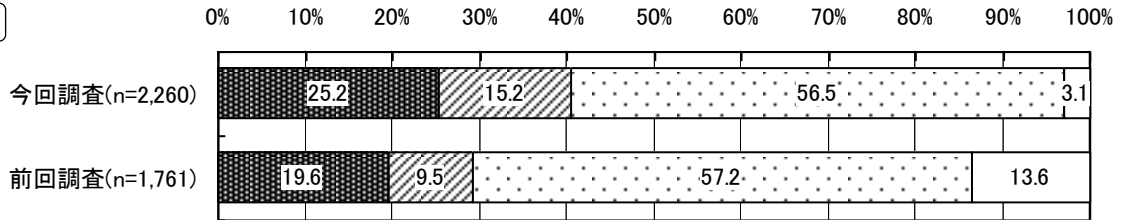


## 地域子育て支援拠点事業の利用希望

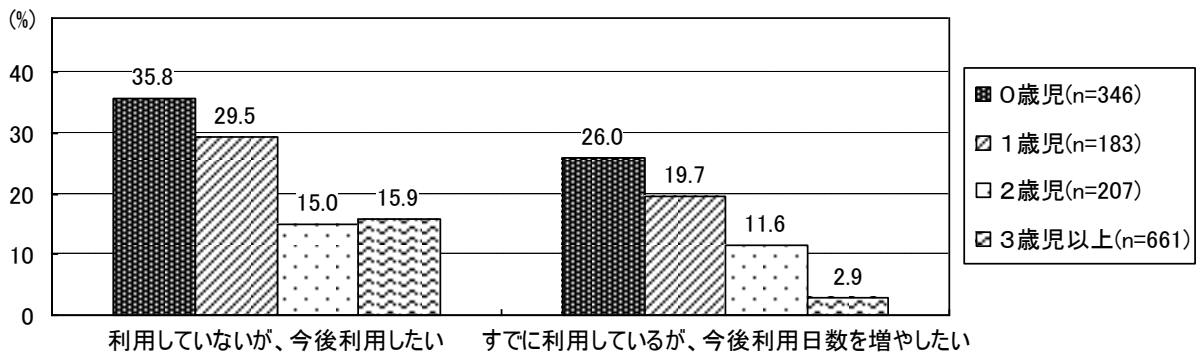
### ■地域子育て支援拠点事業の利用希望が増加

- 前回調査に比べて今後の利用希望が高くなっており、希望の利用日数も増加しています。
- 利用したいサービスとしては、常設の子育て親子の交流の場・遊びの場が最も高くなっています。

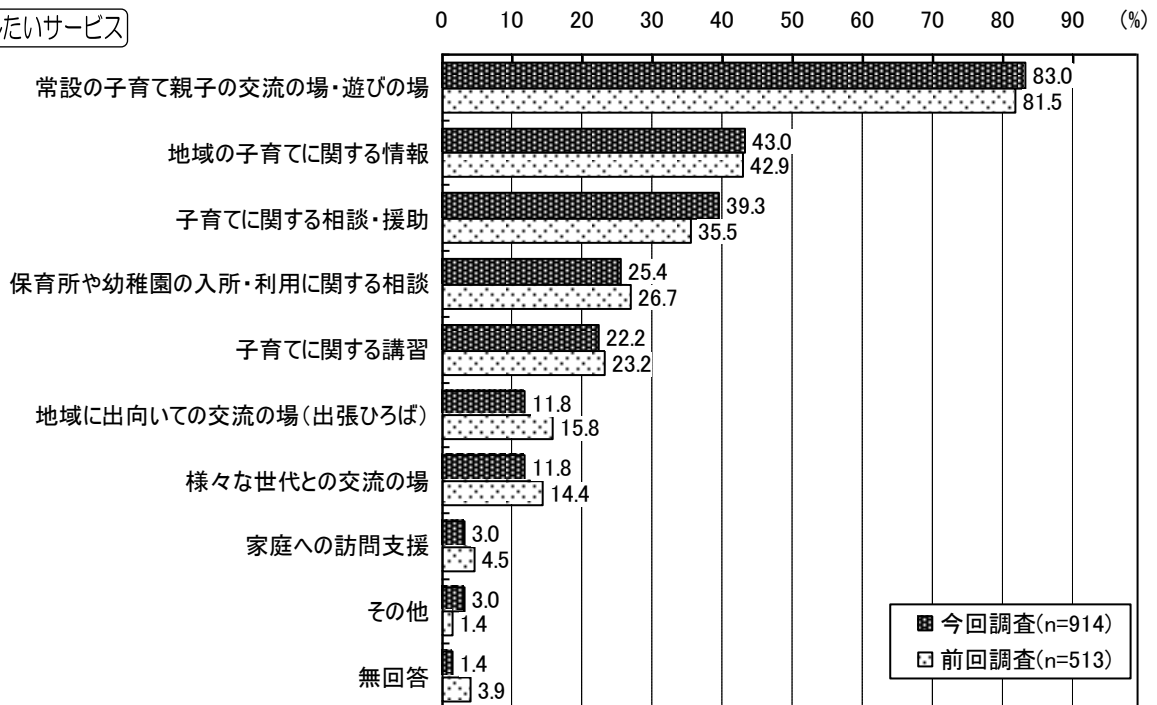
就学前



■ 利用していないが、今後利用したい □ すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい ○ 利用希望はない □ 無回答



利用したいサービス



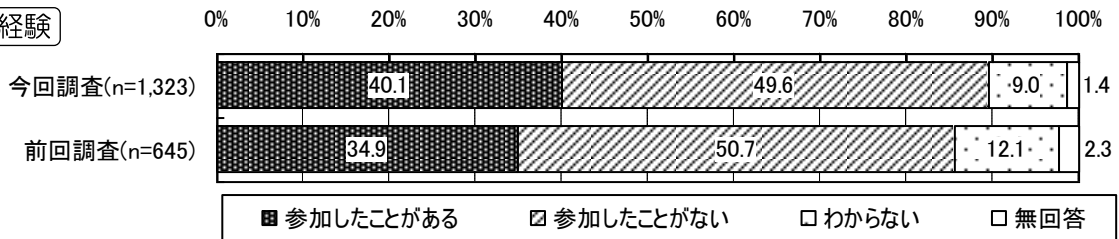
地域子ども教室について

■利用は伸びているが、今後の参加希望については「わからない」が多い

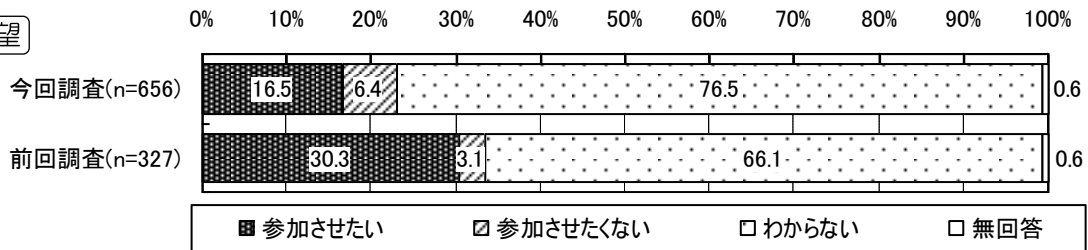
- 参加したことがある人は前回調査に比べて増加していますが、今後の参加希望は減少し、わからないという回答が高くなっています。
- 期待する活動として、様々な体験ができる機会を望む回答が高くなっています。

小学生

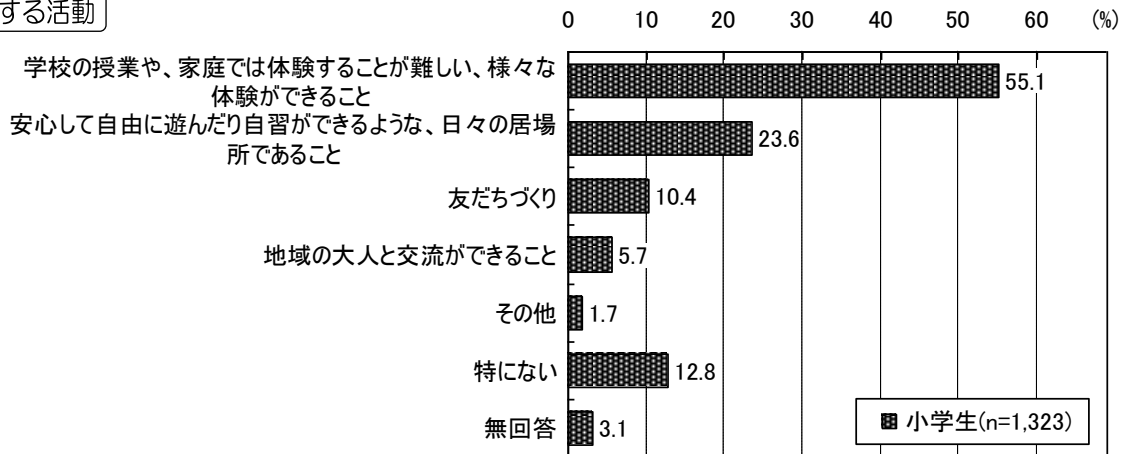
参加経験



参加希望



期待する活動

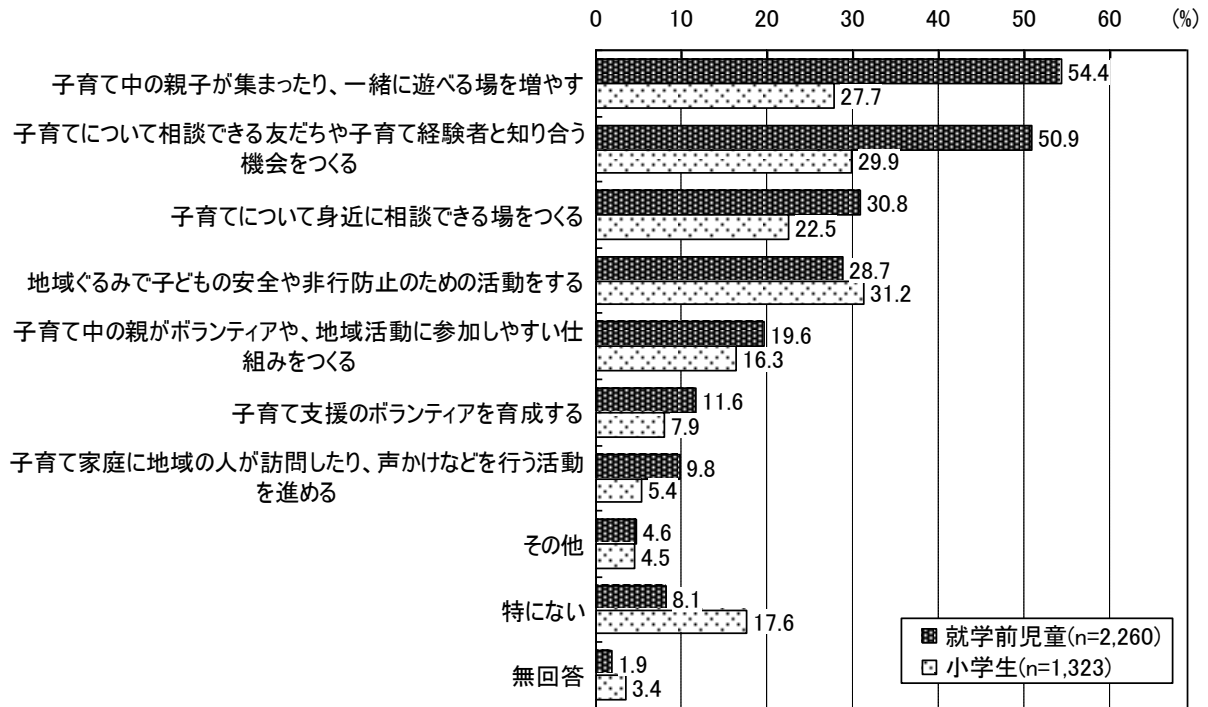




## 地域で必要と思う取組みについて

### ■子育て世代同士が集える場所が求められている

○就学前児童・小学生ともに、子育て中の親子が集まったり、子育てについて相談できる場を望む回答が高く、特に就学前児童で高くなっています。



## 2章 子どもや子育て家庭の状況

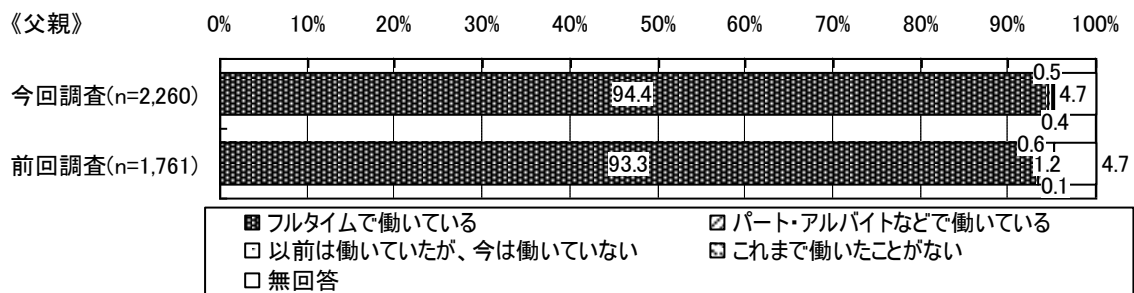
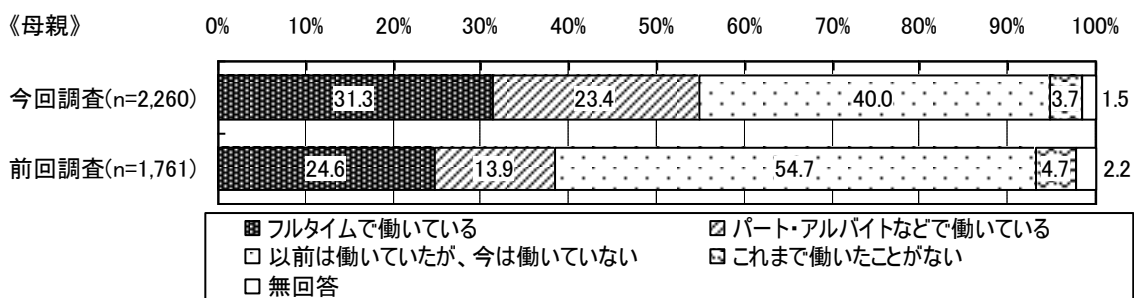
### ④子育てと仕事について

#### 父母の就労状況について

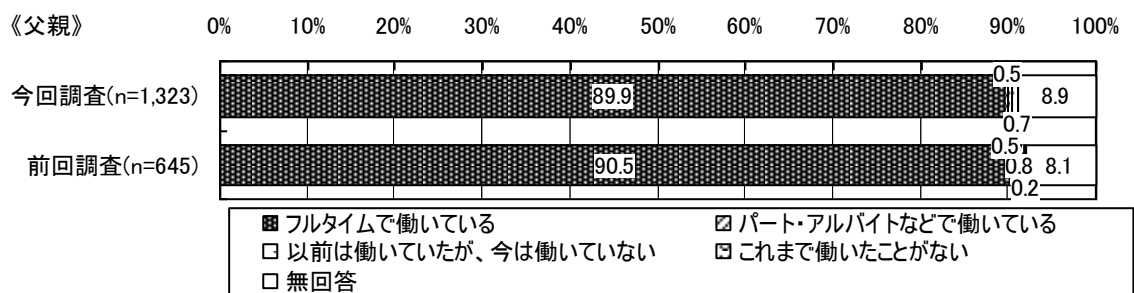
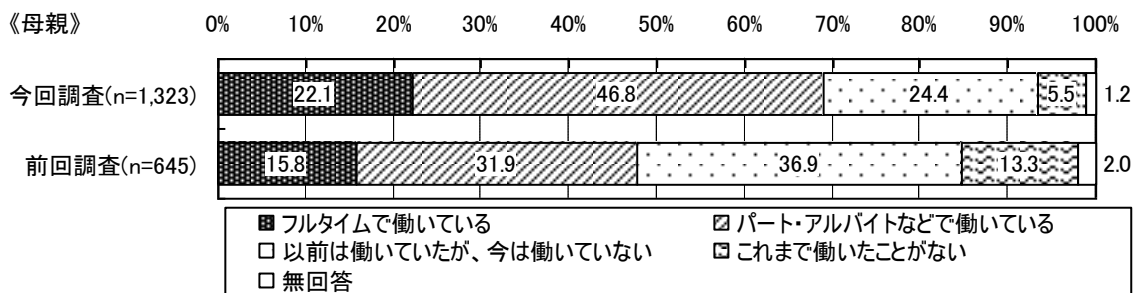
##### ■フルタイム、パート・アルバイトともに働く母親が増加

○就学前児童・小学生ともに、就労している母親が前回調査に比べて高くなっています。小学生ではフルタイムとパート・アルバイトをあわせると約7割の母親が就労しています。

#### 就学前



#### 小学生





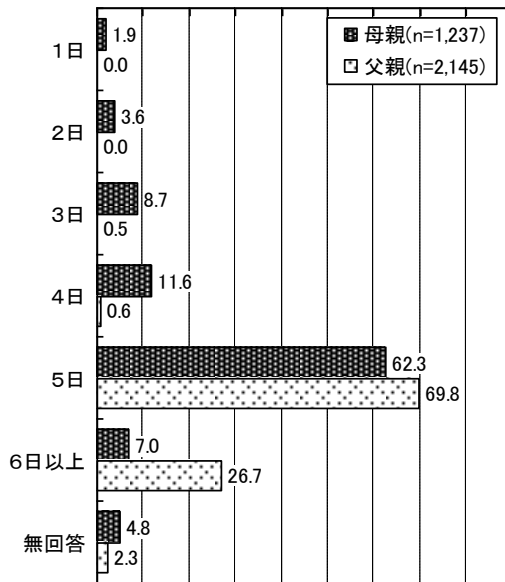
## 父母の就労時間、就労日数

### ■父母ともに週5日勤務が多く、就労時間は8時間前後

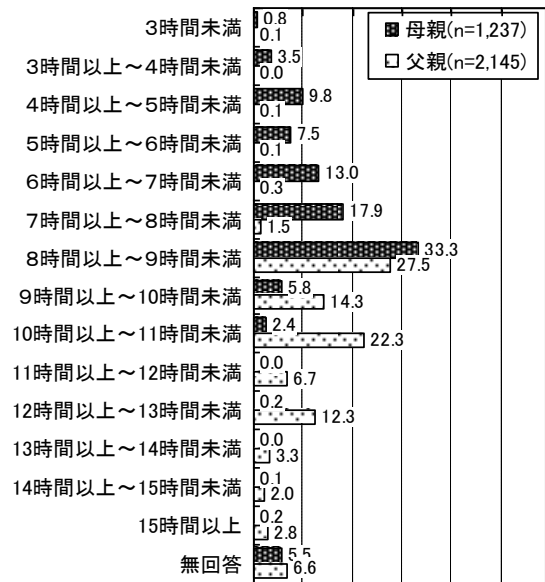
- 就学前児童では週5日勤務が父母ともに最も高くなっています。また、父親では週6日以上も26.7%と高く、土曜日や日曜日にも勤務していることがうかがえます。
- 就労時間では父母ともに8時間以上9時間未満が最も高く、母親では4時間以上8時間未満が高くなっています。

#### 就学前

《就労日数》 0 10 20 30 40 50 60 70 80 (%)

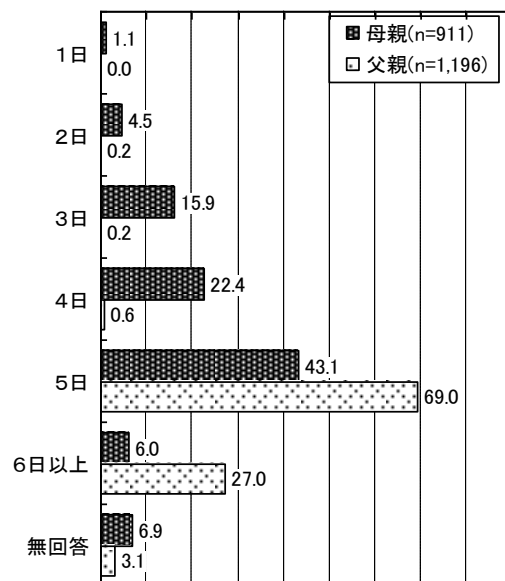


《就労時間》 0 10 20 30 40 50 (%)

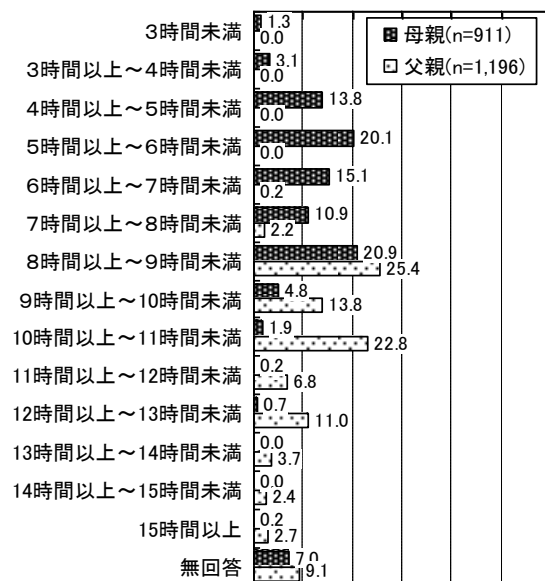


#### 小学生

《就労日数》 0 10 20 30 40 50 60 70 80 (%)



《就労時間》 0 10 20 30 40 50 (%)

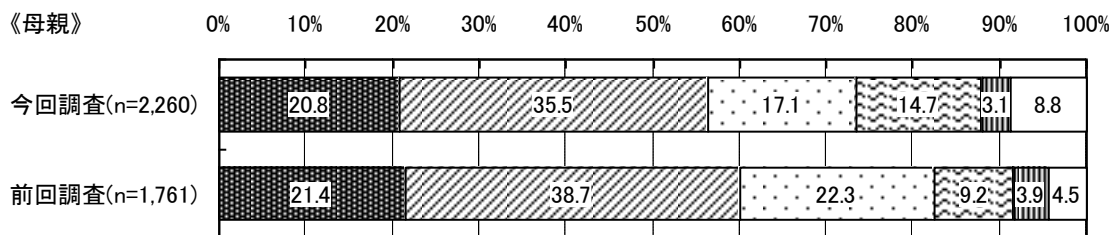


家事、育児分担への満足度について

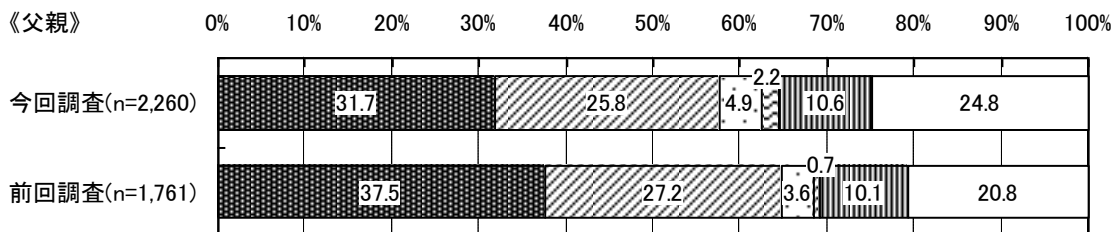
■配偶者・パートナーとの家事、育児分担が不十分と感じる母親が増加

○就学前児童・小学生ともに、前回調査に比べて家事や育児の分担について不十分だと思うという回答が高くなっています。

就学前

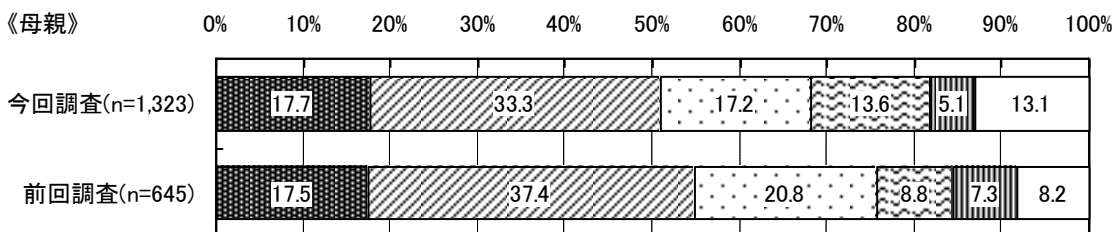


■ 十分だと思う □ まあまあ十分だと思う □ あまり十分だと思わない □ 不十分だと思う ■ わからない □ 無回答

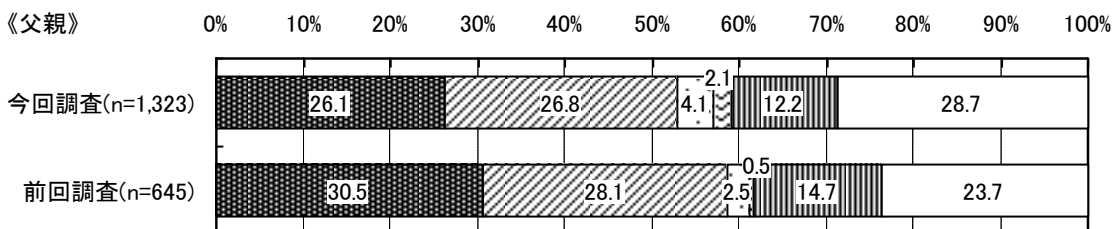


■ 十分だと思う □ まあまあ十分だと思う □ あまり十分だと思わない □ 不十分だと思う ■ わからない □ 無回答

小学生



■ 十分だと思う □ まあまあ十分だと思う □ あまり十分だと思わない □ 不十分だと思う ■ わからない □ 無回答



■ 十分だと思う □ まあまあ十分だと思う □ あまり十分だと思わない □ 不十分だと思う ■ わからない □ 無回答

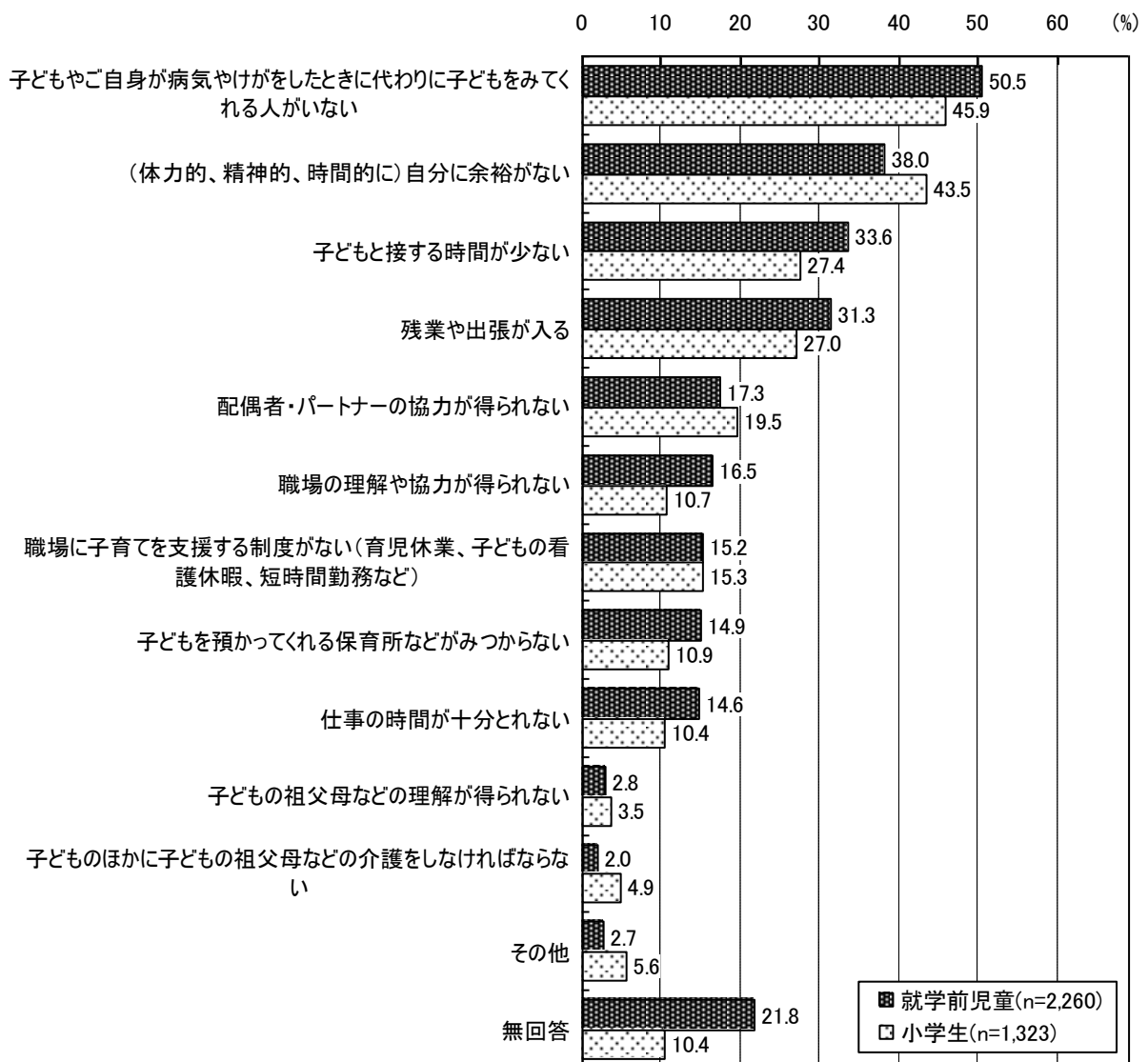




## 仕事と子育てを両立させる上での課題について

### ■緊急時の預け先や保護者の休息のための機会が必要

- 就学前児童・小学生ともに、子どもの急な預け先がない、保護者自身の余裕がないという回答が高くなっています。
- 就学前児童では、子どもと接する時間が少ない、残業や出張が入る、仕事の時間が十分にとれないという回答が高くなっています。



## 2章 子どもや子育て家庭の状況

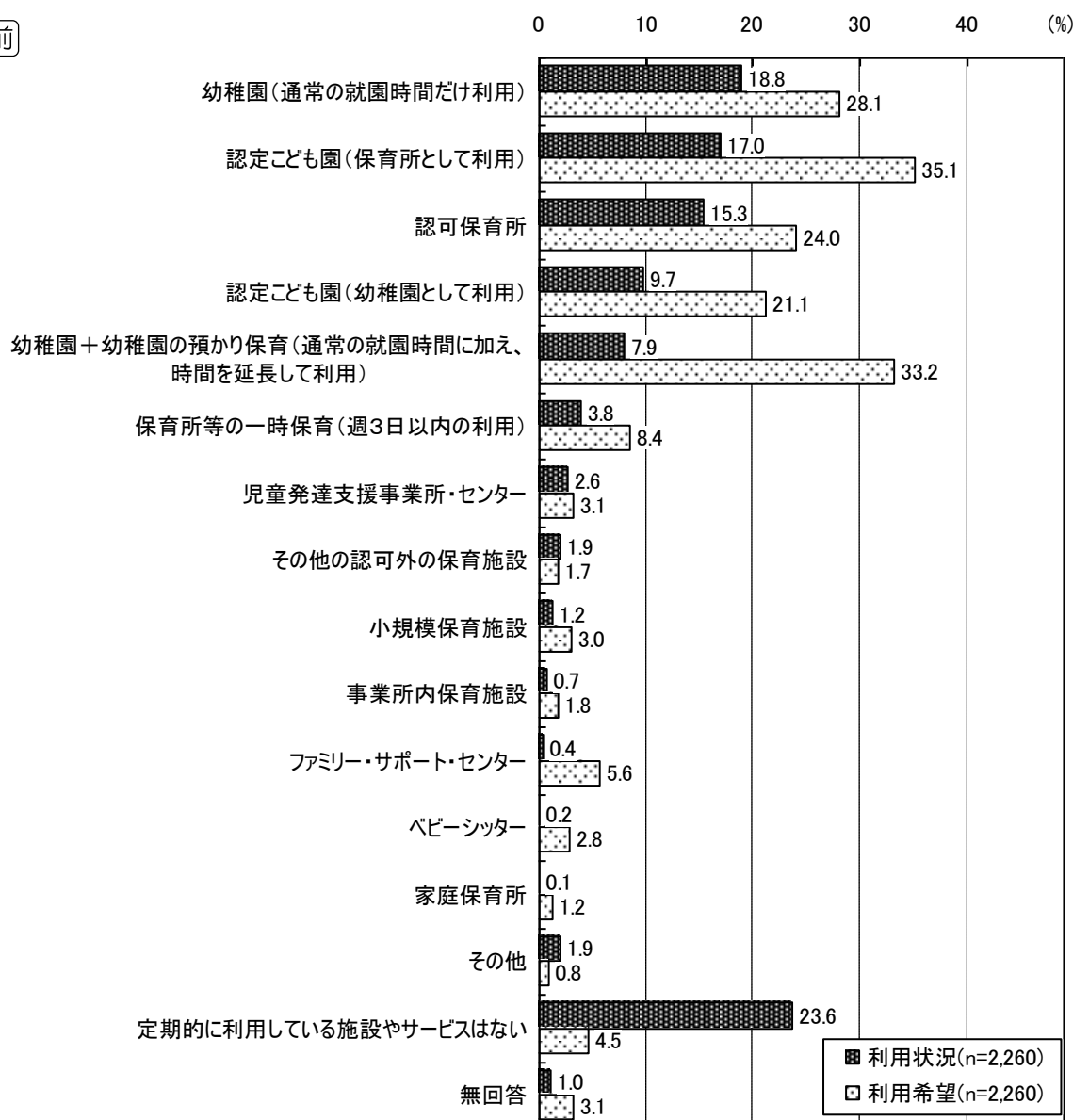
### ⑤ 子育て・子育てに関する支援や対策について

#### 施設やサービスの利用状況及び利用希望について

##### ■ 幼稚園を利用している割合が高く、幼稚園の預かり保育の利用希望が高い

○現在の利用状況では幼稚園（通常の就園時間だけ利用）や認定こども園<sup>★</sup>、認可保育所の利用が高くなっていますが、今後の利用希望では、認定こども園（保育所として利用）や幼稚園とあわせて幼稚園の預かり保育の利用希望が高くなっています。

就学前



★は資料編「6 用語集」をご覧ください

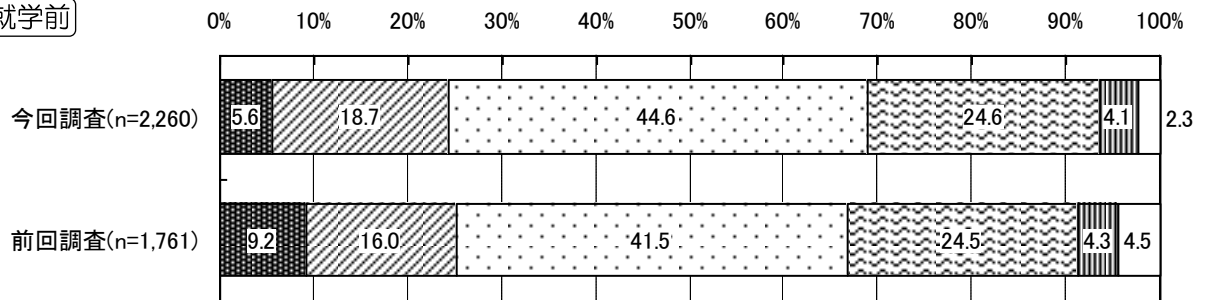


## 子育て環境や子育て支援への満足度について

### ■満足度は「普通・どちらでもない」が約半数となっている

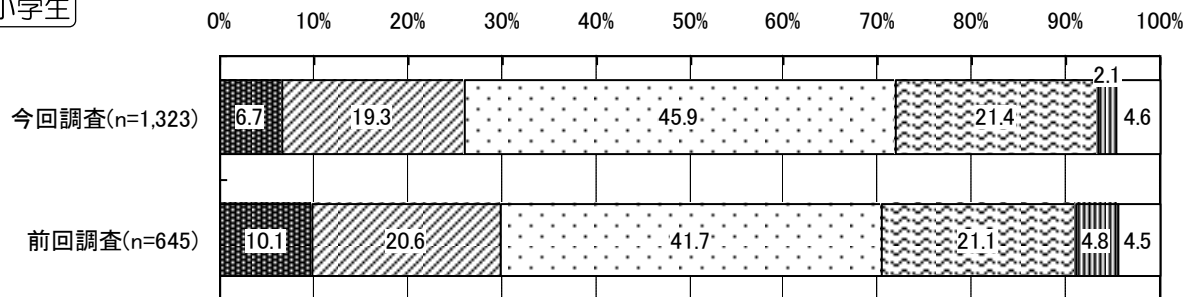
○前回調査に比べて、就学前児童では1点（満足度が低い）が減少し、2点（やや低い）、3点（普通・どちらでもない）が増加しています。また、小学生では1点と5点（満足度が高い）が減少し、3点が増加しています。

#### 就学前



■ 1点 (満足度が低い) ■ 2点 (やや低い) □ 3点 (普通・どちらでもない) ■ 4点 (やや高い) ■ 5点 (満足度が高い) □ 無回答

#### 小学生

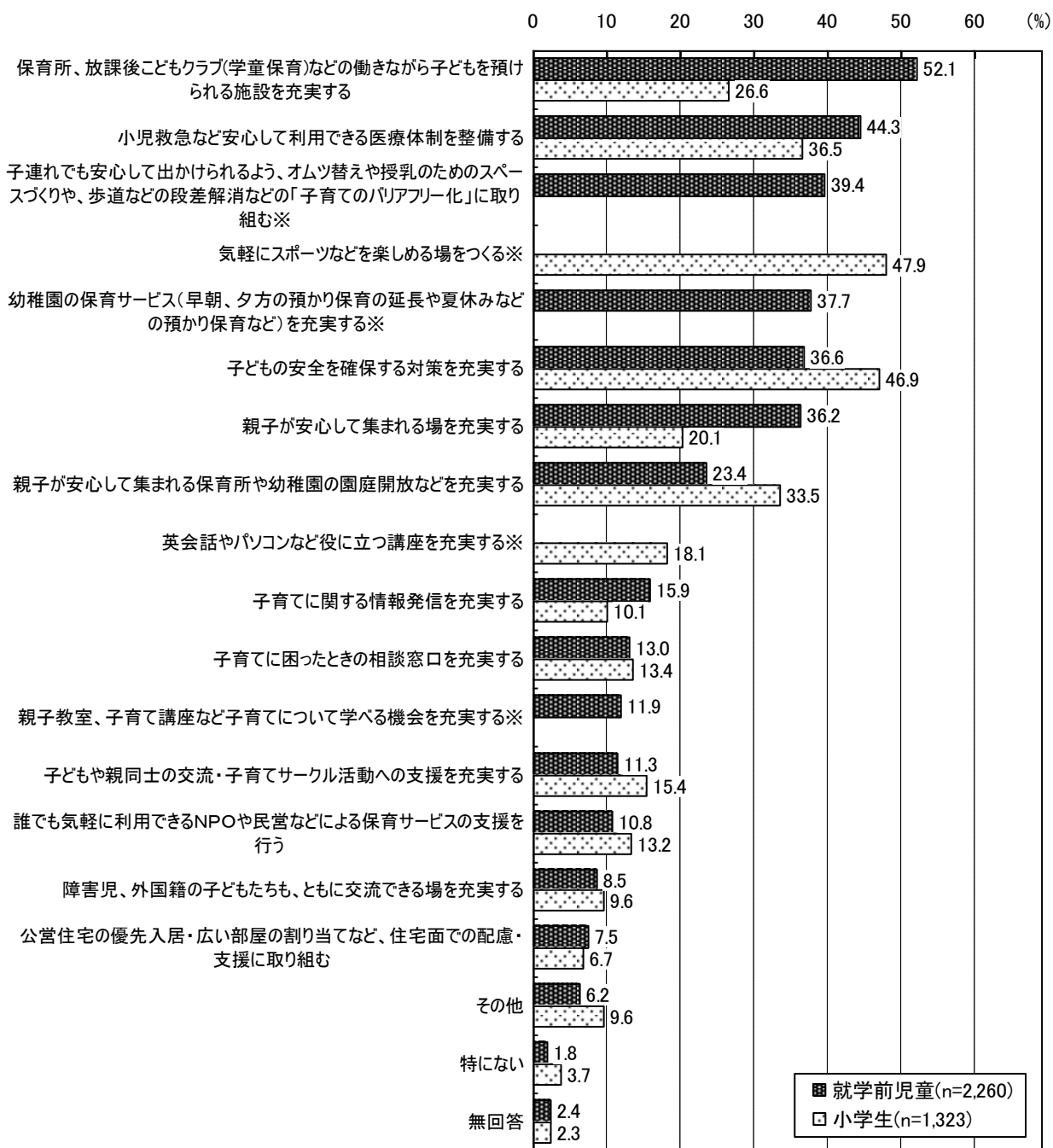


■ 1点 (満足度が低い) ■ 2点 (やや低い) □ 3点 (普通・どちらでもない) ■ 4点 (やや高い) ■ 5点 (満足度が高い) □ 無回答

充実してほしい子育て支援策について

■保育サービスや子育てのバリアフリー化、小児医療体制の整備など多岐にわたる支援策の充実が求められている

- 就学前児童では働きながら子どもを預けられる施設やサービスに関する回答や小児医療体制の整備、子育てのバリアフリー化などが高くなっています。
- 就学前児童・小学生ともに、小児医療体制の整備や子どもの安全確保、遊び場の確保などが高くなっています。



※ それぞれ就学前児童、小学生のみの設問



## (2) 子ども自身の意識や状況

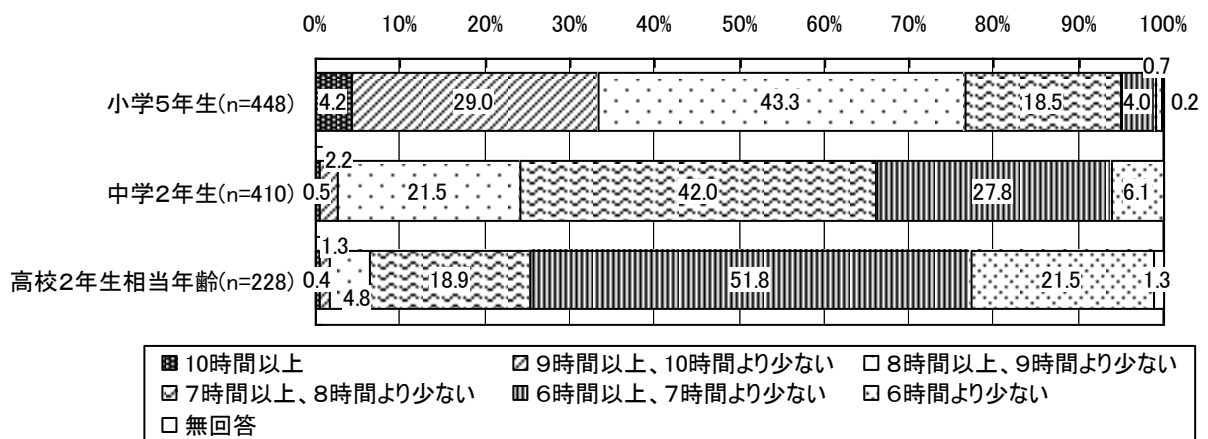
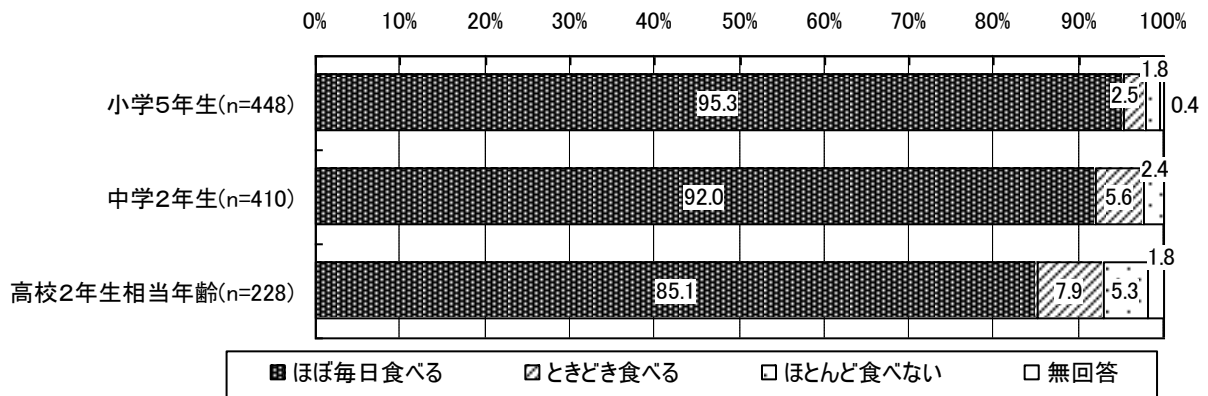
### ①日常生活について

#### 朝食や睡眠時間について

##### ■年齢が上がるにつれ、朝食の欠食が増加し、睡眠時間が減少

○朝食については、小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢でほぼ毎日食べるという回答が約90%となっていますが、年齢が上がるにつれてときどき食べるやほとんど食べないという回答が高くなっています。

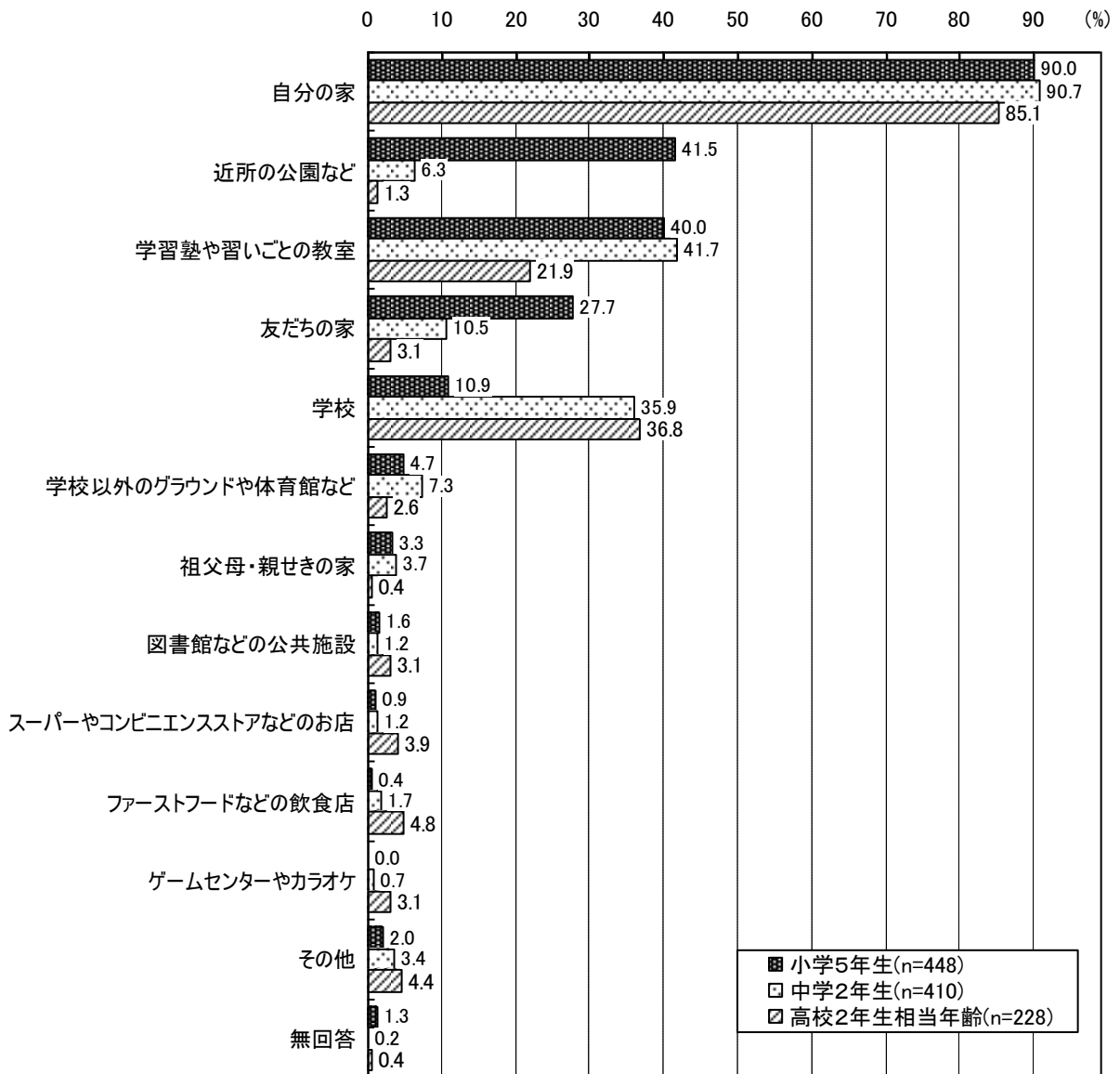
○睡眠時間については、中学2年生は小学5年生に比べて大きく減少し、8時間未満が75.9%となっています。また、高校2年生相当年齢では7時間未満が73.3%となっています。



放課後に過ごす場所について

■子どもの多くが学習塾や習いごとの教室、学校で過ごしている

○自宅を除くと、小学5年生では公園、学習塾や習いごとの教室、友だちの家が高くなっています。また、中学2年生・高校2年生相当年齢では、学習塾や習いごとの教室、学校が高くなっています。

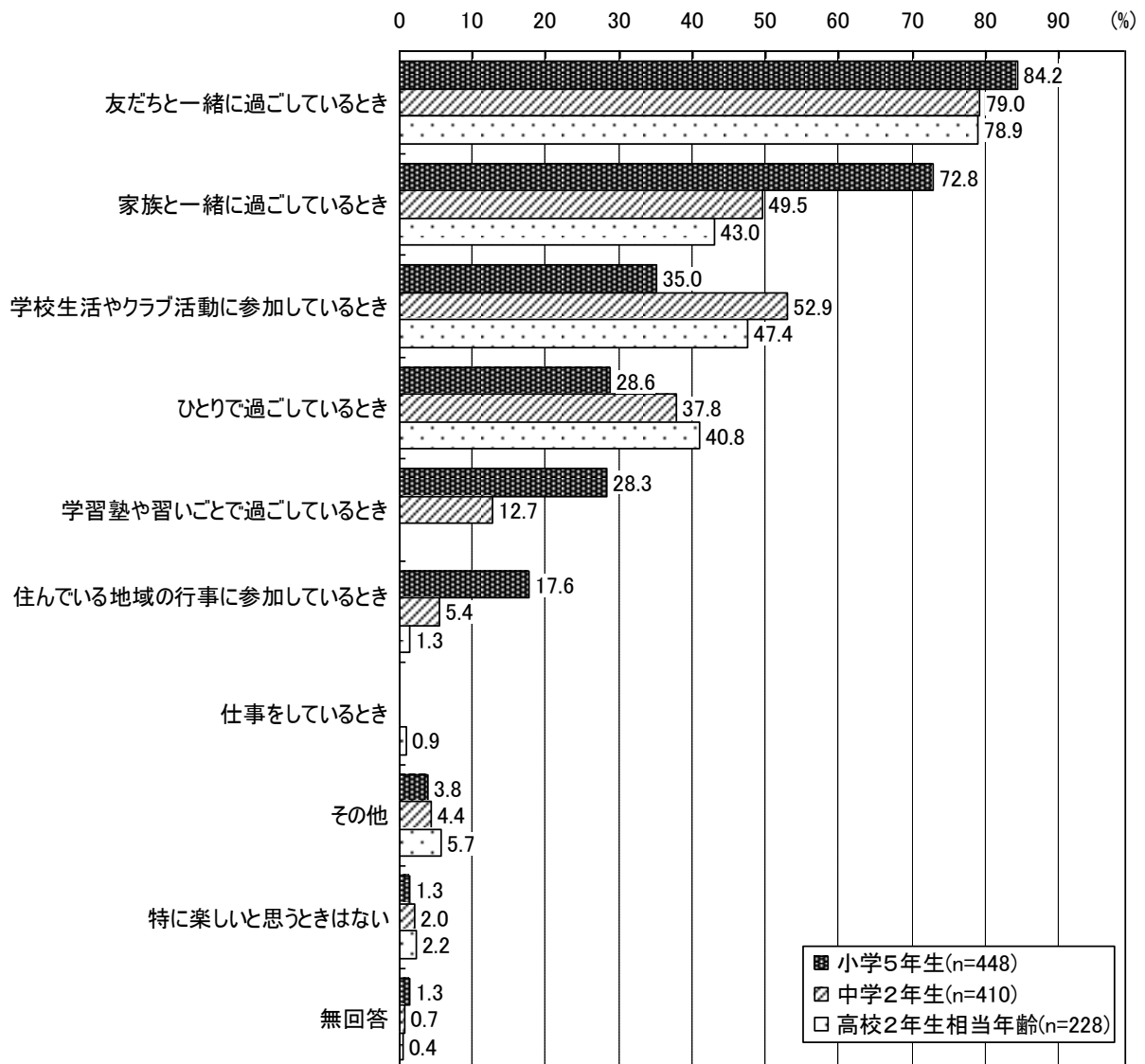




## 毎日の生活で楽しいと思うとき

### ■年齢とともにひとりで過ごすことを好む傾向

- 小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢で友だちと一緒に過ごしているときという回答が最も高くなっています。
- 小学5年生では家族と一緒に過ごすときが次いで高くなっています。
- 年齢が上がるにつれてひとりで過ごしているときが高くなる傾向がみられます。



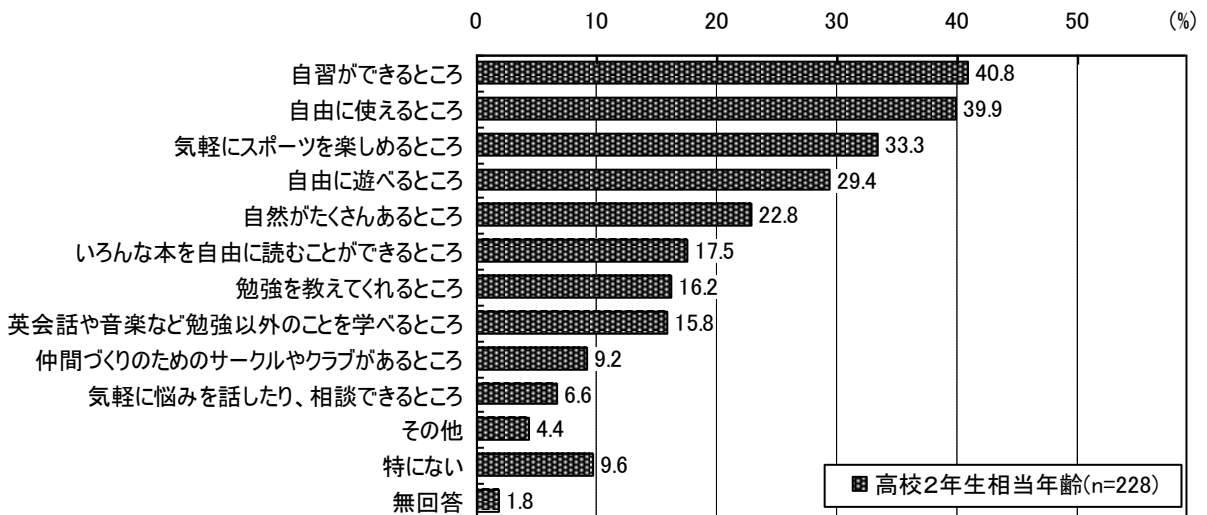
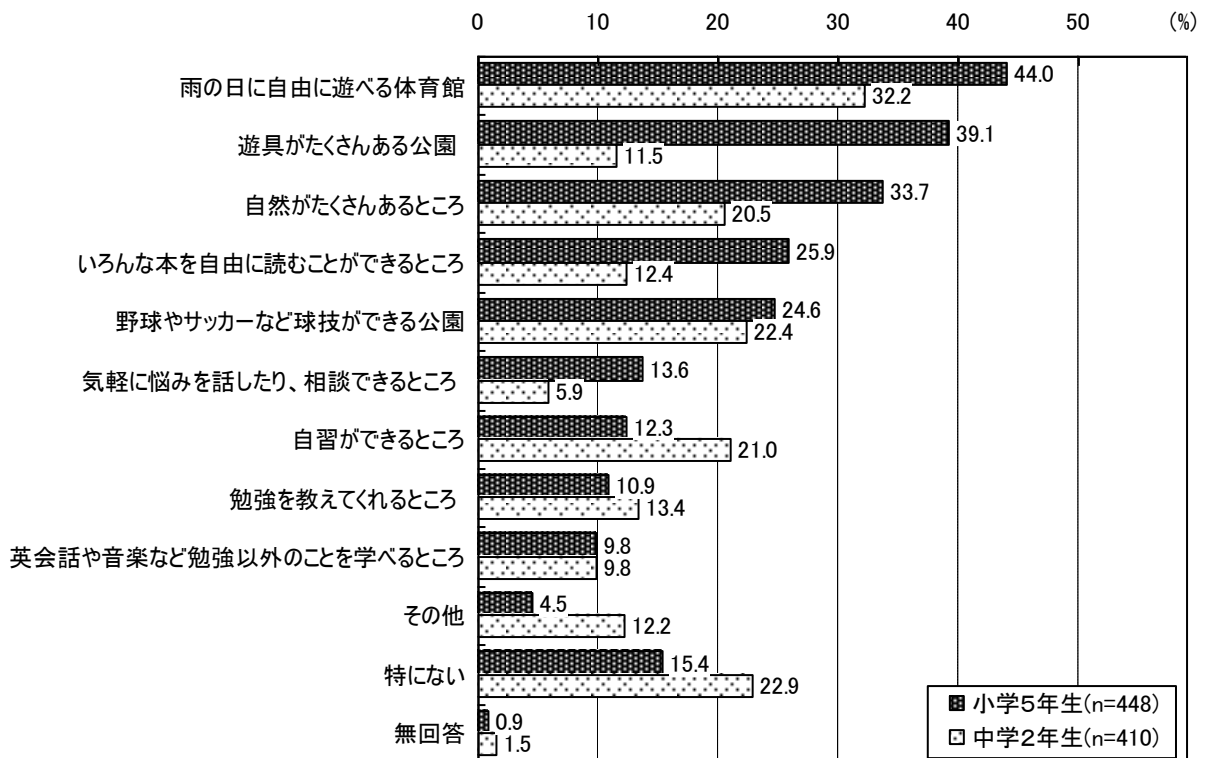


②日頃の活動について

放課後や休日に時間を過ごすのにあればよいと思う場所

■すべての年齢で身体を動かせる場所が求められているほか、年齢が上がるにつれて自習ができる場所の希望が高くなっている

- 小学5年生では雨の日に自由に遊べる体育館や遊具がたくさんある公園など、運動できる環境についての回答が高くなっています。
- 年齢が上がるにつれて自習ができる場所についての回答が高くなり、高校2年生で最も高くなっています。



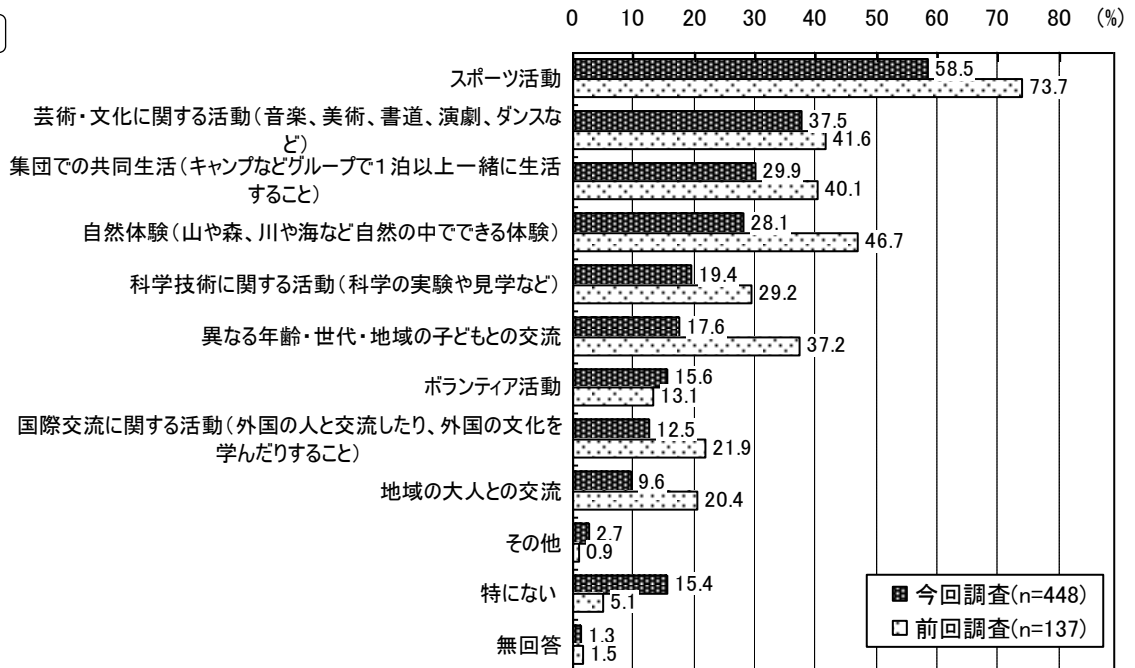


## 学校の授業や行事以外で体験したことがある活動

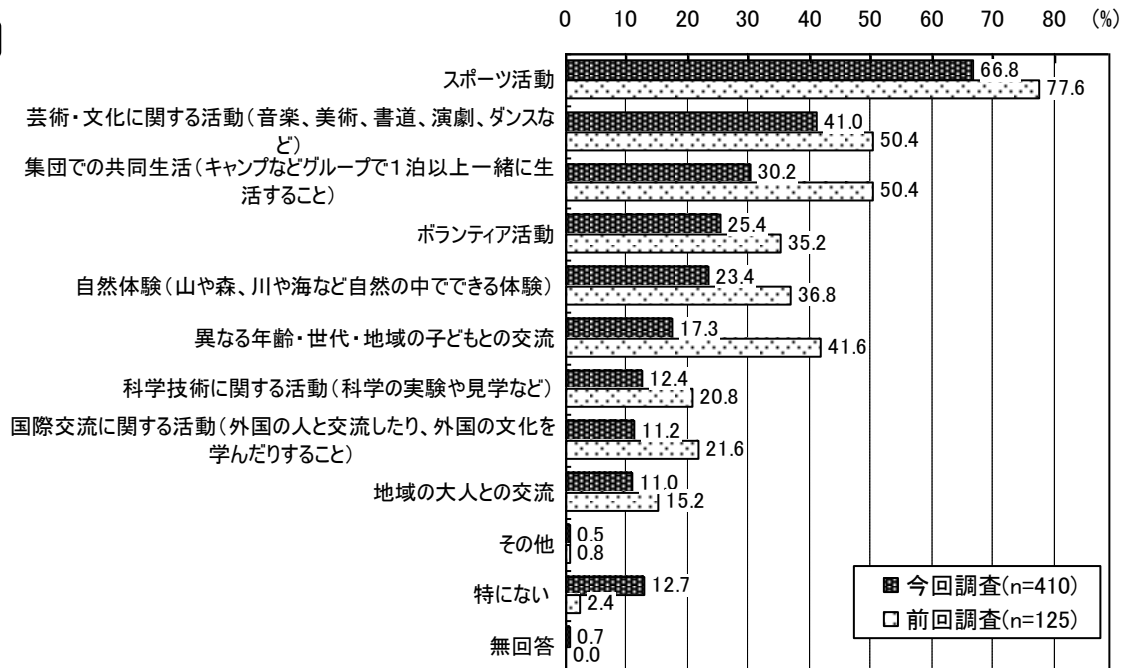
### ■どの年齢も体験したことがある活動としてスポーツが最も割合が高いが、全体的に前回調査と比べ活動体験割合が減少

- 小学5年生・中学2年生ともにスポーツ活動が最も高くなっています。
- 中学2年生は小学5年生に比べてボランティア活動が高くなっています。
- 前回調査と比べて、概ねすべての活動の割合が低下しています。

#### 小学生



#### 中学生



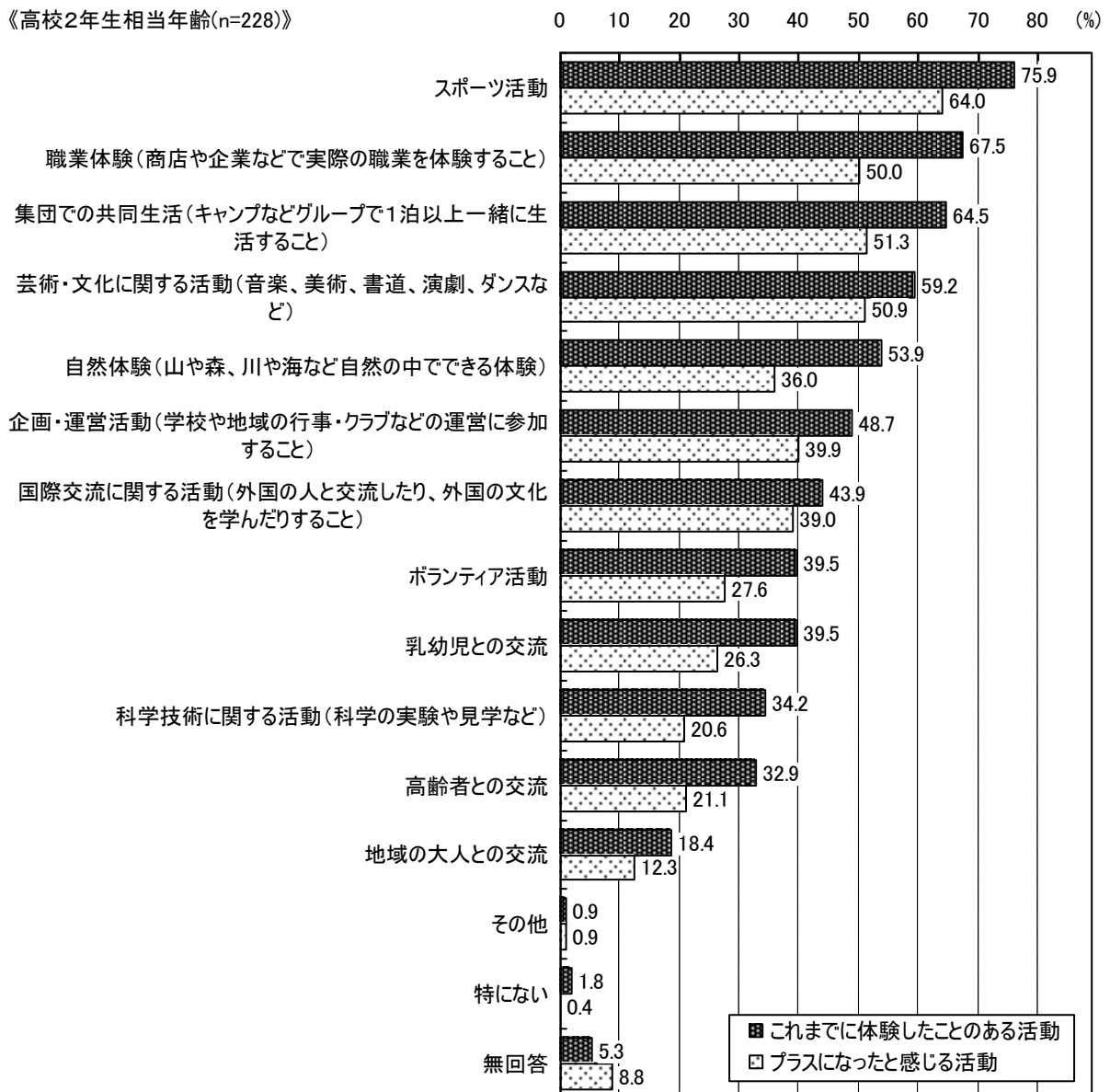
自分の行動や考え方にプラスになったと感じる活動

■スポーツ活動や職業体験、集団での共同生活の体験がプラスになったと感じている

○体験したことのある活動としては、スポーツ活動という回答が最も高く、次いで職業体験、集団での共同生活となっています。

○すべての項目において、体験した人の半数以上がプラスになったと感じています。特に、国際交流に関する活動は体験した人のうちプラスになったと感じる割合が高くなっています。

《高校2年生相当年齢(n=228)》





### ③自分の思いや考えについて

#### 自分にあてはまること

#### ■年齢が上がるとともに自己肯定感、自己効力感が低下

○年齢が上がるにつれ、自己肯定感・自己効力感に関する項目についてあてはまるという回答が減少する傾向がみられます。

○コミュニケーション力については、年齢による差はあまりみられません。

単位：%

		小学5年生			中学2年生			高校2年生相当		
		あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない	あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない	あてはまる	どちらともいえない	あてはまらない
自己肯定感	自分のことが好きだ	60.1	27.9	11.4	54.6	32.0	12.9	47.4	34.6	14.5
	自分は人から必要とされている	57.6	32.4	9.2	53.7	37.6	8.3	46.0	37.3	13.1
コミュニケーション力	自分の考えや意見を人前で話すことができる	67.0	13.6	17.8	65.6	18.3	15.6	60.1	17.5	18.4
	自分の意見と違ってわかり合おうとしている	77.4	15.8	5.8	72.5	19.3	7.6	71.5	16.7	7.4
自己効力感	困ったときでもあきらめずにがんばることができる	76.8	15.2	7.4	68.8	21.0	9.8	65.4	18.4	12.7
	自分が必要とする情報を集め、うまくまとめることができる	55.4	24.1	19.4	57.0	25.6	16.8	55.2	26.3	14.4
	失敗を恐れず挑戦することができる	61.4	21.0	16.8	55.1	28.3	15.8	49.2	25.4	21.5

## 2章 子どもや子育て家庭の状況

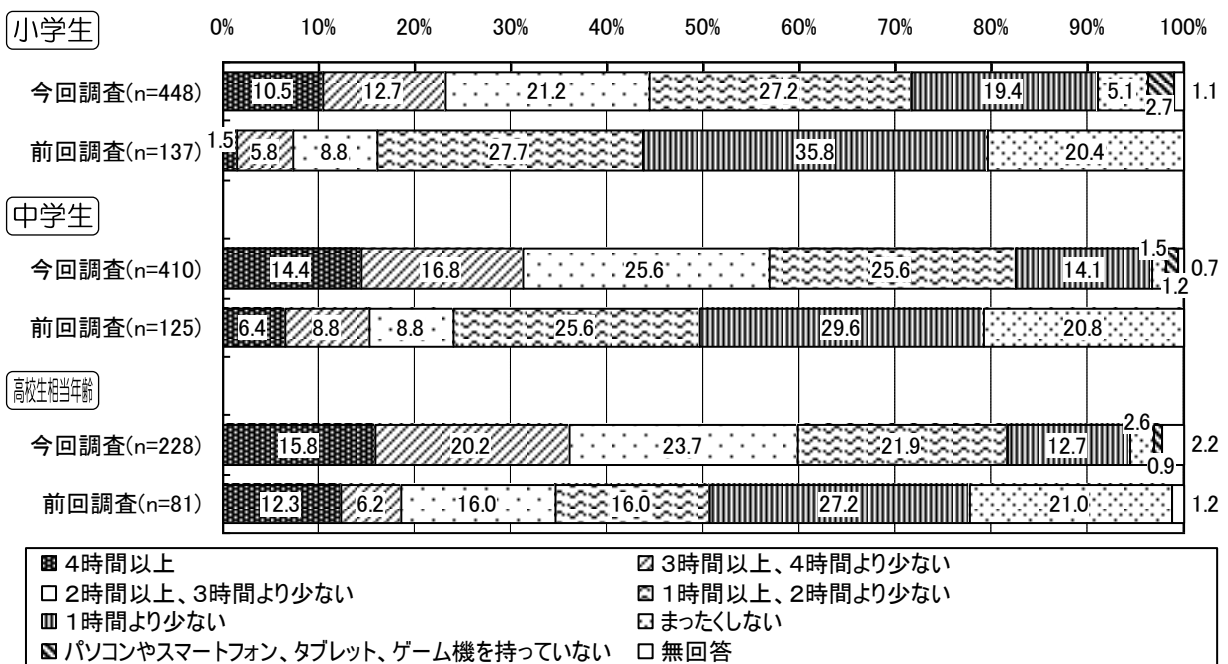
### ④情報メディアの利用とコミュニケーションについて

#### 1日のゲームや動画視聴の状況について

##### ■すべての年齢でゲームや動画を見る時間が長時間化

○小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢で前回調査に比べて、1時間より少ないという回答が大きく減少し、2時間以上4時間未満の回答が大きく増加しています。

○すべての年齢で約50%が1日2時間以上ゲームや動画を視聴していると回答しています。

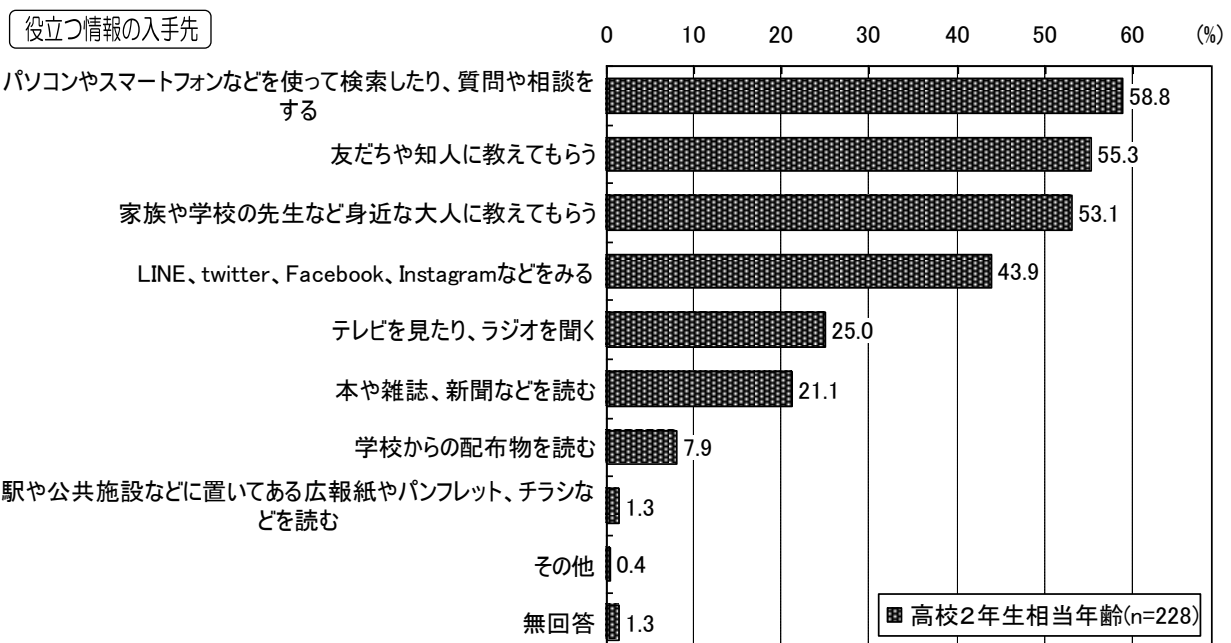
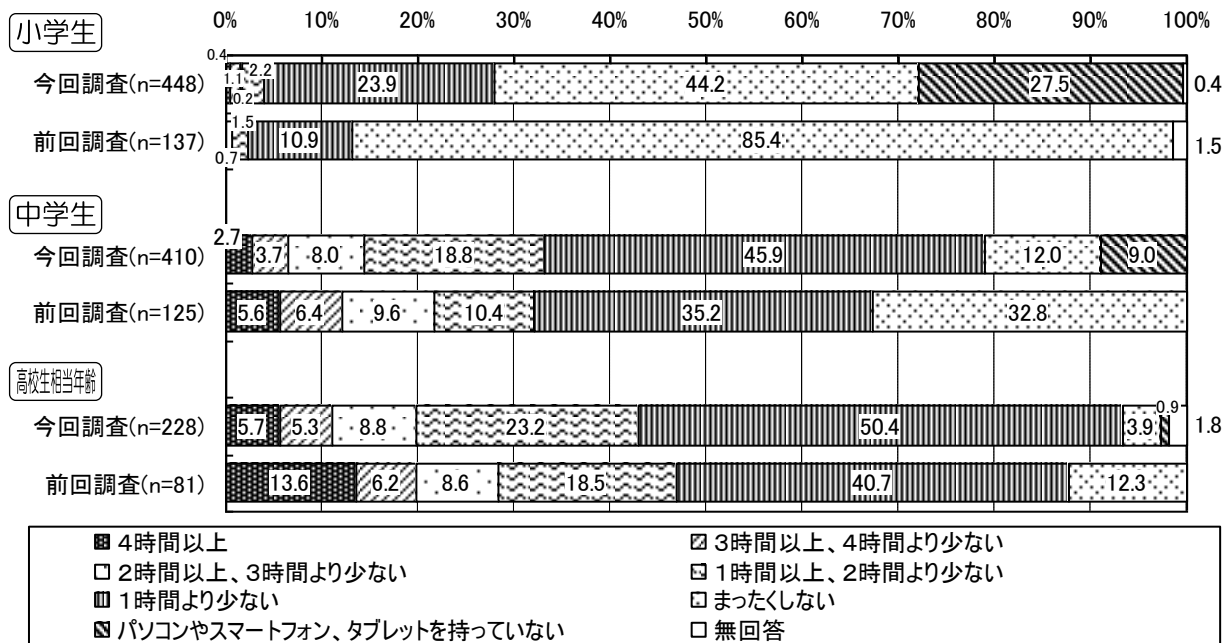




## 1日のメールやSNS\*によるコミュニケーションの状況について

### ■ SNSによるコミュニケーションが一般的に

- 小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢で前回調査に比べて、まったくしないという回答が大きく減少しています。また、中学2年生・高校2年生相当年齢では3時間以上の利用が減少する一方、まったくしないも減少し、2時間未満での利用が大きく増加しています。
- 役立つ情報の入手先については、身近な人の他、インターネットやSNSに関する回答が高くなっています。



★は資料編「6 用語集」をご覧ください

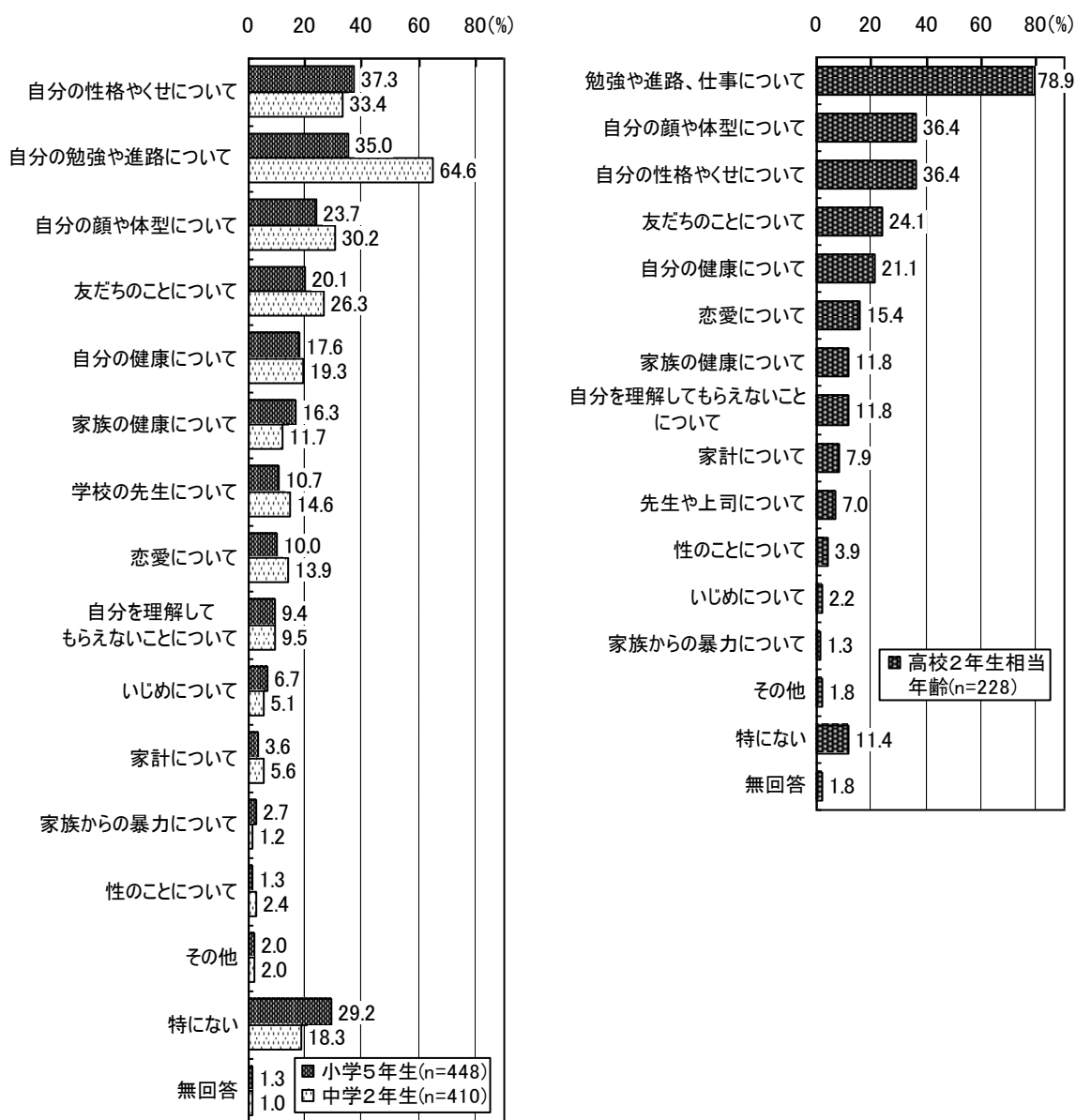


⑤不安や悩み、将来について

不安や悩み、困っていることについて

■年齢が上がるにつれて勉強や進路の悩みが増え、また、自身のことへの悩みが多い

- 小学5年生では自分の性格やくせについてが最も高くなっていますが、中学2年生では勉強や進路についてという回答が高くなり、高校2年生相当年齢ではさらに増加しています。
- 中学2年生では自分の顔や体型、友だちのこと、学校の先生についてなどが小学生と比べて高くなっています。



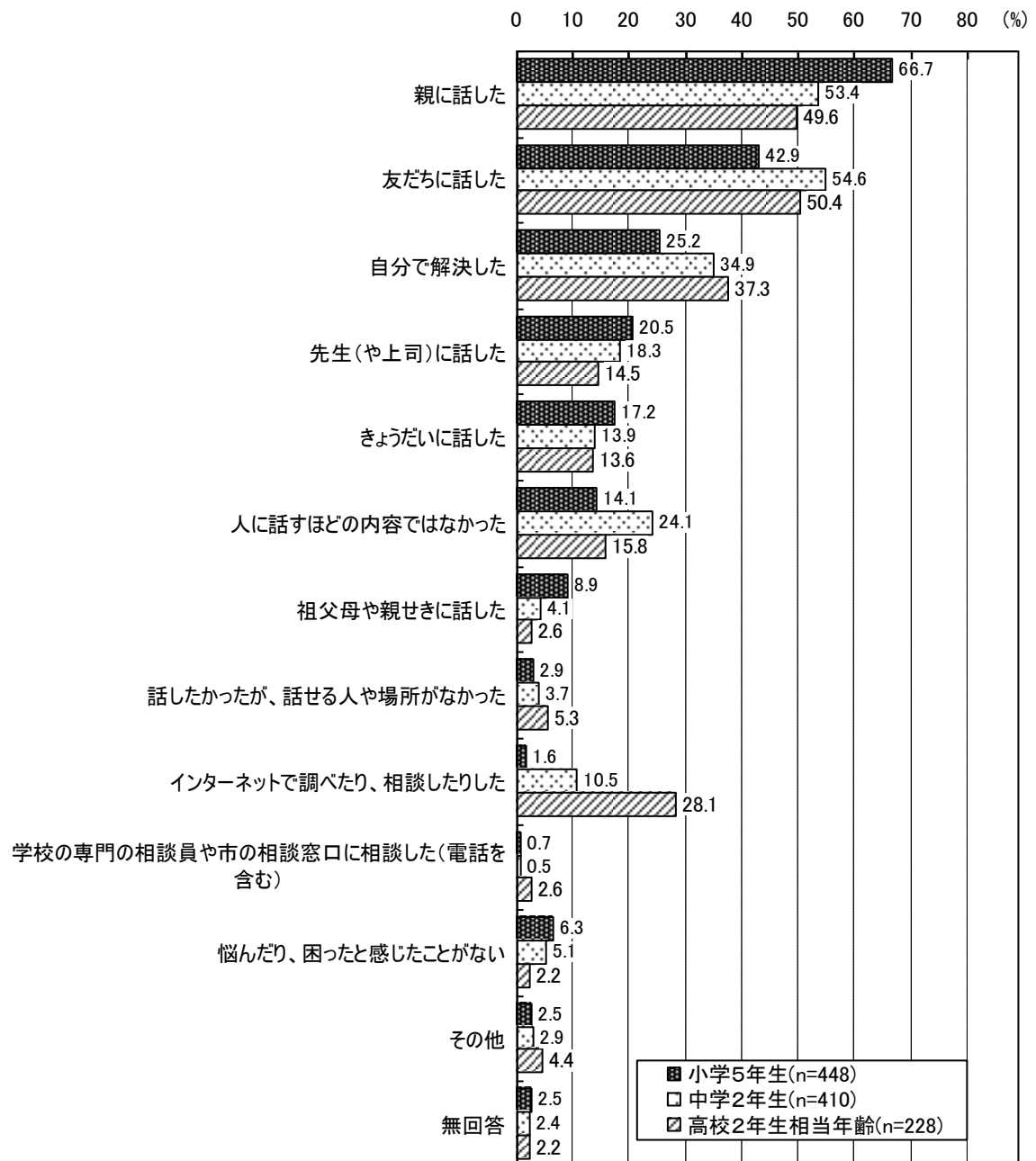




## 不安や悩み、困ったときの対応について

### ■年齢が上がるにつれて相談先が親から友人へ変わる傾向

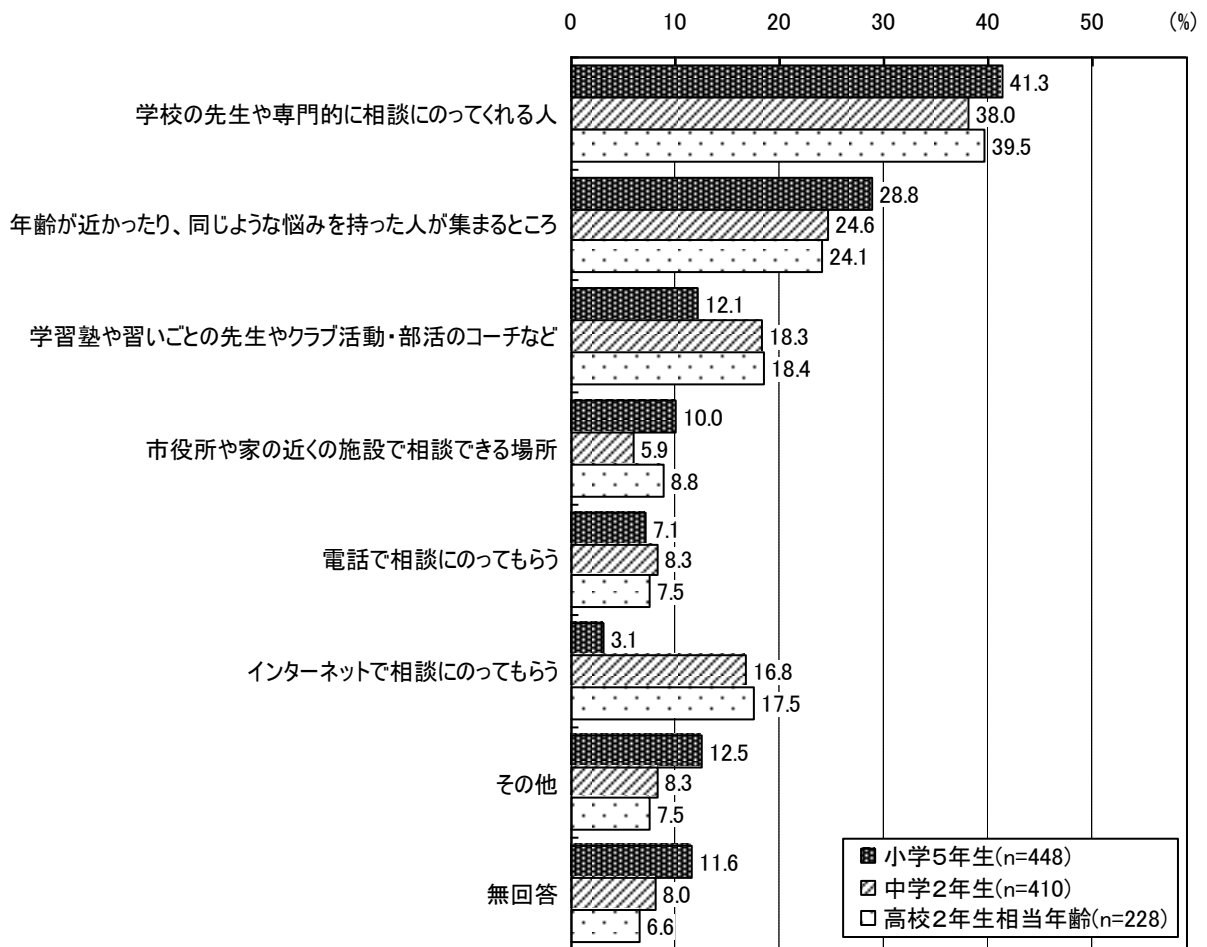
- 小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢で親に話したという回答が高くなっていますが、年齢が上がるにつれて減少し、友だちに話したり自分で解決したという回答が増加しています。
- 高校2年生相当年齢ではインターネットで調べたり、相談したという回答が多くなっています。



身近な人に話ができない場合の相談先について

■専門性や共感を得られる相談先を選ぶ傾向

- 小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢で学校の先生や専門的に相談にのってくれる人が最も高くなっています。
- 中学2年生・高校2年生相当年齢では小学5年生に比べてインターネットで相談にのってもらおうという回答が大きく増加しています。

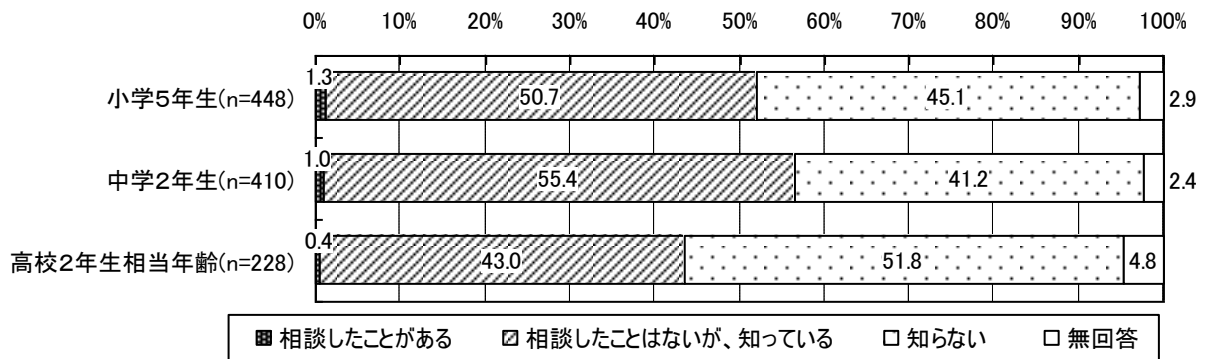




## 豊中市こども総合相談窓口について

### ■約5割の子どもに周知されている

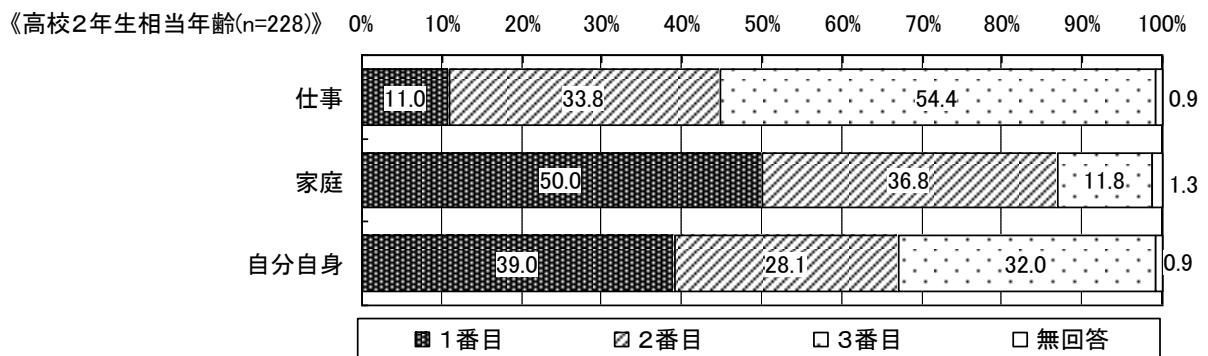
- 小学5年生・中学2年生・高校2年生相当年齢すべての年齢で相談経験があるという回答は約1%となっています。
- 小学5年生・中学2年生の半数以上が「豊中市こども総合相談窓口」について知っているという回答をしています。



## 将来大切にしたいと思う順番について

### ■家庭と自分自身を重視する傾向

- 「仕事」、「家庭」、「自分自身（学習・趣味・付き合い等）」について、将来大切にしたい順番では、家庭や自分自身が1番目という回答が多くなっています。



### 3 ひとり親家庭等の自立に関する意識

児童扶養手当を受給するひとり親家庭をめぐる様々な状況を把握するための調査を行いました。

令和元年(2019年)8月に児童扶養手当受給者を対象として実施した「ひとり親家庭の自立促進のための計画策定に向けたアンケート調査」から、ひとり親家庭等の意識や状況等について示します。

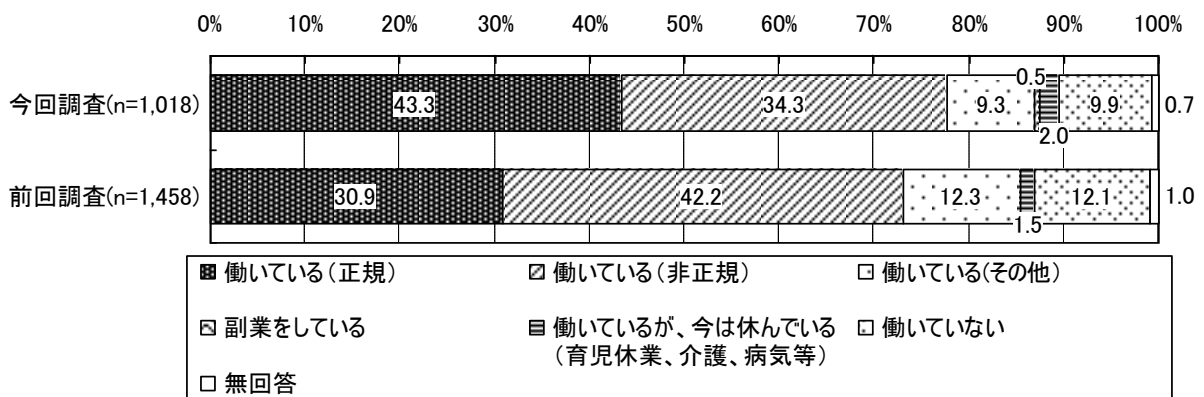
#### (1) 就労について

**就労状況**

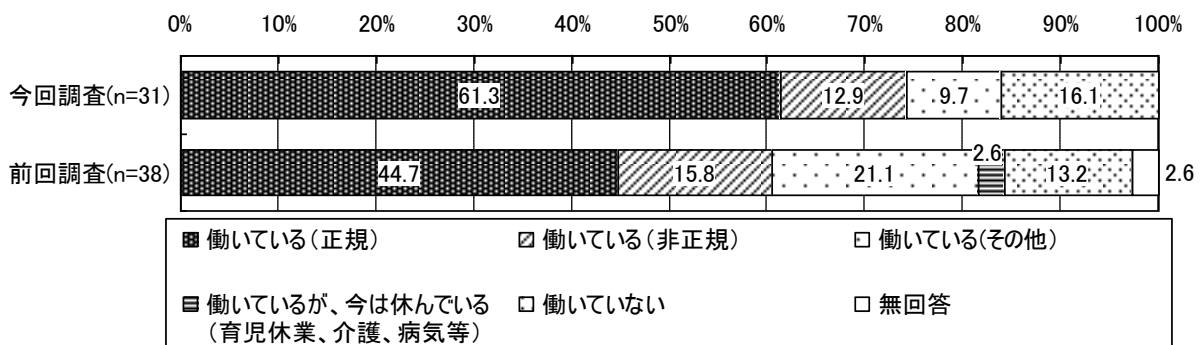
**■正規雇用の割合が増加**

○平成26年度(2014年度)に実施した前回調査と比較すると、母子・父子家庭ともに正規職の割合が高まり、非正規職の割合が低下しています。

##### ◆母子家庭の母の就労状況



##### ◆父子家庭の父の就労状況





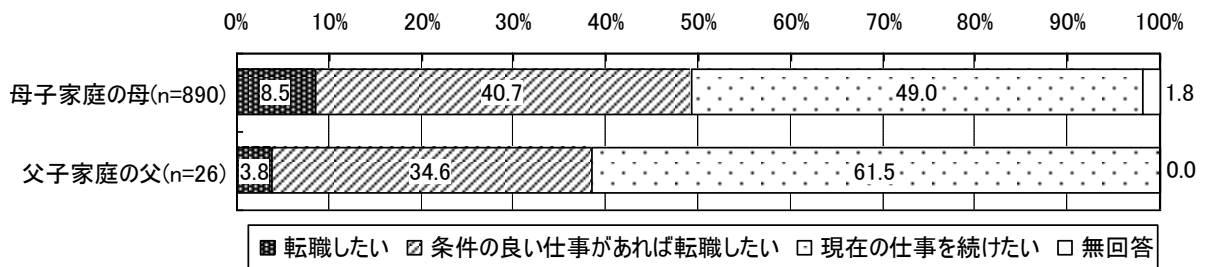
## 転職の希望

### ■転職を希望する理由は「収入がよくない」からが最も高い

○母子家庭の母の49.2%、父子家庭の父の38.4%が現在の仕事からの転職を希望しています。

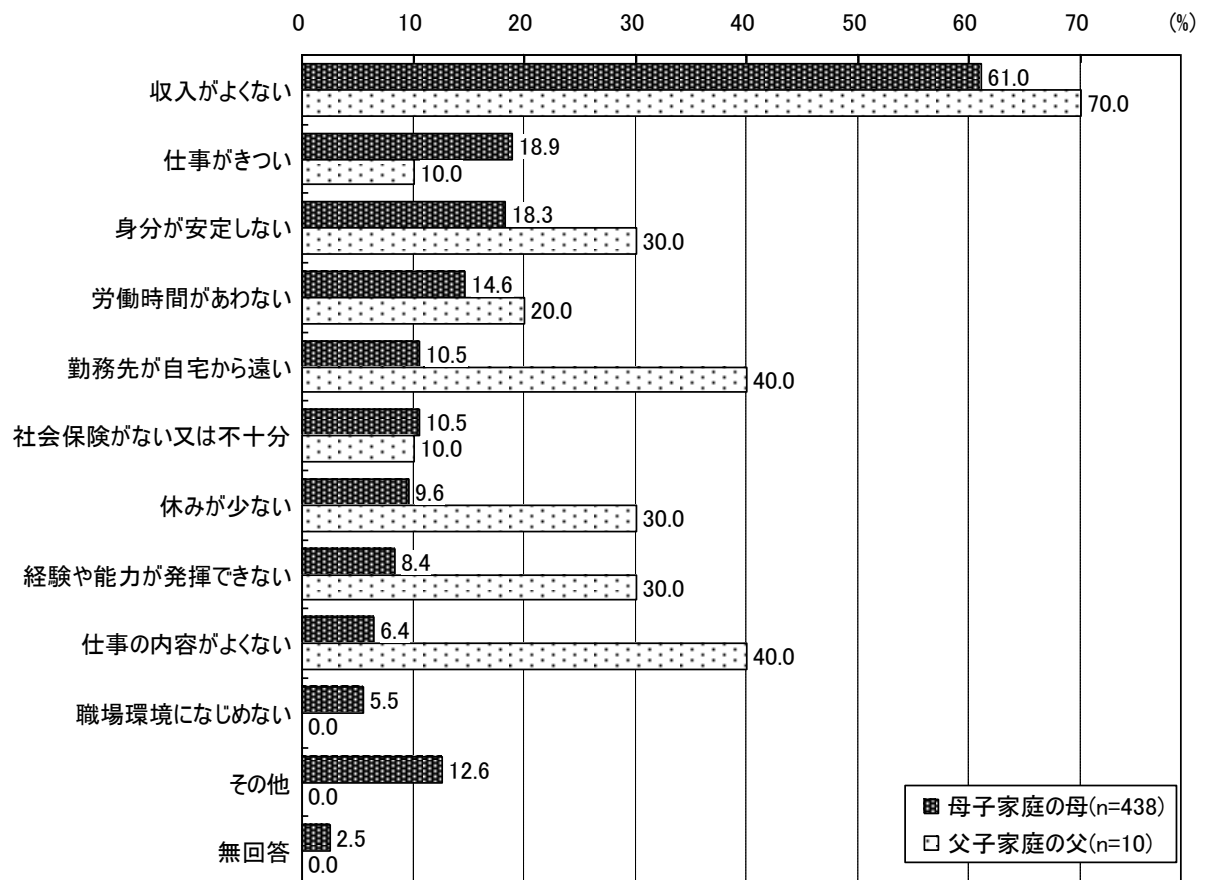
○母子家庭の母について転職を希望する理由をみると、収入がよくないという回答が61.0%となっています。

### ◆転職の希望の有無



※働いている人に限定

### ◆転職を希望する理由

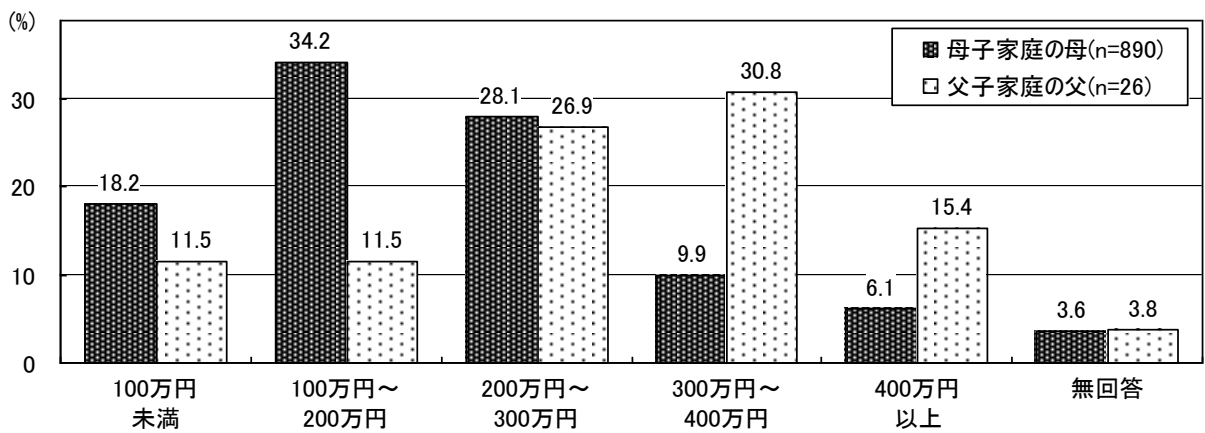


就労収入と希望する支援策

■母子家庭の就労収入が低い傾向

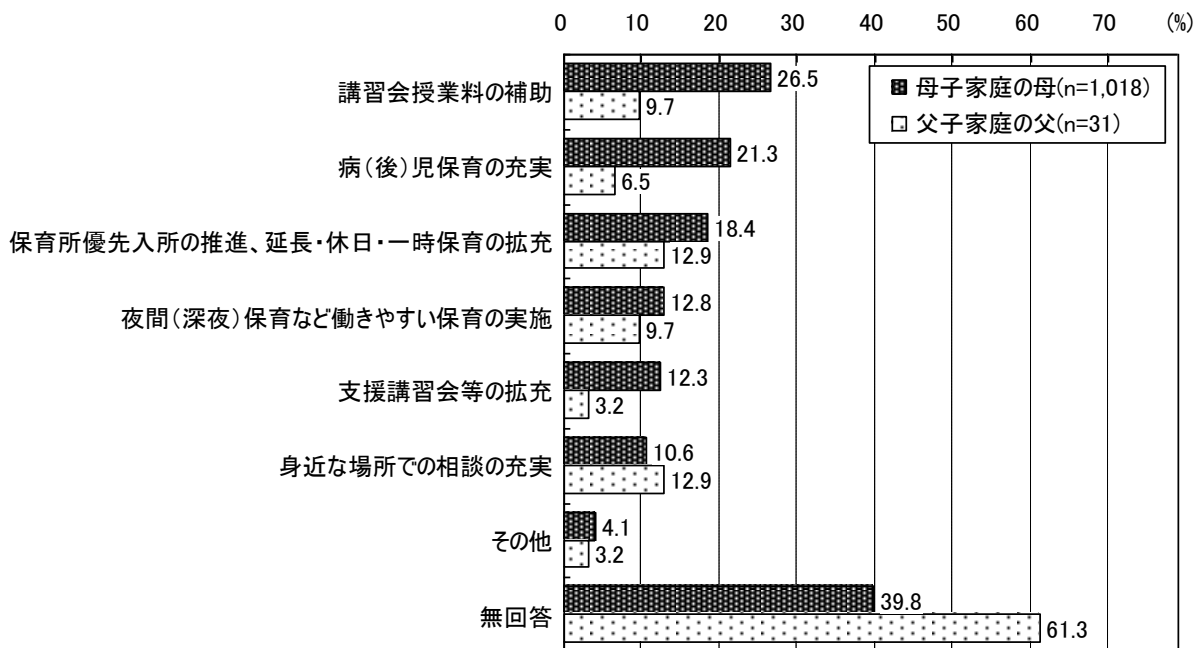
- 就労収入については、父子家庭が300～400万円の割合が最も高いのに対して、母子家庭では100～200万円の割合が最も高くなっています。
- 就労等に関して希望する施策としては、講習会授業料の補助、病（後）児保育の充実、保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の拡充の回答が高くなっています。

◆平成30年度(2018年度)の年間就労総収入（税込）



※働いている人に限定

◆就労等に関して希望する施策





## (2) 養育費について

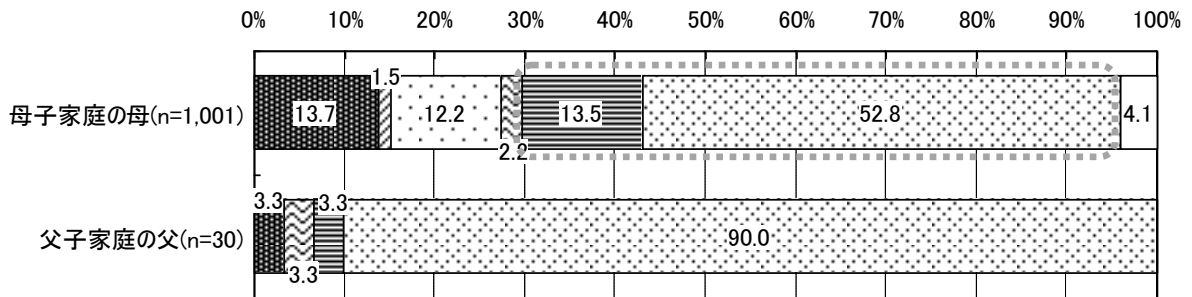
### 養育費の取決めの有無

#### ■半数以上が養育費の取決めがない

○養育費の取決めが「口約束」または「ない」という回答は、母子家庭で66.3%と  
なっています。

○養育費の取決めがない理由では、相手と関わりたくなかった、相手に支払う能力・  
意思がないと思ったという回答が高くなっています。

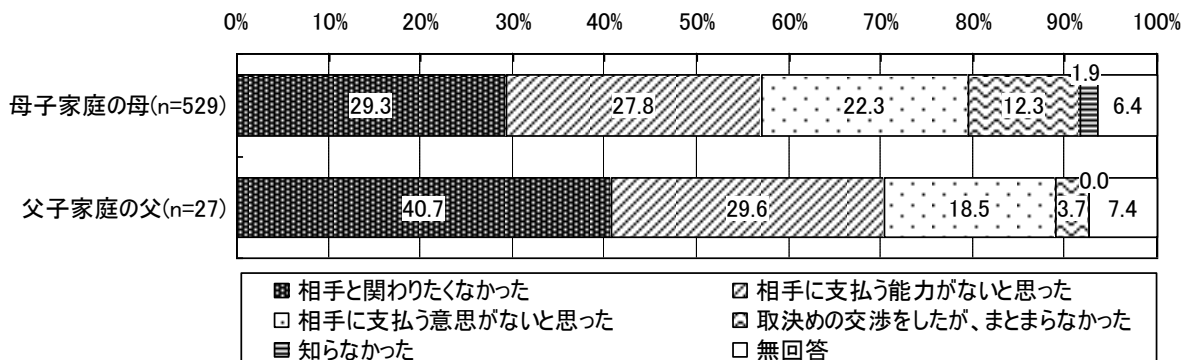
#### ◆養育費の取決めの有無



■ ある(調停) ▨ ある(審判) □ ある(公正証書) ▩ ある(離婚協議書) ▤ ある(口約束) □ ない □ 無回答

※ひとり親家庭となった理由が死別または無回答の人を除く

#### ◆養育費の取決めがない理由



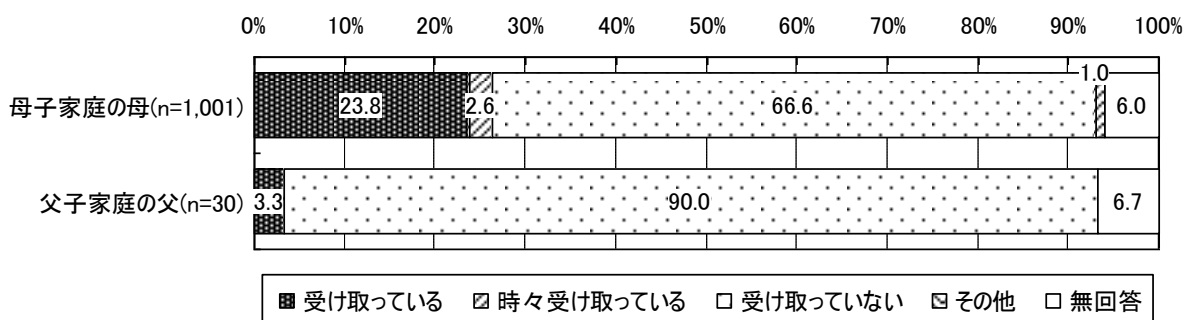


養育費を受け取っているか

■半数以上が養育費を受け取っていない

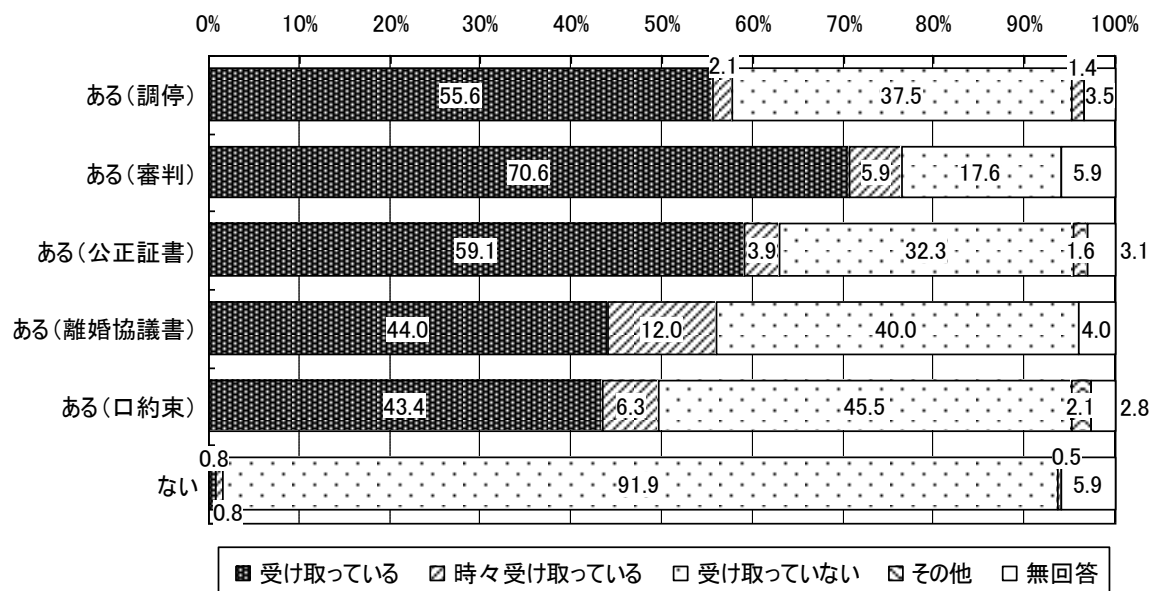
- 養育費を受け取っていないという回答は、母子家庭の母が66.6%、父子家庭の父が90.0%となっています。
- 母子家庭の母について、養育費の取決めの有無と受け取り状況の関係をみると、審判や公正証書、調停で取決めを行っている人で50%以上が養育費を受け取っています。

◆養育費の受け取り状況



※ひとり親家庭となった理由が死別または無回答の人を除く

◆養育費の取決めの有無と受け取り状況（母子家庭の母）





### (3) 悩みごとと相談相手について

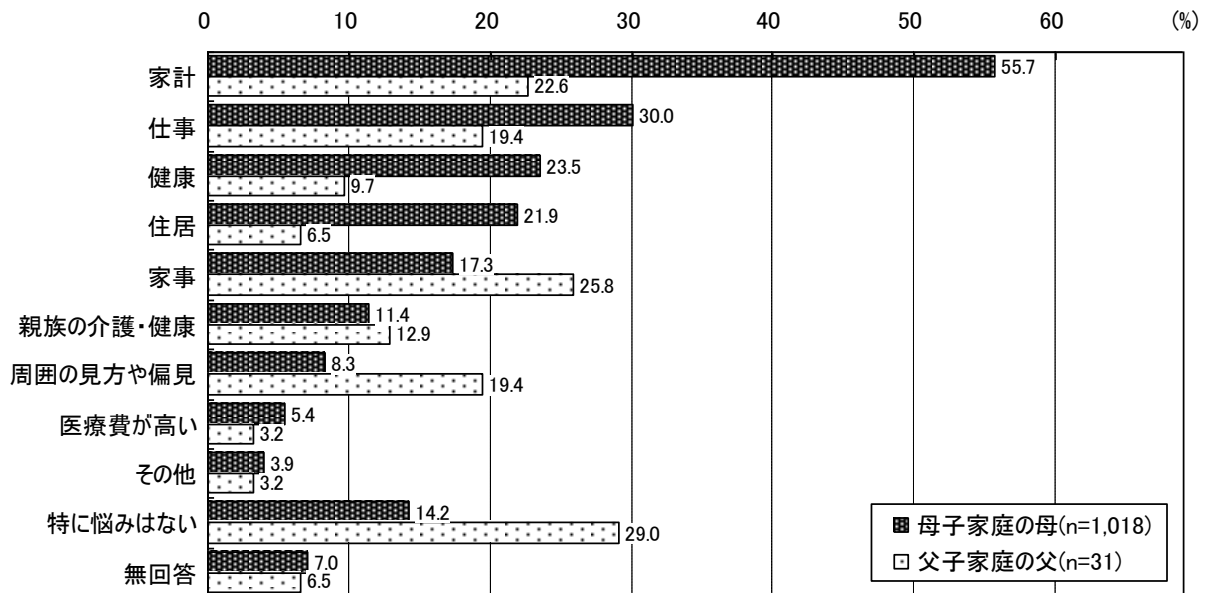
#### 日頃の悩みごと

■母子・父子家庭に共通する悩みごとは子どもの教育・進学と教育費で、母子家庭は家計や仕事、父子家庭は特に悩みはないという回答が高くなっている

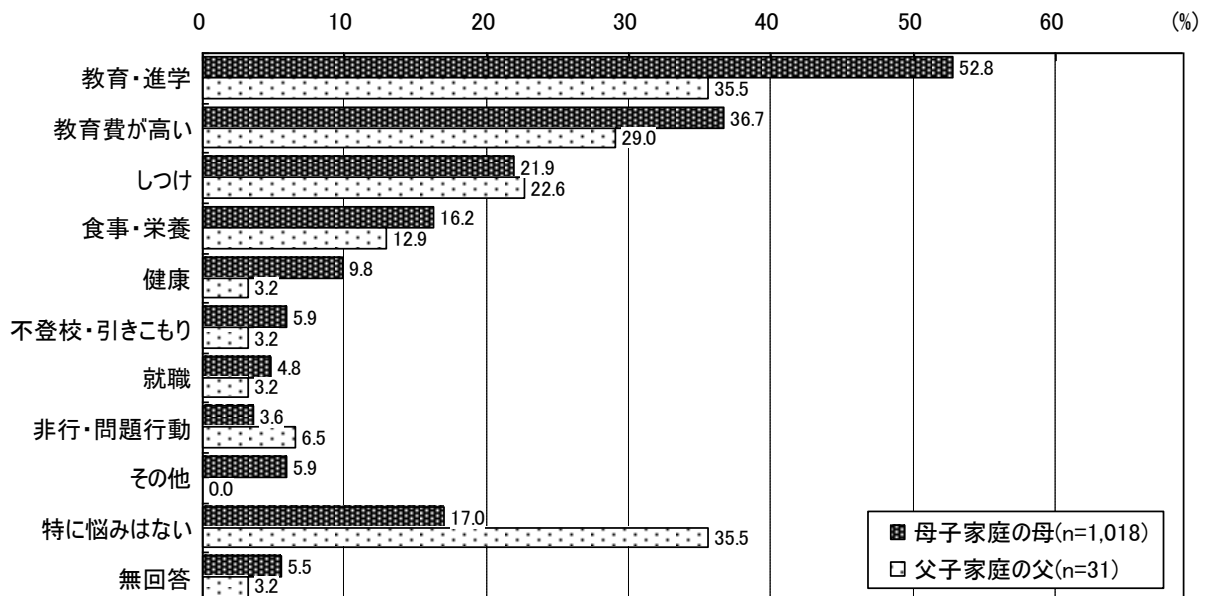
○母子家庭では、家計や仕事、子どもの教育・進学、教育費が高いことについての回答が高くなっています。

○父子家庭では、特に悩みはないという回答が最も高く、また、母子家庭に比べて家事、周囲の見方や偏見の回答が高くなっています。

#### ◆回答者自身についての悩みごと



#### ◆子どもについての悩みごと



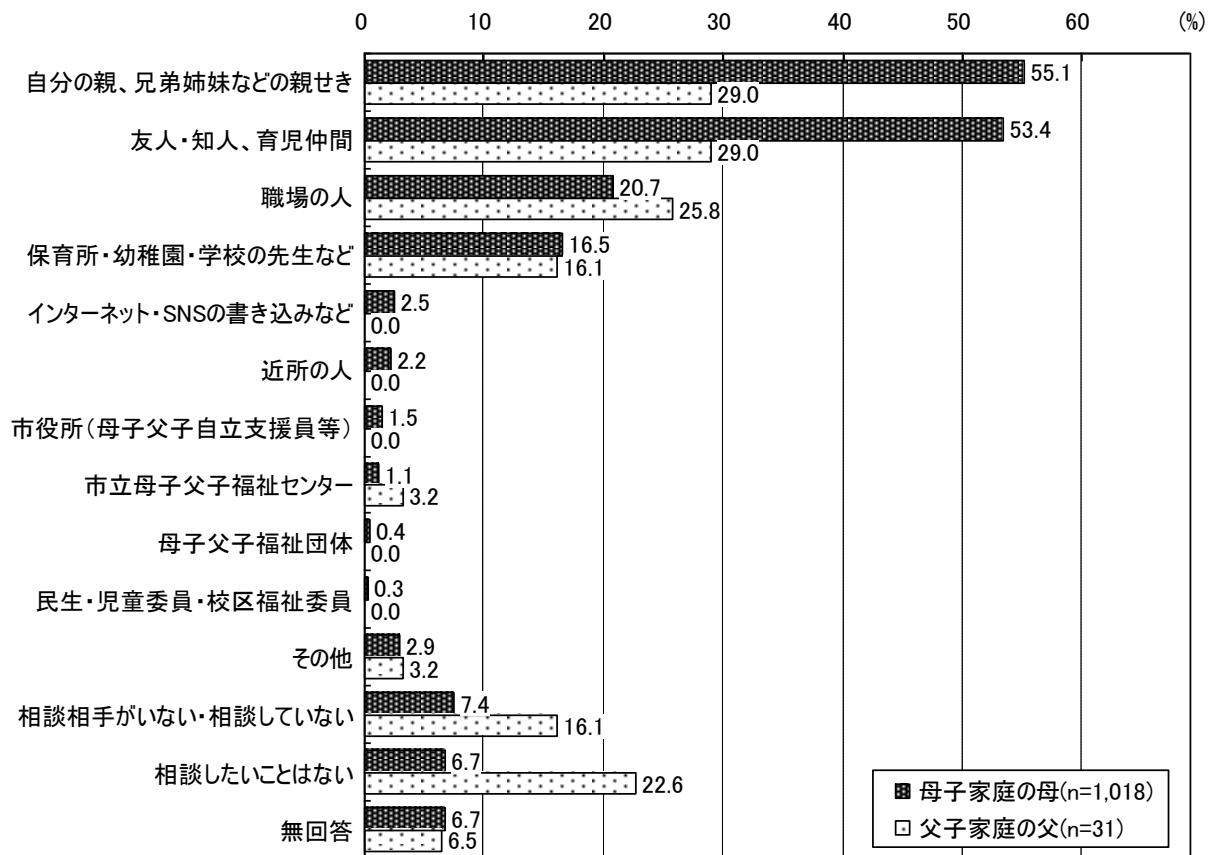
## 悩みごとの相談相手

## ■相談相手は親戚、友人、職場の人、先生の順

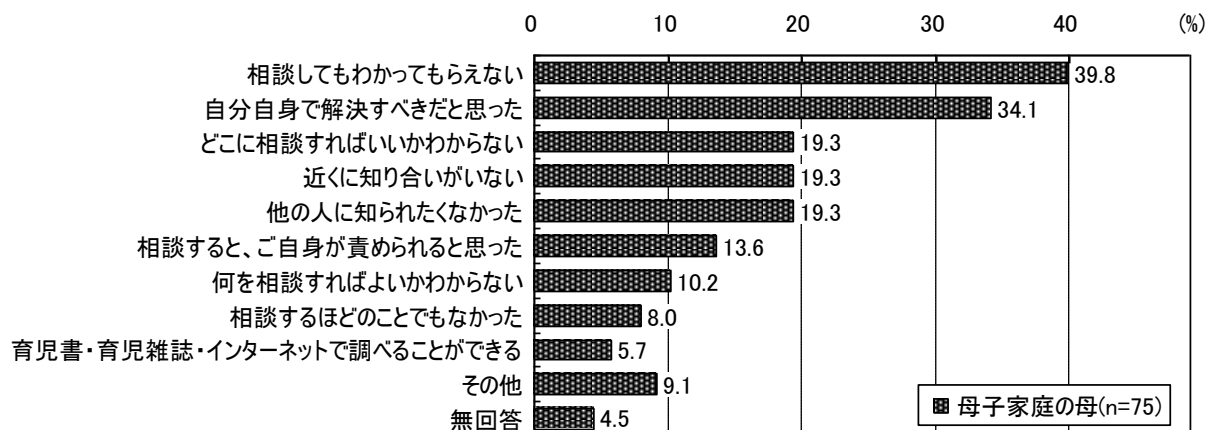
○母子家庭では、親せき、友人・知人の回答が50%以上で、次いで職場の人、先生の順となっています。また、父子家庭では、相談相手がないという人が16.1%となっています。

○母子家庭のうち誰にも相談していない人の理由では、相談してもわかってもらえない、自分自身で解決すべきだと思ったという回答が高くなっています。

## ◆悩みごとがある際の相談相手



## ◆誰にも相談していない理由(母子家庭の母)



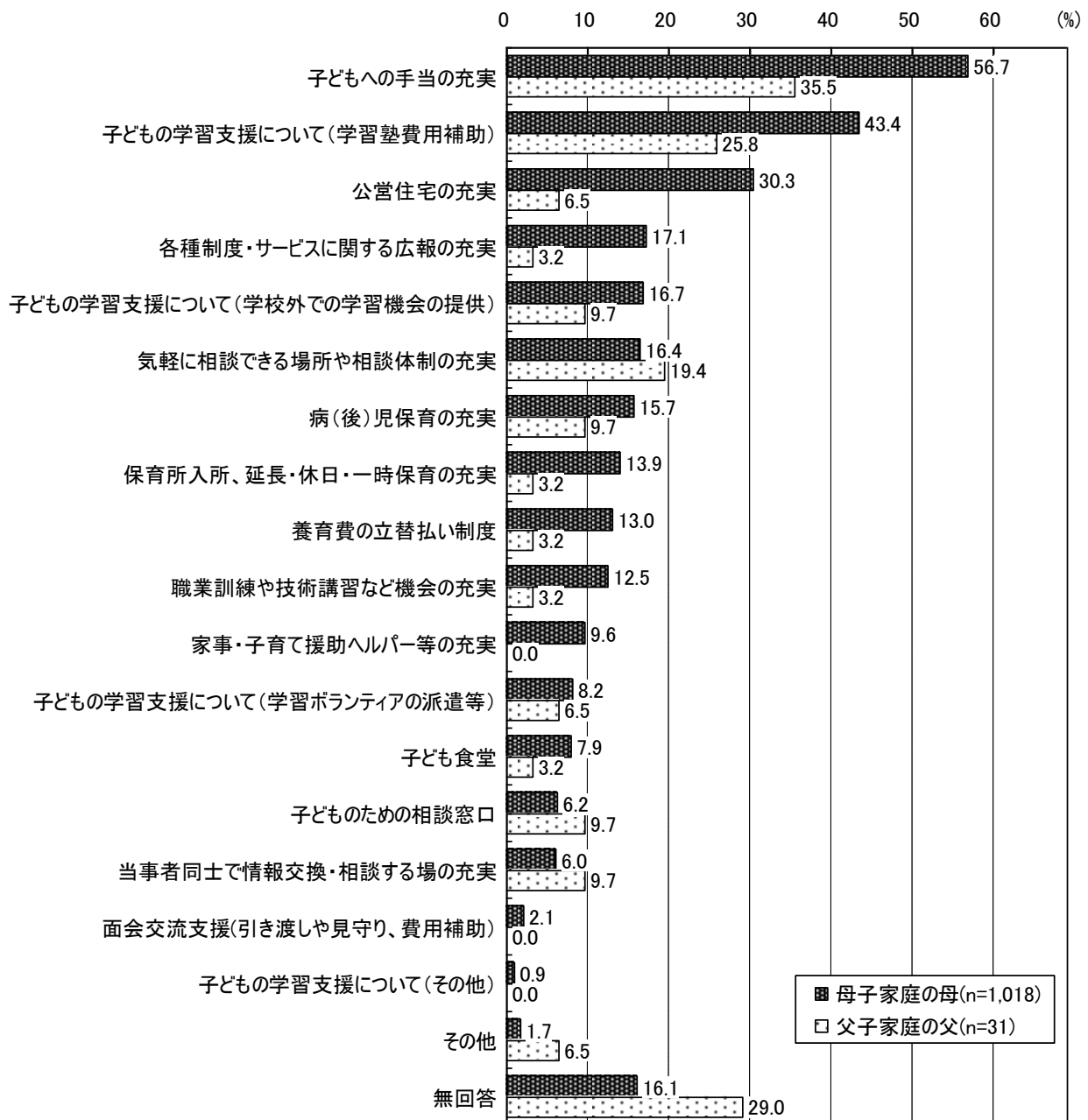


## (4) 希望する支援策について

### 希望する支援策について

#### ■子どもの手当や学習についての支援策のほか、父子家庭では相談体制の充実が求められている

- 母子家庭・父子家庭ともに子どもの手当や学習についての支援策の割合が高くなっています。
- その他、母子家庭では公営住宅の充実、父子家庭では気軽に相談できる場所や相談体制の充実について、割合が高くなっています。





# 第 3 章



## 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子どもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように設定します。

**すべての子どもの人権が尊重され、  
健やかに育ち、  
社会全体で子育て家庭を支え、  
子どもを愛情深く育むまち・とよなか**

### 子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

### 子どもの健やかな育ちを支えます

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。子どもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、子どもの状況に応じた支援をすることで、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。





### **（子どもの健やかな育ちとは ～豊中市子ども健やか育み条例より～）**

子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園\*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にすることの気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

## **安心して子育てができるよう地域全体で家庭を支えます**

子どもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で保護者を支えることが、子どもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

## **子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします**

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO\*、学校、行政など子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人が子どもや子育て家庭に関心をもち、地域全体で子どもを育む仕組みづくりが必要です。

## 2 施策体系

基本理念のもと「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」に取り組めます。また、重点施策として、課題解決や他施策への波及効果などから特に優先して取り組むべき施策を下記のとおり位置づけます。

すべての子どもが夢や希望をもって自分らしく成長できるよう、地域の大人や団体、学校、行政など子どもに関わるすべての人がつながりながら、子どもの居場所づくりや健やかな育ちに必要な支援を届ける環境づくりを行います。

### 基本理念

すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか

### 重点施策

ひろめよう、それぞれの居場所  
 ～ 子どもの居場所づくり ～  
 みんなで寄り添う、健やかな育ち  
 ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援 ～  
 だれもが安心、つながる支援  
 ～ 必要な支援を届ける環境づくり ～

### 施策の柱1 子育て支援

- 1-1 保育及び教育環境の充実  
 就学前の学校教育・保育の質の向上、学校教育の充実など
- 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供  
 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など
- 1-3 子どもの居場所づくり  
 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど
- 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援  
 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止など

### 施策の柱2 子育て支援

- 2-1 地域の子育て環境の整備  
 地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上など
- 2-2 子育てに必要な情報提供等  
 利用者支援、子育てに必要な情報提供の充実、家庭教育支援など
- 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援  
 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援など
- 2-4 子育てと仕事の両立の推進  
 多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス★の推進など

### 施策の柱3 安心・安全なまちづくり

- 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備  
 子育て・子育てにやさしい生活環境整備、母子保健事業の充実など
- 3-2 子どもの安全確保  
 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## 第 4 章

### これまでの取組みと今後の課題

## 施策の柱 1 子育て支援

子どもたちの健やかな育ちに向けて、教育・保育の質の確保、幼保小連携の充実、子ども参画型の多様な体験機会の充実、多様な主体の連携による重層的な子どもの居場所づくり、子ども自身が相談しやすい環境づくりなどが必要です。

### 1-1 保育及び教育環境の充実

#### これまでの取組み

#### (1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進

##### ■就学前の教育・保育施設の設置状況

子ども・子育て支援新制度\*施行に伴い、公立保育所19園及び公立幼稚園7園をすべて認定こども園\*に移行し、民間事業者へも新制度への移行を働きかけることで、令和元年(2019年)5月現在の本市の就学前の教育・保育施設は、幼保連携型認定こども園が43か所、幼稚園型認定こども園が6か所、保育所が44か所、事業所内保育事業が2か所、小規模保育事業が14か所、家庭保育所が5か所、幼稚園が19か所(うち13か所は従来制度の幼稚園)となっています。また、新規開設園に対しては、これまでの就学前の学校教育・保育の本市の取組みを継承するために、その考え方や趣旨を説明しています。

<就学前の教育・保育施設設置数(か所)>

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼保連携型認定こども園		(9)*	35	36	36	37	43
	公立	0	26	26	26	26	26
	民間	(9)*	9	10	10	11	17
幼稚園型認定こども園		0	2	3	4	5	6
保育所		57	32	35	41	50	44
	公立	19	0	0	0	0	0
	民間	38	32	35	41	50	44
事業所内保育事業		-	1	1	2	2	2
小規模保育事業A型		-	0	2	11	14	14
家庭保育所		9	9	8	7	5	5
私立幼稚園(新制度)		-	2	2	3	3	6
私立幼稚園(従来制度)		40	24	22	21	19	13
	公立	7	0	0	0	0	0
	民間	33	24	22	21	19	13

\*再掲。保育所・幼稚園にも計上

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## ■公立こども園の方針

平成28年(2016年)に策定した「公立こども園適正配置に向けた基本方針」に基づき平成30年(2018年)に策定した「『夢・はぐくむ』公立こども園整備計画」において、公立こども園の4つの機能を支える施設として再整備を行い、安心・安全な教育・保育環境を整え、子育て支援ニーズに対応できる質の高い保育サービスをめざしています。

## (2) 就学前の学校教育・保育の質の向上

### ■一人ひとりの人権を大切に教育・保育

各就学前施設では、「豊中市人権保育基本方針」に基づいた教育・保育が行われており、また、公立・民間の保育士・幼稚園教諭及び保育教諭に対して、市が人権保育研修会を実施しています。

＜就学前施設の職員研修の参加者数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数	706人	1,252人	1,175人	1,798人	1,263人

近年、認可施設における新規事業者の参入や新たな施設形態の増加とともに施設数も増加してきたことから、本市では、各施設が実施する多様な教育・保育方針の中で、質の確保のために最低限必要な環境や関わり、子ども理解などについての評価の基準を定めることとし、平成30年(2018年)に公民協働のもと、「豊中市教育保育環境ガイドライン\*」を作成しました。

### ■就学前施設の読書環境の整備

図書館では、児童発達支援センター等、図書館の利用が困難な施設や地域などへ、動く図書館が巡回することで、すべての子どもが本に親しめるよう取り組んでいます。幼稚園や認可保育施設の外、家庭保育所や認可外保育施設へ読み聞かせについての聞き取りと団体貸出を行い、環境整備を進めています。

### ■公立こども園の教育・保育の取組み

公立こども園では、保護者・地域住民の意向を踏まえ各園において特色ある教育活動を展開していくため、平成28年度(2016年度)から「公立こども園評議員会」を全26園に設置しています。

## (3) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

### ■就学前から小学校へのつながりの支援

「小学校入学に向けて」を毎年度作成・配布し、小学校へ入学するまでに大切にしたいポイントや、小学校の生活・学習などがどのようにスタートしていくかを紹介しています。また、幼保小連絡協議会にて、各ブロックでの幼保小の実践事例を出しながら、子どもの実態や取り巻く状況等を課題に研究協議を実施しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## 4 章 これまでの取組みと今後の課題

### ＜幼保小連絡協議会 夏期研修会の参加者数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人数	283人	216人	208人	192人	178人

### ■小学校から中学校へのつながりの支援

全中学校区で「小中一貫教育推進事業」を実施し、小・中学校9年間を見通した一貫性のある教育を充実させるため、英語教育や道徳教育、キャリア教育\*等において、系統性・連続性を重視した教育活動を行っています。また、小学校高学年教科担任制や中学校教員による小学校への乗入れ授業等を実施し、小・中学校間の円滑な接続を図っています。

### ＜「小中一貫教育」推進事業 研修回数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回数	18回	23回	26回	40回	36回

## (4) 学校教育の充実

令和元年(2019年)5月現在の小学校数は市立41校、私立1校の計42校、中学校数は市立18校、私立3校の計21校となっています。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、豊中市教育振興計画の推進を軸としながら、基礎的・基本的な知識・技能と思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育環境などの整備に向けて取り組んでいます。

### ■確かな学力の向上

子どもの学力や学習状況を分析し、教育アドバイザーの派遣や、全小・中学校を対象とした「学力向上担当者連絡会」等を実施し、授業研究や校内研究体制の強化を組織的に推進しています。

また、生きた英語学習の環境づくりに向けた外国人英語指導助手の派遣、情報活用能力の育成に向けた大型モニター等のICT\*機器の活用、「とよなかブックプラネット事業」により、学校図書館の機能や司書を生かした多様な読書・学習活動の支援を進めています。

### ＜全国学力・学習状況調査 「家で、自分で計画を立てて勉強をする」子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	56.1%	56.5%	56.2%	59.1%	62.9%
中学生	46.5%	49.4%	49.5%	51.0%	51.3%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

### ＜学校図書館教育の充実事業 資料運搬システム利用冊数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
冊	114,018冊	106,622冊	105,949冊	105,682冊	107,692冊

★は資料編「6 用語集」をご覧ください





## ■豊かな人間性を育む

子どもが自ら「考え・議論する」道徳教育の推進、小・中学生向けの男女平等教育啓発教材「To you」等の人権教育教材・資料等を活用した人権教育、コミュニケーション力や多文化共生の素地となる力の育成をめざす国際理解教育、中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向けて発表と意見交換を行う「中学生シンポジウム」等の取組みを行っています。

大阪音楽大学との連携による「サウンドスクール」は、学生等が授業や部活動で、鑑賞や指導等の支援を行っています。平成29年度(2017年度)からは、全公立こども園でも隔年で実施しています。

＜全国学力・学習状況調査 「人の役に立つ人間になりたい」と思う子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	93.7%	93.4%	93.8%	92.9%	94.7%
中学生	92.3%	92.5%	92.3%	89.5%	94.9%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

## ■生徒指導の充実

いじめの未然防止等を行うために平成31年(2019年)3月に改定した「豊中市いじめ防止基本方針」に基づいて各学校が組織的な取組みを進めるとともに、各学校における「学校いじめ防止基本方針」を運用しながら教職員一人ひとりのいじめ問題に対する意識を高めています。

また、スクールソーシャルワーカー★を小・中学校に派遣し、コミュニケーションに関する課題や、長期欠席につながる課題の早期発見と解消に向けた取組みや、学習面や生徒指導上の課題等を踏まえ、多様化する課題に対応する組織づくりを行っています。

＜全国学力・学習状況調査

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と思う子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	95.5%	95.7%	95.5%	95.7%	96.2%
中学生	91.5%	91.0%	92.4%	90.3%	94.4%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

＜不登校児童・生徒の出現率＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	0.43%	0.51%	0.63%	0.55%	0.57%
中学生	2.66%	3.22%	3.44%	3.12%	2.51%

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 今後の課題

### ●教育・保育のさらなる質の向上

子ども・子育て支援新制度\*がはじまって以来、急増した保育需要に応えるため、多様な保育形態や新規参入事業者による施設が多数できました。量の確保だけでなく、新規事業者においてもこれまで培ってきた豊中市の人権保育を継承し、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することが必要です。このため、「豊中市教育保育環境ガイドライン\*」の活用を図るとともに、公民の保育士・幼稚園教諭及び保育教諭に対する研修機会や相互連携の充実を図り、就学前の教育・保育のさらなる質の向上に向けての仕組みづくりが必要です。

### ●幼保小連携の充実

就学前から小学校への円滑な接続を図るため、昭和45年(1970年)から幼保小連絡協議会等を通じて、公立・民間を問わずすべての就学前施設と小学校との連携を進めていますが、教育課程・保育課程が改訂されたことを受け、より一層つながりある教育が求められています。

### ●小学校から中学校への円滑な接続

「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」(以下、「ニーズ等調査」とします。)によると、小学5年生が中学校進学後の「授業が難しく、ついていけないこと」「部活動や放課後の過ごし方が変わること」に対して不安を感じていることがわかりました。

引き続き、中学校生活をイメージできるような小・中学校間の段差解消の取組みが必要です。

### ●保育、教育、福祉、保健等の分野の連携

子どもや家庭が抱える課題が多様化・複雑化していることから、子どもの将来がその生まれ育った家庭環境等に左右されることがないように、保育・教育の中でも非認知能力を培うとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が、ともに中長期的な視点をもって連携しながら、子ども・家庭の課題解消への取組みを行う必要があります。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

### 重点施策1 子どもの社会参加の促進

#### これまでの取組み

#### (1) 多様な人との交流や様々な体験活動の充実

##### ■学校・公共施設等の身近な施設での取組み

地域の特性に応じた様々な取組みが行われており、ニーズ等調査によると、お祭りなどの地域行事に参加する子どもが増加傾向にあります。

「とよなか地域子ども教室」は、市内のほぼすべての小学校区で実施され、子どもと大人をあわせて年間延べ10万人以上が参加しています。多様な世代との交流、学習・スポーツ活動など様々な体験の機会があり、ニーズ等調査によると、子どもたちにとって、楽しい時間を過ごす場、やってみたいことに挑戦できる場となっています。

〈とよなか地域子ども教室 延べ参加者数〉

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども	96,627人	95,842人	96,860人	97,743人	87,249人
大人	45,726人	44,980人	43,443人	28,643人	22,829人

また、子どもの感性を伸ばし、創造性を育む機会として、本物の音楽やアートに触れるワークショップ「とよなかクリエイティブ・ガーデン」や、0歳から生の楽器演奏に触れることができる「ファミリーシビックジャズ」等の取組みを行っています。

##### ■ボランティア体験機会の拡充

学校や社会福祉協議会及び社会福祉施設等が連携し、ボランティア体験等を実施するとともに、市や社会福祉協議会が実施する小・中学生向けの講座を掲載した「健康・福祉教育お役立ちガイド」を平成29年度(2017年度)に作成し、福祉共育★を推進しています。

また、平成27年度(2015年度)から若い世代の地域活動への参加を促進するために、ボランティアの情報提供や活動の場の提供、高校生と市民活動団体とのマッチングを行っています。

##### ■青少年団体等の活動支援

千里図書館ではYAらぼ(10~20代のボランティア)の「YA!BOOKS通信」の企画編集等の活動を支援し、関連部局や高等学校と連携しながら取組みを行っています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## (2) 将来に向けた学びの場の提供

### ■キャリア教育\*の推進

すべての公立小・中学校において、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力を育むため、ボランティア体験や職業体験などの体験学習を行い、各地域の子どもの実態に応じた学習を進めています。特に、中学校においては、多くの人とのふれあいや経験を通じて生徒一人ひとりが将来、自らの力で生き方を選択できるようになることをめざし、地域の事業所や施設などの協力を得て、職業体験や働く人への聞き取りを行っています。

＜全国学力・学習状況調査「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」子どもの割合＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	56.4%	60.4%	66.7%	63.4%	62.2%
中学生	51.0%	52.1%	63.0%	55.8%	54.2%

※「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計

### ■読書活動を通じた想像力・学ぶ力の育成

豊中市子ども読書活動推進計画\*の理念に基づき、図書館では、おはなし会を年間700回以上開催するとともに、子育てサロンやサークルへの絵本の出前講座、絵本や児童文学の作家を招いての絵本講座の実施、ビブリオバトル大会や「知的探究合戦 めざせ！図書館の達人」を開催しています。これらの取組みを通して、読書離れといわれる世代への関心を高めるとともに、調べ学習等の活動によって子どもの自ら学ぶ力が育まれるよう取り組んでいます。その他、子ども読書活動連絡会を通じて、市民、関係部局、関係機関と課題を共有・連携しながら、地域で子どもと本をつなぐ子ども文庫やよみきかせボランティアとともに読書環境の整備を進めています。

＜職業体験・読書に関わるボランティアへの参加人数＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数	248人	293人	294人	350人	301人

### ■成長・発達に関する正しい知識の提供

保健については、思春期の性やメンタルヘルス、医薬品や薬物について、子どもが正しい知識を身につけることができるよう保健所や学校などが連携して講座等を実施しています。なかでも、薬物乱用防止については、子どもたちがより身近に感じられるよう、平成30年度(2018年度)に、市内音楽事業者や府立豊島高校の生徒の協力のもと、オリジナル啓発楽曲「For LIFE～薬物乱用ダメ。ゼッタイ。～」とプロモーションビデオを制作し、動画共有サイトや薬物防止教室等を通じて啓発しています。

### ■消費者教育推進の取組み

すべての年代の人が安全で安心な消費生活を送ることができ、消費者トラブルにあわないために、平成30年(2018年)に豊中市消費者教育推進計画を策定しました。小・中学



校での金銭教育やスマートフォンのトラブル防止に向けた出前教室など、年齢層にあわせた啓発活動を行っています。

■豊中市子ども健やか育み条例や子どもの人権の周知・啓発

平成25年(2013年)に策定した「豊中市子ども健やか育み条例」及び子どもの人権の周知・啓発を目的に平成26年度(2014年度)から小・中学校に出前講座を実施するとともに、毎年、市内すべての小学4年生に対して、同条例のリーフレットを配布し周知しています。

■次世代の親育成に向けた取組み

小・中学校・高等学校、地域等で実施している「明日の親のための講座」(卵のワークショップなど)や「高校生と乳幼児・保護者との交流会」を通して、命の大切さや親になることの責任について考える取組みを行っています。

また、子ども・若者を対象に、結婚から育児までの切れめない支援事業の一環として、平成27年度(2015年度)から、子ども・若者が「大人になること」や「仕事と生活(結婚・妊娠・出産・育児)」について考えるヒントとなる講座等を行う「ライフデザイン支援事業」を行っています。

(3) 子どもの社会参加の促進

■子どもの意見表明・情報発信

子育て・子育て支援を子どもの視点に立って実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聴き、その思いを汲み取って子どもを尊重した取組みにつなげていくことが大切です。「豊中市子育て・子育て支援行動計画」の毎年度の進行管理の一環として、学校や公民館、児童発達支援センター、とよなか国際交流センターなどへ市職員が出向き、子どもや保護者に子育て・子育て支援についての説明・情報提供を行い、意見を聴いています。本計画の策定においても、子どもを対象としたアンケート調査だけでなく、ヒアリングを実施しました。

また、子どもが積極的に意見を表明する機会や、地域の中で子どもが社会参加できる機会の拡充のため、様々な機関において、職業体験など子どもの体験機会の提供を行っています。このうち、平成28年度(2016年度)から毎年夏休みに実施している「夏休み子どもワークショップ」では、市の子育て・子育て支援事業や公民館、図書館の仕事について学び、子どもたちが意見を発表できる機会としています。

その他、環境や産業などの様々な分野において、子どもの社会参加に関わる事業は増加傾向にあり、子どもたちが地域を取材して情報誌を作成する等の地域主体の取組みもみられます。

<子どもの社会参加に関わる事業数>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業数	17事業	25事業	33事業	33事業	38事業

**■若者向けの選挙啓発**

平成28年(2016年)に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、選挙管理委員会では、市内の小・中学校・高等学校・大学などの学生を対象に、選挙の仕組みの説明や模擬投票等を行う出前授業「選挙はじめまして」を実施しています。

**今後の課題****●子どもの交流・体験機会の充実**

ニーズ等調査によると、小・中学生が学校教育以外で体験する活動が、多くの分野において前回調査に比べて減少しています。一方で、子どもや保護者に対するヒアリングにおいては、多世代で交流する機会やボランティア活動を行う機会の充実を求める意見がありました。引き続き、地域の多様な主体と連携しながら、子どもたちの心豊かな育ちを支える交流と体験の機会や、子どもが自分たちで考えて遊び、交流できる仕組みづくりの検討、その後も継続して自主的に参加するような働きかけ、様々な分野で子どもが意見表明できる機会の拡充が必要です。

「とよなか地域子ども教室」では、地域のボランティアにより様々な体験プログラムが実施されており、地域の子どもと大人の交流の機会となっています。より多くの子どもたちが参加できるよう、新たなプログラムの導入などを地域とともに検討していくことが必要です。

**●地域における担い手の支援**

地域での取組みの多くで、スタッフが固定化してしまっていることや担い手不足が課題となっています。関係機関が連携し、各機関の特徴を生かした取組みの充実を図るとともに、地域人材の育成、多様な子どもの居場所づくりに関わる団体と連携するなど、運営を支援する仕組みが必要です。

**●消費者教育の充実**

安全で安心な消費生活が送れるように、就学前であれば食育や子どもの事故について、小・中学生であれば金銭管理や情報機器関連トラブルに関する事など、年代に応じた消費者教育を行うことが必要です。特に令和4年(2022年)4月から成人年齢が18歳に引き下げられることにあわせて、18歳の若者が契約の当事者となり、様々な消費者トラブルの増加が危惧されるため、被害を未然に防止するための契約等の知識の普及啓発が必要です。

**●若者世代の取組み支援**

若い世代の地域活動への参加促進や、課題を抱える若者の自立支援に向けて、子どもの育ちの連続性・系統性の視点を持ち、より多くの支援団体や高校等の協力を得るとともに、日常的な居場所が少ないといわれる若者世代の交流・体験機会の充実に向けて、



日常的な取組みを確保していく必要があります。その取組みの機会確保に向けては、小・中学生等を対象とした居場所づくりのボランティア活動につなぐ等、子ども・若者支援施策の切れめがないよう連携を進めることが必要です。

#### ●子どもが主体的に参加する仕組みづくり

様々な分野で子どもが参加する機会の提供に進めていますが、子どもが地域の取組みや市の事業に主体的に参加し、意見表明する機会の提供については、まだ拡充の必要があります。今後は、様々な取組み・事業の中で子どもの最善の利益を優先的に考慮し、子どもの居場所づくり等の施策を通じて、子どもが主体的に活動できる機会の重要性を啓発し、子どもの参画を促進する人材育成等に取り組むことで、子どもが社会の一員として積極的に関わることができる機会を拡充していくことが必要です。



## 1-3 子どもの居場所づくり

### これまでの取組み

#### (1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりへの支援

- ◆「施策の柱2 子育て支援」の「2-1 地域の子育て環境の整備」、「2-2 子育てに必要な情報提供等」、「2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援」等に記載しています。

#### (2) 放課後の子どもの居場所づくりの充実（「放課後子ども総合プラン」の推進）

##### ■学校を拠点とした子どもの居場所づくり

「放課後こどもクラブ」は、ニーズ等調査によると、子どもたちにとって友だちと過ごせる楽しい場となっていることがわかります。実施体制としては、平成28年度(2016年度)から毎週土曜日の開設を実施し、学校休業日の開設時間を午前8時から午後7時までに拡大しています。また、クラブ入会児童数は増加傾向で、現在は約4人に1人の割合で入会しており、今後も増加が見込まれます。

<豊中市放課後こどもクラブ事業 入会率>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入会率	21.0%	22.4%	24.2%	25.0%	26.2%

また、すべての小学生が放課後を安全・安心に過ごしながら、自主的に自由に遊ぶことができるよう、平成28年度(2016年度)から市内の一部の小学校をモデル校として放課後居場所づくり事業を実施しています。各校には見守り員を配置し、給食実施日の授業終了後から2時間校庭開放を行っています。

##### ■関連事業の連携と体制づくり

放課後子ども総合プランに基づく、とよなか地域子ども教室と放課後こどもクラブの一体的な運営については、両事業の関係者による打合せを行ったり、とよなか地域子ども教室の開催案内を放課後こどもクラブで配布したりする等、校区の実情に応じた情報共有や相互の連携・協力を行っています。

また、学校を拠点に地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するため、学校・家庭・地域の連携協力により、子どもの居場所づくりや学校支援の一体的な取組みを段階的に進めます。





### (3) 子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

#### ■ 公共施設・地域の特性を生かした居場所づくり

学校においては、前項の他、学校体育施設開放事業（遊び場開放）を実施し、子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりを進めています。

公共施設として、土曜・日曜も自由に利用できる図書館は、広く子どもを含めた市民に開かれており、一部の図書館では、子どもの居場所や学習スペースとして利用できる取組みを行っています。また、図書館から放課後こどもクラブや人権まちづくりセンターの児童館など子どもの居場所に団体貸出の本を定期的に配本しています。人権まちづくりセンターの児童館では、様々な体験をする機会の提供と、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを行っています。その他、青年の家いぶきや少年文化館、公民館、男女共同参画推進センターすてっぷ等では、自習室の開放を行うなど、施設の状況に応じて子どもが地域の中で安全に、安心して遊びや学習などの活動ができる機会づくりを実施しています。

#### ■ (仮称) 南部コラボセンターの開設に向けた取組み

平成26年(2014年)に策定した(仮称)南部コラボセンター基本構想に基づき、段階に応じて地域や関係者への説明会等を開催しながら建設に向けて具体的な取組みを進めています。魅力ある学校づくり計画とともに、市南部地域が抱える顕著な少子高齢化等の課題を解消し、地域の活性化をめざしています。

#### ■ 多様な主体による子どもの居場所づくり

平成28年度(2016年度)から3年間、社会福祉協議会への補助事業として「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」を実施しました。市内の多様な主体による子ども食堂のネットワーク化を図り、研修会等の開催、食材提供等の支援を行い、地域の子どもの現状・課題の見える化、新たな主体による支援者の拡大、子どもが多様な大人とつながる場の推進等につながっています。

また、無料・低額の学習支援を行う団体への支援としては、平成29年度(2017年度)から学習支援ネットワーク会議を実施し、各団体の取組みの現状や課題などの情報や、それぞれがもつ資源等を共有するネットワークを構築することで、各団体の課題の解決をめざしています。

平成30年度(2018年度)に実施した「子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究」では、NPO\*と協働で子どもの居場所に関する子どもの実態や子ども支援に関わる課題等を調査し、今後の子ども・若者の居場所の充実と、子どもを見守るための学校を核としたセーフティーネット構築にかかる施策展開の検討を行いました。令和元年度(2019年度)には、それらの結果を踏まえた「子どもの居場所ネットワーク事業」を、同法人と協働で実施し、子どもの居場所に関する団体・個人の支援、市域または地域の特性に応じたネットワークの構築等を推進しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## 今後の課題

### ●子どものニーズに寄り添った居場所づくりの展開

ニーズ等調査によると、雨の日に遊べたり、遊具がたくさんあったり、球技などのスポーツが自由にできる場所を求める子どもが多く、この課題は、前回調査と変わらない状況にあります。また、子どもに対するヒアリングでは、友だちと話したり、自習したりするための、屋内で自由に集まることができる場所を求める意見が多くありました。子どもたちのニーズを踏まえ、今後の子どもの居場所づくりの方向性を検討し関係機関と共有するとともに、市の公共施設等についても整理が必要です。

### ●放課後こどもクラブの質の向上

放課後こどもクラブについては、近年、全児童に占める入会率が上昇しており、今後もその傾向が続くと考えられます。また、転入世帯の多い地域のクラブでは利用児童の増加により弾力的な定員設定となっているところがあり、子どもや保護者へのヒアリングでも部屋が窮屈で環境がよくないという意見がありました。引き続き、利用ニーズに応じたクラブの運営に努めるとともに、子どもにとってより過ごしやすい環境となるように心がけていく必要があります。

### ●学校を拠点とした居場所づくりの充実

子どものニーズに寄り添うため、地域の特性や利用状況等を踏まえ、とよなか地域子ども教室、放課後こどもクラブ、放課後居場所づくり事業など、子どもの居場所に関わる事業や実施主体間の連携をより進め、より多くの子どもが参加できるよう一体的な子どもの居場所づくりを図っていく必要があります。また、減少傾向にある子どもの体験機会の確保に向けて、学校外で取り組む活動団体との連携を検討する必要があります。

また、学校・家庭・地域の連携協力により、子どもの居場所づくりや学校支援の取り組みを一体的に推進していく必要があります。

(仮称)庄内さくら学園については、今後、学校運営が定まっていくことにあわせて、地域の担い手同士のつながりを進め、新たな仕組みを導入できるよう進めていく必要があります。

### ●多様な主体による子どもの居場所づくりの充実

ニーズ等調査によると、子ども食堂に行ったことがある子どもは小・中学生の約3%でした。行ってみたいと思わない子どもは約50%であり、その理由は、近くにないからと、どんな所かわからないからが多くなっています。子ども食堂を、子どもにとって身近な居場所とするためには、子どもの居場所づくりが全小学校区で展開されるよう活動者の支援を行うことや、気軽に参加できるよう取組みについて子どもへの周知が必要です。



子ども食堂や無料・低額の学習支援団体等の子どもの居場所運営団体は、地域とのつながりや人的・経済的な資源が不足しているなどの状況があるため、今後は、市域のみならず一定の地域を対象としたネットワーク構築による地域課題の共有、企業や大学等との連携による資源の安定化を図る等の公民協働の取り組みが必要です。

### ●若者世代の居場所の充実

ニーズ等調査によると、家で安心して安らげる高校2年生相当年齢の子どもが前回調査に比べて減少しています。若者世代が利用できる居場所が少ないといわれる一方で、公共施設の若者世代の利用が少ない現状があるため、時間帯で優先的な対象者を分けるタイムシェアによる公共施設の有効活用や、幼少期からの関わりを維持し中高生や若者の世代になってもつながり続けることができるような仕組みが必要です。

### ●子どもを支える担い手の支援

子どもの居場所の運営においては、孤立や虐待、貧困等が見えにくく実態を捉えづらい家庭背景の課題を抱える子どもを発見し、支援につなぐことが重要です。また、子どもの社会参加や様々な居場所等での参画を促進することも重要です。子どもたちへのより丁寧な対応に向けて、公民問わず、すべての大人に専門的な知識の学習、資質向上の機会を提供し、人材の育成を行うことが必要です。

## 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

### 重点施策2 子どもの相談窓口体制の整備

### 重点施策3 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

#### これまでの取組み

#### (1) 子どもの相談窓口体制の整備

##### ■365日24時間のこども専用フリーダイヤル開設

豊中市子ども健やか育み条例に基づき、子どもの人権を尊重し、安心して相談できる窓口として、平成27年度(2015年度)に「こども総合相談窓口」(すこやかプラザ内)を設置し、0～18歳になるまでの子どもと家庭に関わる様々な相談に対応しています。平成28年度(2016年度)には子どもが容易に相談できるようこども専用フリーダイヤルを開設し、平成29年度(2017年度)にはさらに電話受付時間を365日24時間に拡大しました。休日や夜間も利用できるようになり、相談件数は大きく増加しています。なお、こども専用フリーダイヤルの夜間・休日部分は児童養護施設に委託しています。

<こども総合相談窓口 子どもからの相談件数(対象者別)>

	小学生		中学生	高校生年代	不明	合計
	低学年	高学年				
平成27年度	14件	16件	4件	2件	1件	37件
平成28年度	5件	9件	9件	7件	4件	34件
平成29年度	19件	27件	79件	53件	25件	203件
平成30年度	15件	93件	65件	144件	89件	406件

<こども専用フリーダイヤル 子どもからの相談件数(時間帯別)>

	平日昼間	平日夜間	土曜	日曜・祝日	合計
平成30年度	144件	144件	43件	75件	406件

##### ■相談対応の専門性の向上

平成28年度(2016年度)からこども総合相談窓口の臨床心理士を増員するとともに、家庭児童相談の専門家による助言も受け、相談支援機能の充実に取り組みました。平成29年度(2017年度)からは夜間・休日部分の電話相談業務の受託法人とともに年2回の電話相談研修会と意見交換会を実施し、相談支援の連携と相談員の資質向上を進めています。



## ■子どもの相談・支援窓口同士の緊密な連携

子どもや子育て家庭が抱える課題が複合化・複雑化していることから、平成28年度(2016年度)に「こどもの相談支援ネットワーク会議」を設置し、各相談窓口の業務内容や相談内容、課題等の情報交換を行うことで、緊密な連携を推進するとともに相談支援員の資質向上を図っています。また、主な相談内容ごとに対応できる窓口と支援の内容を整理した「こどもの相談支援ガイド」を作成し、学校や関係機関向けに配布しています。

## ■教育と福祉の連携

豊中市地域福祉計画に基づき、コミュニティソーシャルワーカー\*とスクールソーシャルワーカー\*との意見交換会や交流会、合同研修等を行い、児童・生徒やその家庭を取り巻く広範な福祉課題の解決に向けて、ネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行っています。

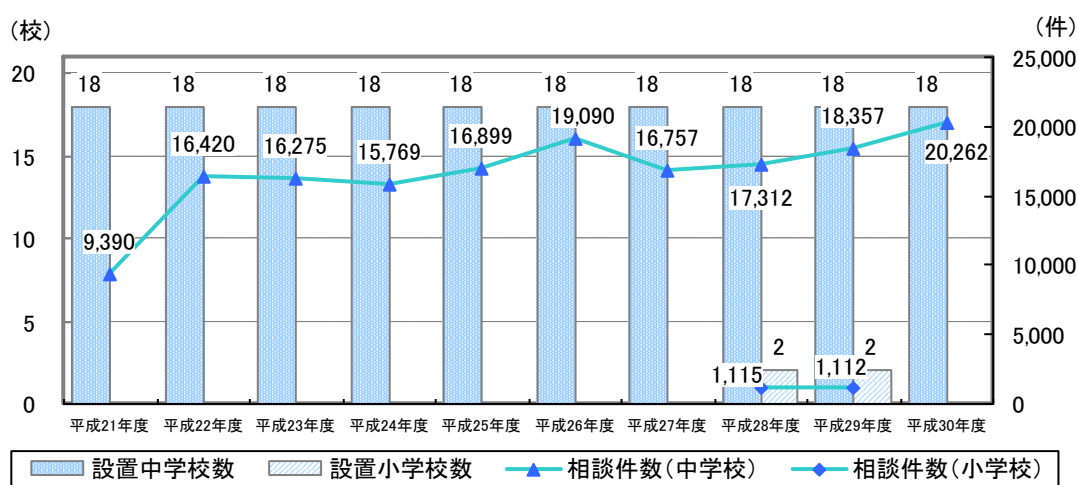
## (2) 子どもの悩みへの取組みの推進

### ■スクールカウンセラー\*・スクールソーシャルワーカーの配置

気軽に相談できる体制づくりとして、中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、子どものいじめ・不登校・問題行動等、子どもが抱える様々な課題に対する相談支援を行っています。中学生だけでなく各校区の小学生や保護者、教員からの相談にも対応しており、相談件数は増加しています。

また、学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを派遣しています

＜スクールカウンセラーの状況＞



※平成28年度(2016年度)と平成29年度(2017年度)は小学校にも設置した。

資料：豊中市教育委員会児童生徒課調べ

## 4 章 これまでの取組みと今後の課題

＜スクールソーシャルワーカー★活用事業・不登校児童生徒の出現率＞

	豊中市					大阪府	全国
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度
スクールソーシャルワーカーの配置人数	4人	5人	6人	8人	12人	すべての市町村に配置	1,780人
スクールソーシャルワーカー活用時間数	1,080時間	1,254時間	1,950時間	2,164時間	2,736時間	—	—
不登校児童の出現率(小学生)	0.43%	0.51%	0.63%	0.55%	0.57%	—	—
不登校生徒の出現率(中学生)	2.66%	3.22%	3.44%	3.12%	2.51%	—	—

### ■子ども・若者のメンタルヘルス対策

豊中市メンタルヘルス計画の重点テーマのひとつである若年層の自殺対策の一環として、中学生を対象に「いのちの授業」を実施しています。朗読劇とミニライブを通じて「一人ひとりが大切な存在であること」「悩みは一人で抱え込まず誰かに相談することで解決への道が開くこと」を伝えるとともに、相談窓口案内カードを配布しています。

### (3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

#### ■相談窓口の周知

こども専用フリーダイヤルについては、子どもにとって身近に感じられるよう、名刺サイズの周知カードを作成し、学校を通じてすべての児童生徒に配布しています。また、相談窓口のリーフレットやカード、市のホームページに相談対応の流れの概要や取扱いについて記載し、安心して相談できる窓口づくりをしています。

### (4) 社会参加を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

#### ■子どもの未来応援施策の推進

平成26年(2014年)に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律とこれに基づく大綱に基づき、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、積極的に自分の生き方を選択し自立できるように必要な環境整備や教育を受ける機会均等を図ることを目的として、平成29年(2017年)に「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」を取りまとめました。

この取りまとめにあたって平成28年度(2016年度)に大阪府と共同で実施した子どもの生活に関する実態調査では、当価可処分所得別の集計で、本市の困窮度★I(貧困線未満)に該当する相対的に貧困状態にある世帯の割合は17.0%となっています。貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況を踏まえ、多機関・多職種と連携しながら、切れぬ支援に取り組むとともに、自立するための支援や選択肢の幅をもった、重層的な取り組みを展開しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください





## 豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方

### 重点事業

- 1 子どもの居場所づくりの推進
- 2 ひとり親家庭への相談支援の充実
- 3 学習支援の充実
- 4 学校と福祉の連携などによる、相談支援体制の充実

### ■子どもの学習支援

生活困窮世帯やひとり親家庭等、家庭が有する課題により将来の生き方・働き方に不安を感じている子どもを対象に、自ら進路に向かって学習する力を身につけることを目的に、無料・低額で参加できる学習支援の取組みを行っています。

### ■豊中市いじめ防止基本方針の推進

いじめに関しては、平成31年(2019年)3月に改定した「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」及び「豊中市いじめ防止等対策審議会」を開催し、いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図るとともに、市及び学校のいじめの防止等の対策が実効性のあるものになっているか等の審議を行いました。

### ■若者支援

社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者に対する支援を効果的に実施するため、平成27年度(2015年度)に「豊中市子ども・若者支援協議会」を設置し、関係機関等がより効果的・円滑に協働できる仕組みをつくりました。また、若者が希望に満ちた明るい未来を描くことができるよう、平成28年(2016年)に策定した「豊中市若者支援構想」の具体化を図り、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた取組みをさらに進めるため、平成30年(2018年)に「豊中市若者自立支援計画」を策定しました。(支援対象：10歳代の青少年から30歳代の若者)

### ■外国にルーツをもつ子どもへの支援

子どもの権利条約に基づき、子どもの人権を尊重し、外国にルーツをもつ子どもが差別を受けることがないように、とよなか国際交流センターや教育関係者、行政機関などが連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツをもつ子どもに対する支援及び相談事業を行っています。

とよなか国際交流センターでは、「子ども母語教室」において、外国にルーツをもつ子どもたちが母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメント\*を行っています。

岡町図書館では、世界のこどもの本の部屋などに50か国7,000冊の資料を備え、母語にふれる環境整備に取り組んでいます。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



また、在日外国人教育として、「ことばとあそびのつどい」「小学生のためのハギハッキョ」などで自国の文化や言葉等を学ぶことによって民族的自覚と誇りを得られるよう支援しています。

## 今後の課題

### ●こども総合相談窓口のさらなる充実

ニーズ等調査では、こどもの総合相談窓口について、特に高校2年生相当年齢の子どもにおいてまだ周知が十分でないことがわかりました。また、相談窓口を利用しようと思わない理由として、「相談相手がどんな人かわからない」「わかってもらえるか不安」という意見が多く、子どもへのヒアリング調査では、悩みを誰にも相談できない子どもへの対策が必要という意見がありました。

子どもの相談窓口については、わかりやすさや、子どもが安心して相談できるような周知方法の工夫、より相談しやすい方法等の環境づくりが必要です。また、子どもからの相談には、家族からの虐待を訴える内容もあるため、相談担当職員が子どもの視点に立った慎重な対応が求められます。

### ●多職種・多機関が連携した切れ目のない支援

「こどもの相談支援ネットワーク会議」については、様々な課題や悩みを抱える子どもを支援するため、学校、保健、福祉などの多職種・多機関が連携し、情報交換を通じて関係機関の連携を深めるとともに、ケースを共有し、専門性を深めていくことが必要です。

社会的な援助が必要な子どもへの支援については、問題が複雑化する前に、できるだけ早期に状況を把握し、必要な支援策につなぐことが必要です。また、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう、家庭、就学前施設、小・中学校、関係機関等が連携し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

### ●学力課題を有する子どもの生活環境の改善

貧困の世代間連鎖を断ち切るための取組みとして、学力課題を有する子どもについては、学力向上だけでなく学力課題の背景にある生活環境の改善に取り組むことが必要であり、教育と福祉の連携を推進する仕組みが必要です。

### ●地域の子どもの居場所との連携

家で一人で過ごす機会が多かったり、学校に行きづらかったりする等、家や学校に居場所がない子どもたちを受け止め、子どもの課題等に寄り添う子ども食堂のような地域の子どもの居場所が近年広がってきています。より多くの場面で課題を抱える子どもを発見し、支援することが重要であることから、学習や生活等の子どもを多面的に支援していくためには、地域の居場所の運営団体と学校や関係機関が連携する仕組みづくりが



必要です。そのためには、連携の土台となるネットワークの構築や個人情報の取扱いを制度化していく必要があります。

### ●子ども自身で将来を切り拓くことができる環境づくり

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、積極的に自分の生き方を選択し自立できるように必要な環境整備や教育を受ける機会均等を図る必要があります。そのためには、学力だけでなく、子どもの権利を学ぶ機会や、子どもが自ら自身のことを相談でき、日々の生活や様々な場面において積極的に関わっていく力を身につけるための環境づくりが必要です。

### ●若者支援とのつながり

子育て・子育て支援の対象年齢と若者支援の対象年齢は、重複かつ連続しているため、発達段階に応じた切れめのない支援を推進するために、引き続き、若者支援担当部局と教育及び児童福祉部局等が連携を進める必要があります。特に、子育て・子育て支援分野においては、義務教育修了や年齢（18歳）による制度の切れめなどで支援が途切れないように取り組む必要があります。また、必要に応じて、予防的な役割を担う子育て・子育て支援分野と、若者支援分野の連携を強化するため各計画の位置づけを検討していく必要があります。

## 施策の柱 2 子育て支援

地域で安心して子育てができるよう、気軽に集える親子の居場所づくり、孤立しがちな保護者に対する支援の充実、必要な人に必要な情報が届くような仕組みづくり、保育需要拡大に対応した保育定員・保育人材の確保などが必要です。

### 2-1 ① 地域の子育て環境の整備（身近に集える拠点づくり）

#### これまでの取組み

#### （1）身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用

- 利用（参加）しやすい拠点（場）づくり
- 子育て家庭の仲間づくり・相互関係づくり

子育て支援センター及び親子の交流ひろば、市内16か所の地域子育て支援センターは、概ね1中学校区あたり1か所の身近な子育ち・子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、子育て講座の開催、遊び場（交流の場）の提供、ボランティア支援、ネットワークづくりに取り組んでいます。また、孤立しがちな他市から転入してこられた親子向けの事業も実施しています。

#### <地域子育て支援センター開設の経過>

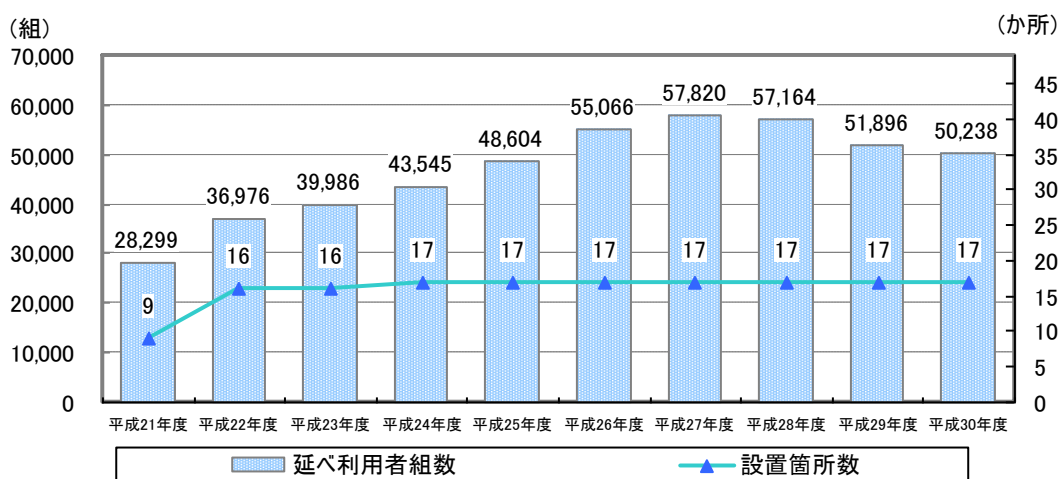
平成 8年 4月	西丘保育所内に地域子育て支援センター開設
平成12年10月	蛭池・島田保育所内に地域子育て支援センター開設
平成13年 4月	市立子育て支援センターほっぺを開設
平成15年 4月	豊中人権まちづくりセンター保育所内に地域子育て支援センター開設
平成16年 7月	ほっぺ内にこども家庭相談室を開設
平成18年 4月	豊南保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成20年 4月	東豊中保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成21年 2月	子育て支援センターほっぺが豊中市すこやかプラザ内に移転
4月	小曾根・北緑丘保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成22年10月	東丘・桜井谷・本町・旭丘・服部・野田・栄町保育所内に地域子育て支援センターを開設
平成24年 4月	てしま幼稚園内に地域子育て支援センターを開設
平成27年 4月	市立保育所、幼稚園が認定こども園 <sup>★</sup> へ移行 旭丘こども園地域子育て支援センター出張ひろば「たんぼぼルーム」を開設
平成28年 6月	桜井谷こども園地域子育て支援センター出張ひろば「さくらんぼルーム」を開設

※豊中市立てしま幼稚園内に設置されていた幼児教育支援センターたんぼぼは、平成24年度(2012年度)に地域子育て支援センターとし、実施していた事業については地域子育て支援センター事業へ移行した。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



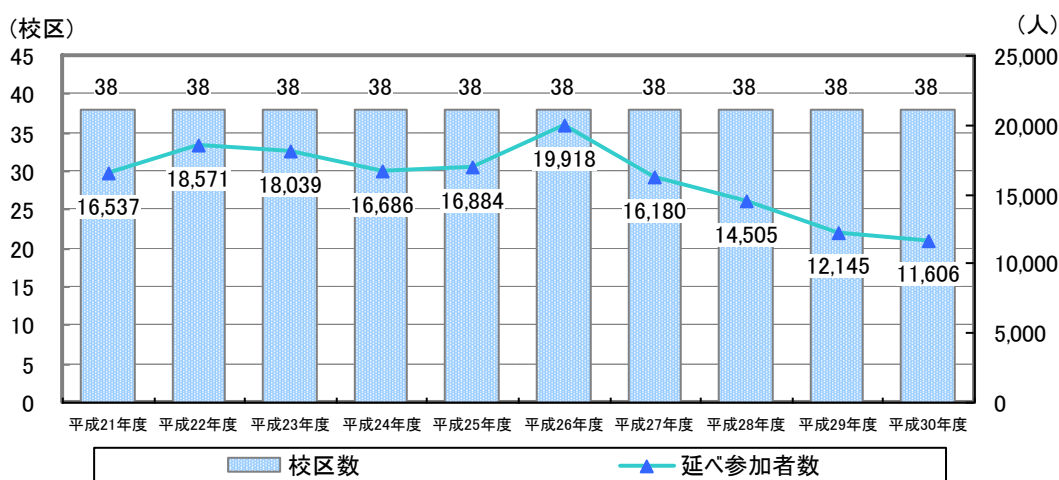
### <子育て支援センター プレイルームの利用状況>



資料：豊中市こども相談課調べ

市内38か所で開催している子育てサロンでは、子育て家庭同士の交流や情報交換を行うことで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、各種子育て支援サービスにつなげています。近年は、子育てサロンの開催回数が減少し、延べ参加者数も平成26年度(2014年度)をピークに減少しています。

### <子育てサロンの状況>



資料：豊中市社会福祉協議会調べ

※平成21年度(2009年度)は新型インフルエンザの影響で閉会したため参加者が減少した。

地域においては、就学前施設による園開放をはじめとした地域子育て支援事業や地域子育て支援センターの出張ひろばの実施に加えて、高齢者向け社会福祉施設など地域の多様な機関と連携しながら親子の集いの場を提供するなど、親子が身近で気軽に集える場の充実を行うことで、子育て家庭の孤立化の防止や子育ての不安感、負担感の軽減に取り組んでいます。

## ＜地域活動事業・地域に開かれた幼稚園事業（子育て支援事業）＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	90か所	92か所	98か所	120か所	128か所

地域の特色にあわせた活動として、転勤者が多い千里地域では、千里地域連携センター（千里コラボ）が「ベビーとママのための転勤族カフェ」を開催し、子育てや新生活についての語り合いを通して、不安感の軽減や仲間づくりにつなげています。

図書館では地域の親子が集う子ども文庫に団体貸出や情報提供を行って活動を支援しています。さらに、岡町・庄内・千里図書館ではとよなか国際交流センターと連携し、外国人親子を対象とする居場所として「おやこでにほんご」の活動場所を提供しています。

### 今後の課題

#### ●孤立しがちな家庭とのつながりづくり

これまでも、地域との関わりが少なく孤立しがちな転入世帯や外国人市民などを対象に、子どもや保護者同士のつながりづくりや気軽に相談できる仕組みづくりに取り組んできましたが、今後においても、転入世帯や外国人市民の増加が予想されることから、引き続き、孤立しがちな家庭とのつながりづくりが必要です。



## 2-1② 地域の子育て環境の整備（地域のつながりづくり）

### これまでの取組み

#### （1）地域子育て支援センターを中心とした地域子育て・子育てネットワークの充実

##### ■地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会\*

市内の全41小学校区で、地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会を年1回開催し、公立こども園を中心に保育教諭、コミュニティソーシャルワーカー\*などが各地域における子育て環境についての課題共有や、参加機関、団体が実施している事業の情報共有を行っています。毎年継続して実施することで「顔の見える」関係ができ、地域の情報交換や課題を共有し、気になる親子に対して連携して支援したり、共催で事業を実施したり、地域ぐるみで子育て家庭を支える仕組みができています。

なお、ニーズ等調査では、子育てが地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じる」が就学前児童の76.7%、小学生の76.3%となり、いずれも前回調査に比べて高くなっています。

##### ■豊中市子ども健やか育み条例の周知

子どもや子育てに関わる事業所の職員や地域住民に対して「豊中市子ども健やか育み条例」公開・出前講座を開催しています。

#### （2）地域における子どもの活動機会の充実

- ◆「1-2（1）多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供」  
「1-3（3）子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供」に記載しています。

#### （3）地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

##### ■家庭・地域の教育力の向上

青少年健全育成協議会や読み聞かせのボランティアなど、地域で子どもや子育て家庭を支援する団体において、研修会を開催し、地域の人材育成を図っています。

読書活動については、豊中市子ども読書活動推進計画\*の理念に基づき、図書館が中核となって子ども読書活動連絡会を開催し、市民や関係部局、関係機関と地域の情報や課題を共有し、すべての子どもが安心して自由に読書を楽しめる環境づくりを進めています。毎年実施している子どもと本をつなぐボランティア講座では、子どもの育ちに大切なことを共有しながら読み聞かせについて学び、終了後は地域の活動につなげています。また、活動中のボランティアに対してもおはなしボランティアフォローアップ研修講座を実施し、活動の継続に必要な学びの支援をしています。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください



## (4) 子どもの安全や非行防止への取組みの充実

### ■学警連絡会兼少年補導協働員会

学校、警察、協働員、子ども家庭センター等の関係機関が情報交換を行うことで、各小・中学校区において問題行動等を早期に発見・対処し、非行の未然防止と子どもの健全育成に取り組んでいます。

### 今後の課題

#### ●地域全体で子育て家庭を見守る環境づくり

子育て家庭の支援に関して、地域ごとの課題を踏まえながら、教育・保育施設や地域住民などが一体となって取り組むため、子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会\*を継続して開催し連携を深めることが重要です。また、新規開設の保育・教育施設等については、地域全体で子育て家庭を見守る意識醸成のためにも参加を呼びかけることが必要です。

#### ●乳幼児の遊び場の充実

ニーズ等調査では、地域子育て支援拠点事業の利用希望が前回調査に比べて高くなっています。また、ヒアリング調査では、親子の集いの場について、「乳幼児を連れて遊びにいける場所が少ない」「屋内で遊べる場所がほしい」「保護者同士が出会える機会を増やしてほしい」という意見がありました。

乳幼児の遊び場を充実させるとともに親子が出会える機会の提供が必要です。

#### ●地域特性に応じた子育て家庭の孤立防止

ニーズ等調査では、日頃子どもをみてもらえる人がいると回答した人に比べて、子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した人は子育てに関する不安・負担感を「感じる」と回答する割合が高くなりました。地域の様々な関係機関が連携し子育て家庭を支えとともに、子育て中の親子が気軽に集える居場所や、地域とつながる仕組みづくりなど、身近に子育てを頼れる環境づくりが必要です。

また、子育て支援関連施設などが身近にない地域では、子育て家庭が孤立したり、育児不安を抱え込んだりしないための仕組みづくりが必要です。

#### ●支援に関わる担い手の確保

地域で子どもや子育て家庭を支援する団体においては、活動の担い手の固定化・高齢化が進み、後継者となる担い手の確保が課題となっています。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください





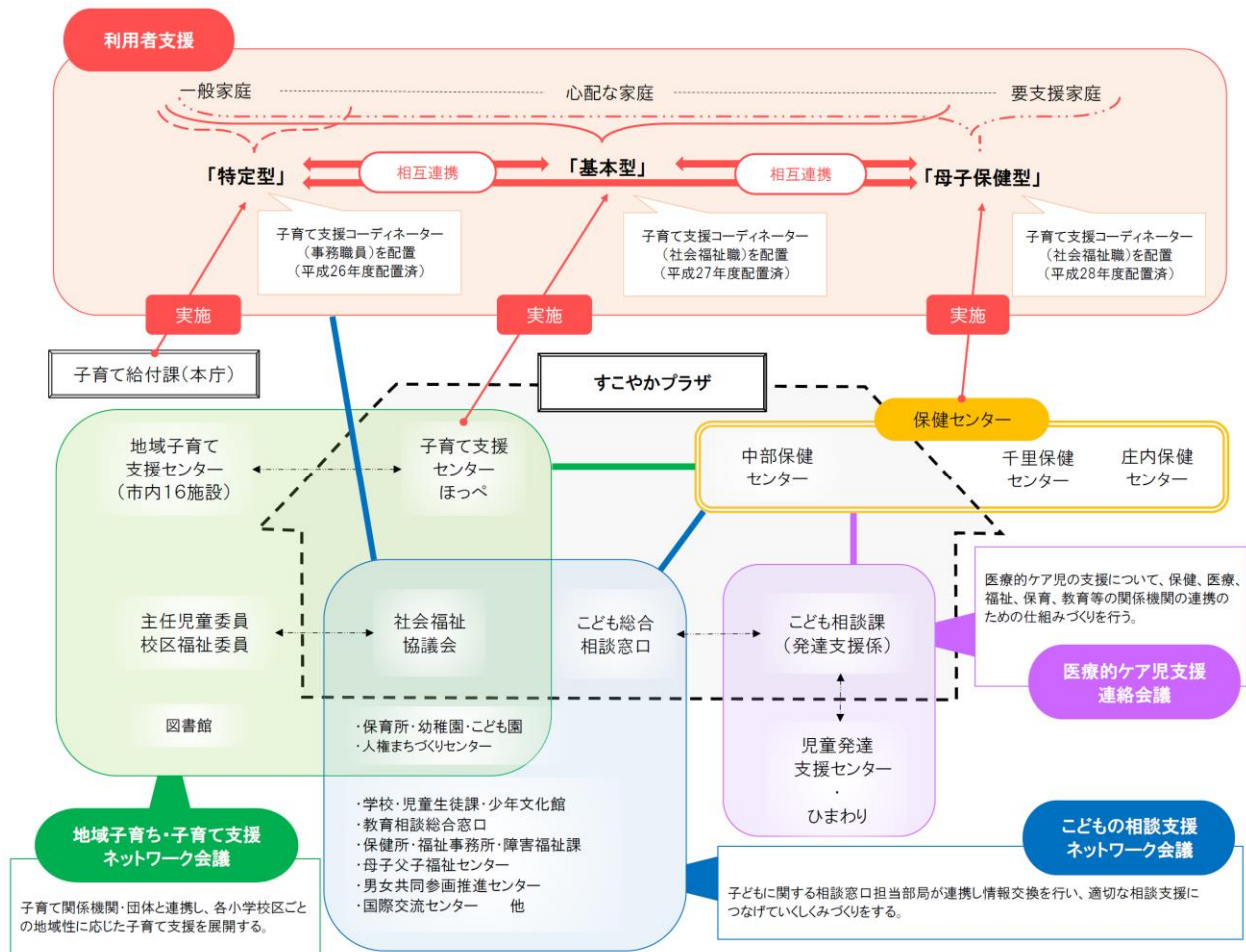
## 2-2① 子育てに必要な情報提供等（情報提供の充実）

### これまでの取組み

#### (1) 利用者支援窓口の設置

子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業として、子育て支援センター（基本型）、市役所（特定型）、保健センター（母子保健型）に利用者支援窓口を設置し、子育て支援コーディネーター★が相談援助を行っています。また、各類型のコーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しています。

<利用者支援と相談窓口との関連>



#### 「基本型」利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施しています。平成28年度(2016年度)からは子育て支援コーディネーターが保育教諭の出前講座に同行し、出張相談を実施しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

「特定型」利用者支援事業

子ども・子育て支援新制度\*への理解を深め、就学前施設をより円滑に利用できるよう、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行っています。

「母子保健型」利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施しています。相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、子育て支援センターや医療機関、就学前施設、放課後児童デイサービス、福祉事務所、市の就労支援窓口などへつなぎ、支援の充実を図っています。平成28年度(2016年度)からは妊娠中に個別に支援プランを策定し、その人に応じた適切な時期にきめ細やかな支援を行っています。

**(2) 子育てに関する情報発信の充実****■子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」**

子育てに関する情報を一元化して発信するため、平成27年度(2015年度)に子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」を開設し、行政サービスや親子で参加できるイベントなどをわかりやすく検索できるようになりました。また、平成28年度(2016年度)からはスマートフォン向けアプリのサービスも開始し、より身近なツールとしての利用を図っています。

<とよふあみ閲覧数>

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
閲覧数	19,187件	86,424件	105,611件

**■図書館や公民館での情報提供**

図書館や公民館では、子育ての参考になる一般書、実用書などのコーナーや、市内の育児情報関連のチラシ置き場を設置し、市民への情報提供を行っています。図書館のWEBサイトでは「こどものページ」や「乳幼児のページ」によって子どもに関する情報を探しやすくしています。

**今後の課題****●子育てに関する情報提供の充実**

ニーズ等調査では、子育てに関する事業や取組みについての認知度は前回調査と大きな変化はありませんでした。また、地域の支援者のヒアリングでは、支援が必要な人に情報を届ける仕組みや、子育てに関する成功体験やノウハウを整理して発信する仕組みづくりについての意見がありました。引き続き情報提供の充実に努めるとともに、情報発信の方法についても工夫が必要です。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 2-2② 子育てに必要な情報提供等（家庭教育の支援）

### これまでの取組み

#### （1）関係部局、機関・団体と一貫・連携した家庭教育の推進

##### ■関係機関による家庭教育支援の取組み

家庭教育支援については、各部局で様々な取組みを進めてきましたが、保護者の支援において部局横断的に共通の認識で取り組むために、平成27年度(2015年度)に保護者に対する市としての共通認識を取りまとめ、職員、関係機関に周知しています。

○子どもにとって一番いいことは何か、考えよう。

あなたの子どもは、あなたにとって、世界でたった一人のとても大切な存在。誰かの子どもも、それはまったく同じ。だから、どこの子であっても、その子にとって何が最も大切かを、いつも最優先で考えてあげてほしいな。

○ありのままの自分で子どもと向き合い、子育てを楽しもう。

子育ては、はじめはみんな初心者。わからなくてもはずかしくないよ。こまったときは、まわりの人の力を借りよう。あなたは一人じゃないよ。自信と勇気をもって、たっぷり子育てを楽しんでほしいな。

○子どもと一緒に成長できる喜びを感じてほしいな。

子育てには、つらさやしんどさ以上に、喜びと楽しさにあふれたもの。子どもをきちんと見守りながら、徐々に子離れしていくことで、子どももあなたも、しっかりと成長していけるよ。

家庭や地域の教育力の向上のための講座や体験活動、世代間交流等学習機会を提供しています。これらの講座などは、子育てに関する情報提供や啓発以外に、参加者同士の仲間づくりにもつながっています。

##### ■乳幼児期からの家庭教育の支援

乳幼児の健やかな成長を願い、絵本との出会いや、絵本を通じた子どもと保護者とのふれあいを支援するブックスタート事業「えほんはじめまして」を4か月児健康診査時に実施しています。市民と協働し、地域で子育てを応援していることを伝えながら、すべての赤ちゃんに絵本を手渡せるよう取り組んでおり、会場には布の絵本や外国語の絵本、事業の趣旨を説明した配布用のデージー\*資料や多言語リーフレットも用意しています。また図書館では、保健師による「すくすくあかちゃんタイム」や歯科衛生士による食育コラボ「みんなでは・は・は」を実施しています。

#### （2）子育て家庭の状況に応じた子育て・子育て講座等の学習機会の充実

##### ■父親への情報提供

子育て支援センターや保健センター、南部地域連携センターなどでは、普段育児に関わる機会の少ない父親が子どもとふれあったり、子育てについて学べる機会を提供したりしています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

子育て支援センターの「親を学ぶプログラム（パパ編）」は、参加者数が年々増加しており、男性対象の講座への関心が高まっています。平日の夜間や土曜・日曜に開催するなど参加しやすい工夫をしています。

＜親を学ぶプログラム（パパ編）参加者数＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数	18人	23人	56人

## 今後の課題

### ●保護者同士のつながりづくり

ヒアリング調査では、保護者が何気なく集え、相談できたり、子育ての悩みを互いに話しあえたりする場を求める意見がありました。同世代の子どものいる保護者同士が育児の悩みや不安を共有できる機会の充実が必要です。

特に、転入して間もない家庭、外国にルーツをもつ家庭など、身近に頼れる人がいない家庭に対して、保護者同士が知り合う機会を提供することで孤立を防ぎ、気軽に相談したり情報交換をしたりする地域のつながりづくりが必要です。

### ●多機関連携による情報提供の充実

ヒアリング調査では、必要な人に必要な情報が届いていないという意見がありました。重要な情報の周知・啓発については、すべての子どもの保護者に必要な情報が届くよう、たとえば、乳幼児健康診査の機会を活用したり、小・中学校等と連携するなど、情報提供の工夫が必要です。

### ●子育ての意義、楽しさに関する周知・啓発

ニーズ等調査では、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と回答した保護者は就学前児童で64.8%、小学生で58.5%と、前回調査のそれぞれ65.5%、58.3%とほぼ同じ状況で、改善がみられない結果となりました。前向きな気持ちで子どもと向き合えるよう、子育てに対する不安や負担の軽減に努めるとともに、子育ての楽しさや子どもと一緒に成長できる喜びを伝えることが必要です。

### ●養育に課題のある家庭への支援

何らかの家庭事情により、養育の負担や不安が大きい家庭については、養育支援訪問事業など相談支援事業へつなぐことで、孤立の防止や、行政・学校・地域などが連携して継続的に支援することが必要です。



## 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

### 重点施策2 子どもの相談窓口体制の整備

### 重点施策3 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

#### これまでの取組み

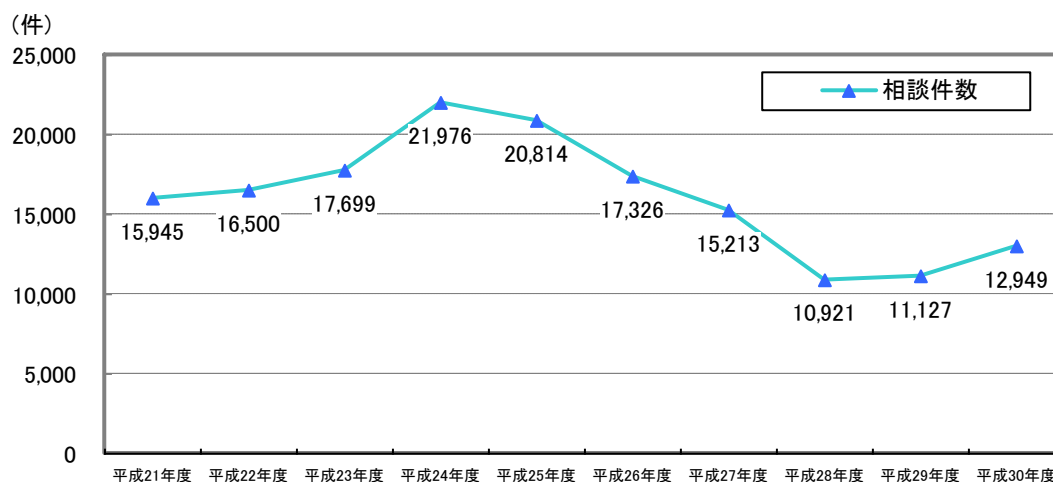
#### (1) 相談窓口の活用推進

##### ■子育て支援センターや保健センターの相談窓口

子育て・子育てに関する相談体制としては、乳幼児期については、子育て支援センターや就学前施設、保健センターなどにおける面接相談や電話相談に加え、健康診査や絵本などのおはなし会等の会場に相談できる場を設けるなど、気軽に相談できる機会を充実させています。

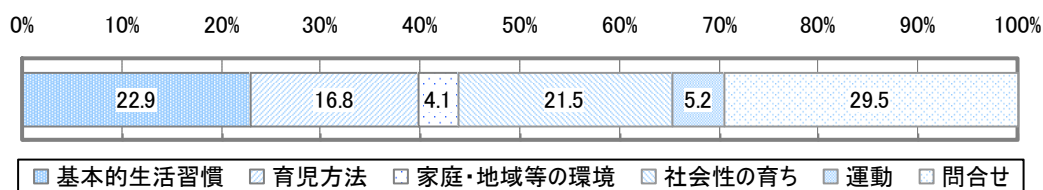
子育て支援センターでは、保育教諭や看護師などが育児、食事、健康等についての相談指導を行っています。また、保健センターでは、妊娠・出産・子育て相談窓口を設置し、保健師・助産師・看護師・歯科衛生士・栄養士などが妊娠から出産、子育てに至る幅広い相談に対応しています。

##### <子育て支援センターの相談件数>



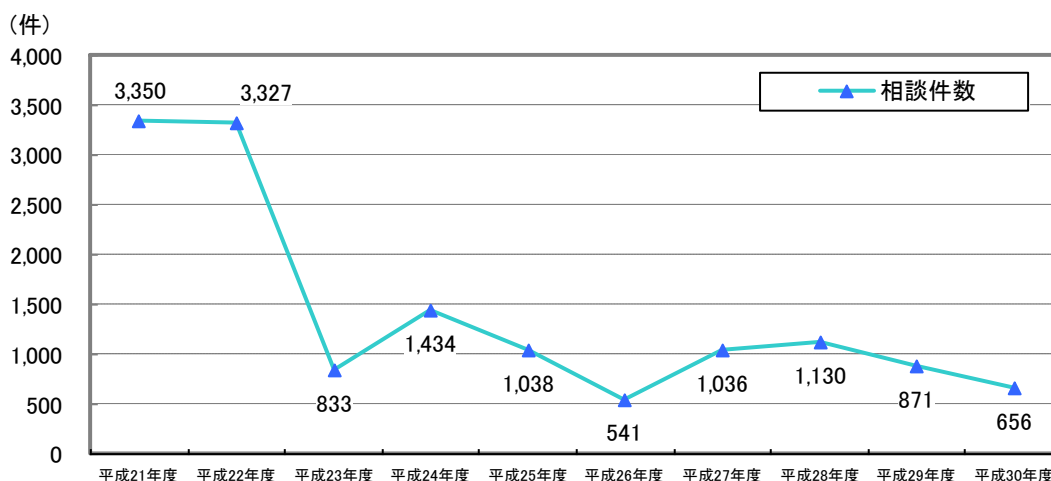
資料：豊中市こども相談課調べ

##### <子育て支援センターにおける相談事業 相談内容の内訳 (平成30年度)>



## 4 章 これまでの取組みと今後の課題

### ＜公立こども園の相談件数＞



資料：豊中市こども事業課調べ

※地域子育て支援センターを併設していない施設のみ

## (2) 子どもの相談窓口体制の整備

- ◆「1-4(4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」に記載しています。

## (3) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ\*型）支援体制の強化

### ■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業では、子育て支援に関する情報提供及び助言を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な場合には適切なサービスにつなげています。また、主任児童委員\*と一緒に訪問することで、親子と地域とをつないでいます。

#### ＜こんにちは赤ちゃん事業の実施状況＞

	訪問対象人数	実面談数	面談率
平成26年度	3,587人	3,253人	90.7%
平成27年度	3,687人	3,345人	90.7%
平成28年度	3,583人	3,277人	91.4%
平成29年度	3,497人	3,261人	93.3%
平成30年度	3,561人	3,369人	94.6%

※子育て支援センターと保健センターの合計

★は資料編「6 用語集」をご覧ください





## ■養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問）

保健センターでは、妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供と啓発を行うほか、孤立していると感じる保護者をサポートし、子育てに対する不安の軽減するため、乳幼児健康診査未受診者等に対して、訪問型（アウトリーチ\*型）の支援事業を行っています。保健師や保育士などが家庭を訪問し、子どもの様子を見ながら具体的に育児方法などの助言を行い、訪問件数は増加しています。

子育て支援センターでは、こんにちは赤ちゃん事業の関わりから、継続的な支援が必要として育児支援家庭訪問事業につなげたり、自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭や不安の高い家庭に対し、保育教諭や臨床心理士等が訪問型（アウトリーチ型）による保護者支援を行うことで、児童虐待の予防につながるセーフティネット\*機能を担っています。

### <育児支援家庭訪問の実施状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ訪問回数	359回	321回	265回	427回	470回

※子育て支援センターと保健センターの合計

## ■身近な場所でのつながりづくり

自ら施設に出向くことに不安を感じている保護者とつながるため、保育教諭等が地域の身近な公園を訪問し、出会った親子に情報提供を行ったり育児相談に応じたりしています。

## （4）多様な子育て支援の充実

### ■就学前施設の一時預かり

就学前施設で一時預かり（断続的一時保育・緊急一時保育）を実施しており、保育施設の整備に伴い実施施設数が増加しています。また、幼稚園においては教育標準時間外に一時預かり（延長保育）を実施しています。

### <一時保育の実施状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	49か所	51か所	59か所	62か所	69か所
定員	73,794人日	77,352人日	75,301人日	82,919人日	97,088人日
実績	38,329人日	34,870人日	34,103人日	32,505人日	29,517人日

### <幼稚園の預かり保育の実施状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	—	41か所	40か所	36か所	36か所
実績	203,689人日	200,761人日	189,063人日	180,301人日	167,151人日



## 4章 これまでの取組みと今後の課題

### ■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

平成29年度（2017年度）に本市に開設した児童養護施設「翼」でショートステイとトワイライトステイを開始し、平成30年度（2018年度）の実施施設数はそれぞれ5か所、4か所となっています。

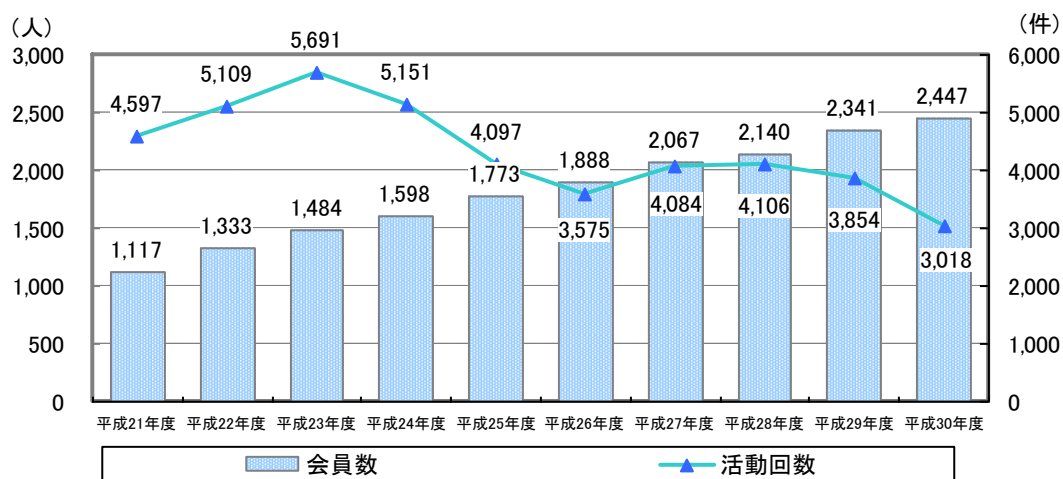
＜一時預かり事業の実施状況＞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ショートステイ	箇所数	3か所	3か所	4か所	5か所	5か所
	延べ人数	261人日	180人日	123人日	212人日	441人日
トワイライトステイ	箇所数	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所
	延べ人数	4人日	4人日	5人日	3人日	99人日

### ■ファミリー・サポート・センターの活用

地域で子育てを支え合い、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる子育て支援環境を整備するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施しており、就学前施設への送り迎えや帰宅後の預かり、子どもの習い事への送り迎え等の育児の援助が必要な人と援助ができる人とをつないでいます。

＜ファミリー・サポート・センターのサービス件数・会員数＞



資料：豊中市こども政策課調べ

＜ファミリー・サポート・センター活動内容(平成30年度)＞

内容	回数	内容	回数
保育所・幼稚園の登園前の預かり	5	保育所・学校等休み時の預かり	67
保育所・幼稚園の送り	90	保育所等施設入所前の預かり	0
保育所・幼稚園の迎え	380	保護者等の短時間・臨時的就労の場合の預かり	99
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	746	保護者等の求職活動中の預かり	0
学校の放課後の預かり	55	保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の預かり	18
放課後こどもクラブの迎え	38	保護者等の外出の場合の預かり	26
放課後こどもクラブ終了後の預かり	440	保護者等の病気、その他急用の場合の預かり	21
子どもの病気時の預かり	0	他の子どもの病気等で保護者が関わる場合の預かり	52
子どもの習い事等の場合の送迎及び預かり	918	その他の預かり・送迎	63



## (5) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

### ■子育てについて、社会的な援助が必要な家庭への支援

ひとり親家庭、難病、障害のある保護者、多胎児のいる家庭、産後期間等で、子育てについて社会的な援助が必要な家庭を支援するため、保育サービスの優先的な受け入れを行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や各種の相談窓口などで個別の支援が必要と判断された家庭については、子育て支援センターや保健センターによる育児支援家庭訪問を行っています。

◆育児支援家庭訪問については、「2-3（3）自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ\*型）支援体制の強化」に記載しています。

平成30年(2018年)に市内に児童養護施設「翼」を開設し、保護者のない児童や家庭での養育が不適切と判断された児童などが安心して過ごせる場を提供するほか、子育て・子育て支援事業として、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）及びこども総合相談窓口（夜間休日の電話対応）を委託しています。施設がもつノウハウを活用し、子育て・子育て支援事業の充実を図り、保護者が安心して子育てできる環境を整備するとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいます。

### ■障害のある子どもへの切れめのない支援

障害のある子どもを取り巻く現状、課題及び市を含めた関係機関の役割を整理し、取り組みを進めるため、平成28年(2016年)に「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」をとりまとめました。また、同年、義務教育期間の子どもを主な対象として策定した障害児教育基本方針を改定しました。

さらに、平成28年(2016年)の児童福祉法の改正に伴い、障害のある子どもを対象とする各種支援事業等の実施にあたっての考え方と必要サービス量の見込みを示すとともに、その確保のための方策を定めるため、平成30年(2018年)に「第1期豊中市障害児福祉計画」を策定しました。

これらの考え方を踏まえ、令和元年度(2019年度)にこれまでの医療型児童発達支援センターしいの実学園と福祉型児童発達支援センターあゆみ学園の機能を再編し、豊中市立児童発達支援センターを開設しました。子どもの障害の種別に関わりなく一人ひとりの発達特性に応じた支援のコーディネート機能を強化し、以下の事業を実施しています。また、豊中市立障害福祉センターひまわりをはじめとする関係機関と連携した成人期までの切れめのない支援を行っています。

<児童発達支援センター（稲津町）>

事業名	内容
こども療育相談「つぼみ」	初期の相談窓口、サービス等の利用計画の相談、子どもの所属する施設への訪問支援
発達支援「くるみ」	親子通所・小集団親子教室
診療所「しいのみ」	身体障害や発達に課題のある子どもの診療、リハビリテーション

< 児童発達支援事業所（桜の町） >

事業名	内容
単独通所「あゆみ」	小集団での療育
個別療育「カラフル」	個別の発達特性にあわせた療育
障害児一時預かり「リーフ」	発達に支援の必要な子どもの一時預かり

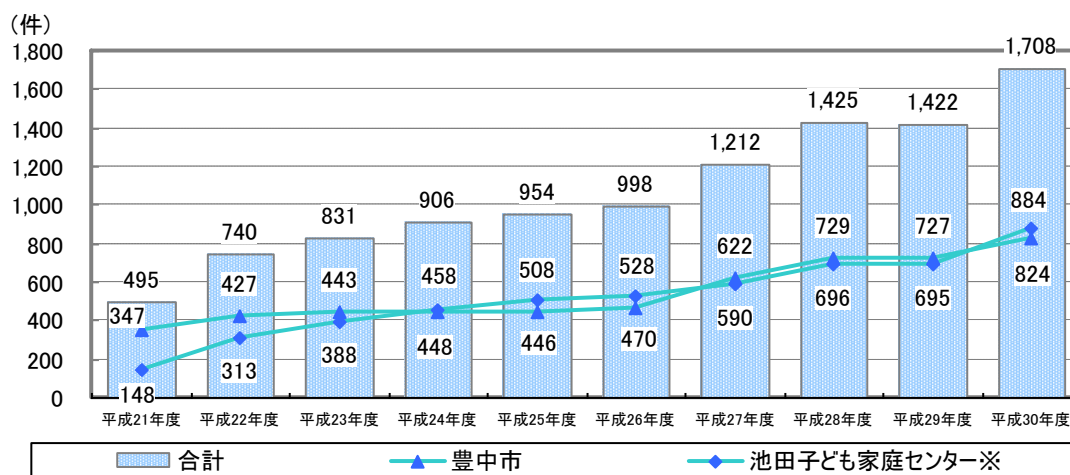
■外国人市民の子どもや子育て家庭への支援の充実

外国人市民の子育てを支援するため、多言語での相談窓口の設置のほか、各種制度の周知を図るため、多言語の保育サービスの案内（3言語）、母子健康手帳（8言語）、外国人向け市政案内（4言語）、図書館の利用案内（10言語）などを発行しています。

■児童虐待防止策の総合的な推進

児童虐待の防止や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うため、大阪府池田子ども家庭センターや関係機関等と連携し、対応しています。

< 児童虐待通告件数の推移 >



資料：大阪府池田子ども家庭センター資料及び豊中市こども相談課調べ

※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ

※児童虐待相談件数：児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談（疑い、おそれを含む）を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度(2005年度)から市町村も通告を受け付けている。

児童虐待の予防に向けては、保護者の育児や日常生活における不安や負担感等を早期に解消し、安心して子育てできるよう支援していくことが重要です。産後うつや早期発見・早期対応や新生児への虐待予防等を図るため、平成29年度(2017年度)に産婦健康診査の一部公費助成を開始しました。特に育児支援を必要とする母子を対象として、宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業も開始し、市委託の医療機関において助産師、保健師または看護師が、産婦のケアや乳児のケア、育児に関する相談及び指導、食事の提供を行っています。



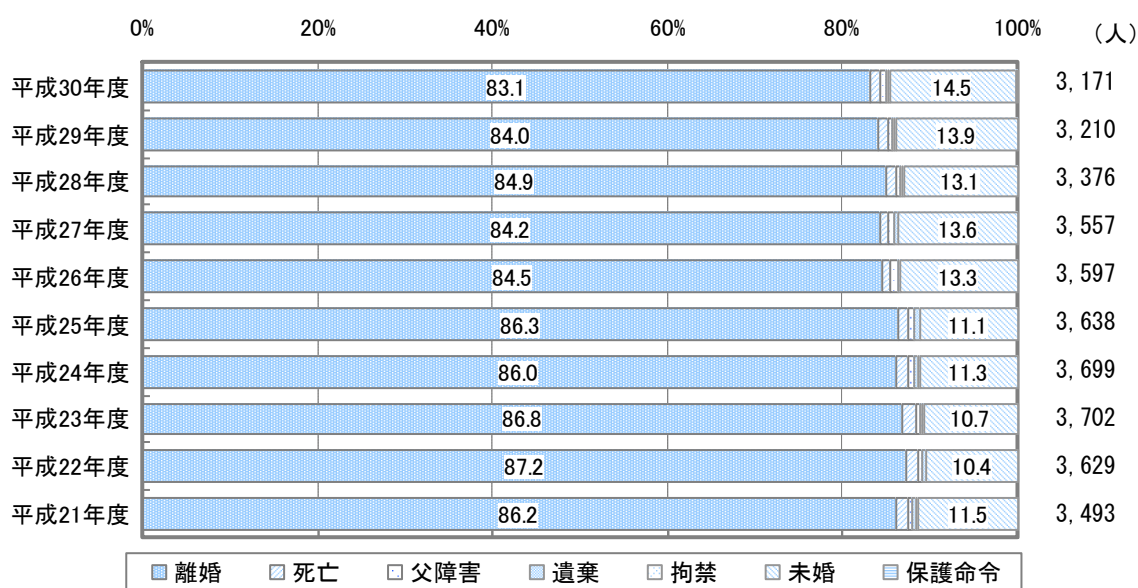
「子育て心の悩み相談」では、臨床心理士が保護者の子育ての悩みや不安、子どもとの関係についての相談を受けながら児童虐待の防止に取り組んでいます。

虐待してしまう保護者は、様々な悩みや生活課題を抱えていることが多いため、複数の課題に対してそれぞれの関係機関が連携して支援することがより効果的です。特に、在宅での支援が適当と思われる事例に対しては、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）\*の構成機関で役割分担しながら定期的に子どもや家庭の状況を確認しながら、継続的な支援を行っています。

### ■ひとり親家庭への支援の充実（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画）

ひとり親家庭は、子育てや生計の担い手等いくつもの役割を一人で担うことが多く、子育てや生活等で様々な困難を抱えており、相談や自立支援等個々の家庭状況に応じた支援に取り組んでいます。また、ひとり親家庭の立場に立った支援事業や、保護者や子どもの交流の場づくり等、個々の家庭のニーズに合った支援事業の充実に取り組んでいます。

＜児童扶養手当受給理由割合及び受給権者数の推移＞



資料：豊中市子育て給付課調べ

就労支援については、平成27年度(2015年度)から、毎年8月に実施する児童扶養手当の現況届の受付期間中に、ハローワークと連携して就労の特別相談を実施しています。

子どもの学習支援については、ひとり親家庭学習支援教室の費用を見直し、平成27年度(2015年度)から月3千円の低廉な費用としています。

生活の支援については、平成29年(2017年)8月からひとり親家庭等日常生活支援事業としてファミリー・サポート・センター利用料の補助を行っています。従来のヘルパー派遣とあわせてひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援しています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## ＜ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況＞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て支援 (ファミサポ補助)	利用世帯数	—	—	—	12世帯	13世帯
	延べ利用回数	—	—	—	87回	76回
生活援助 (ヘルパー派遣)	利用世帯数	10世帯	9世帯	10世帯	10世帯	7世帯
	延べ利用回数	53回	38回	54回	30回	27回

ひとり親家庭相互の交流及び各種相談、生活指導及び生業指導を行う施設である母子父子福祉センターでは、多くが離婚前の相談であることから、離婚前の養育費の確保と面会交流の取決めに向けた相談体制の強化を図るため、平成27年度(2015年度)から弁護士と専門相談員による相談を行っています。

## 今後の課題

## ●保護者同士が支え合う環境づくり

ニーズ等調査によると、同じ年代の子どもがいる保護者との交流や、保護者同士が相談したり、子育て経験者と知り合う機会が求められています。また、ヒアリング調査では、「孤立している保護者の悩みへの対応や支援がさらに必要」「地域、子育て家庭、教育・保育施設とのつながりの強化が必要」「発達に課題のある子どもを支援するための支援者同士の連携強化が必要」などの意見が多くありました。一方で、支援に関わる人の「担い手不足」が課題として挙げられ、「活発な地域力を生かし、子育て中の保護者の潜在的な力をもっと有効活用する」という提案がありました。

引き続き、保護者同士や子育て経験者とのつながりづくりに取り組むとともに、保護者同士が主体的に地域や他の保護者と関わりをもち、支え合う環境づくりが必要です。

## ●保護者が気軽に相談できる仕組みづくり

ヒアリング調査では、必要な人に必要な情報が届いていないという意見がありました。ひとり親アンケート調査でも、望む施策として「気軽に相談できる場所や相談体制の充実」の回答が多く、引き続き様々な情報媒体を活用した周知や保護者が気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。また、孤立しがちな保護者や自ら出向くことが困難な保護者に対して、訪問型(アウトリーチ<sup>★</sup>型)支援による取組みの充実が必要です。

## ●多機関の連携による相談支援

相談内容が多様化・複雑化しており、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育等様々な関係機関にまたがる事案もあることから、情報交換を通じて関係機関の連携を深めるとともに、個別のケースを共有し、相談担当職員の専門性を深めていくことが必要です。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



### ●多様な保育サービスの充実

核家族化や共働き世帯が増加している中、残業や出張、自身の病気、冠婚葬祭時の子どもの預かりニーズ等に対応するため、多様な保育サービスの充実に引き続き取り組む必要があります。特にひとり親の就労に関しては病児保育の充実に望む声が多く寄せられています。

また、保育施設での一時預かり事業ではリフレッシュ目的の利用も可能ですが、実施施設によって運用が異なることもあるため、利用時間や利用方法など、利用しやすい仕組みとなるよう工夫や施設への働きかけが必要です。



## 2-4 子育てと仕事の両立の推進

### これまでの取組み

#### (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

##### ■ 公立保育所・幼稚園の認定こども園\*化

新制度の移行にあわせ、公立園として柔軟な対応ができるよう、平成27年度(2015年度)に公立保育所19か所及び公立幼稚園7か所すべてを認定こども園に移行しました。

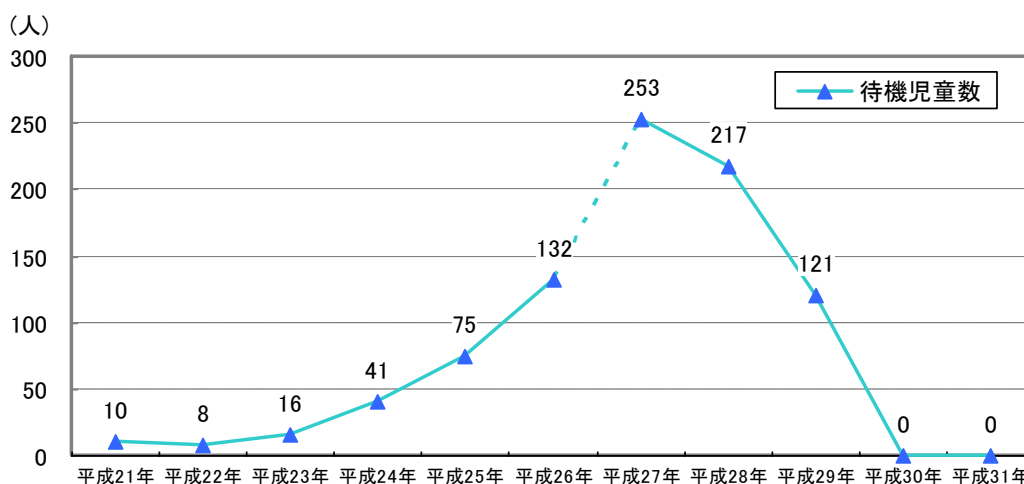
◆「1-1(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進」に記載しています。

##### ■ 待機児童の解消

保育ニーズに対応するため、保育所等の新規整備や既存の私立幼稚園の認定こども園化などを進め、平成30年(2018年)と平成31年(2019年)の4月1日現在の待機児童は0人となりました。

今後も待機児童ゼロを維持しつつ、子育てしやすい環境整備を推進していくため、国の施策と連動し、保育定員の確保をはじめとする4つのメニューを展開する「豊中版子育て安心プラン」を平成31年(2019年)2月に策定しました。

< 保育所等の待機児童数の推移 >



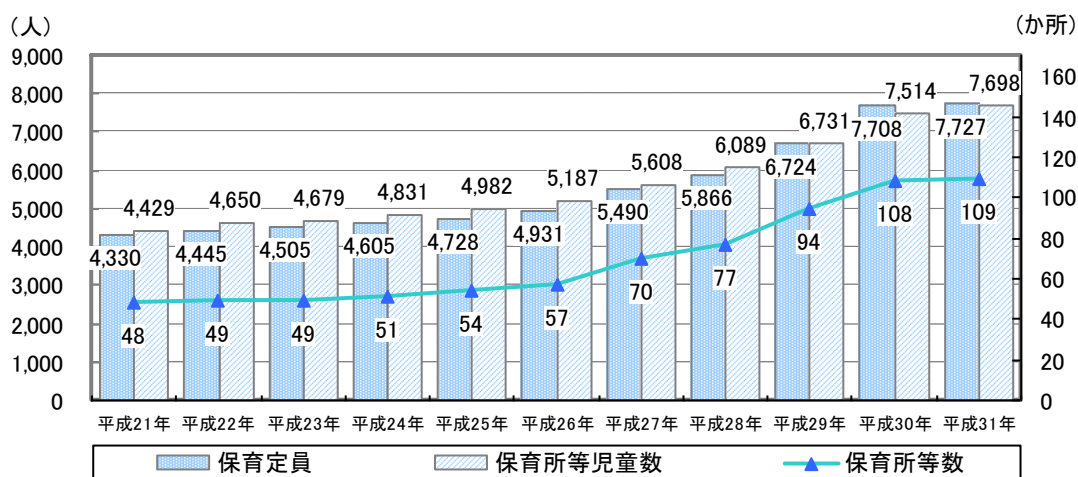
資料：豊中市子育て給付課調べ（各年4月1日現在）

※平成27年(2015年)から国により待機児童の定義が変更になったため、平成27年(2015年)以降の待機児童数は平成26年(2014年)までの集計方法とは異なる。また、平成27年(2015年)からは従来含んでいなかった、求職活動中の方や64時間以上96時間未満の短時間就労者や内定中の方の児童を含んでいる。





## < 保育所等の状況 >



資料：豊中市子育て給付課調べ（各年4月1日現在）

※他市委託・他市受託を除く

※平成26年(2014年)までは保育所のみ対象だったが、平成27年(2015年)からは、子ども・子育て支援新制度\*に伴い保育所及び認定こども園\*(2号、3号)、地域型保育事業を対象としている。

希望施設を選ぶ際の参考情報として、認定こども園、保育所、事業所内保育事業、小規模保育事業、家庭保育所、幼稚園（新制度）など、市が選考を行う教育・保育施設の施設ごと歳児ごとの空き状況を市ホームページで提供しています。

### ■ 病児保育事業

これまで中部に病児保育室2か所、病後児保育室1か所（本町こども園内）を設置していましたが、平成28年度(2016年度)末をもって本町こども園内の病後児保育室を閉室し、平成29年度(2017年度)に新たに北部に病児保育室を1か所設置しました。病児保育室の増加に加え、市民への周知が進んでおり、着実に活用されています。

#### < 病児保育事業の利用実績 >

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績	537人日	2,602人日	14,407人日	20,611人日	19,196人日
病後児保育事業	316人日	215人日	136人日	—	—
病児保育事業	221人日	2,387人日	2,963人日	4,009人日	3,043人日
体調不良児対応型	不明	不明	11,308人日	16,602人日	16,153人日

## (2) 子育てと仕事の両立推進に向けた、家庭・企業・事業所等への啓発

### ■ 男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担や仕事優先の考え方にとらわれず、男女がともに子育ての喜びと責任をわかちあえる男女共同参画社会への啓発を進めています。

**■父親の育児に対する支援**

ワーク・ライフ・バランス\*に関する講座や父親向け子育て講座を実施するなど、父親の育児参加を促進するだけでなく、父親同士のつながりづくりにも取り組んでいます。

また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでは、父親が子どもと一緒に過ごせる居場所とするため、平成28年度(2016年度)に「おとうさんのひろば」をスタートし、平成29年度(2017年度)に常設化しました。月に1回、父親が子どもと一緒に読み聞かせを楽しめるようにライブラリー内にスペースを設けています。

**今後の課題****●保育定員・保育人材の確保**

ニーズ等調査では、フルタイムやパート・アルバイトで就労する母親の割合が前回調査の約1.4倍となり、保育所や認定こども園\*、幼稚園の預かり保育、放課後こどもクラブ等の保育の利用希望も高まっています。これに対応するため、引き続き保育定員・保育人材の確保が必要です。一方で、将来予測される0～5歳人口の減少に備えた適切な確保方策が必要です。

**●ワーク・ライフ・バランスの推進**

共働き家庭が増加するなか、子育てと仕事を両立できるよう、引き続き父親支援を含め子育て支援サービスに関する保護者への情報提供に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する企業への周知・啓発が必要です。

**●国の動向にあわせた施策の展開**

保育の無償化や働き方改革など、国の動向に注視しながら、市民のニーズに応じた施策展開が必要です。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

子どもと保護者のそれぞれが健やかに安心して生活することができるよう、保健医療体制の充実、子どもや子育て家庭にとって暮らしやすい環境づくり、子どもの安全確保に向けた取組みの充実などが必要です。

### 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

#### これまでの取組み

#### (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

##### ■妊産婦への保健指導・情報提供

すべての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による面接や保健指導を行い、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から切れめなく妊婦を支援しています。

平成28年度(2016年度)からは、利用者支援事業「母子保健型」として、子育て支援コーディネーター<sup>★</sup>を千里・中部・庄内の各保健センターに配置し、支援ニーズを踏まえた情報提供を行うほか、母子健康手帳交付時に支援プランを策定し、妊婦にあわせたきめ細やかな支援を行っています。

また、4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」によって、子育て不安のある家庭等の支援につなげており、面談できなかった家庭に対しては子育て支援センターや保健センター等が連携し状況の把握に取り組んでいます。

情報提供としては上記のほか、専門職の視点を生かした妊娠期の教室、両親教室、離乳食講習会、幼児食講座など様々な機会提供をしています。

##### ■産後ケア事業の開始

産後うつ<sup>★</sup>の早期発見・早期対応等のため、産婦健康診査、医療機関との連携等により把握した支援が必要な産婦や新生児・乳幼児に対して、保健師や助産師が家庭訪問し、保健指導などの支援を実施しています。近年、医療機関との連携が進み、訪問件数は増加傾向にあります。

また、平成29年度(2017年度)から、家族などの産後の援助が受けられない人で、育児支援を特に必要とする母子(生後3か月未満)を対象に、宿泊型またはデイサービス型産後ケア事業を実施しています。

#### (2) 母子保健や小児医療体制の充実

##### ■母子保健

妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊婦・産婦・乳幼児の健康診査、健康教育、訪問指導、育児相談等を行っています。

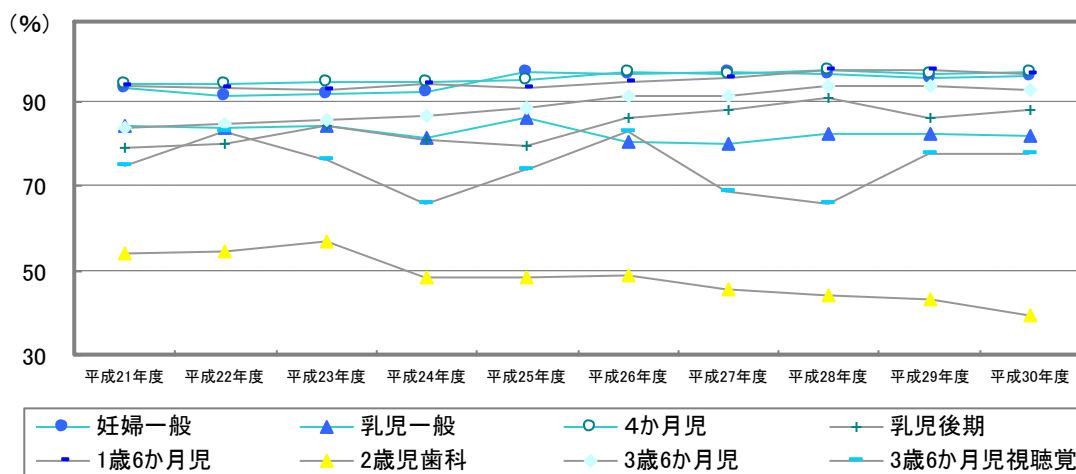
★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## 4 章 これまでの取組みと今後の課題

このうち、妊婦健康診査については、受診を促進するため公費助成額を増額しています。また、平成29年度(2017年度)から、産婦健康診査の一部公費助成を開始しました。産婦健康診査により、産婦の心身の不調を早期に発見し、産科医療機関と保健センターが連携し、訪問指導や産後ケア事業などの支援を行い、必要に応じて、精神科医療機関を紹介するなど、産後うつ予防に取り組んでいます。

乳幼児の健康診査や検診においては、子どもの健康状態の診察だけでなく、保護者の様子や育児に関する悩みを確認することで、子どもの健康や育児に不安を抱える保護者の支援も行っています。保健センターで実施している健康診査や検診では、保護者同士が交流したり、医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士など複数の専門職に相談したりすることができ、乳幼児期の保護者の不安解消にもつながっています。

### <各種健康診査の受診率>



資料：豊中市母子保健課調べ

※2歳児歯科は、経過観察が必要な幼児を対象にしたフォロー健診。平成22年度(2010年度)までは「2歳のこりちゃん歯科健診」として2歳代に実施していたが、平成23年度(2011年度)から1歳6か月健康診査後の相談事業と統合し、対象を1歳10か月に変更して実施している。

## ■医療体制の充実

周産期医療については、市立豊中病院（地域周産期母子医療センター）において、基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊婦\*、治療が必要な赤ちゃんに対し高度な医療やケアを提供しています。

小児医療については、市立豊中病院では、豊能広域こども急病センターの後送病院として週4日翌朝までの小児の二次救急医療を行っています。また、休日急病診療は、豊能広域こども急病センターを中核として、市内2か所（上野坂・島江町）で実施しています。小児医療の向上のため、乳幼児健康診査等に従事する医師、保健師、助産師等を対象として、乳幼児健康診査や虐待予防、発達障害などをテーマとした定期研修も開催しています。

また、人工呼吸器や酸素吸入などの医療的ケアが必要な児童や小児慢性特定疾患児とその保護者が安心して在宅療養生活を送ることができるように、医療機関や訪問看護ス

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



ーションとともに、保健所、就学前施設、学校などの関係機関が連携して切れ目のない支援をしています。

### (3) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

#### ■安心して生活できる道路・公園・住宅等の環境整備

子どもや子育て家庭が利用しやすい生活環境の整備に向けて、公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間を形成するため、通行に支障がある歩道について拡幅や構造形式の変更等の改良整備を実施しています。

また、公園では、子どもの安全を確保するため、計画的に遊具の改築・更新を進めており、定期的な遊具の点検に加え、地域住民団体と市が公園の管理・運営を協働で行う自主管理協定により施設の不具合の発見を行い、安全確保に取り組んでいます。

市営住宅では、募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定したり、ひとり親世帯などを対象にした抽選時倍率優遇制度を設けたりすることで居住の安定確保に取り組んでいます。

#### ■このまちみんなで子育て応援

乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換、遊びのスペースが自由に利用できる公共施設等に「赤ちゃんの駅」標識（看板またはステッカー）を掲示しており、令和元年(2019年)5月現在169か所となっています。

また、前回のニーズ等調査で多くあがった、子育て中の保護者が子どもとの外出時に困ることとして、「小さな子どもの食事に配慮された場所（店）が少ない」「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所が少ない」といった声を受けて、子連れで安心して外出が楽しめるお店や施設を「子育て応援団」として発信する、「とよなか子育て応援団」事業を平成27年度(2015年度)から実施しています。令和元年(2019年)5月現在の登録店舗等は136か所となっており、子育て家庭が安心して外出でき、また、まち全体で子育て家庭を応援する機運づくりをしています。

赤ちゃんの駅



とよなか子育て応援団



### (4) 各種手当及び助成による、子育て家庭への経済的な支援

各種手当・助成等の普及については、児童手当、児童生徒にかかる就学援助、子ども医療費助成等子育てに関する各種手当及び助成を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、制度の周知を図り、支援を必要とする人の利用を促進しています。

このうち、子ども医療費助成制度では、平成29年(2017年)11月診療分から対象を小学生(12歳到達後最初の3月31日までの児童)から中学生(15歳到達後最初の3月31日までの児童)へ拡大し、さらに令和元年(2019年)11月には、高校生年代(18歳到達後最初



の3月31日までの児童)へ拡大しています。その他に小児慢性特定疾病医療費助成制度、未熟児養育医療給付等の医療費助成があり、慢性の疾患をもつ子どもや早産などで入院が必要な子どもの支援を行っています。

また、不妊治療の経済的負担を軽減するため、国の制度に基づいた助成を行っており、男性の不妊治療に関する問い合わせは増加傾向にあります。

## 今後の課題

### ●保護者の不安感・負担感の軽減

ニーズ等調査では、約40%の保護者が子育ての不安・負担感を感じていると回答しています。就学前児童の保護者が感じている悩みや気になることとして、子どもに関しては「子どもの教育」に次いで「食事や栄養、睡眠」「病気や発育・発達」が多く、保護者に関しては「子育てにかかる出費がかさむ」が前回調査に比べて増加しました。また、身近な人に子どもを預けられることと子育ての不安・負担感に相関がみられます。以上から、引き続き教育や発達にかかる相談・講座の充実や経済的支援など、不安感や負担感を軽減する取組みが必要です。

### ●公園施設などの整備

ヒアリング結果では、公園の施設の維持管理についての意見が寄せられています。今後も公園の機能保全・向上を目的とした計画的な維持管理をはじめ、子育て・子育てにやさしい生活環境の確保が必要です。

### ●母子保健事業

母子保健事業については、引き続き母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等、すべての妊婦や乳幼児に面接や診察する機会を活用し、多職種の専門職が支援を必要とする保護者や子どもを早期に発見し、保健医療の視点による評価に基づき、適切な医療や支援につなげることが重要です。

産後うつ予防、児童虐待予防、慢性疾患をもつ子どもや医療的ケア児<sup>★</sup>の支援の観点からも、産科・小児科だけでなく、精神科や内科など様々な診療科の医療機関との連携をさらに強化する必要があります。

### ●医療体制

市立豊中病院では、NICU（新生児集中治療室）を設置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を果たしていますが、本市及び周辺地域の周産期中核病院として、全国平均を大きく上回る母体搬送を受け入れており、24時間体制での産科救急を維持するためには、医師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 3-2 子どもの安全確保

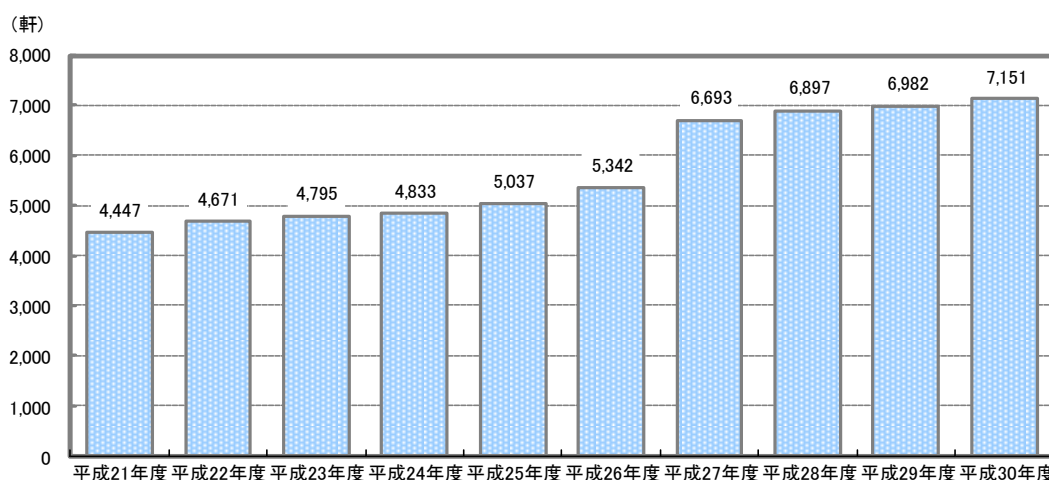
### これまでの取組み

#### (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

地域における見守り体制づくりの一環として、市民・事業者等に「こども110番の家★」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力を依頼しています。

また青色防犯パトロールの実施や子どもの安全見守り隊★などPTAや青少年健全育成会、自治会等の地域住民や団体により地域全体で子どもを見守る活動を実施しています。

＜こども110番の家 協力家庭数＞



資料：豊中市教育委員会児童生徒課調べ

#### (2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

##### ■災害に関する啓発

消防局では、子どもに対する防火・防災教育として、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災意識の普及啓発を行っています。また、子どもの頃から命の大切さや応急手当の重要性を知ってもらうためジュニア救命サポーター事業も実施しています。

保健所では、災害などの緊急下にストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置（PFA）を啓発する取組みを行っています。

##### ■暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）

街頭犯罪の未然防止及び早期解決のため、平成28年度(2016年度)から2か年で、各小学校区の通学路を中心に市域全体で1,230台の「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」を設置しました。

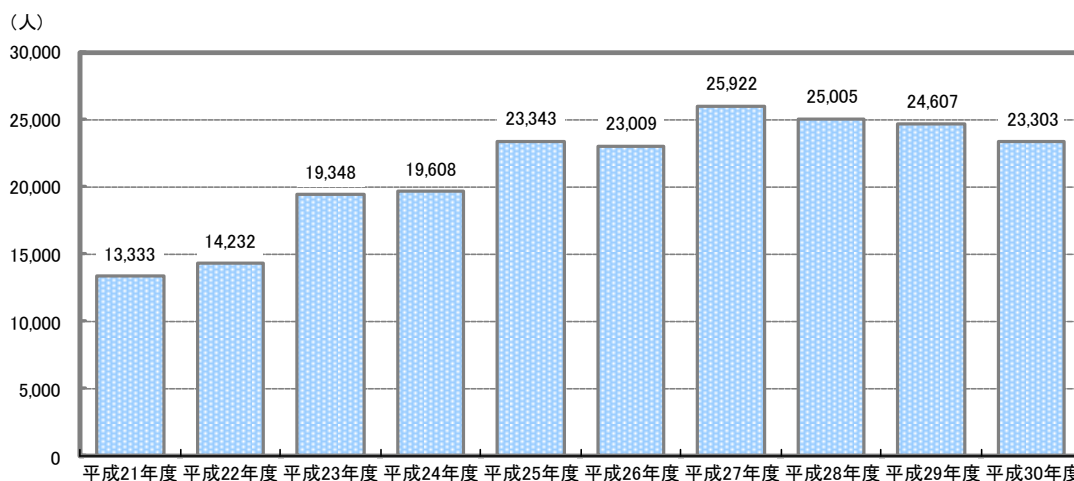
★は資料編「6 用語集」をご覧ください



■豊中市通学路交通安全プログラム

交通安全活動については、交通安全教室を学校園でも行うほか、通学路の交通安全の確保を継続的かつ効果的に実施するため、平成28年(2016年)に「豊中市通学路交通安全プログラム」を策定し、さらに、平成31年(2019年)には再度、通学路点検を実施し、新たなプログラムを策定しました。これに基づき、全41小学校区で3年ごとに点検、対策、評価、改善を繰り返し行い、通学路の安全性の向上を図っています。

＜交通安全教室の参加者数＞



資料：豊中市交通政策課調べ

今後の課題

●地域の防犯・防災意識の向上と地域活動の担い手の確保

ニーズ等調査によると、登下校時の安全確保など、子どもの安全対策を重視する保護者が多くみられます。このことから、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないよう、また、災害時に適切な行動がとれるよう地域の防犯、防災意識の向上が必要です。

引き続き関係団体と連携した市民や事業者への周知啓発を行うとともに、登下校時の通学路における子どもの見守り活動や災害時の要配慮者支援策について、周知に努めるとともに防災教育を進めるなど、子どもの安全確保に向けて地域と連携した取組みの充実が必要ですが、関係団体の担い手の確保・育成が課題となっています。



## これまでのまとめ

### ■これまでの取組みの総括

前計画以前から取り組んでいる、地域の子育て支援の充実や、地域の教育力の向上などの総合的な取組みの成果として「地域の人に支えられていると感じる保護者」が増加しました。今後もこの成果を継続的なものとして生かし、ボランティアなど支援の担い手不足の課題へ対応するため、さらに多様な主体の参画、市民協働を推進し、地域社会全体で子育て・子育て支援を担う必要があります。一方、子ども自身の力、保護者自身の力をもっと高めていくことで、自身が子育て・子育て支援の担い手につながるような事業展開が必要です。

前計画で取り組んだ重点施策については、以下のとおり進捗がありました。

#### ①子どもの社会参加の促進

- ・市の事業数は増加した一方、ニーズ等調査結果からは、小・中学生の多様な体験機会経験数の減少傾向がみられました。今後、その要因分析を行い子どもの体験機会の充実に向けた取組みが必要です。

#### ②子どもの相談窓口体制の整備

- ・利用者支援事業の開始やこども総合相談窓口における年齢の切れめのない体制づくり、子ども自身が相談でき、保護者や関係機関などの相談も24時間365日一元的に受ける相談体制を整備しました。
- ・こども総合相談窓口の相談件数は年々増えており、今後はその効果的な活用の促進と、予防的支援の充実が必要です。

#### ③社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども(家庭)への支援

- ・障害児支援については、平成28年度(2016年度)に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に基づき「気づく」・「つなぐ」・「支える」の基本姿勢のもと、関係機関連携を推進し、平成31年(2019年)4月には障害の種別に関わりなく支援を行う児童発達支援センターを整備しました。今後とも切れめのない支援の取組みが必要です。
- ・子どもの貧困対策については、平成29年度(2017年度)に「子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」を策定しました。子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所の広がりや、支援機関の連携が進んでおり、今後とも、子どもの生活に関する実態調査から見えた課題解消に向け継続的な取組みが必要です。
- ・外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援については、子どもサポート事業をはじめとして、関係機関と連携した居場所づくりやエンパワメント\*などを推進しています。
- ・児童虐待の予防については、訪問事業に力を入れ、こんにちは赤ちゃん事業の面談率の向上、訪問件数増などの成果につながっています。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

前述のほか、待機児童の解消をはじめ、様々な成果がありました。以下のようにニーズ等調査などからみえた課題もあり、引き続き総合的な施策展開が必要です。

## ニーズ等調査結果等からみえた成果と課題（まとめ）

### ■子どもの体験機会の充実が必要

ニーズ等調査（平成30年度）

あらゆる分野で子どもが体験したことのある活動の機会が減少しています。子どもが一員として社会と関わり、将来に向けて必要な視点や知識を培うため、学校や地域をはじめとする様々な場での体験活動の機会の充実が必要です。

生活実態調査（平成28年度）

### ■貧困の状況にある子どもの学習意欲を高め、モデルとなる将来像を示すことが必要

困窮度\*の高い世帯の子どもは学習理解度や、進学先として「大学」「大学院」を希望する割合が比較的低い傾向があります。貧困状態にある世帯の子どもの学習意欲を高めることで貧困の連鎖を断ち切ることにつなげるとともに、家庭以外の大人やロールモデルとなる年長者との関わりを通して、夢と希望をもって成長できる環境を整えることが必要です。

ニーズ等調査（平成30年度）

### ■雨の日に遊べる場所が求められている

就学前の親子や子ども同士が安心して過ごせる居場所が求められており、特に、雨の日に遊べる場所がないと感じる保護者や子どもが多くなっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

### ■地域の人に支えられていると感じる保護者が増加

乳幼児健康診査時の絵本の読み聞かせスタッフや認定こども園\*等での地域子育て支援事業での園職員との関わりなどを通して、保護者と接する機会の充実に努めてきました。なお、地域の人に支えられていると感じる人は子育ての不安や負担感が低い傾向があります。

ニーズ等調査（平成30年度）

### ■子育てに不安や負担を感じる保護者が約40%

子育てに関する悩みとして、保護者自身の時間的・体力的な負担や子育てにかかる出費、子どもの教育などを挙げる保護者が多く、子育てに不安や負担を感じる保護者は就学前児童・小学生の保護者ともに約40%と増加傾向となっています。

ニーズ等調査（平成30年度）

### ■多様な保育サービスの充実や保護者の休息のための機会が必要

女性の就労率の上昇とともに共働き世帯が増加しており、仕事と子育てを両立させる上での課題として、緊急時の子どもの預け先がないことや、保護者自身に余裕がないことが挙げられます。多様な保育サービスを充実するとともに、安心して子どもと向き合うために保護者がリフレッシュできる環境づくりが必要です。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください

# 第 5 章



## 施策の展開



## 重点施策

子ども（家庭）の支援体制のさらなる強化に向けて、3つの重点施策に取り組み、持続可能な子育て・子育て支援を推進します。

### （1）重点施策について

前章の今後の課題を踏まえ、他の施策への波及効果が期待できる3つの重点施策を設定します。

#### ①ひろめよう、それぞれの居場所

##### ～ 子どもの居場所づくり ～

子どもの居場所づくりは、子どもにとって身近な地域で、多様な主体によって取り組まれていることから、子どもや支援する大人にもなじみやすい取り組みであり、また、公的事業や学校教育に比べて、運営における自由度の高さが特徴です。

#### ②みんなで寄り添う、健やかな育ち

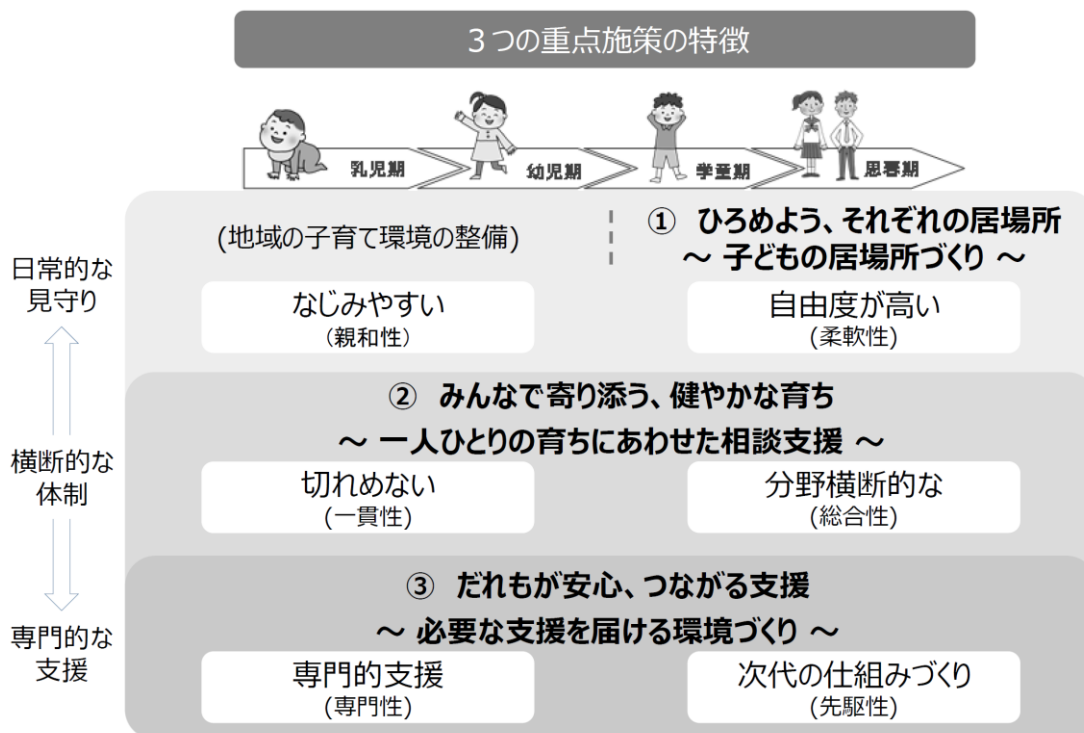
##### ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援 ～

前計画の重点施策2「子どもの相談窓口体制の整備」を次の段階に発展させ、切れ目のない、分野横断的な取り組みを特徴として推進します。

#### ③だれもが安心、つながる支援

##### ～ 必要な支援を届ける環境づくり ～

前計画の重点施策3「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども（家庭）への支援」を引き続き実施します。多くのケースは、重点施策2で対応することをめざしますが、重点施策3においてより具体的・専門的支援を行うことにより、誰もが生きやすい社会の実現に向けて、取り組みを進めます。



## (2) 重点施策推進のための基本的な考え方

重点施策を推進するための基本的な考え方として、SDGs\* (持続可能な開発目標) で取り上げられている5つの特徴「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性」を設定し、持続可能な子育て・子育て支援施策を推進します。

どこでも (普遍性)	すべての子ども(家庭)に取組みが行き届くよう、すべての小学校区・地域を対象に実施します。
だれでも (包摂性)	すべての子どもの人権尊重のため、すべての子ども(家庭)を対象にします。
みんなで (参画型)	課題を抱える子ども(家庭)を含め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者すべての主体が行動します。
あわせて (統合性)	子ども(家庭)のニーズ・権利を軸にした取組みを行うため、多様な分野の統合的解決の視点を持ち、有機的に連動します。
わかりやすく (透明性)	子ども(家庭)に情報提供し、意見表明できる機会を確保するため、定期的に評価、公表を行います。

この5つの基本的な考え方は、本計画のすべての施策において適用し、重点施策においては、具体的な取組みを整理する枠として位置づけます。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



# 重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～ 子どもの居場所づくり ～

子どもの居場所づくりは、社会教育の視点、地域共生の視点からも重要な取り組みとなります。子どもが健やかに育ち、夢を育むことができるよう、多様な体験機会や人との交流などを公民協働で進めます。

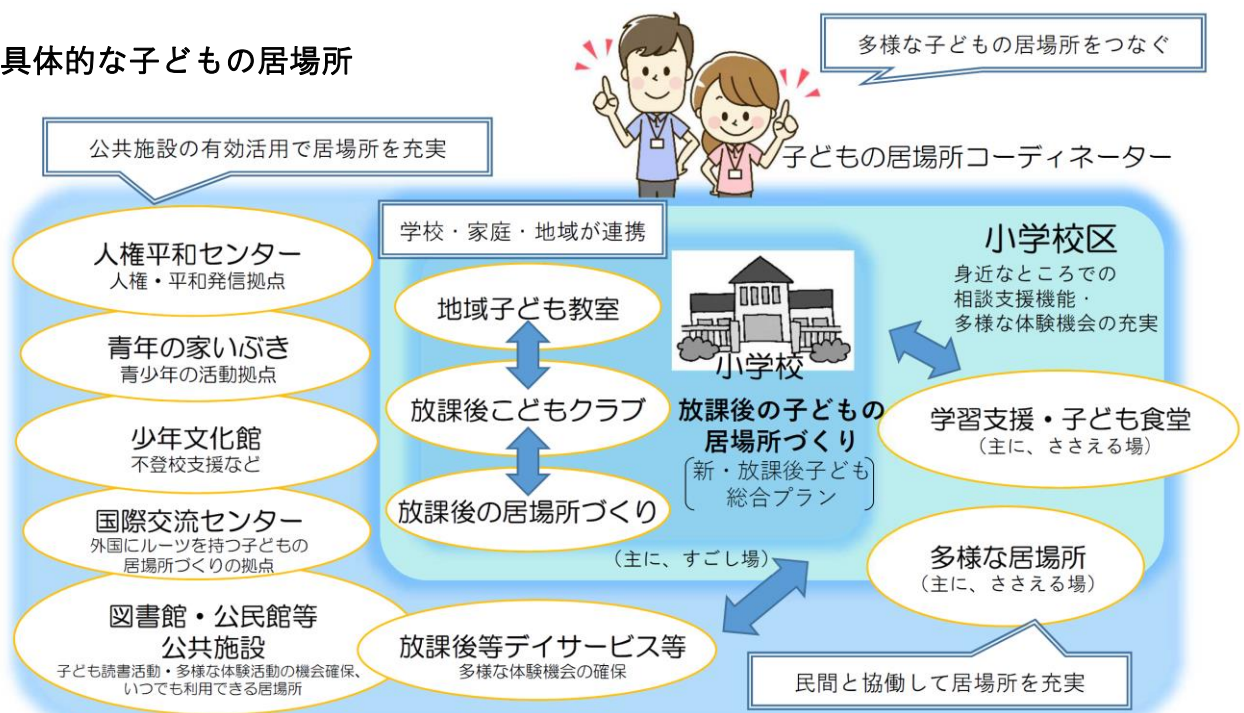
## (1) 子どもの居場所づくりについて

### ●子どもの居場所の定義

「子どもの居場所」は、社会教育や地域共生等の様々な分野で多義的に扱われていますが、本施策においては、地域の子ども（主に学童期から高校生世代）を対象に、支援者が無料または低額で居場所を提供して見守りや支援に関わり、必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組みを、年に数回以上、定期的実施する場所とし、経済的・空間的に子どもが参加しやすい場であり、ある程度の大人や学生等の見守る存在がいるものとしします。なお、公園等は経済的・空間的に参加しやすく子どもの発達に重要な場ですが、そこに大人等のゆるやかな見守りや関わりがないため、本施策においては、対象外とします。

公民の様々な主体が子どものために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、様々な課題を抱えた子どもの育ちを支えるとともに、子どもを中心として、家庭への支援や、地域や法人等の多様な団体のつながりを創出するきっかけとなるほか、子どもにとって居場所での経験は将来のまちづくりの基盤となります。

### ●具体的な子どもの居場所







具体的な子どもの居場所として、下記のとおり多様な取組みが挙げられます。

- 学校施設内で行われる放課後こどもクラブや地域子ども教室等の取組み
- 学校施設内外で行われる地域団体が主体の多様なスポーツ、文化芸術、多世代交流などの取組み
- 地域住民との交流や支援を必要とする子どもへの寄り添い等を目的とした子ども食堂や学習支援、支援を要する子どもを主な対象とする放課後等デイサービス、就学前から就学後の親子の交流の場である子ども文庫等の取組み
- 誰でも気軽に利用できる図書館や公民館、不登校支援等を行う少年文化館、青少年の活動拠点である青年の家いぶき、外国にルーツをもつ子どもの居場所づくりの拠点であるとよなか国際交流センター、人権平和発信拠点である人権平和センター等の公共施設の取組み
- 社会福祉施設等における施設開放や多世代交流、子ども食堂等の取組み

### ●子どもの居場所の2つの形態

\*平成30年度(2018年度)実施『子どもの居場所づくりに関する地域資源調査・研究』より

#### ①「すごし場」

基本的に希望者はいつでも誰でも参加でき、時間的な制限が少ない居場所

<例>図書館、公共施設等の開放スペース、など

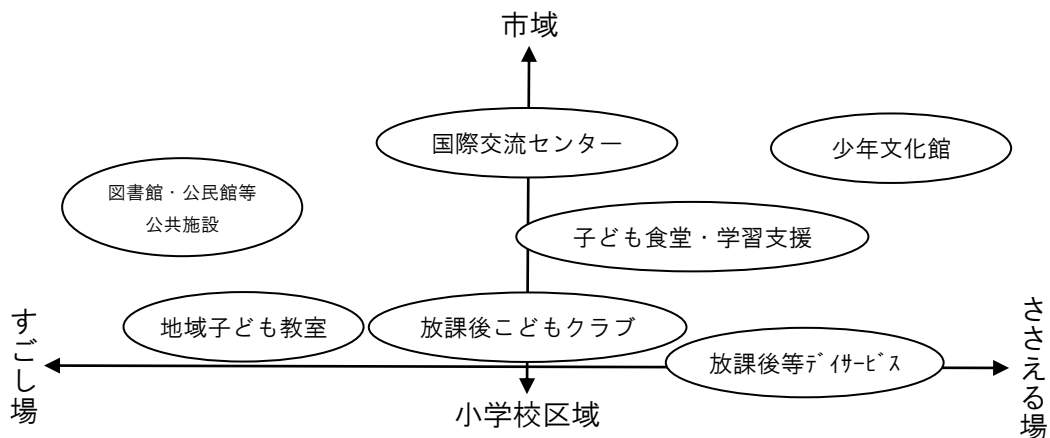
#### ②「ささえる場」

対象となる子どもを想定し、子ども自身の困難に寄り添い、時には子どもの状況に積極的に関わって専門的な活動を行う居場所

<例>子ども食堂、無料・低額の学習支援教室、など

これら2つの形態に明確な境界線はなく、さらに各形態の中にも濃淡があると想定されます。それぞれの役割を相互に補完し、子どもへの支援をより充実させるため、参加しやすい「すごし場」と子どもの課題に寄り添う「ささえる場」の連携や、異なる目的をもった「ささえる場」同士の連携が必要です。

※ イメージ図（一部の居場所を抜粋）



●子どもの居場所づくりの目的

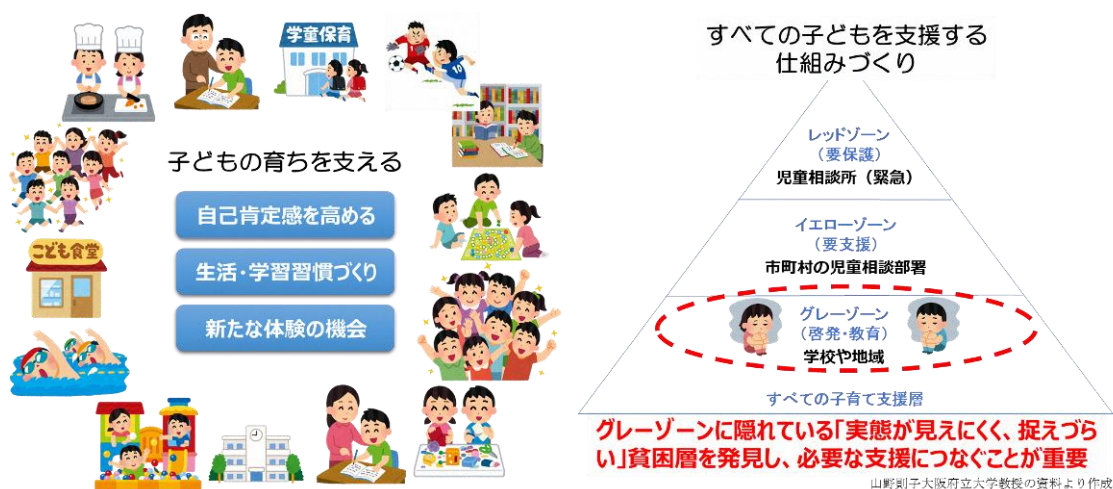
子どもの居場所づくりの目的は、各運営主体の主旨に沿って様々ですが、この施策の中では大きく2つの機能に整理します。

①子どもの育ちを支える

子どもの自立に向けて、自己肯定感を培い、生活習慣・学習習慣をつくり、体験機会を提供すること

②すべての子どもを支援する仕組みづくり

グレーゾーンに隠れている、「実態が見えにくく捉えづらい」貧困層を発見し、必要な支援につなぐセーフティネット\*機能を強化すること



(2) 子どもの居場所づくりの特徴

子どもの居場所づくりにおいては、以下の特徴に留意します。

①なじみやすさ (親和性)

子どもの居場所は、学校や地域など子どもにとって身近なところで実施され、その多くが無料・低額で参加しやすいものとなっていて、子ども自身や家庭のニーズに応じて自ら選択することができます。また、地域や法人等の団体といった多様な主体が運営する居場所には、支援者に専門的な知識や経験を必要としないものも多く、誰もが関わりやすい特徴をもっています。これらの子どもの参加しやすさや支援者の関わりやすさが、子どもの居場所づくりのなじみやすさにつながっています。

②自由度の高さ (柔軟性)

市が主催する一部の事業を除いて、地域における子どもの居場所は、多様な主体によって様々な目的・手法で運営され、地域性や資源を生かしながら、その地域の子どもに適応するよう工夫されています。また、運営主体が相互に必要な資源、場所、機会等を共有するなど、子どもの居場所同士の自由なつながりもあります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



### (3) 子どもの居場所づくりにおける基本的な考え方と具体的な取組み

重点施策の5つの基本的な考え方に基づき展開します。

取組みの推進にあたっては、前述の「具体的な子どもの居場所」の多様な活動に加えて、運営支援やネットワークづくり等といった居場所の充実やセーフティネット\*の構築を実践的に進めていく民間の中間支援団体\*と協働で「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを進めます。

◆学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりについては、第7章「学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実」に詳細を記載しています。

#### どこでも(普遍性)

**\*全小学校区で子どもの最善の利益の実現に向けた子どもの居場所づくりを推進します。**

- 中間支援団体と協働のもと、学校や地域団体、NPO\*等の法人と連携しながら、全小学校区で地域の実情に応じた「すごし場」と「ささえる場」の居場所づくりを進めます。
- 「すごし場」については、学校・家庭・地域が連携した放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。また、「ささえる場」については、課題を抱える子ども(家庭)を発見し、支援や見守りにつなげるよう取り組みます。
- どの地域でも安定した居場所の運営ができるよう、日常生活圏域等の一定の地域を対象にしたネットワークづくりを行い、情報・資源・スキル等を可視化し、共有します。
- 公共施設については、その施策や理念等が市全域に普及するよう取組みを行うとともに、市有施設の有効活用化と地域密着の観点から、地域の子どもの利用拡大に配慮した運営を行うよう進めます。

#### だれでも(包摂性)

**\*通学する学校の種類や登校の状況、障害の有無、家庭の困窮度\*等に関わらずすべての子どもを対象に実施します。**

- 誰もが参加しやすい多様な形態の子どもの居場所づくりを進めるとともに、すべての子どもがあるがままの自分で認められるような居場所づくりをめざします。
- 基本的には、「ささえる場」が困っている子どもだけの居場所ではなく、誰もが集える居場所として認知されることをめざし、その魅力や取組み内容の発信を行います。

#### みんな(参画型)

**\*すべての主体が、多様な方法で子どもの居場所づくりに参加・支援できる仕組みづくりを進めます。**

**\*課題を抱える子ども(家庭)の参画を促し、居場所づくりを含む子どもの未来応援施策全体を効果的に推進します。**

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

## 5章 施策の展開

- 子どもの居場所の運営者等と、子どもの居場所に関わりたい人材や、場所の提供・資金の寄付を行う支援者とをマッチングする仕組みづくりを行います。
- 子どもと直接関係しない分野の主体に対して、子どもの実態について啓発し、支援者を生み出す仕組みづくりを検討します。

あわせて(統合性)

**\*多様な体験・交流活動・学習支援の側面と、福祉的な側面の両方を機能としてもつ居場所の環境づくりを進めます。**

**\*子どもの居場所づくりに関する既存事業と連携します。**

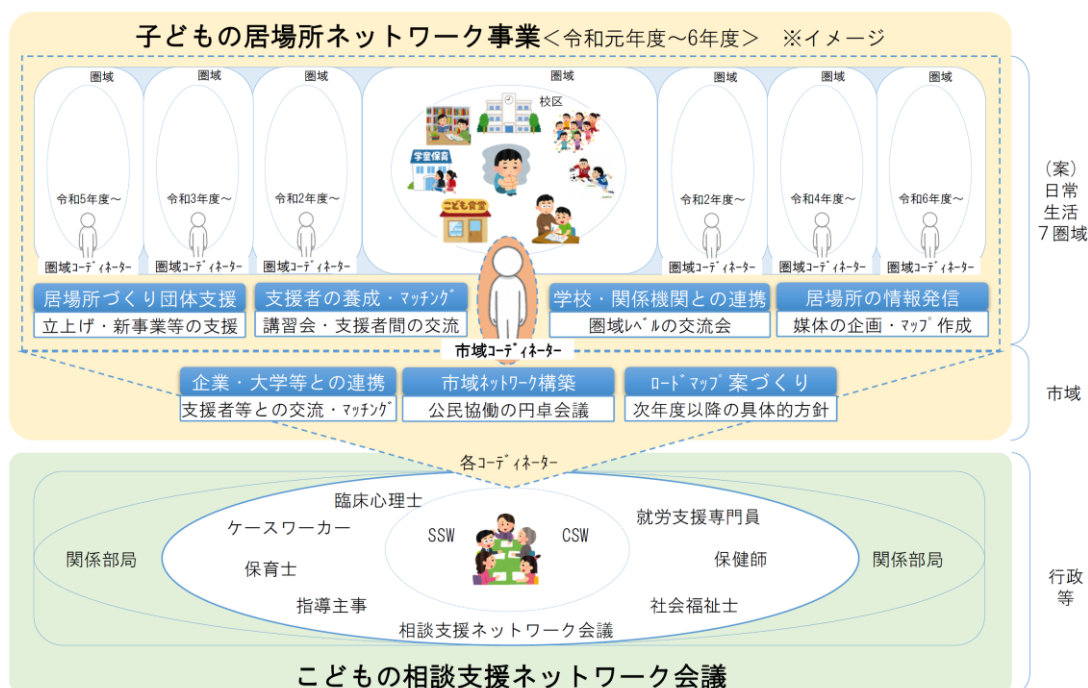
- 子どもの居場所運営者に対して、一人ひとりの学習習慣や生活環境が見守られるような意識啓発や、子どもの実態や福祉的視点、支援方法に関する講習会を実施します。
- 既存の関連事業を整理し、それぞれのネットワークやコーディネーター等の資源が、共通の目標をもって有機的に連動する仕組みづくりを進めます。
- 市有施設再編・整備においては、多機能化を基本とする中で、子どもを含む多様な市民の居場所機能も包含するように努めていきます。また、青年の家いぶきと少年文化館の複合化における学童期から青年期への切れ目のない支援など、それぞれの機関のメリットを生かしたつながりを創出します。

わかりやすく(透明性)

**\*子ども(家庭)にわかりやすい各地域の子どもの居場所情報を発信します。**

**\*子ども(家庭)の意見を反映した子どもの居場所づくりを推進します。**

- 各地域の多様な分野の居場所情報を集約し、子どもにとってわかりやすいマップをつくり、学校等を通じて配布・掲示します。
- 地域の主体による子どもの居場所や遊び場等の環境について、子ども(家庭)が参画し、意見が反映される仕組みづくりを進めます。





## 重点施策 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援 ～

子ども（家庭）を取り巻く様々な課題に対し、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう取り組みます。

### （1）一人ひとりの育ちにあわせた相談支援の特徴

児童虐待の予防及び早期発見のため、健康診査等の全児童を対象とした事業において子ども（家庭）の状況を把握し、子どもと家庭に対して必要な支援を総合的に進めます。さらに、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長できるよう、いじめ防止の取組みなどを充実させるとともに、子どもの意思を尊重しながら地域社会全体で見守る環境づくりを行います。

一人ひとりの育ちにあわせた相談支援においては、以下の特徴に留意します。

#### ①切れめない相談支援（一貫性）

支援が必要な子ども（家庭）について、子どものライフステージごとに支援が途切れないよう、関係機関の間で適切に情報を引き継ぎます。また、一度関わった子ども（家庭）について、継続的に見守りを行います。

#### ②分野横断的な相談支援（総合性）

子ども（家庭）が抱える様々な課題の根本的な解決と自立をめざし、子どもを中心とした家庭全体に関わる多角的な見立てを行い、多分野の専門職が情報共有しながら、子どもと家庭それぞれに対して同時期に「家族まるごと」の支援を行います。また、必要に応じてその支援体制を見直します。

### （2）一人ひとりの育ちにあわせた相談支援における基本的な考え方と具体的な取組み

重点施策の5つの基本的な考え方に基づき展開します。

どこでも（普遍性）

**\*子どもやその家族が暮らす地域や日常生活圏域、市域（全市）における相談体制と、必要に応じ支援を受けることができる環境づくりを推進します。**

- 「こども総合相談窓口」や「こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）」において、24時間365日、子どもからの相談を一元的に受け付けます。特に「こども専用フリーダイヤル」については、子どもが安心して利用できるよう、学校の教職員の協力のもと、子どもへの相談方法の周知や利用にあたってのアドバイス等を行います。



- 公立こども園や学校など身近な場所で、子育て家庭が抱える課題を包括的に把握し、地域の資源を生かしながら個々の事情に応じた支援策を調整する支援者の育成を進めます。
- 産前・産後の心身の不調などを早期に発見し、支援するため、産科等の医療機関との情報共有等の連携を深めます。

#### だれでも（包摂性）

#### **\*様々なコミュニケーションツールや場（機会）を活用した相談支援体制づくりを推進します。**

- 特に出産後から子どもが園に通うまでの子育ての不安・悩みを解消できるよう、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）等において、すべての子育て家庭に適切に地域の子育て支援情報を提供するとともに、継続的な支援が必要な子どもをキャッチし、きめ細かく寄り添った支援を行います。
- 既存の相談機能に加え、SNS\*など様々な媒体を活用した相談支援体制の構築に向けた調査・研究を行います。
- 身近で気軽に相談できる場を拡充するため、地域子育て支援センターや認定こども園\*等における相談に加え、親子が集える催しや、健康診査、子育て講座、絵本のおはなし会の会場等で、気軽に相談できる機会を提供します。また、保護者の不安や負担の軽減につながるため、保護者同士の交流の機会の拡充を検討します。

#### みんなで（参画型）

#### **\*誰もが地域の諸団体、子どもの所属機関など様々な主体に相談でき、きめ細かな支援につながる仕組みづくりを推進します。**

#### **\*子どもの相談支援に関わるすべての主体が、子どもの最善の利益の観点から子どもの相談支援を行い、その相談支援スキル向上をめざします。**

- 地域の住民や関係機関が速やかに子育て家庭が抱える課題が発見できるよう、意識の醸成を図るとともに、相談支援を行う地域の様々な団体のスキル向上を図ります。
- 様々な困難を抱える子どもに対して、個別の状況に応じて福祉・保健・教育その他の関連分野の多職種による連携や大阪府等の関係機関との情報共有等を進め、専門的な視点から支援する仕組みを充実します。また、担当職員の研修や関係部署との情報交換等を通じて、相談担当職員の専門性の向上に取り組みます。
- 子どもも含め、誰もが気軽に相談できるよう、公民連携による相談支援ネットワークを構築し、支援機関や支援に向けた情報を共有します。
- 多様な相談主体が子どもの権利や生命を守ることを発信し、いじめや虐待を早期に発見・支援し、また、防止できるよう取り組みます。
- 子育て支援コーディネート機能を拡充し、速やかに関係機関への支援につながります。



あわせて（統合性）

**\*子どもの居場所づくりに関する事業や福祉的な交流の場づくり推進事業など既存事業を活用し相談支援機能の充実を推進します。**

**\*子どものライフステージごとに支援機関と連携した取組みを推進します。**

- 誰もが気軽に立ち寄れる場を活用した相談機能の充実を進めます。
- 子育て支援コーディネーター★が豊中市子どもを守る地域ネットワーク★（要保護児童対策地域協議会）と緊密に連携し、学校園と福祉の連携をさらに進め、要保護児童や要支援家庭、心配な家庭までの「家族まるごと」の見守り体制の構築を行います。

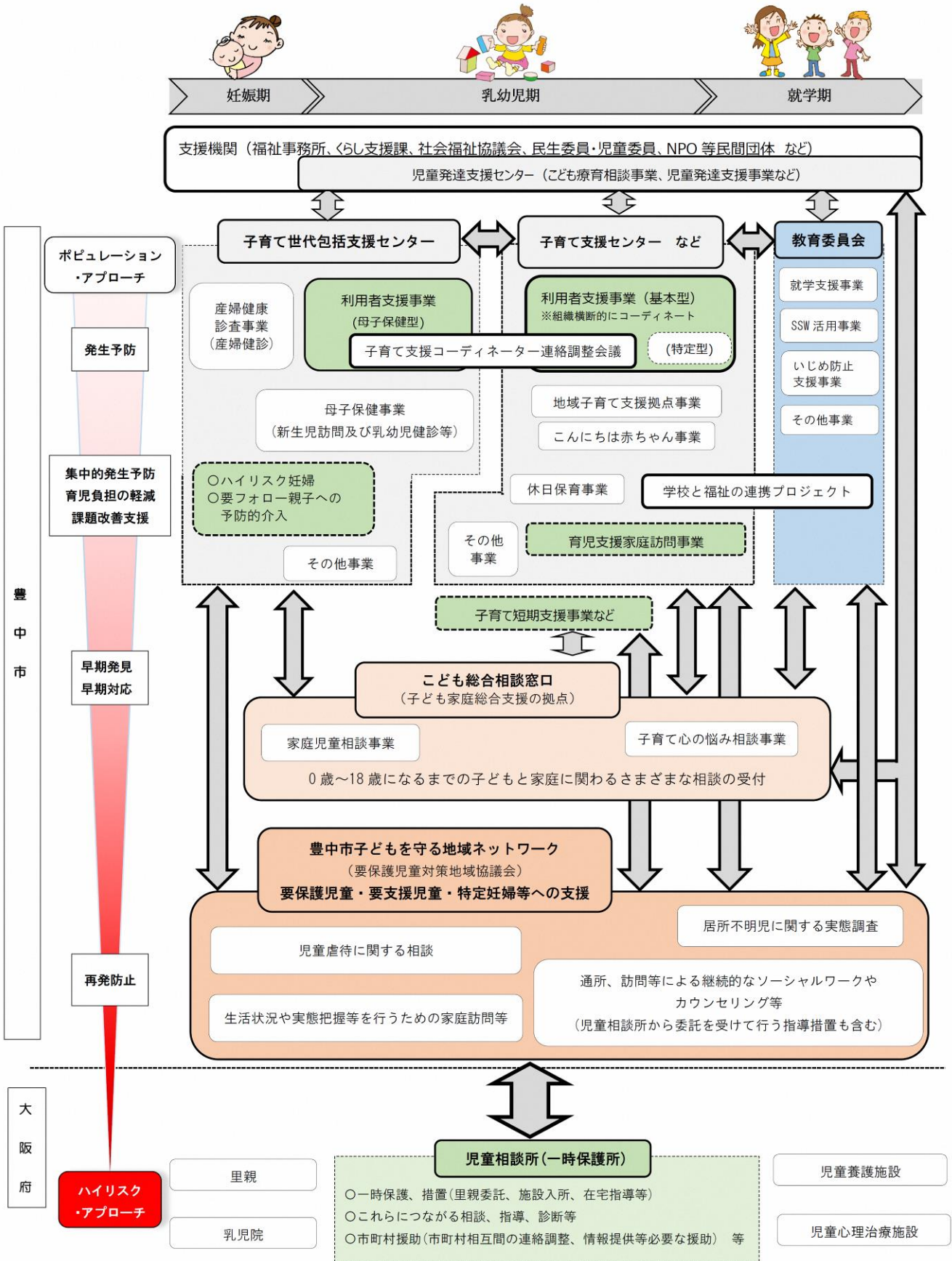
わかりやすく（透明性）

**\*子どもやその家族にわかりやすい相談機関の情報を発信します。**

- 多様な情報発信の媒体や機会を活用し、各種相談窓口を周知するとともに、より気軽に相談できるような工夫を検討します。
- 既存の相談機関の情報発信に加え、地域や関係機関と連携しデジタルサイネージ★などの媒体を活用し、その周知を図ります。



豊中市における子ども家庭総合支援のイメージ





### 重点施策 3

## だれもが安心、つながる支援

### ～ 必要な支援を届ける環境づくり ～

障害のある子ども、外国にルーツをもつ子ども、ひとり親家庭や貧困の状況にある子ども（家庭）等、様々な状況の中で特有のニーズに応じた支援が必要な場合に、一人ひとりの状況に応じた支援が子ども（家庭）に届くよう、支援の専門性の向上・支援策の一般化を図ります。

## （１）必要な支援を届ける環境づくりの特徴

子ども（家庭）が置かれている状況は一人ひとり様々で、それぞれのニーズや成長・発達過程に応じて社会全体で支える必要があります。特に、障害のある子どもや外国にルーツをもつ子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）など特別な支援が必要な場合には、療育相談、将来の見通しをもてるような支援、貧困の連鎖を断ち切るための支援など、一人ひとり（各家庭）のニーズに応じた支援をきめ細かく行います。また、市民への意識啓発を通して個別に状況に対する周囲からの理解を深めることなどにより、孤立を防止します。

これらの必要な支援を届ける環境づくりにおいては、以下の特徴に留意しながら、それぞれのニーズごとに、重点施策の5つの基本的な考え方、どこでも（普遍性）、だれでも（包摂性）、みんなで（参画性）、あわせて（統合性）、わかりやすく（透明性）に基づき展開します。

### ①専門的支援（専門性）

福祉・保健・教育・医療等専門分野がそれぞれ連携しつつ、一人ひとり（各家庭）のニーズに応じた支援について高い専門性が求められます。

### ②次代の仕組みづくり（包摂性・先駆性）

専門的な支援のうち、すべての子ども（家庭）にとって有益な視点や工夫、支援策を一般化（ユニバーサルデザイン化）して、次代の仕組みづくりへとつなげます。

## （２）障害のある子どもへの支援

●障害児福祉計画に基づき平成28年(2016年)に示した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」の「気づく」「つなぐ」「支える」を基本姿勢に、関係機関と連携し、生涯を通じた切れめのない相談支援体制を充実します。

○成育歴やこれまでの支援経過などを記録する「支援手帳」等の活用や、講座・研修会など保護者向けの取組みを充実します。

- 生まれたときからの成長過程や支援経過を記録する「支援手帳」等を活用し、を関係機関に円滑に伝達・引き継ぐことのできる仕組みづくりを検討します。
- 支援者の人材育成を行います。
- 医療的ケア児\*支援のため、関係機関の連絡会議を活用し連携を深めます。
- 児童発達支援センターにおいて、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できるための総合的かつ一貫した支援を提供します。
- 子どもの障害や発達の課題について、早期の気づき、丁寧な支援を充実します。
  - 市民、関係機関等に対し、相談窓口をわかりやすく周知します。
  - 学校園における障害や発達に課題のある子どもの支援の体制づくりを充実します。  
(教職員研修の充実・こども療育相談(児童発達支援センター)・巡回相談・学校園訪問事業の活用促進等)
- 障害や発達に課題のある子どもの保護者・家族支援の手法を検討します。

### (3) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

- 言葉や文化で困っている子ども(家庭)が多いと推察されることから、子育て・子育て支援にかかる行政情報について多言語化や写真や動画による情報発信を進めるとともに、「やさしい日本語」を広めます。
- 孤立防止のため、とよなか国際交流センターを軸に、外国にルーツをもつ子ども(家庭)の居場所づくりを充実し、地域とのつながりづくりを支援します。
- 必要な子育て支援サービスの提供のため、とよなか国際交流センターと市役所の窓口・学校園との連携を深め、就学年齢に達する子どもに対しては、多言語で就学案内を行うとともに、学校園及び受けられる支援について積極的に案内します。
- 特にしんどさを抱える子ども(家庭)については、丁寧に情報共有を行い、連携して支援します。
- 外国人や外国にルーツをもつ子どもが、地域で安心して生活ができるよう教育や就労など多言語による生活相談を行い、とよなか国際交流センターと市役所の窓口、学校園とが連携しながら取り組みます。

### (4) ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども(家庭)への支援

- ◆ひとり親家庭への支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子ども(家庭)への支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。



## 施策の柱 1 子育て支援

子どもが社会で生きる力を身につけられるよう、就学前の教育・保育や学校教育、交流・体験活動をより充実させるとともに、子どもが安全に安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、悩みや不安に対する相談支援体制の強化を進めます。

### 1-1 保育及び教育環境の充実



子どもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

#### 取組みのポイント

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。

子ども・子育て支援新制度<sup>★</sup>では、保護者の就労状況に関わらず、質の高い就学前の教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざしており、本市では乳幼児期の保育施設の整備等による量の確保とともに、就学前の教育・保育の質の向上を図る取組みを進めます。

子どもの発達や学びは就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です。また保育や教育の中でも生きる力を培うための資質や能力の育成がますます求められています。小学校への入学や中学校への進学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、より円滑につながっていく教育・保育の内容や仕組みづくりに引き続き取り組みます。

#### 施策展開

##### (1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進

- 保育所・幼稚園等に対し、保護者の就労の有無に関わらず利用できる認定こども園<sup>★</sup>への移行を促進するための支援を行います。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 幼稚園に対し、通常の就園時間に加え、在園児を延長して預かる「預かり保育」の枠の拡大を促します。
- 公立こども園においては、地域の子育ち・子育てにあたって4つの機能（①ベンチマーク★機能、②人材育成機能、③子育てに関するセーフティネット★機能、④地域子育て支援拠点機能）を果たします。

## （2）就学前の学校教育・保育の質の向上

- 「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、並びに「豊中市子ども健やか育み条例」、「豊中市人権保育基本方針」に基づき、豊中市内のすべての就学前の子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、「豊中市教育保育環境ガイドライン★」や幼児教育サポーター★の活用を推進します。
- 各就学前施設の園評価の公表などを検討し、透明性の確保に取り組みます。
- 乳幼児期の様々な課題や本市がこれまで取り組んできた障害児保育をはじめとした人権保育の推進、幼保小連携や小学校との円滑な接続等に対応できる保育者としての資質向上のため、計画的・効果的な研修を実践します。
- 保育従事者確保のため、保育士・保育所支援センター★での就職支援や市独自助成、国の処遇改善制度の効果的な活用などを行います。
- 「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画★に基づき、公立こども園の計画的な適正配置及び再整備を推進します。
- 公立こども園においては、地域の特性にあわせて園ごとに特色ある教育・保育を提供するとともに、あそびのボランティアなど地域人材を活用しながら開かれた園づくりに取り組みます。

## （3）学校教育の充実

- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、豊中市教育振興計画に基づき、基礎的・基本的な知識・技能と思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育環境などの整備に取り組みます。
- 外国語学習など新しい学習指導要領へ対応するとともに、ICT★を活用した授業を推進します。
- 学校司書の専門性や学校図書館の機能を活かし、多様な読書・学習活動の充実に努めます。
- 小中一貫教育推進事業や小学校高学年教科担任制、中学校教員による小学校での授業等の実施により、小・中学校9年間を見据えた一貫性のある教育を充実します。
- 開かれた学校づくりを推進し、地域の多様な人材を活用しながら子どもの学習生活を支えます。
- 小学校における35人学級の編制に対応できるよう、教職員の採用に向けた取組みを進めます。



- 学校施設については、児童・生徒の増加に伴う校舎の増築や長寿命化計画の策定などを進めます。
- 「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、小中学校の教育課程を一貫して行う義務教育学校・（仮称）庄内さくら学園及び（仮称）南校の開校に向けた取組みを進めます。

#### （４）幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

- 幼保小連絡協議会における研究・協議や教職員への理解促進、子どもの交流等、各校区の実情に応じた保幼小の連携に取り組みます。
- 「小学校入学に向けて」など対象の家庭への情報提供を行い、小学校へ入学する子どもや保護者の理解を促進し、不安の軽減に取り組みます。
- 「主体的・対話的で深い学び」を重視した教育・保育要領や学習指導要領の改訂を踏まえ、学校園において子どもの非認知能力★を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育みます。
- （仮称）南部コラボセンターを開設し、保育、教育、福祉、保健をはじめ多様な主体が連携し、次世代の地域を担う人材を南部地域全体で育む仕組みづくりに取り組みます。



## 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供



子どもが主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる

### 取組みのポイント

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO\*等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

また、ボランティア体験や職業体験等を通して自らもその一員として社会と関わっていく取組みのほか、有害情報や犯罪等のトラブルから子ども自身が身を守るために必要な教育を行います。

子育て・子育て支援施策を子どもの視点に立った実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聞きながらまちの課題の把握や今後の取組みを検討し、実践へつなげることが大切です。

このため、子どもが積極的に意見を表明できる機会をより一層充実するとともに、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、子どもの社会参加及び意見表明の機会の拡充に取り組みます。

### 施策展開

#### (1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

- ボランティア体験や職業体験、様々な分野における意見表明など、子どもが社会と関わることを促進する機会を拡充します。
- 学校や公共施設、公園等の身近な施設を活用し、地域の中で子どもが自由に遊びや読書・学習等の活動、子ども同士や異世代と交流できる機会(場)を提供します。
- 学校や市社会福祉協議会、社会福祉施設等と連携しながら、学校教育や社会教育などの様々な場面でのボランティア活動に関する情報や活動体験の機会を提供するとともに、福祉共育\*を推進します。
- 青少年団体をはじめとする地域の諸団体による活動を支援することにより、子どもが主体的に地域の様々な活動に参加し、多くの人々と交流することができる機会を提供します。また、子ども自身が運営スタッフやボランティアとして参加し、地域

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください



のことを自分事として捉える意識を育むことで、将来の子育ち支援の担い手の育成につなげます。

## (2) 将来に向けた学びの場の提供

- 子どもが社会の一員としての役割を果たし、自立して生きていくために必要な能力や態度を育むことをめざし、ボランティア体験や職業体験などのキャリア教育★を推進します。
- 読書活動に対する子どもの関心を高める取組みを工夫し、読書環境の整備を進め、自ら学ぶ力、生きる力の育成をめざします。
- 思春期の性やメンタルヘルス、薬物等に対する正しい知識、インターネットの正しい利用方法やトラブルへの対応方法、消費者教育など、子ども自身が身を守るために必要な情報の提供及び教育を充実します。
- 「豊中市子ども健やか育み条例」及び子どもの人権についての周知・啓発を通じて、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝えます。
- 自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供します。
- 親になることについて学んだり、乳幼児とふれあったりする機会を提供したりすることで、命の大切さや子育ての楽しさを伝え、次代の親の育成を進めます。

## (3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

- 様々な取組みにおいて子どもの最善の利益が考慮されるよう、子どもに関わる関係機関・団体や市民に対して、子どもが社会の一員として主体的に活動できる機会の重要性を啓発し、その機会の拡充を進めるとともに、そのための人材育成に取り組めます。
- 本計画に基づく取組み内容について、子どもが身近に感じ、自ら考えた内容を意見表明できるよう子どもへの情報発信を行います。また、本計画の変更時には、計画内容に子どもの意見が尊重されるよう、子どもが意見表明できる機会を提供します。
- 子どもに直接関係する分野だけでなく、様々な分野で子どもが意見表明できる機会を拡充します。

## 1-3 子どもの居場所づくり



### 家庭づくりや

学校・地域における子どもの居場所づくりが進み、  
子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる

#### 取組みのポイント

子どもの居場所は、子どもにとって、安心で、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ごせ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。

子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上に向けた支援に取り組めます。

家族形態や保護者の就労状況の多様化等により、学校の放課後等に安全に安心して遊んだり学んだりできる場所がより必要とされているため、放課後等の子どもの居場所づくりをさらに充実します。また、事業の実施にあたっては、居場所の円滑な運営に関わる取組みを進めます。

#### 施策展開

##### (1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

- 家庭の教育力向上、地域の子育て環境の整備、保護者の悩みや不安に対する相談支援、次代の親の育成等の取組みを通じて、子どもが安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

##### (2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実

- ◆第7章「学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実」に記載しています。

重点施策

##### (3) 地域における子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供

- ◆重点施策1「ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～」に記載しています。



## 1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援



子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とする子どもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる

### 取組みのポイント

子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことなど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切です。日頃から子どもが気軽に相談できるよう、子どもが抱える悩みが深刻な状況になる前に自ら打ち明けられるような環境づくりを進める必要があります。

また、子どもの不安や悩みには複数の課題が混在していることも多くなっています。相談支援にあたっては専門的な視点からのアプローチに加え、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的に支援することが大切です。

子どもの相談の内容や子どもがおかれている状況に応じ、学校等の関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援を充実するとともに、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことが必要です。

### 施策展開

#### 重点施策

#### (1) 子どもの相談窓口体制の充実

◆重点施策2「みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」及び重点施策3「だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～」に記載しています。

#### (2) 子どもの悩みへの支援の推進

●子どもの心の発達を支援するためのサポート体制を充実します。特に学校や家庭に居場所をもちにくいと感じている子どもや、誰にも相談できず一人で悩んでいる子ども等を支えるための取組みを進めます。

- 精神疾患の好発年齢でもある思春期のメンタルヘルスに関連する講座や、悩みは誰かに相談すれば解決できることを啓発する「いのちの授業」など、若年層のうつ病・自殺対策を進めます。
- 子どもにとって身近な存在である学校の教職員が、子どもが学校生活を通じて発するSOSに気づき、子どもからの相談に対応できるよう、教職員が専門的なアドバイスを受けられる体制づくりを進めます。
- 子どもが自らの権利を学び、悩みや疑問に感じたことを身近な人や相談窓口等に相談できる力を身につけるよう、学校・家庭・地域の連携を通じて取り組みます。

### (3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

- 学校や関係機関と連携し、子どもにとって身近に感じることができ、安心して相談できる環境づくりを進めます。また、市や大阪府が設置する多様な子どもの相談窓口の周知にあたっては、連絡先だけではなく、相談対応の流れや秘密の保持などについても周知します。
- 不登校につながる課題の早期発見・解消に向け、豊中市いじめ防止基本方針に基づき各学校が関係機関と連携しながら組織的に取り組むほか、スクールソーシャルワーカー★の派遣を通じて、児童・生徒や教職員への相談支援に取り組みます。
- 子どもからの相談にあたっては、子どもの気持ちに寄り添い、意思を十分尊重しながら対応することができるよう、相談対応への専門的な知識や経験を有する相談員を配置します。
- 孤立や虐待、貧困など、家庭を背景とした課題を抱える子どもを発見し、課題の解決に向けて包括的に支援するため、就学前施設や学校、子どもの居場所に関する団体等と福祉との連携を強化するとともに、地域特性に応じたセーフティネット★の構築を進めます。

重点施策

### (4) 必要な支援を届ける環境づくり

- ◆障害のある子ども・外国にルーツをもつ子どもへの支援については、重点施策3「だれもが安心、つながる支援 ～ 必要な支援を届ける環境づくり～」に記載しています。
- ◆ひとり親家庭の子どもへの支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある子どもへの支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。



## 施策の柱 2 子育て支援

支援を必要とするすべての家庭に情報や支援が行き届き、保護者が安心して主体的に子育てを行えるよう、地域ぐるみで子育て・子育てを支援する気運を高め、市民や関係機関・団体とともに、個々のニーズにきめ細かく対応した支援体制を確立します。

### 2-1 地域の子育て環境の整備



子どもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ  
保護者同士も身近な場所でふれあい、支え合うことができる

#### 取組みのポイント

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等が進み、また今後児童人口の減少も予測される中、家族や近所の人などから子育てについて日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、地域全体で子育て家庭を支える必要があります。特に、地域特性に応じて、転入世帯や外国人世帯など地域の中で孤立しがちな保護者に対する支援や地域とのつながりづくりが必要です。

保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けて、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくり、支え合いができる場が求められています。

また、これまでの取組みの成果として、地域の子どもに関わる様々な関係機関・保護者を含む団体が一体となってつくりあげてきた「地域子育て・子育て支援ネットワーク」を生かし、保護者自身の力を高めつつ、引き続き地域の教育力の向上や子育て支援の充実に向けて取り組むことが必要です。

#### 施策展開

##### (1) 身近に集える地域の子育て・子育て支援の拠点(場)の活用

- 公立こども園や地域子育て支援センターを拠点としながら、民間の就学前施設も含め遊びの場を提供するほか、子育てサロン等、地域団体との連携により身近なところに子育て家庭が集える場を保護者に提供します。



- 関係機関・団体との連携や公共施設の有効活用により、地域において子育て家庭が自由に集え、交流できる場や機会を創出します。
- 子育て支援センターなどでは、利用希望者のニーズを踏まえたプログラムを検討するとともに、自ら施設等に出向くことに不安を感じている保護者等への情報の周知、参加促進に向けた取組みを進めます。また、保護者同士の交流や仲間づくりを進めるとともに、保護者が自主的な子育てサークルを立ち上げる際には、保育教諭等が、運営方法の相談や保護者同士がつながるきっかけづくりを行うなど保護者の活動を支援します。
- 公立こども園では、地域子育て支援センターと連携するとともに、在園児とのふれあいや、保育教諭や保健担当者の技能などの専門知識を生かした支援を行います。
- 図書館をはじめ、利倉西センター図書室や動く図書館等、市内の身近な拠点で本の貸出ができる体制を整えるとともに、公共施設及び保護者や子どもが集まる場所に絵本のコーナーを設置するなど、親子で集える場所づくりを進めます。
- 地域特性など必要に応じて、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな保護者と地域とのつながりづくりができる場を提供します。
- （仮称）南部コラボセンターに子育て支援センターほっぺ分室を開設し、よりきめ細かな地域子育て支援を進めます。

## （２）地域子育て・子育てネットワークの充実

- 地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会★の開催などを通じて、地域の教育・保育施設と住民との「顔の見える」つながりを深め、地域全体で子育て家庭を見守る環境づくりを進めるとともに、地域の特性、子どもや家庭の状況に応じた支援を充実します。
- 子育て・子育て支援に関わる地域の人材に「豊中市子ども健やか育み条例」や本計画の内容を周知することを通じて、子どもや子育て家庭の状況、子どもの人権など子どもの育ちに大切なことを共有し、子どもを健やかに育む地域づくりに取り組みます。
- 公民の就学前施設で地域子育て支援研修を行うなど、市域全体で子育て支援の機運を高めます。

## （３）地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

- 地域の様々な人々が地域ぐるみで子育て・子育て支援をすることに興味をもち、主体的に参画できるよう、また担い手の確保・育成にもつながるよう、PTAや青少年健全育成会、絵本等の読み聞かせボランティアなどの関係機関・団体と連携して各種講座や学習機会の提供に取り組みます。
- 保護者自身が支援者として地域の子育てに関わることができるよう、保護者同士のつながりの場において主体的な活動を支援します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 地域子育て支援センターや図書館等では、関係部局・団体と連携し、子どもの育ちをサポートするために必要な人・場所・情報等の提供を通して市民の自主的な活動を支援します。
- 子育て支援センターでは、地域の子育て支援の担い手の育成のため、研修等の機会提供を行います。

## 2-2 子育てに必要な情報提供等



保護者が子育てに喜びを感じ、  
子どもとともに成長できていることを感じることができる

### 取組みのポイント

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって子育てに必要な情報が異なります。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信します。

また、家庭における教育力の向上のため、家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が連携しながら、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会などを実施します。さらに、子育て支援事業などを通じて、子どもの育ちに大切なことを発信します。

### 施策展開

重点施策

#### (1) 利用者支援窓口の充実

- 利用者支援事業は、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行う拠点である「子育て世代包括支援センター★」として位置づけ、子育て支援センターほっぺ（基本型）、市役所（特定型）、保健センター（母子保健型）において、地域の子育て支援事業を円滑に利用するための情報を総合的に提供するとともに、専門的な視点から相談支援を行います。窓口では、子育て支援コーディネーター★が、利用者の立場に立ったわかりやすい情報提供を行います。また、子育て支援コーディネーター同士が連携し、つながりのある支援体制を強化します。

#### (2) 子育てに関する情報発信の充実

- 市のホームページや子育て・子育て応援ポータルサイト「とよふあみ」及びスマートフォン向けアプリに加え、SNS★の活用も検討しながら、サービスの内容や事業の実施状況などを写真や動画、利用者の感想などを用いることで、閲覧する人が身近に感じることでできるわかりやすい情報発信をめざします。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 図書館や公民館等において、子育てに必要な資料を重点的に収集し、市民や関係部に提供します。
- 子育て家庭への訪問事業等を通して、訪問型（アウトリーチ\*型）の情報発信を行います。
- 各種健康診査、子育てに関する講座や学習会、交流会・絵本等のおはなし会などの機会を活用し、出産や子どもの成長に応じた子育ての知識の習得や準備等ができるよう、必要な情報を提供します。
- 保護者同士の交流を促進することで、情報交換の場の提供に努めます。
- 既存の相談窓口に加えて地域への出張相談を実施し、より身近な場所で様々な子育て情報が入手できる環境づくりを進めます。また、地域の活動団体が身近な地域の親子の集いの場に出向いて子育てに関する情報を伝えるなど、地域間での訪問型（アウトリーチ型）の情報発信について検討します。
- 転入世帯や外国人世帯等、孤立しがちな家庭に対して、個別の状況に応じて必要な情報が届く工夫を検討します。

### （３）家庭教育支援の推進

- 「豊中市子ども健やか育み条例」の周知などを通じて、子どもの人権や子どもの育ちに大切なことを保護者に広く伝えます。また、子育ての意義、保護者が子どもとともに成長する喜びや楽しさについての発信を行います。
- 乳幼児期から子どもの主体性を育むため、子どもの思いを汲み取り、その思いを代弁するような関わり方など、教育・保育の中で大切にしていることを、公立こども園などが保護者や地域に発信することで、乳幼児期の子どもについての保護者の理解を深めます。
- 出産経験のない人や妊娠中の人子どもとふれあえる機会づくりや、子育て講座やイベントに参加できる仕組みづくりを進めます。また、中高生と乳幼児との交流や、妊娠・出産・子育てについて当事者とふれあいながら学ぶ機会を充実します。
- 健康診査等、子育て家庭が集う場や機会を活用し、子育てや家庭教育について学べる機会づくりや情報提供・相談支援を行います。
- PTAや地域団体に対し、家庭の教育力の向上に関する学習機会の提供を行います。
- 関係部局、関係機関・団体等と家庭教育の現状や課題を共有し、連携して家庭への支援に取り組みます。また家庭の状況にあわせた効果的な情報提供の方法を検討します。
- 養育に課題のある家庭への支援については、相談支援事業に適切につなぐことができるよう、関係機関の連携を行います。

## 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援



保護者が身近で相談や必要な支援を受け、  
安心して子育てできる

### 取組みのポイント

妊娠・出産・子育てにおいては、誰もが悩みや不安を抱えることがあります。また、それらの悩みや不安は多様化・複雑化していることから、身近で気軽に相談できる環境を整え、相談窓口の情報をわかりやすく周知するとともに、各相談窓口の専門性を向上させることに加え、窓口間の情報共有と必要に応じた円滑な連携など、福祉・保健・教育その他の関連分野による総合的な支援に取り組みます。

また、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな家庭を早期に発見し、必要に応じて支援できるよう、地域の関係機関との連携のもと、家庭の状況を把握するなど訪問型（アウトリーチ\*型）の支援体制を強化します。

産前・産後の期間、子どもの多い家庭や家族の介護を行っている家庭では、家事やきょうだいの育児が困難な場合もあります。また、就学前児童の保護者には子育てを負担に感じている人もいることから、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービス\*の充実に取り組みます。

### 施策展開

重点施策

#### （１）相談窓口の活用促進

◆重点施策2「みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」に記載しています。

重点施策

#### （２）自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ型）支援体制の強化

●生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業、産婦・新生児訪問事業などの訪問型の相談・支援事業や、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査未受診者に対する訪問等に取り組むことで、子育て家庭の孤立を防止し、子育てに対する不安感や負担感を解消し、児童虐待の防止にもつなげます。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 地域子育て支援センター等の相談できる場所が身近にない地域の家庭や、人が大勢いる場所へ行くことに抵抗を感じている親子への情報提供や育児相談に対応するため、身近な地域の子育てサロン等での相談等の事業を実施します。
- ◆重点施策2「みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」に記載しています。

### (3) 多様な子育て支援の充実

- 保育所、幼稚園、認定こども園\*等で緊急に一時的な保育を必要とする家庭に保育を提供するとともに、保護者のリフレッシュを目的とする一時預かりや休日・夜間の保育など、多様なニーズに応えることができる環境を整備します。
- ファミリー・サポート・センター事業を活用し、子育て家庭のニーズに応じた多様なサービスを提供します。
- 転入世帯など身近に頼る人がいない妊産婦の産前・産後期間における生活援助や育児援助等のケア事業を充実します。

重点施策

### (4) 必要な支援を届ける環境づくり

- DV（配偶者暴力）による子どもへの影響は深刻なため、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV対応と児童虐待対応の関係機関と連携強化を図るとともに、DVについての正しい理解と知識を身につけ、早期相談に結びつくような啓発及び相談窓口の周知に取り組みます。
- ◆障害のある子ども（家庭）・外国にルーツをもつ子ども（家庭）への支援については、重点施策3「だれもが安心、つながる支援 ～ 必要な支援を届ける環境づくり～」に記載しています。
- ◆ひとり親家庭への支援については、第8章「ひとり親家庭への支援の充実」に記載しています。
- ◆貧困の状況にある家庭への支援については、第9章「子どもの未来応援施策の推進」に記載しています。



## 2-4 子育てと仕事の両立の推進



必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、  
子育てと仕事のバランスがとれていると感ずることが出来る

### 取組みのポイント

本市は、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。このため、引き続き保育所等の待機児童ゼロの状態が維持されるよう、保育定員の確保及び保育人材の確保に取り組めます。

子育てと仕事の両立においては、企業・事業主の理解・協力が必須であることから、国や大阪府等関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス<sup>★</sup>の啓発や、次世代育成支援対策推進法関連情報の提供を行います。

また、配偶者・パートナーとの協力関係が、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながる傾向があることから、父母ともに参加できる講座等、引き続き父親の子育てに対する関心と理解を深めるよう取り組めます。

### 施策展開

#### (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

- 保育所等の整備や幼稚園での延長保育（預かり保育など）の活用による保育定員の確保、きめ細やかな利用者支援など多様な手法により、保育所等待機児童ゼロの維持をめざします。
- 放課後こどもクラブについては、これまでどおり待機児童を出さないことを基本に据え、計画的に放課後こどもクラブ室を確保します。
- 病児保育、一時預かり等多様な保育サービスを充実させ、保護者が安心して働くことができる環境整備を進めます。

#### (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

- 子育て家庭に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報発信や学習の機会を提供します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



- 働きたい希望がありながら就労していない母親に対し、就職支援講座や就労相談などを通して（再）就職の支援を行います。
- 父親が育児に関する知識や方法を学べる機会を充実します。また、父親同士が交流できる機会を提供し、父親による子育てを応援します。
- 企業・事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス★の重要性や企業等におけるその効果を伝えるとともに、働きやすい職場づくりやイクボス★宣言をはじめとする事業主の取組みや子育て支援に関する情報提供を進めます。

### 施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

母子保健事業や小児医療体制の充実、生活環境の整備、安全対策の推進を通じて、子どもが健やかに生まれ育ち、子育て家庭が安全に安心して過ごせる環境づくりを市民とともに進めます。

#### 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備



地域の中で安全に安心して妊娠・出産・子育てができる

##### 取組みのポイント

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・産婦・乳幼児健康診査や産後うつ予防対策の体制を充実するとともに、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供等に取り組みます。

小児医療に関しては、地域におけるきめ細やかな体制の充実や、医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

子どもや子育て家庭にやさしい生活環境づくりに向けて、市内の公園・緑地をみどりの拠点とし、安全で安心して憩い楽しめる空間として保全・整備します。また、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるよう、わかりやすい情報提供、相談支援を進めます。

##### 施策展開

#### (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

- 妊産婦及び家族が妊娠・出産期の健康づくりや子育てに関して正しい知識をもつことができるよう、母子健康手帳の交付時に個別のニーズにあわせた支援プランを作成し、保健師・助産師等の専門職による相談・保健指導などきめ細やかな支援を行います。



- 対象者にもれなく周知できる機会として、健康診査、健康教育、訪問指導、育児相談の機会や、学校等も活用しながら、多様な意識啓発や学習機会の提供、相談支援の充実に取り組みます。
- 父母ともに妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を学ぶ場に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 妊産婦が安心して妊娠・出産及び産後期間の生活を過ごせるよう、不安や悩みの相談や指導の場を充実し、医療機関等と連携しながらサポートします。
- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着に向け、妊産婦や子育て家庭を対象に学習機会を充実するとともに、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園★、学校、地域における啓発や教育・指導を推進します。

## (2) 母子保健事業の充実

- 各種健康診査の実施や受診勧奨を通じて、疾患や障害の早期発見・早期支援につながるなど、子どもの健康保持・増進、子育てを支援します。
- 健康診査時での相談支援体制等を充実し、医療・福祉関係機関等と連携・調整しながら、きめ細やかで継続性のある支援を実施します。また、健康診査未受診者へのフォロー体制を充実し、子どもの健康づくりの促進や子育て不安の軽減、支援が必要な家庭を早期に発見し対応します。

## (3) 小児医療体制の充実

- 基礎疾患をもつ妊産婦やハイリスク妊婦★、救急医療が必要な乳幼児に対応するため、周産期医療体制を確保します。
- 小児救急医療についての周知を行うとともに、医療機関等と協力しながら医療提供体制を確保します。
- 産後うつ予防、児童虐待予防、慢性疾患をもつ子どもや医療的ケア児★の支援に向け、医療と保健・福祉の機関との連携数を拡大するとともに、講習の実施などにより市民への周知を行います。
- 子どもの緊急の病気やケガに対する家庭での対処方法について、知識の普及・啓発を推進します。

## (4) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

- 市営住宅の入居申込世帯が、障害者（児）世帯や母子・父子世帯、子育て世帯等の場合は、抽選時に当選確率を優遇します。
- 世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのため、三世帯同居・近居支援制度を創設します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

- 子どもや、ベビーカー等の使用者が安全・快適に移動できるよう歩行空間の整備や、オムツ替えや授乳等のためのスペース等を提供することにより子ども連れでの外出を支援する「赤ちゃんの駅」や「とよなか子育て応援団」の充実など、子育てバリアフリーを推進します。
- 公園では、子どもが安心して遊び、地域の人が行き交い交流する場となるよう、遊具などの施設を安全に維持管理するとともに、地域住民との協働とパートナーシップによる運営を推進し、地域の人々の目が行き届いた安心できる施設とします。
- 公共的な空間における受動喫煙防止対策を進め、子どもにやさしい環境整備を推進します。

### (5) 子育てに関する家庭への経済的な支援

- 個々の子育て家庭の状況に応じた手当や助成、貸付等の経済的支援を実施するとともに、対象となる人に漏れなく周知し、円滑に制度を活用できるように取り組みます。

### (6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

- 子育て世帯の暮らしをより充実し、満足度を高めるため、子育てに関する「様々な出会いや交流、学びの機会を通して、仲間や地域とともに、一人ひとりの暮らしが輝く自分らしい暮らしを育み、創造できるまち」である本市の魅力を創造・発信します。



## 3-2 子どもの安全確保



子どもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、  
安全に、安心して暮らすことができる

### 取組みのポイント

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心に生活できるまちづくりに向けて、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

阪神・淡路大震災や大阪府北部地震、東日本大震災、台風被害等の教訓を生かし、子どもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組みます。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進め、危険から身を守る力を養います。

交通事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境の整備を行うとともに、引き続き市民への啓発や子どもに対する交通安全教育の充実に取り組みます。

### 施策展開

#### (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

- 市民や事業所等を対象に防犯に対する意識啓発を行います。
- 地域パトロールや危険箇所(point)の点検、防犯意識の向上等の取組みへの支援を充実し、市民との協働による安心・安全な生活環境づくりを進めるとともに、地域での見守りや防犯活動のさらなる活性化、担い手の拡充に取り組みます。
- 学校、地域、警察、関係機関・団体が連携し、問題行動等を早期に発見・対応することにより、非行の未然防止と子どもの健全育成を推進するとともに、見守り体制を充実します。
- 青少年の健やかな成長に悪影響を及ぼす情報の排除、青少年の非行化の要因の排除等の子どもを取り巻く有害環境対策を推進します。



**(2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進**

- 災害時における危険箇所の把握を行い、ハザードマップ等で市民へ周知します。
- 地域自主防災組織への支援を行い、地域の防災意識の向上や防災活動の活性化につなげます。また、子どもが防災活動に参加できる機会を拡充します。
- 災害時の要配慮者支援策について、市民への周知に努めます。
- 既存施設等の活用による子育て家庭に配慮した避難所運営について検討します。
- 災害などの緊急時にストレスを抱えた子どものメンタルヘルスについて、支援者や市民への啓発を進めます。
- 市が保有する防災に関するノウハウを活用するなどし、家庭や学校などにおいて子どもの育ちに応じた防災教育を推進します。
- 街頭犯罪の未然防止と早期解決に向けて設置した「暮らし安心・安全見守りカメラ（防犯カメラ）」の適切な維持管理を行います。
- 保育所や幼稚園、認定こども園<sup>★</sup>、学校等における交通安全教育を通じて子どもや保護者の意識を高めるとともに、地域における交通安全対策を強化します。
- 豊中市通学路交通安全プログラムに基づき、定期的に通学路の点検・評価を行い、必要な対策を行います。

## 第 6 章

# 子ども・子育て支援法に 基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画とは、「子ども・子育て支援法」の第61条に基づく法定計画として作成するものであり、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間の計画期間における就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めるものです。

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育提供区域として、市域の北東部にあたる「第1区域」、北西部にあたる「第2区域」、南部にあたる「第3区域」の3つの区域を設定します。

### ■教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとしています。

### ■豊中市の教育・保育提供区域の考え方

子どもが、地域や保育所、幼稚園、認定こども園\*、小学校をはじめとする社会の中で、多様な人との交流や様々な体験を通して成長することや、児童数及び教育・保育の施設の設置状況を踏まえ、小学校区を基本単位としつつ保育ニーズや利用状況等を基に3つの区域にまとめて教育・保育提供区域を設定しています。

3つの区域の設定の考え方としては、近年、児童数が増加傾向にある中部以北と児童数が減少傾向にある南部の2つの区域に分割し、さらに中部以北は保護者の通勤や保育所の送迎等の移動状況を踏まえて、北大阪急行及び阪急宝塚線沿線の東西2つの区域に分割しています。

<豊中市の教育・保育提供区域>

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛭池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成



### ■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

基本的には市全域を区域としますが、事業の特性に合わせ、時間外保育事業、一時預かり事業<幼稚園型>は上記の3つの区域、放課後児童健全育成事業は41の小学校区、地域子育て支援拠点事業は18の中学校区を区域とします。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 2 量の見込みと確保方策

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、平成30年(2018年)11月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ設定しています。

### (1) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画において定める教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容は下表のとおりです。

事業名		認定区分	区域数	事業概要
教育・保育	① 教育	1号	3	幼稚園・認定こども園* (満3歳以上)
	② 保育 ※保育の必要性の認定における、就労の下限時間は64時間に設定	2号	3	保育所・①以外の認定こども園 (満3歳以上)
		3号	3	保育所・認定こども園等 (満3歳未満)
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		1	事業等の情報提供や相談支援、関係機関との連携調整等を行う事業
	② 時間外保育事業 (延長保育事業)		3	通常保育時間を超えて保育を行う事業
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		1	特定教育・保育等を受けた場合に必要な補食給食費、物品の購入費用等を助成する事業
	④ 多様な主体の参入促進事業		1	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
	⑤ 放課後児童健全育成事業 (放課後こどもクラブ事業)		41 ※1	就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業

※1 各小学校区で実施し、小学校区再編に合わせ、必要に応じ見直しを行います。

事業名		区域数	事業概要
地域子ども・子育て支援事業	⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	1	保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、一定期間養育を行う事業
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談支援を行う事業
	⑧ ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク★機能強化事業	1	・養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるための支援を行う事業 ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化に向け、担当職員の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業
	⑨ 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)	18 ※2	地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業
	⑩ 一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)	3	幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
	⑪ 病児保育事業 (病児・病後児保育)	1	保育所等で病児・病後児を預かる事業
	⑫ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)<就学後>	1	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業
	⑬ 妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査)	1	妊婦に対する健康診査を行う事業

※2 概ね中学校区に1か所地域子育て支援拠点を設置するという考え方です。



## (2) 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

### ①教育（1号認定、3～5歳）

提供区域：全3区域

認定こども園\*・幼稚園にて、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者（ただし、保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な場合を除く）を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

#### ■実績、量の見込み及び確保方策

単位：人（利用定員）

区分	[実績]令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6,319*	6,061	5,787	5,469	5,216	4,958
第1区域	2,018	2,433	2,326	2,154	2,012	1,884
第2区域	2,207	1,900	1,787	1,700	1,633	1,563
第3区域	1,569	1,728	1,674	1,615	1,571	1,511
②確保量		6,608	6,442	6,292	6,054	5,866
第1区域		2,251	2,135	2,041	1,957	1,867
第2区域		2,477	2,477	2,471	2,403	2,331
第3区域		1,880	1,830	1,780	1,694	1,668
③過不足(②-①)		547	670	823	838	908
第1区域		-182	-176	-113	-55	-17
第2区域		577	690	771	770	768
第3区域		152	156	165	123	157

\* 他市の園に通う児童525人を含む

#### ※確保量の内訳

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園）	第1区域	1,590	1,532	1,475	1,475	1,606
	第2区域	1,806	2,091	2,088	2,038	2,002
	第3区域	1,245	1,195	1,170	1,132	1,115
	計	4,641	4,818	4,733	4,645	4,723
確認を受けない幼稚園	第1区域	661	603	566	482	261
	第2区域	671	386	383	365	329
	第3区域	635	635	610	562	553
	計	1,967	1,624	1,559	1,409	1,143
確保量合計(②)	第1区域	2,251	2,135	2,041	1,957	1,867
	第2区域	2,477	2,477	2,471	2,403	2,331
	第3区域	1,880	1,830	1,780	1,694	1,668
	計	6,608	6,442	6,292	6,054	5,866

#### 【確保方策の内容】

○既存の幼稚園・認定こども園で確保します。



②-I 保育（2号認定、3～5歳）

提供区域：全3区域

認定こども園★・保育所等にて、満3歳以上で、保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者（幼児期の学校教育を希望する者を含む）に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（利用定員）

区分		[実績] 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		4,631	4,715	4,903	5,053	5,252	5,442
幼児期の学校教育の利用希望が強い	第1区域		650	698	725	760	796
	第2区域		728	744	770	803	837
	第3区域		743	761	775	797	811
	計		2,121	2,203	2,270	2,360	2,444
上記以外	第1区域		914	982	1,019	1,068	1,122
	第2区域		808	826	856	891	929
	第3区域		872	892	908	933	947
	計		2,594	2,700	2,783	2,892	2,998
②確保量			4,590	4,903	5,053	5,252	5,442
第1区域			1,468	1,650	1,744	1,828	1,918
第2区域			1,554	1,620	1,626	1,694	1,766
第3区域			1,568	1,633	1,683	1,730	1,758
③過不足(②-①)			-125	0	0	0	0
第1区域			-96	-30	0	0	0
第2区域			18	50	0	0	0
第3区域			-47	-20	0	0	0

※確保量の内訳

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	第1区域	1,459	1,525	1,640	1,640	1,673
	第2区域	1,488	1,554	1,554	1,586	1,586
	第3区域	1,559	1,624	1,624	1,660	1,710
	計	4,506	4,703	4,818	4,886	4,969
特定地域型保育事業 (事業所内保育等)	第1区域	0	0	0	0	0
	第2区域	42	42	42	42	42
	第3区域	0	0	0	0	0
	計	42	42	42	42	42
企業主導型保育施設	第1区域	9	9	9	9	9
	第2区域	24	24	24	24	24
	第3区域	9	9	9	9	9
	計	42	42	42	42	42
幼稚園等 (預かり保育、幼稚園型一時預かり)	第1区域	0	116	95	179	236
	第2区域	0	0	6	42	114
	第3区域	0	0	50	61	39
	計	0	116	151	282	389
確保量合計(②)	第1区域	1,468	1,650	1,744	1,828	1,918
	第2区域	1,554	1,620	1,626	1,694	1,766
	第3区域	1,568	1,633	1,683	1,730	1,758
	計	4,590	4,903	5,053	5,252	5,442

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## ②-Ⅱ 保育（3号認定、0～2歳）

提供区域：全3区域

認定こども園★・保育所等にて、満3歳未満で、保護者の就労や病気等により、家庭で子どもをみることができないなど保育が必要な者に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（利用定員）

区分		[実績] 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		4,253	3,851	3,916	3,982	4,018	4,049
0歳	第1区域	254	207	212	216	221	225
	第2区域	274	208	212	214	215	218
	第3区域	254	219	220	222	223	224
	計	782	634	644	652	659	667
1・2歳	第1区域	1,111	1,078	1,082	1,094	1,093	1,091
	第2区域	1,269	1,024	1,055	1,084	1,101	1,113
	第3区域	1,091	1,115	1,135	1,152	1,165	1,178
	計	3,471	3,217	3,272	3,330	3,359	3,382
計	第1区域	1,365	1,285	1,294	1,310	1,314	1,316
	第2区域	1,543	1,232	1,267	1,298	1,316	1,331
	第3区域	1,345	1,334	1,355	1,374	1,388	1,402
②確保量			3,975	4,018	4,106	4,132	4,155
0歳	第1区域		268	271	271	271	271
	第2区域		306	309	309	309	309
	第3区域		199	202	196	193	193
	計		773	782	776	773	773
1・2歳	第1区域		1,040	1,051	1,094	1,094	1,113
	第2区域		1,283	1,294	1,294	1,294	1,294
	第3区域		879	891	942	971	975
	計		3,202	3,236	3,330	3,359	3,382
計	第1区域		1,308	1,322	1,365	1,365	1,384
	第2区域		1,589	1,603	1,603	1,603	1,603
	第3区域		1,078	1,093	1,138	1,164	1,168
保育利用率*			37.6%	38.3%	39.4%	40.1%	40.9%
③過不足(②-①)			124	102	124	114	106
0歳	第1区域		61	59	55	50	46
	第2区域		98	97	95	94	91
	第3区域		-20	-18	-26	-30	-31
	計		139	138	124	114	106
1・2歳	第1区域		-38	-31	0	1	22
	第2区域		259	239	210	193	181
	第3区域		-236	-244	-210	-194	-203
	計		-15	-36	0	0	0
計	第1区域		23	28	55	51	68
	第2区域		357	336	305	287	272
	第3区域		-256	-262	-236	-224	-234

\* 保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

※確保量の内訳

単位：人（利用定員）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	225	228	228	228	228
		第2区域	248	251	251	251	251
		第3区域	177	180	174	171	171
		計	650	659	653	650	650
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	16	16	16	16	16
		第2区域	28	28	28	28	28
		第3区域	11	11	11	11	11
		計	55	55	55	55	55
	企業主導型保育施設	第1区域	22	22	22	22	22
		第2区域	26	26	26	26	26
		第3区域	9	9	9	9	9
		計	57	57	57	57	57
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	5	5	5	5	5
		第2区域	4	4	4	4	4
		第3区域	2	2	2	2	2
		計	11	11	11	11	11
計	第1区域	268	271	271	271	271	
	第2区域	306	309	309	309	309	
	第3区域	199	202	196	193	193	
	計	773	782	776	773	773	
1・2歳	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	第1区域	858	869	893	893	893
		第2区域	1,112	1,123	1,123	1,123	1,123
		第3区域	743	755	806	835	839
		計	2,713	2,747	2,822	2,851	2,855
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	93	93	112	112	131
		第2区域	106	106	106	106	106
		第3区域	52	52	52	52	52
		計	251	251	270	270	289
	企業主導型保育施設	第1区域	51	51	51	51	51
		第2区域	57	57	57	57	57
		第3区域	53	53	53	53	53
		計	161	161	161	161	161
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	38	38	38	38	38
		第2区域	8	8	8	8	8
		第3区域	31	31	31	31	31
		計	77	77	77	77	77
計	第1区域	1,040	1,051	1,094	1,094	1,113	
	第2区域	1,283	1,294	1,294	1,294	1,294	
	第3区域	879	891	942	971	975	
	計	3,202	3,236	3,330	3,359	3,382	
確保量合計(②)	第1区域	1,308	1,322	1,365	1,365	1,384	
	第2区域	1,589	1,603	1,603	1,603	1,603	
	第3区域	1,078	1,093	1,138	1,164	1,168	
	計	3,975	4,018	4,106	4,132	4,155	

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 【確保方策の内容】

- 2号認定については、既存幼稚園の認定こども園<sup>★</sup>化や預かり保育事業の実施・充実、民間の認定こども園・保育所等の拡充などにより、保育定員の確保を行います。
- 3号認定については、民間の認定こども園や保育所、地域型保育事業の受入体制の拡充などにより、保育定員を確保します。
- 計画の最終年度に向けて、令和2年度(2020年度)当初から約1,000人分(2号・3号認定)の保育定員を段階的に確保します。また、必要に応じ計画の中間見直しを行います。なお、保育定員の確保量については区域間で差があることから、より効果的な確保のため、区域を越えた一体的な整備も検討します。

## ■認定こども園移行促進のための上乗せ数値

1号、2号、3号認定を問わず、既存の幼稚園・保育所が、認定こども園への移行に伴い希望する認可定員で認可(認定)できるよう、下表の需要量を便宜的に上乗せすることで、認定こども園への移行を促進します。

この便宜上の上乗せ数の設定については、事業者の意向を踏まえるとともに、令和6年度(2024年度)までに8園が認定こども園へ移行できるよう設定します。

単位：人

	令和2年度～令和6年度		
	第1区域	第2区域	第3区域
1号認定(保育所から認定こども園へ移行)	15	39	21
2号認定(3～5歳)(幼稚園から認定こども園へ移行)	208	32	119
3号認定(1・2歳)(幼稚園から認定こども園へ移行)	0	0	0
3号認定(0歳)(幼稚園から認定こども園へ移行)	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園数		51	51	53	56	59
内 訳	幼稚園からの移行数	22	22	24	27	30
	保育所からの移行数	29	29	29	29	29

## ■施設等利用給付の円滑な実施の確保について

### ○幼児教育・保育無償化にかかる制度周知

利用者が確実に給付を受けることができるよう、施設等利用給付の制度について、利用者支援窓口での丁寧な案内をはじめ、ホームページや紙媒体などでわかりやすく、広く市民に周知します。

### ○事業者との円滑な連携について

事業者が円滑に事務を推進できるよう、制度運用にかかる施設説明会の開催や定期的な情報提供を行います。認可外保育施設等の事業者に対しても、必要に応じ情報提供等を図ります。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

#### ①利用者支援事業

提供区域：市全域

##### ■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約・提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

##### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：か所

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5	5
②確保量		5	5	5	5	5
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

##### 【確保方策の内容】

- 利用者支援（情報収集・提供、相談、利用者支援・援助）を中心とした窓口（特定型）を市役所に設置します。
- 利用者支援及び地域連携（関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等）を行う窓口（基本型）を子育て支援センターに設置します。
- 子育て世代包括支援センター★機能をもった窓口（母子保健型）を千里・中部・庄内保健センターの3か所に設置します。
- 引き続き、各窓口配置した子育て支援コーディネーター★を中心に情報提供等を実施します。



## ②時間外保育事業（延長保育事業）

提供区域：全3区域

### ■事業内容等

保育時間の延長を必要とする児童を対象とし、11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	254	287	297	307	317	327
第1区域	92	109	114	118	122	126
第2区域	91	101	104	108	112	116
第3区域	71	77	79	81	83	85
②確保量		287	297	307	317	327
(施設数)		(116か所)	(118か所)	(123か所)	(127か所)	(131か所)
第1区域		109	114	118	122	126
第2区域		101	104	108	112	116
第3区域		77	79	81	83	85
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
第1区域		0	0	0	0	0
第2区域		0	0	0	0	0
第3区域		0	0	0	0	0

※18時30分以降利用者のみカウント

### 【確保方策の内容】

○現在、既存のすべての保育所や認定こども園<sup>★</sup>、地域型保育事業において11時間の通常保育時間を超えて保育が実施されており、引き続き既存保育所等における事業が実施されるとともに、新たに整備される保育所等に対して事業実施を働きかけます。

## ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域：市全域

### ■事業内容等

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に必要な給食費（副食材料費）、物品の購入費用等の全部または一部を助成する事業です。

### 【確保方策の考え方】

○低所得者の負担軽減を図るため、教育・保育給付認定保護者に対し日用品・文房具等に要する費用を、また、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補助します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



#### ④-I 多様な主体の参入促進事業（新規参入施設等への巡回支援）

提供区域：市全域

##### ■事業内容等

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

##### 【確保方策の考え方】

○本市の教育・保育の質を高めるため、就学前施設に通う子どもが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援を行い、概ね開設から3年程度の教育・保育施設を中心に、豊中市幼児教育サポートセンターから派遣する幼児教育サポーター\*による巡回支援などを実施します。

#### ④-II 多様な主体の参入促進事業（認定こども園\*特別支援教育・保育経費）

提供区域：市全域

##### ■事業内容等

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

##### 【確保方策の考え方】

○認定こども園が、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる際に、国の制度の内容を踏まえ、職員の加配に必要な費用を助成し、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会を提供します。



## ⑤放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）

提供区域：小学校区

### ■事業内容等

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

本市では、待機児童を出さないことを基本に据え、就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学4年生まで（障害のある子どもは小学6年生まで）の児童を対象に事業を実施しています。

### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,962	4,786	4,854	4,946	5,006	5,089
小学1～4年生	3,930	4,483	4,544	4,635	4,696	4,777
小学5・6年生	32	303	310	311	310	312
再掲						
低学年	3,415	3,803	3,855	3,933	3,984	4,051
高学年	547	983	999	1,013	1,022	1,038
②確保量		4,523	4,582	4,674	4,733	4,813
小学1～4年生		4,483	4,544	4,635	4,696	4,777
小学5・6年生		40	38	39	37	36
再掲						
低学年		3,803	3,855	3,933	3,984	4,051
高学年		720	727	741	749	762
③過不足(②-①)		-263	-272	-272	-273	-276
小学1～4年生		0	0	0	0	0
小学5・6年生		-263	-272	-272	-273	-276
再掲						
低学年		0	0	0	0	0
高学年		-263	-272	-272	-273	-276

\*小学5・6年生の確保量は障害のある子どものみ

### 【確保方策の内容】

- 現在、全41小学校内で事業を実施しており、今後も在籍する小学校の放課後こどもクラブにて児童の受け入れができるよう、学校ごとに量の見込みを踏まえて実施します。
- 小学5～6年生については、引き続き障害のある子どもを対象として実施します。
- 既存の事業に加え、放課後こどもクラブ以外の子どもの居場所に関する事業の利用なども検討し、放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保します。

## ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

提供区域：市全域

### ■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において日帰りまたは宿泊を伴って一定期間の養育を行う事業です。

令和元年度(2019年度)から従来のトワイライトステイ事業を包含し、日帰り型ショートステイとして実施しています。

### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	441	531	528	523	520	516
②確保量		531	528	523	520	516
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

○市内1か所、市外5か所の児童養護施設及び乳児院等において実施します。

## ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

提供区域：市全域

### ■事業内容等

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健センターの新生児訪問事業と子育て支援センターのこんにちは赤ちゃん事業を一体的に実施し、保健師や助産師、保育教諭、こんにちは赤ちゃん訪問員、主任児童委員\*等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：人（実人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,491	3,416	3,379	3,334	3,289	3,246
②確保量		3,416	3,379	3,334	3,289	3,246
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

\*保健センターと子育て支援センターの合計

### 【確保方策の内容】

○今後も引き続き事業を実施することにより、地域における子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育てへの不安や負担感の軽減や児童虐待の防止につなげます。



## ⑧-Ⅰ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

提供区域：市全域

### ■事業内容等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

### ■実績、量の見込み及び確保量

〈上段〉実家庭数 〈下段〉延べ訪問回数

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	216家庭 470回	229家庭 483回	236家庭 490回	240家庭 495回	244家庭 501回	248家庭 506回
②確保量		229家庭 483回	236家庭 490回	240家庭 495回	244家庭 501回	248家庭 506回
③過不足(②-①)		0家庭 0回	0家庭 0回	0家庭 0回	0家庭 0回	0家庭 0回

### 【確保方策の内容】

○引き続き、子育て支援センター及び保健センターにて実施し、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向け取り組みます。

## ⑧-Ⅱ 子どもを守る地域ネットワーク★機能強化事業

提供区域：市全域

### ■事業内容等

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

### 【確保方策の内容】

○引き続き、子育て支援センター及び保健センターにて実施し、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向けて取り組みます。

⑨地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）

■事業内容等

提供区域：概ね中学校区

子育て相談、子育て情報の発信、子育て講座、遊びや交流の場の提供を行っています。子育てに関する悩みや子育てサークルに関することなどを気軽に相談できる場所です。

■実績、量の見込み及び確保方策【全市】

＜実績及び量の見込み＞月当たり延べ利用回数

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,098人回	8,857人回	8,800人回	8,742人回	8,634人回	8,519人回
②確保量		18か所	18か所	19か所	19か所	19か所

【確保方策の内容】

- 既存の子育て支援センター1か所、地域子育て支援センター16か所、親子の交流ひろば1か所にて実施します。
- この他、出張ひろばを1か所設置します。
- 令和4年度(2022年度)に開設予定の（仮称）南部コラボセンターに子育て支援センターの分室として地域子育て支援拠点を設置します。



## ⑩-I 一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)

提供区域：全3区域

### ■事業内容等

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

### ■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	167,151	161,646	154,304	146,070	139,549	132,809
第1区域	50,370	56,527	54,042	50,046	46,747	43,774
第2区域	69,225	55,733	52,419	49,867	47,902	45,849
第3区域	47,556	49,386	47,843	46,157	44,900	43,186
②確保量		161,646	154,304	146,070	139,549	132,809
(施設数)		(36か所)	(35か所)	(35か所)	(35か所)	(35か所)
第1区域		56,527	54,042	50,046	46,747	43,774
第2区域		55,733	52,419	49,867	47,902	45,849
第3区域		49,386	47,843	46,157	44,900	43,186
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
第1区域		0	0	0	0	0
第2区域		0	0	0	0	0
第3区域		0	0	0	0	0

\*新2号認定分は「教育・保育（2号認定）」に計上しています。

### 【確保方策の内容】

○幼稚園において引き続き実施します。



⑩-Ⅱ 一時預かり事業<一般型> (一時保育)、子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前> 提供区域：市全域

■事業内容等

一時預かり事業<一般型> (一時保育事業) は、断続的一時保育として、満1歳から就学前の児童で保護者が就労等により一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として認定こども園\*等36か所で行っています。また、緊急一時保育として、保護者の疾病や介護、冠婚葬祭など緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として、認定こども園等で行っています。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) は、育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日 (年間延べ人数)

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35,917	35,090	34,859	34,483	34,213	33,899
一時預かり事業	33,333	32,655	32,440	32,090	31,838	31,545
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前>	2,485	2,435	2,419	2,393	2,375	2,354
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	99					
②確保量		35,090	34,859	34,483	34,213	33,899
一時預かり事業 (施設数)		32,655 (62か所)	32,440 (61か所)	32,090 (61か所)	31,838 (60か所)	31,545 (60か所)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前>		2,435	2,419	2,393	2,375	2,354
③過不足 (②-①)		0	0	0	0	0
一時預かり事業		0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) <就学前>		0	0	0	0	0

\*トワイライトステイ事業は令和元年度(2019年度)からショートステイに包含し、日帰り型ショートステイとして実施しています。

【確保方策の内容】

- 一時預かり事業 (一時保育) は保育所や認定こども園等 (1日単位) 及び市内2か所の一時保育事業所 (1日または半日単位) において実施します。
- ファミリー・サポート・センター事業では引き続き援助会員の増加に取り組みます。



## ⑪ 病児保育事業（病児・病後児保育）

提供区域：市全域

### ■ 事業内容等

認定こども園\*等に在籍している満1歳以上の保育を必要とする子どもで、病気のと  
きや病気回復期で集団保育が難しく、また家庭での保育ができない子どもを預かる事業  
です。

### ■ 実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	19,196	21,041	21,687	21,709	22,846	23,412
病児保育事業	3,043	3,336	3,439	3,443	3,624	3,714
体調不良児対応型	16,153	17,705	18,248	18,266	19,222	19,698
②確保量		21,041	21,687	21,709	22,846	23,412
病児保育事業		3,336	3,439	3,443	3,624	3,714
(施設数)		(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)	(3か所)
体調不良児対応型		17,705	18,248	18,266	19,222	19,698
(施設数)		(78か所)	(80か所)	(82か所)	(83か所)	(84か所)
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
病児保育事業		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

○病児保育施設3か所に加え、看護師配置の保育所等の体調不良児対応型事業にて実施  
します。

\*は資料編「6 用語集」をご覧ください

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）〈就学後〉

提供区域：市全域

■事業内容等

小学生等の児童を有する保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と育児の援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ人数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	533	542	543	544	545	546
②確保量		542	543	544	545	546
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き、ファミリー・サポート・センター1か所にて事業を実施し、援助会員の増加に取り組めます。

⑬妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）

提供区域：市全域

■事業内容等

母子保健法第13条に基づき、妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、健康診査を行い、流産・死産・早産等を予防するとともに安全なお産を目的とする事業です。

「妊婦健康診査」として、妊婦に対して妊婦健康診査受診券を交付し、個別医療機関で健康診査を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人回（年間延べ回数）

区分	[実績]平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39,287	38,444	38,028	37,522	37,016	36,533
②確保量		38,444	38,028	37,522	37,016	36,533
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。

## 第 7 章

# 学校を拠点とした放課後の 子どもの居場所づくりの充実 (新・放課後子ども総合プラン)

新・放課後子ども総合プランとは、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと地域子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、目標を設定するものです。

## 第7章 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン）

国の「新・放課後子ども総合プラン<sup>★</sup>」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後こどもクラブと地域子ども教室の整備等を計画的に進めます。



すべての小学校就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、  
多様な体験・活動を行うことができる

### （1）新・放課後子ども総合プランに基づく取組みの推進

本市ではこれまで、すべての小学校区において、放課後こどもクラブを設置・運営し、地域ボランティアの運営による地域子ども教室を実施してきました。

令和元年度(2019年度)から実施されている国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き両事業を円滑に運営するとともに、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の整備・充実を進めます。

### （2）放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の運営

#### ①放課後こどもクラブの整備計画

放課後こどもクラブは、保護者の就業率の上昇に伴う利用意向の高まりによって入会児童数が年々増加し、今後もその傾向が続くものと見込んでいます。今後5年間の児童の数及び目標事業量を次のとおり設定します。なお、開設時間については、現行の設定（月曜日から金曜日は13時から19時まで、土曜日は8時から17時まで、長期休業期間は8時から19時まで）を継続します。

- ◆子ども・子育て支援法に基づく市町村計画における量の見込み及び確保方策については、第6章「子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」に記載しています。



増加する入会児童数に対応していくにあたっては、指導員やクラブ室の確保が必要です。指導員については、多様な媒体や手法を活用して必要な人材を確保し、支援員資格の取得の研修や人権研修等の受講を計画的に進めるなどにより、人材育成に取り組みます。実施場所については、小学校の余裕教室を活用することを基本として取り組みます。

## ②地域子ども教室の実施計画

地域子ども教室は、小学校区ごとに組織された実行委員会がスポーツや文化活動等の体験プログラムを企画し、小学校の校庭や多目的室などを使って実施しています。今後も引き続き、すべての小学校区で、学校施設を活用した事業実施をめざします。

## (3) 両事業の一体型運営の取組み

本市では、すべての小学校区において、放課後子どもクラブを小学校内で設置・運営するとともに、地域子ども教室をすべての児童を対象に実施しています。地域子ども教室には、放課後子どもクラブの児童も参加しています。これは、「新・放課後子ども総合プラン★」において国が推進する、放課後子どもクラブと地域子ども教室の「一体型」の運営にあたります。本市においてはすべての校区で一体型運営の形が整っていることから、今後、両事業の関係者のさらなる情報共有・連携を図ることなどにより、事業のより円滑な実施に取り組みます。

## (4) 放課後の子どもの居場所づくり事業

すべての子どもが放課後に安全で安心して豊かな時間を過ごすことができるよう、平成28年度(2016年度)から、一部の小学校区をモデル校区として放課後の子どもの居場所づくり事業を始めました。令和元年度(2019年度)は4校区において、学校給食実施日の授業終了後から2時間程度、見守り員を配置して校庭を開放し、当該小学校児童の自主的な遊び場所としています。

今後、モデル校区における実施状況を踏まえて、見守り員の確保や実施日の拡大、雨天時の対応などの課題について、より効率的・効果的な実施手法を検討し、全校実施に向けて取り組みます。



## (5) 取組みの推進体制

令和元年度(2019年度)から、放課後こどもクラブ事業及び放課後の子どもの居場所づくり事業を市長部局から教育委員会に移管し、教育委員会所管の地域子ども教室と合わせて同じ課で取り組む体制に組織機構を改めました。これにより、放課後こどもクラブと地域子ども教室の一体型運営など、放課後の居場所づくりを総合的に推進します。

また、学校・家庭・地域をはじめ子どもの居場所に関わる事業の実施主体との連携協力により、放課後の子どもの居場所づくりなど放課後等の子どもの健やかな育成に取り組めます。

## 第 8 章

# ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭等自立促進計画とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画として、国の基本方針を踏まえて「子育て・生活支援策」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」について定めるものです。

## 第8章 ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭の経済的・精神的自立と子どもの健やかな育ちに向けて、(1) 安定した生活基盤の確立、(2) 子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、(3) 子どもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取組みにより総合的な支援を行います。



ひとり親家庭が経済的・精神的に自立し、  
子どもが安心して健やかに育つ

### (1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

- ニーズに沿ったひとり親家庭の交流、生活の質の向上のための生活支援講座、レクリエーション事業、相談事業等の実施を通じて、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう支援拠点としての母子父子福祉センターの施設機能を充実します。令和5年度(2023年度)末の複合施設としての建て替えにあわせ、福祉会館、社会福祉協議会等の関係機関とのネットワークを構築し、福祉的機能を強化します。
- ひとり親家庭の多様な生活・就労形態に対応して弁護士等の専門相談を平日夜間や休日に引き続き実施し、窓口相談等で積極的に案内を行うなど周知を強化して、必要な人への支援につなぎます。また、相談したい時に気軽に相談できるよう多様な手法を活用して相談機能の強化を図り、各種支援策へつなぐ案内の役割と心理的不安を取り除く役割を果たします。
- 児童扶養手当の相談・新規申請や現況届提出時等の来庁時に各種制度の案内をするほか、ホームページやメール配信等多様な媒体を通じて情報発信を行い各種制度の利用を促進することで、施策の効果を高めていきます。



## (2) 就業支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付や就労支援講座の開催等の事業により、経済的自立に効果的な資格の取得や技能の習得を支援します。就労支援講座は、引き続き曜日や時間、保育、内容等できめ細かくニーズに対応しながら実施し、講座終了後に事業者案内を行う等、資格取得後の就労支援を行います。
- 児童扶養手当の手続きや就労支援講座の受講、ひとり親家庭のための相談事業の利用時等様々な機会をとらえた就労相談や、ハローワーク、地域就労支援センターと連携し、生活状況・就労ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する等、個々の状況に寄り添った総合的な支援を推進します。また、児童扶養手当の現況届提出期間中は、届出の際に就労や貸付についての相談ができるよう特別相談を実施します。

## (3) 子育て・生活支援

- ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所等の優先入所に加え、ひとり親家庭等日常生活支援事業などによる生活援助（ヘルパー派遣）と子育て支援（ファミリー・サポート・センター事業の補助）の現状の利用目的や時間の条件を見直し、利用しやすい取組みを進めます。
- ひとり親家庭特有の悩みや不安、孤立の解消に向けて、母子父子福祉団体の活動を支援し、当事者同士の相互交流や情報交換の場の提供に取り組みます。また、ひとり親家庭に対する周囲の理解を深めるため、市民への啓発や地域に開かれた活動を推進します。
- ひとり親家庭、特に父子家庭の孤立防止のため、母子父子福祉センターで行う当事者同士の交流に関する事業の案内や、他の相談機関の案内など情報提供を充実します。
- 母子生活支援施設入所事業では、DV被害者等の母子を入所措置して保護、支援するとともに、自立の促進を目的として生活を支援します。

## (4) 経済的支援・養育費の確保

- 児童扶養手当等の給付事業や母子父子寡婦福祉資金貸付金やひとり親家庭医療費助成など経済的負担を軽減する様々な施策の情報提供を推進し、適切な支援につなげます。
- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、子どもの福祉の観点からも重要なことから、離婚前相談において養育費確保に関する情報提供に努めるなど、早期からの認識を高める支援を行います。また、養育費確保の支援を行うため、養育費保証にかかるパイロット事業\*等を行います。
- 法律相談、養育費・面会交流に関する専門相談員による相談については、引き続き、利用者のニーズに基づき、相談の開催日、時間帯を工夫しながら実施します。

## (5) 子どもへの支援

- ひとり親家庭の子どもが、精神面、経済面で不安定な状況により学習や進学の様欲が低下するなど将来に不利益な影響を与えることがないように、母子父子福祉センターでの学習支援事業を通じて子どもの学力のサポートや、進学の相談による心理的なサポートを行います。また、より身近な場所で開催される事業も活用できるように、他の学習支援教室の情報についても提供に努め、多くのひとり親家庭に支援が届くようにしていきます。さらに、子どもの進路について親子が共通の認識を持って考えられるよう、高校・大学等への進学に向けた奨学金・貸付制度の周知や相談支援に取り組みます。
- 子どもの悩みや不安、進路、生活等に関する相談に取り組むとともに、母子父子福祉センターで行うレクリエーション事業を通じて当事者同士の交流を促進します。
- 母子父子福祉センターが実施する子ども食堂やレクリエーション事業等を通じて、様々な社会体験や家族以外の大人との交流の機会を提供し、ひとり親家庭の子どもが生活力をつけたり将来について視野を広げたりするような居場所づくりを検討します。

## 第 9 章

# 子どもの未来応援施策の推進 (子どもの貧困対策計画)

子どもの貧困対策計画とは、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく法定計画として作成するものです。

## 第9章 子どもの未来応援施策の推進 （子どもの貧困対策計画）

子どもの未来応援施策は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく法定計画として作成するもので、令和2年度(2020年度)から6年度(2024年度)までの5年間の計画期間における子どもの貧困対策計画です。



すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、  
心身とも健やかに育ち、教育の機会が保障され、  
夢と希望をもって積極的に自らの生き方を選択し自立できる

### (1) 子どもの未来応援施策の推進における課題

子どもの生活実態の現状を把握するため平成28年度(2016年度)に大阪府と共同で実施した「豊中市子どもの生活に関する実態調査」の結果を、困窮度\*ごとに分析してまとめた子ども（家庭）の課題は以下のとおりです。

#### 子ども（家庭）の課題

##### 1. 保護者（世帯）の家計・収入・就業に関する支援の充実

保護者の正規雇用に向けた就業支援や、子育て世帯が安心して働くことができる職場の環境整備、ひとり親家庭（※困窮度の高い世帯の割合が高い）のニーズに即した施策の充実が必要。

##### 2. 子どもの生活習慣、家族の関わりへの支援

食事をはじめとした生活習慣の確立や保護者支援、子どもが家族以外の様々な大人と接する機会の確保や家庭教育支援が必要。

##### 3. 子どもの学習理解度・意欲、自己肯定感の醸成

子どもたちが安心して学習や進学希望をもつことができるような教育環境整備が必要。

経験・機会確保の観点から、地域での学習支援では、読書やニュース、社会体験、モデル提示など様々な要素をあわせもった支援が必要。

##### 4. 保護者への相談支援

各種制度の利用に向けた取組みの強化と、支援が届いていない世帯を制度やサービスにつなげる仕組みが必要。若年保護者への妊娠期からの支援の充実が必要。





また、大阪府と共同で実施した支援機関調査の結果や本市のこども施策推進本部連絡会議実務担当者会議の議論からまとめた支援機関の課題は以下のとおりです。

### 支援機関の課題

#### 1. 支援が届かない（届きにくい）子ども（家庭）の発見と居場所の充実

実態が見えにくく孤立した子ども（家庭）の「見えない・声にならない SOS」をキャッチ・把握し、公民協働で支援につなげるための居場所等の体制づくりが必要。

#### 2. 支援拒否や個人情報の壁

支援が必要な家庭の支援拒否事例にかかる介入策・信頼関係の構築が必要。多機関が連携して、複雑かつ複合的な課題を抱える家庭を支援するために必要な個人情報共有の仕組みの整備が必要。

#### 3. 支援者の人材育成・確保

行政と地域団体、地域団体どうしが支え合える関係づくりや、地域課題の共有、人材・資金・場所等の資源と支援者のマッチングなどのコーディネートが必要。

#### 4. 機関連携の仕組みづくり

情報・支援方針の十分な共有、役割分担の明確化、関係機関への円滑なつながりのためのツール・研修が必要。学校と福祉の連携、関係機関が連携した成功事例・課題などの蓄積と共有が必要。

「子どもの貧困」とは、「経済的な困窮に加えて、複合的な困難や社会的孤立から子どもの将来の可能性を狭めること」であり、貧困状態にある家庭は、見えにくく、発見しづらいため、社会的にも認知・理解されづらいところがあり、支援を求めたくても求められない場合があります。

また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、経済的支援、社会的支援、子どもの教育の支援など総合的な取組みに加え、現に困窮状態にある子どもへの個別の取組みが必要です。

## （２）取組みのポイント

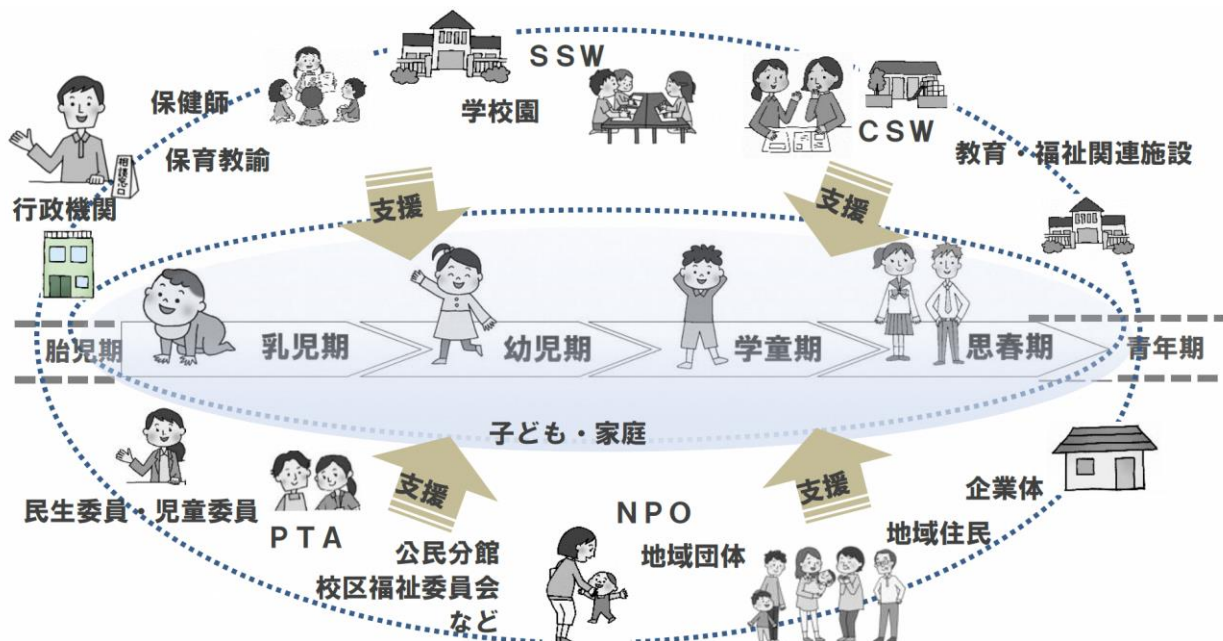
### ●子ども（家庭）支援の視点

- ・支援が届いていない、または届きにくい子ども（家庭）を早期に発見し、支援につなげます。
- ・社会や地域からの孤立防止のため、子ども（家庭）と地域住民や支援者との接点を生む取組みを行います。
- ・子どもの視点（子どもの最善の利益の視点）に立ち、自立するための支援や、選択肢の幅をもった、重層的な取組みを展開します。
- ・子どもが生き抜く力を身につけることをめざし、乳幼児期から非認知能力\*を伸ばすこと、自らの将来に対し視野を広げることができることに留意します。
- ・子どもや保護者の自尊感情、自己肯定感を高めることを重視した支援を行います。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください

●効果的な取組み推進の視点

- ・「現状を共有するために関係者がつながる」「行動のために地域がつながる」「課題解消のために施策がつながる」ことに留意し、子どものライフステージに応じ切れめなく支援が提供されるよう、多機関・多職種と連携し、総合的に取り組みます。



（3）具体的な取組み

子どもの未来応援施策の推進における課題と取組みのポイントを踏まえ、本計画の重点施策と連動し効果的に施策を推進します。

①「子どもの居場所づくり」（第5章「施策の展開」重点施策1参照）

- ・子どもの生活習慣・家族の関わりへの支援、学習支援や体験機会提供の充実に取り組みます。
- ・支援が届かない（届きにくい）子ども（家庭）の発見のための仕組みづくり、居場所の充実、支援者の育成・確保、地域資源のコーディネートなどに取り組みます。
- ・子どもの貧困課題が自己責任論や烙印（スティグマ）で終わらないよう、社会で支えていく必要があるという理解を浸透させるため、地域社会に対し広く子どもの貧困課題に関する発信を行います。
- ・行政、地域、NPO\*等の民間団体、企業などが、子どもの貧困対策のために同じ目標をもって取り組むための仕組みを検討します。

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## ②「一人ひとりの育ちにあわせた相談支援」（第5章「施策の展開」重点施策2参照）

- ・保護者への相談支援体制の強化を行うとともに、支援者の資質の向上を行います。
- ・支援の必要な家庭をより早期に発見するため、学校園と福祉の連携をさらに進めます。
- ・支援方針の共有や適切な役割分担の明確化、支援が困難な事例や成功事例の蓄積など、機関連携の仕組みづくりを推進します。

## ③「必要な支援を届ける環境づくり」（第5章「施策の展開」重点施策3・第8章「ひとり親家庭への支援の充実」参照）

- ・困窮度<sup>★</sup>の高い世帯の割合が高いひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭等自立促進計画の中で子どもの貧困課題の視点も踏まえて施策展開します。

## ④総合的かつ重層的な施策展開

- ・国・府の動向を注視し、子どもの貧困に関する本市の実態の調査・研究を行います。
- ・市職員はもとより、高等学校や支援学校、児童養護施設なども含めた関係機関との情報共有を図ります。若者支援や就労支援などの関係機関とも定期的な情報共有に努め、つながりある支援を行います。
- ・国、府、市の役割を明確にし、連携を深め、協働して解決に向けて取り組みます。

## ●国の大綱に則した総合的な取組み

平成30年度(2018年度)74事業

- (1) 教育の支援 学習支援・就学援助・不登校支援等
- (2) 生活の支援 暮らし再建パーソナルサポート事業・ひとり親家庭等日常生活支援事業等
- (3) 保護者に対する就労の支援 地域就労支援事業・ひとり親家庭自立支援給付金等
- (4) 経済的支援 児童扶養手当・医療費助成等
- (5) その他 学習会など

## (4) 参考指標

子どもの未来応援施策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための参考指標を設定します。また、子どもの貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、国や大阪府の動きと連携し、必要に応じて子どもの貧困課題解消に向けた調査や、指標・目標値設定等の見直しを検討します。

なお、指標を3種類に分類し、成果（アウトカム）指標と、活動（アウトプット）指標と、子どもの状況を把握する指標とします。子どもの状況を把握する指標の中で、大阪府や全国の数値があるものについては、それらと照らし合わせながら状況を把握します。

## ■ 成果（アウトカム）指標・活動（アウトプット）指標

指標		実績値 (平成30年度)	目標値 (最終年度)
<b>教育の支援</b>			
成果	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合（「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計）	小学生 82.6% 中学生 73.8%	増加
活動	スクール・ソーシャル・ワーカー*による対応実績のある学校数（定期的派遣及び事案対応派遣の合計）	小学校 33校 中学校 6校	増加
成果	スクール・ソーシャル・ワーカーによる事案解消率	45.2% (374/828件)	増加
<b>生活の支援</b>			
成果	妊娠届が満11週までに提出される割合 ※	96.6%	100%
活動	乳幼児健康診査受診率 ※	4か月児 97.0% 1歳6か月児 96.6% 3歳6か月児 93.1%	100%
活動	とよなかっ子ダイヤルの相談件数 ※	406件	増加
成果	朝食を毎日食べている子どもの割合	小学生 93.6% 中学生 90.4%	増加
成果	「今住んでいる地域の行事に参加している」子どもの割合（「当てはまる」）	小学生 49.6% 中学生 30.9%	増加
活動	子どもの居場所がある小学校区数 ※ （子ども食堂や無料・低額の学習支援等）	18校区	全校区
活動	民生委員・児童委員*の子どもに関する相談件数	5,059件	維持
活動	母子・父子福祉相談件数（悩み全般、法律相談、専門相談）	313件	増加
<b>保護者の就労支援</b>			
活動	地域就労支援事業のひとり親の就労支援の実績	新規相談者数 26人 就職者数 13人	維持
活動	ひとり親家庭の親の就労支援の実績（自立支援給付金事業、自立支援プログラム策定事業等）	35人	増加

※第10章「計画の推進に向けて」に再掲

★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## ■ 子どもの状況を把握するための指標

指標			実績値		
			豊中市	参考	
				大阪府	全国
<b>教育の支援</b>					
状況	就学援助率	小学校	13.1%	21.32%	14.03%
		中学校	15.7%	25.51%	17.07%
			(平成30年度)	(平成28年度)	(平成28年度)
状況	生活保護世帯に属する子どもの進学率	高等学校等	95.0%	94.9%	93.3%
		大学等	35.7%	—	—
			(平成30年度)	(平成28年度)	(平成28年度)
状況	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		3.1%	4.4%	4.5%
			(平成30年度)	(平成27年度)	(平成28年度)
<b>経済的支援</b>					
状況	就学援助率	受給資格者数	3,171人	—	—
		受給者数	2,735人	35,860人	1,006,332人
			(平成30年度)	(平成27年度)	(平成28年度)
状況	生活保護世帯に属する子どもの進学率		677世帯	—	—
			(平成30年度)		
状況	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	児童数 (0～18歳)	1,216人	—	—
		全児童数に占める割合	1.72%	—	—
			(平成30年度)		



# 第 10 章



## 計画の推進に向けて





## 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子育て・子育ての関連部局だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。また、大阪府などの関係機関との連携に加え、保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

本計画は、本市の子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。そのため、計画の推進にあたっては、子育て・子育ての関連部局だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、子育て・子育て支援を進めていくにあたっては、大阪府などの関係機関との連携に加え、地域全体での取組みが必要です。そのため、保護者、子ども関連施設、地域住民または事業者等と連携・協力し、地域ぐるみで計画の推進を図ります。

これら様々な主体と連携した計画の推進に向けて、保護者、学識経験者、関係機関や事業者の代表者等によって構成される「こども審議会」（以下、「審議会」とします。）において計画の策定、進行管理及び評価を行うとともに、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

そして、審議会からの意見をもとに、庁内における子育て・子育て支援に関わる「こども施策推進本部会議」（委員長：こども未来部長、以下、「本部会議」とします。）において計画を推進していきます。



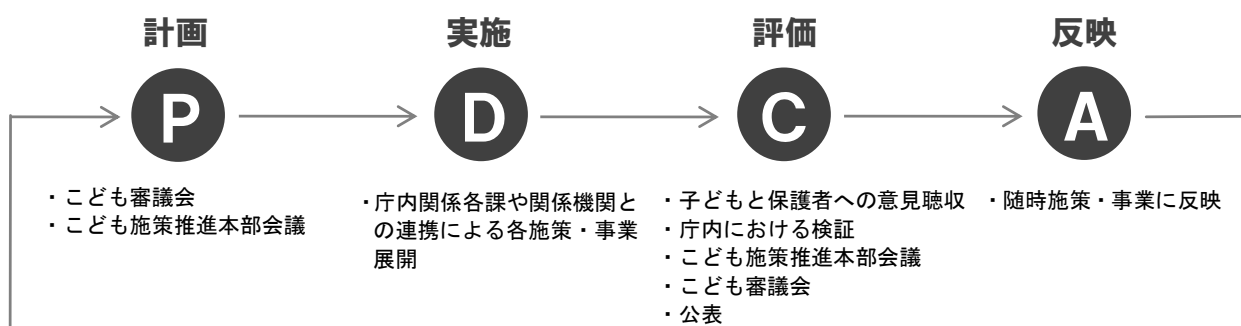
## 2 計画の進行管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年、各事業の実施状況や目標達成状況を点検・評価するとともに、次年度以降の実施方針等を整理した上で市民意見を募集し、その結果を踏まえて必要な事業の見直しを行います。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年度進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

具体的には、各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、それらの情報を本部会議において取りまとめ、その結果を審議会において点検・評価するとともに、施策の実施状況及び審議会の評価結果等を公表し、子どもや保護者、支援者等へのヒアリングなどもあわせて実施することにより市民からの意見を募集します。

また、こうした一連の結果を踏まえ、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行います。



### 3 評価指標

計画の目標を設定し、施策の進行状況を評価するための指標です。  
成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

#### 施策の柱1 子育て支援

指 標		実績値	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思う子どもの割合 (「あてはまる」「ややあてはまる」の合計)	小学生 60.1% 中学生 54.6% 高校生相当年齢 47.4% (平成30年度)	小学生 65.0% 中学生 60.0% 高校生相当年齢 50.0% (令和5年度)
1-1 保育及び教育環境の充実			
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う 市民の割合	40.5% (平成29年度)	50.0% (令和5年度)
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供			
活動	子どもの社会参加事業数	38事業 (平成30年度)	44事業 (令和6年度)
1-3 子どもの居場所づくり			
活動	<b>重点施策1</b> 子どもの居場所がある小学校区数 ※ (子ども食堂や無料・低額の学習支援等)	18校区 (平成30年度)	全校区 (令和6年度)
活動	<b>重点施策3</b> ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	859人 (平成30年度)	増加 (令和6年度)
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援			
活動	<b>重点施策2</b> とよなかつ子ダイヤルの相談件数 ※	406件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)
活動	<b>重点施策3</b> 国際交流センターの子どもサポート事業（多文化こども保育、子ども母語、サンプレイス）の参加者数（子ども・ボランティアスタッフの各延べ人数）	子ども892人 スタッフ 508人 (平成30年度)	子ども 1,000人 スタッフ 600人 (令和6年度)

※第9章「子どもの未来応援施策の推進」に再掲



## 施策の柱 2 子育て支援

指 標		実績値	目標値 (最終年度)
成果	子育てを楽しいと感じる保護者の割合（「楽しいと感じることの方が多い」「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の合計）	就学前 93.8% 小学生 91.5% (平成30年度)	就学前 95.0% 小学生 93.0% (令和5年度)
<b>2-1 地域の子育て環境の整備</b>			
成果	身近なところに、日頃から親子づれが交流できる場所があると思う市民の割合	46.4% (平成29年度)	50.0% (令和5年度)
活動	地域子育て支援事業実施か所の割合 (就学前施設)	100% (平成30年度)	100% (令和5年度)
<b>2-2 子育てに必要な情報提供等</b>			
活動	<b>重点施策2</b> 利用者支援窓口の相談件数 (母子保健型から各機関への連携数)	43件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)
活動	<b>重点施策2</b> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）面談率	94.6% (平成30年度)	100% (令和6年度)
<b>2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援</b>			
成果	子育てに不安や負担を感じる保護者の割合（「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」の合計）	就学前 40.9% 小学生 38.3% (平成30年度)	就学前 35.0% 小学生 35.0% (令和5年度)
成果	<b>重点施策3</b> 母子父子福祉センター相談対応件数 (延べ件数)	313件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)
活動	<b>重点施策3</b> こども療育相談対応件数（延べ件数）	850件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)
<b>2-4 子育てと仕事の両立の推進</b>			
成果	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）	就学前 45.9% 小学生 53.3% (平成30年度)	就学前 50.0% 小学生 60.0% (令和5年度)
成果	保育所等の待機児童数（4月1日）	0人 (令和元年)	0人 (令和7年)

### 施策の柱3 安心・安全なまちづくり

指 標		実績値	目標値 (最終年度)
成果	豊中市は子どもにとって住みやすいと感じる保護者の割合（「たいへん住みやすい」「まあ住みやすい」の合計）	就学前 74.4% 小学生 72.5% (平成30年度)	就学前 75.0% 小学生 75.0% (令和5年度)
成果	16歳未満の子どもに対する刑法犯認知件数	20件 (平成30年度)	減少 (令和6年度)
成果	市内の交通事故件数（子どもが関わる事故）	43件 (平成30年)	0件 (令和6年)
<b>3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備</b>			
成果	妊娠届が満11週までに提出される割合 ※	96.6% (平成30年度)	100% (令和6年度)
活動	<b>重点施策2</b> 妊産婦乳幼児等電話面接相談対応件数 (延べ件数)	17,201件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)
活動	乳幼児健康診査受診率 ※	4か月児 97.0% 1歳6か月児 96.6% 3歳6か月児 93.1% (平成30年度)	100% (令和6年度)
<b>3-2 子どもの安全確保</b>			
活動	子どもの安全見守り隊隊員数	3,227人 (平成30年度)	維持 (令和6年度)

※第9章「子どもの未来応援施策の推進」に再掲

各指標の調査時期などにより実績値及び目標値の年(度)が異なります。

指標	実績値	目標値
市民意識調査の結果によるもの	平成29年度	令和5年度
子育て・子育て支援に関するニーズ等調査の結果によるもの	平成30年度	令和5年度
毎年(度)の事業実施状況に関するもの	平成30年(度)	令和6年(度)
保育所等の待機児童数(4月1日)	令和元年	令和7年

# 資料編



## 參考資料



# 1 事業一覧

※所管部署は令和2年（2020年）4月時点の名称（予定）で記載しています。

※「重点施策」欄は本計画における重点施策「①ひろめよう、それぞれの居場所 ～ 子どもの居場所づくり ～」「②みんなで寄り添う、健やかな育ち ～ 一人ひとりにあわせた相談支援 ～」「③だれもが安心、つながる支援 ～ 必要な支援を届ける環境づくり～」に対応、「未来応援施策」欄は国の大綱に則した総合的な取組み「（1）教育の支援」「（2）生活の支援」「（3）保護者に対する就労の支援」「（4）経済的支援」「（5）その他」に対応しています。

## ■施策の柱1-1 保育及び教育環境の充実

### 施策展開(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
公立こども園整備事業	公立こども園整備事業	公立こども園の4つの機能を果たし、老朽化の解消や安心・安全な教育・保育環境を整え、子どもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを行うため、『「夢はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年9月策定）』及び「公立こども園再整備計画（前期）（令和2年1月策定）」に基づき、整備を進めます。	こども事業課		○	○					1-1(2)		

### 施策展開(2) 就学前の教育・保育の質の向上

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
認定こども園等教育・保育推進事業	就学前施設教職員研修	公私立こども園、保育所(園)、幼稚園、地域型保育事業、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○							
認定こども園等教育・保育推進事業	人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、子どもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取組みをいっそう推進します。	こども事業課		○	○							
公立こども園支援事業	豊中市立こども園教育・保育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○							
公立こども園支援事業	保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○							





細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
公立こども園支援事業	こども園支援社会人等指導者活用事業	遊びの場面など、多様な指導に際し、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○					
公立こども園支援事業	公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、市立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○					
公立こども園支援事業	公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○					

### 施策展開(3) 学校教育の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
教育振興計画の推進	教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また、前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○		
長寿命化計画の推進	長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設の求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○			
とよなかブックプラネット事業	とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○		1-2(2)	
とよなかブックプラネット事業	学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課				○	○	○	1-2(2)	
学校図書館教育の充実事業	学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書運搬連絡車を運行します。	読書振興課				○	○		1-2(2)	
小学校35人学級の推進	小学校35人学級の推進	小学校3年生から6年生の学級編成を順次35人1学級とし、増学級された担任教員を市費負担の常勤講師として配置するため、教職員確保に向けた取組みを着実に進めます。	教職員課				○				
教職員の研修教育一般の研究・調査	教育センター機能の充実	教職員の研究・研修、情報・科学教育等の機能を充実します。また、資料の閲覧および教育情報の提供、市民講座の実施等により教職員、市民に開かれた施設として機能の充実を図ります。	教職員課(教育センター)				○	○			

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
教育情報化推進事業(小学校管理費) 教育情報化推進事業(中学校管理費)	教育情報化推進事業	小・中学校間のネットワークを構築し、各教室からインターネットを活用できる環境の整備をし、わかる授業づくりなどを支援します。また、地域に開かれた学校教育支援情報システムとして展開します。	教職員課(教育センター)					○	○			
研究・研修(研修指導費)	学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実をめざします。	学校教育課					○	○	1-2(2)		
学力向上	学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課					○	○			
小中一貫教育の推進	「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課					○	○			
小中一貫教育の推進	小学校高学年教科担任制	小学校高学年担任による交換授業を行うとともに、専門性の高い教科・領域の授業を非常勤講師が担当し、中学校との段差解消及び義務教育9年間を見据えた効果的な学習指導環境の構築をめざします。	学校教育課					○				
英語・外国語教育の推進	小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をととして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課					○				
学校の適正規模にかかる企画立案	学校教育の充実	「学校規模と通学区に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課					○	○			
学校地域連携ステーション	学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課					○	○			

施策展開(4) 幼少期から義務教育期間までつながりある育ちへの支援

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
認定こども園等教育・保育推進事業	幼保小連絡協議会	公私立こども園、保育所(園)、幼稚園、地域型保育事業、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取組みます。	こども事業課		○	○	○					



## ■施策の柱1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

### 施策展開(1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策		
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢	
こども多世代ふれあい事業	こども多世代ふれあい事業	小中学生を中心に、学習機会や文化芸術・スポーツに触れる機会を通じて子どもの交流の場を設けるとともに、様々な世代との交流を通して、多世代との豊かな人間関係を促進することを図ります。	人権政策課					○	○			1	
地域交流事業	地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課(人権平和センター豊中)		○	○	○	○	○	2-1(1)			
国際交流センター施設運営管理	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)					○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	他	
高校生軽音楽フェスティバル	高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力創造課						○				
文化行政推進事業	(仮称)子どもアートフェスティバル	子どもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等さまざまなイベントを行います。(概ね3年に1回を予定)	文化芸術課		○	○	○	○					教育
音楽あふれるまち推進事業	ホールでオーケストラ	市内の中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高める。経済的理由等で舞台芸術に触れる機会がない子どもも等しく参加体験できます。	文化芸術課						○				教育
音楽あふれるまち推進事業	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	文化芸術課						○	○			教育
音楽あふれるまち推進事業	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、子ども達に発表、鑑賞の機会を提供する。	文化芸術課							○			教育
屋内体育施設運営管理 屋外体育施設運営管理	スポーツ教室事業(子ども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○				
環境学習の推進	環境学習の推進	環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルを実践できるよう、家庭や事業所、学校、地域団体などにおける環境学習を推進します。	環境政策課		○	○	○	○	○				
自然環境啓発事業	自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、水生生物や鳴く虫などの自然観察会を実施しています。また、5歳以上の子どもとその保護者を対象に、竹切りや自然工作など体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」も実施しています。	公園みどり推進課					○	○	○	○		
緑と食品のリサイクルプラザ主催事業	農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○				

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
環境学習事業	絵本「きょうのきゆうしよくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまうと食べ物がごみになるので残さないようにしましょうといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○				
環境学習事業	環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動を子どもたち自らが実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をとおり、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○			
市民活動情報サロン主催事業	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民活動情報サロンとの連携のもと、若者と市民公益活動団体等とが会う場所を作りだし、それらの活動に参加する若者に橋渡しを行います。具体的には高校に出向き、カリキュラム等で地域や社会活動に参加しやすいように、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民活動情報サロン)						○		教育
地域福祉計画推進事業	福祉共育の推進	小中学生を対象に子どもたちが高齢者や障害のある人など福祉ニーズのある住民と出会い、ふれあいの中からその生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。 (仮)福祉共育のてびきを活用し、「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することを目的に、学校・地域・社会福祉協議会などと連携し、思いやりの意識や支え合いの必要性などについて周知します。	地域共生課				○	○			教育
公立こども園支援事業	サウンドスクール(幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○					
都市景観形成推進事業	中高生対象都市景観啓発事業	平成25年度(2013年度)に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を楽しみ、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校、市内高等学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見!とよなか景観スケッチブック」「とよなか景観まちあるきブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課						○	○	
文化財の保護、活用及び啓発	子ども文化財教室の運用・出前講座	市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理され調査された成果に基づいて、市民による学習活動や小・中学校での総合学習など、地域・歴史学習の一つとして展示室を運用し、出前講座を開催します。	社会教育課					○	○	○	
青少年自然の家施設運営管理	青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○		



細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
青少年自然の家施設運営管理	青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○			
青年の家いぶき主催事業	星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課(青年の家いぶき)					○	○	○		
高校生ダンスフェスタ	高校生ダンスフェスタ	ダンスに取り組んでいる高校生世代のグループを公募して各代表者が企画運営に関わり、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程における出演者同士の交流や体験から学ぶことを大切にしたいダンスイベントを創りあげます。	社会教育課(青年の家いぶき)							○		
次世代育成講座	公民館講座	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をとおして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-4(4)	3	
科学教育推進事業	「科学の街とよなか」推進事業	出前授業や科学イベントを実施し、科学教育の振興を図り、科学の側面から学びの循環都市をめざします。	教職員課(教育センター)					○	○			
国際(理解)教育の推進	ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等をとおして、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育をすすめます。	学校教育課					○	○			
音楽教育の推進	サウンドスクール(児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課					○	○			
とよなか地域子ども教室	とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課					○		1-3(2) 1-3(3)	1	生活
—	水に関する図画・習字作品募集	作品の制作および展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集します。	上下水道局経営企画課					○				
—	環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド再資源・搬入課		○	○	○	○	○			



細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
—	ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートを行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○	○			
—	福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○				
—	世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○				

## 施策展開(2) 将来に向けた学びの場の提供

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
消費者啓発事業	学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課					○	○			
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	親子で学ぼう夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	健康政策課					○				
薬物乱用防止啓発	若年層向け薬物乱用防止啓発事業	最近インターネットなどから大麻等を容易に購入することができるため、若者を中心に大麻、危険ドラッグ等の薬物を乱用した事件・事故が多発しています。そこで、豊中市と市内音楽事業者が協働で作成した薬物乱用防止楽曲を作成し、市内の大学の学園祭、高校生向け音楽イベント等で発信することで、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	健康政策課					○	○	○		
薬局等の許可届出・監視指導・機能強化	知っておこう薬の知識(出前講座)	最近インターネットなどで医薬品を簡単に手に入れることができるようになりましたが、薬は誤った用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくために、薬はなぜ効くのか、薬の種類や飲み方、副作用などについてお話しします。	健康政策課					○	○	○		
薬物乱用防止啓発	薬物乱用ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	近年、覚せい剤や大麻、危険ドラッグなど、薬物乱用が大きな社会問題となっています。薬物乱用とはどういうことか、乱用される薬物の種類、薬物の人体への影響など、薬物乱用のおそろしさについてお話しします。また、身近な人から誘われた場合にも、強い意志を持ってきっぱりと断れるよう、対処法を伝授します。	健康政策課					○	○	○		



細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
健康教育 (母子保健)	思春期教育	学校保健と保健所が連携し、小中学校での性教育などを行います。	母子保健課 保健予防課				○	○				教育
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	ライフデザイン支援事業	子ども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	こども政策課					○	○			
青年の家いぶき主催事業	平和月間事業	夏休み期間中に、青年の家いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)				○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整えるとともに、子どもの読書活動を支える活動を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、子ども自身が読み聞かせボランティア活動に参加する取組を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	2-1(3)		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○	1-3(1) 2-2(3)		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○		2-1(1)		
小学校体験学習の推進	小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課					○				
中学校体験学習の推進	中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成を目指します。	学校教育課						○			
人権教育啓発関連事業	人権・平和の集い	子ども(こども園、小・中学生)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課			○	○	○		1-3(1) 2-2(3)		
—	水道出前教室	小学4年生及びその保護者を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、水道水ができるまでの過程や、各家庭に水道水が配られる仕組みなどを、簡単な実験を行いながら説明します。	上下水道局 経営企画課					○				
常時啓発事業	若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会事務局				○	○	○			



### 施策展開(3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○			
中学校体験学習の推進	中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課						○			

## ■施策の柱1-3 子どもの居場所づくり

### 施策展開(1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	家庭教育支援に関する連絡会議	家庭教育の支援について、関係部局や関係機関が方向性や課題等を共有し、互いに連携することを目的とした会議を開催します。	こども政策課 社会教育課	○	○	○	○	○	○	2-2(3)		

### 施策展開(2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
放課後居場所づくり事業	放課後居場所づくり事業	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課					○		1-3(3) 2-4(1)	1	
放課後子どもクラブ施設管理 放課後子どもクラブ運営	豊中市放課後子どもクラブ事業	市立の全小学校で、放課後、帰宅をしても保護者が仕事などで家庭に不在の本市に居住している小学校4年生(支援学級・支援学校在籍児童は6年生)までの児童を対象に、遊びや異年齢の交流、集団活動を通じて、自発的・自主的な生活態度や習慣を養い、保護及び健全育成を図ります。	学び育ち支援課					○		2-4(1)		



### 施策展開(3) 地域における、子どもが安全に安心して遊びや学習等の活動が行える 機会(場)の提供

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
学び・居場所事業	こどもの学び・居場所事業	小中学生の今日的課題の支援及び解決のため、放課後や長期休暇時における学びの場や、居場所を提供します。	人権政策課				○	○			1	
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用して若年層に着目し学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	2-1(1)	1	
ごみ減量普及啓発事業	食品ロス対策事業	「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」を実施している豊中市社会福祉協議会と連携し、食品の提供を募るフードドライブをイベント等において実施します。	減量計画課	○	○	○	○	○	○		1	生活
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子どもの居場所ネットワーク事業	子どもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、地域ごとに子どもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	こども政策課		○	○	○	○	○		1	生活
学校体育施設開放事業	学校体育施設開放事業(遊び場開放)	子どもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○				1	
青年の家いぶき主催事業	自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青年の家いぶき)					○	○	○	1	
蛍池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、夏休み期間(8月1日から8月31日の平日)の9時から17時に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館					○	○	○	1	
子どもの居場所づくり	子どもの居場所づくり事業	地域で子どもたちが遊び、憩い、学び、つながる場が必要とされています。このことから、日曜日や長期休業中の地域における子どもたちの居場所づくりを行い、「子ども文化」をキーワードに未来に生きる子どもたちを健やかに心豊かに育てていく場を創出・提供していきます。	児童生徒課 (少年文化館)					○	○		1	
図書活動	図書活動	図書ラウンジを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、たのしいつどいなど、図書に親しむ機会を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)		○	○	○	○			1	
庄内少年文化館施設管理	学習活動	長期休業中における自習室開放 目的：学習の基本的態度、習慣の育成・基礎基本の徹底・集団活動を通して社会性の育成。 対象：市内在住の小学4年～中学3年まで	児童生徒課 (少年文化館)					○	○		1	

## ■施策の柱1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援

### 施策展開(1) 子どもの相談窓口体制の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
家庭児童相談事業	家庭児童相談事業	子どもと家庭にかかるあらゆる相談に応じる「総合相談窓口」を設置するとともに、相談支援ネットワーク会議を構築し、部局間連携を推進します。	子ども相談課		○	○	○	○	○	2-3(1)	2	
家庭児童相談事業	子どもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	子ども相談課	○	○	○	○	○	○	2-3(1)	2	他
人権教育啓発関連事業	子どものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達の悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いて子どもへの周知を図ります。	学校教育課 子ども政策課 子ども相談課				○	○	○		2	生活

### 施策展開(2) 子どもの悩みへの支援の推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
精神保健事業	いのちの授業	若年層のうつ病・自殺対策として実施しています。一人ひとり大切な存在であり、問題や悩みを抱えても一人で抱え込まず誰かに相談すれば、解決できることを啓発します。	保健予防課					○	○			生活
精神保健事業	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	保健予防課	○				○	○	2-2(2)		生活
精神保健事業	こころの健康相談	不登校・ひきこもりの相談、その他こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	保健予防課					○	○			生活
生徒指導支援事業	青少年相談活動	小中学生のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が小中学生本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課					○	○			
スクールサポーター配置事業	スクールサポーター配置事業	小・中学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課					○	○			
スクールソーシャルワーカー活用事業	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	不登校・虐待など児童生徒のさまざまな課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として小中学校に派遣・配置を行います。	児童生徒課 (少年文化館)					○	○		2	教育
スクールカウンセラー配置事業(連絡協議会)	スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課 (少年文化館)					○	○		2	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
創造活動(不登校支援)	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課(少年文化館)					○	○			教育

### 施策展開(3) 子どもが安心して相談できる環境づくり

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
地域福祉計画推進事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、地域福祉計画に基づき、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの意見交換会を開催し、複雑多様化の一途をたどる問題の解決に向けてネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行います。	地域共生課 児童生徒課(少年文化館)					○	○		2	他
家庭児童相談事業	いじめ・児童虐待の防止対策	子ども一人ひとりの健やかな成長と子どもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども相談課		○	○	○	○	○		2	
豊中市いじめ防止基本方針の推進	豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課					○	○			

### 施策展開(4) 必要な支援を届ける環境づくり

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
国際交流センター施設運営管理	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)		○	○	○	○	○		3	教育・生活
国際交流センター施設運営管理	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取組みをさまざまなテーマで実施します。	人権政策課((公財)とよなか国際交流協会)						○		3	他

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策		
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢	
—	多文化子どもエンパワメント事業 [若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。 【団体自主事業】	(公財)とよなか国際交流協会						○	○		3	生活
屋内体育施設運営管理	障害児チャレンジスポーツ	3歳～中学生の障害のある子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらおうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課			○	○	○				3	
就労支援事業	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	生活
就労支援事業	就学・就労に向けた学習支援事業	貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子どもを対象に、多様な学びや体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を身に付けられるよう支援します。	くらし支援課					○	○	○	1-2(2)	3	教育
—	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					2-3(4)	3	生活
障害児施設通所	障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、障害児に対する日常生活での基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。	こども相談課		○	○	○	○	○			3	
障害児施設通所	発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象に子どもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、子どもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	こども相談課		○	○	○	○				3	
障害児福祉計画の推進	医療的ケア児支援連絡会議	人工呼吸器の装着等の医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、つなぎの支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密に連携し、地域で主体的に生活ができるための仕組みを構築します。	こども相談課		○	○	○	○	○			3	
こども療育相談事業	こども療育相談事業	障害や発達に課題のある子ども及び保護者、家族、支援者等に対して、相談支援事業の基本相談や計画相談、保育所等訪問支援事業、巡回相談、障害児療育支援事業を組み合わせるとともに、多職種の専門職を配置することで、初期の相談対応からサービス利用の調整、子どもの所属する集団での支援まで総合的な支援を行います。また、ペアレントトレーニング等、保護者支援の拡充を図ります。	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(5)	3	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
児童発達支援・放課後等デイサービス事業(保育・療育)	小集団親子教室	児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び概ね小学校2年生までの放課後等デイサービス事業です。発達に課題のある子どもに、育ちや発達特性に合せた関わりを通して、人や物、遊び等の興味を育てます。また、保護者の子どもの育ちや特性の気づきを促すとともに適切な関わりについて支援します。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○	○				2-3(5)	3	
児童発達支援・放課後等デイサービス事業(保育・療育)	児童発達支援センター親子通所	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。子どもの育ちや障害、発達特性に合わせた関わりを通し、気持ちの通い合う人間関係の土台作りとともに、基本的な生活習慣の獲得や地域、社会への適応性を広げることを保護者と連携をしながら進めていきます。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○					2-3(5)	3	
児童発達支援事業等民間委託	個別療育事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。子どもの障害や発達特性について、専門的な見立てを行い、集団生活に適應できるよう個別療育を行います。あゆみ学園跡地で民間事業者への委託事業として実施します。	こども相談課(児童発達支援センター)				○				2-3(5)	3	
児童発達支援事業等民間委託	単独通所	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。3歳児以上の子どもが単独で通所し、子どもの興味や経験を広げ、人間関係の土台作りや基本的な生活習慣の獲得等を支援します。あゆみ学園跡地で民間事業者への委託事業として実施します。	こども相談課(児童発達支援センター)				○				2-3(5)	3	
診療・看護・訓練	児童発達支援センター診療所	身体障害や発達に課題のある子どもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて医学的処置や専門医療機関への紹介等を行います。また医師の指示に基づき、必要に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門的なリハビリテーション等を行います。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		2-3(5)	3	
公立こども園施設運営	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○					2-3(4)	3	教育
認定こども園等教育・保育推進事業	障害児保育	子どもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課		○	○						3	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策			
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢		
母子父子福祉センター施設運営管理	母子父子福祉センター事業	母子家庭・父子家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。(ひとり親家庭学習支援教室)豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。(相談員による相談ほか)母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。(弁護士相談)養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施してまいります。離婚前の相談もしています。(就業支援講習会等事業)ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施してまいります。	子育て給付課					○	○	○	2-3(4)	3	教育・生活・就労	
認定こども園等入園	保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課		○	○					2-3(4)	3		
豊中市奨学生	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	教育総務課							○	2-3(4)	3	教育	
子ども・若者育成支援事業	若者支援総合相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会教育課(青年の家いぶき)							○	2-3(4)	3	教育	
課題別講座	公民館講座 課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困を初めとする子どもたちを取り巻く環境の厳しさの中で、改めて子どもたちの背景にある実際の生活やその中の思いを知る事から、具体的な関わりや子どもたちにとって住みやすい地域づくりについて考えます。(蛍池公民館実施)	中央公民館	○	○	○	○	○	○		2-3(4)	3	他	
図書館活動・すべての人への資料提供事業	外国人親子に向けた高校進学相談会	外国にルーツを持つ子どものために、その保護者や関係者を対象とした高校進学に向けた相談会を実施し、対象者がゆとりを持って進学に向けた準備を行えるようにします。【市民協働事業】	読書振興課							○		3	教育	
中学校夜間学級捕食事業	中学校夜間学級捕食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※:義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	3	教育	
通訳派遣事業	通訳者派遣事業	渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課							○	○	2-3(4)	3	





細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策		
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢	
通訳派遣事業	国際教室	渡日児童生徒(帰国含む)に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課					○	○			3	
在日外国人教育推進事業	在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課					○	○			3	
進路選択支援事業	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権まちづくりセンター及び青年の家いぶきにおいて実施します。	学校教育課						○	○		3	教育
支援学級管理運営事業	障害児教育推進事業	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課		○	○	○	○				3	
学校支援事業	障害児教育推進事業	支援教育を進めるため、小・中学校において障害のある子どもの教育環境の充実や、巡回相談を行います。また、こども園や小・中学校の教職員を対象とした研修会を行います。	児童生徒課			○	○	○				3	
寄り添い型学習支援事業	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)						○			3	教育

## ■施策の柱 2-1 地域の子育て環境の整備

### 施策展開(1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点(場)の活用

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策		
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢	
(仮称)南部コラボセンター基本構想の推進	キッズランドしょうない	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各方面から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	南部地域連携センター		○	○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1カ所設置します。また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○					2-1(3)		
子育て支援センターほっぺ事業	遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センターのプレイルームや庭の開放を行います。また、保育教諭が体育館などにも出向き、遊びの提供や相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○							

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
子育て支援センターほっぺ事業	赤ちゃんサークルびよびよ	子育て支援センターやこども園等において、0歳児とその保護者や妊婦を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども相談課(子育て支援センター)		○							
私立認定こども園等運営助成	地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				1-3(1) 2-2(3)		
地域子育て支援センター事業	こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○				2-2(2) 2-3(1)	2	
私立認定こども園等運営助成	私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課		○	○						
地域子育て支援センター事業	子育てサークルの育成	公立こども園で「親と子の遊びのひろば」を開催し、子どもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども事業課		○	○						
庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営	保育室開放	千里公民館において週2回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館		○	○						
蛸池公民館施設運営 庄内公民館施設運営 千里公民館施設運営 中央公民館施設運営	公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○						
図書館活動・すべての人への資料提供事業	外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場を提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
—	子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供・情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○						
—	子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○							
—	子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○				2-1(2)		



## 施策展開(2) 地域子育て・子育てネットワークの充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
地域子育て・子育て支援ネットワーク事業	子育て・子育て支援のネットワーク事業	公立こども園が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域活動を支援するために、校区連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。子育て支援センターほっぺは、校区連絡会を統括し、地域福祉ネットワーク会議の子ども部会の事務局を担います。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○				2-1(2)		
民生・児童委員協議会	民生・児童委員活動主任児童委員活動	こども相談課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○			生活
—	小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○	○	○		2-1(1)		

## 施策展開(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力の向上

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
更生保護事業	豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課						○	○		
青少年団体の事業補助	青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課(青年の家いぶき)				○	○	○	○		
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○					2-1(1)	
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取り組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整えるとともに、子どもの読書活動を支える活動を推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			
子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	子ども読書活動連絡会	市民、関係部局、関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」による情報共有・連携を進め、全市的、多角的に、豊かな子どもの読書環境の整備をめざします。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2)		

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生			
地域ボランティア支援事業	青少年健全育成会・青少年指導チーム指導員会	各小・中学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課				○	○			
生徒指導支援事業 関係機関連携事業 子ども見まもり事業	少年を守る日・学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課					○	○		
地域教育協議会(すこやかネット)	地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○		1-3(3) 2-1(2)	1
—	高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市シルバー人材センター		○	○	○	○	○		

## ■施策の柱2-2 子育てに必要な情報提供等

### 施策展開(1) 利用者支援窓口の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
母子健康手帳交付事業 相談(母子保健) 健康教育(母子保健)	利用者支援事業(母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報提供しています。	母子保健課		○	○	○				2	生活
子育て支援センターほっぺ事業	利用者支援事業(基本型)	こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。 子育て家庭が教育・保育施設や地域子育て支援事業、の利用にあたって、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連携調整を行っていきます。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○	○				2	生活
子育て給付課一般事務事業	利用者支援事業(特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課		○	○	○				2	生活



## 施策展開(2) 子育てに関する情報発信の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口(英語・中国語・その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続きにかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	生活
メール配信システムの運用	メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校・認定こども園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	情報政策課 教育総務課		○	○	○	○				
インターネットを活用した情報発信等	ホームページの運用管理	子どもと子育て世代向けのページ「遊ぶ・学ぶとよなかキッズ」を開設し、子育て・子育て支援情報を掲載しています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○			
広報とよなか等の発行	広報とよなか等の発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすいようにしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○			
広報とよなか等の発行	外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月5言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語)で発行します。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	子育て・子育て支援ポータルサイト「とよなかあみ」	子育て・子育てに関する行政サービスの情報を集約し、目的や対象者に合わせて分かりやすく発信するポータルサイト及びアプリ「とよなかあみ」を運営管理します。	こども政策課	○	○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	出前講座	子育てサロン等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○						
子育て支援センターほっぺ事業	情報提供の充実	子育てマップや子育てサービスガイドなど、身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て総合情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども相談課 (子育て支援センター)	○	○	○						
公立こども園支援事業	「食育」の取り組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○				3-1(1)		生活
地域子育て支援センター事業	「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○				3-1(1)		生活
認定こども園等入園	外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、英語版の入所案内を作成、配布します。	こども事業課 子育て給付課		○	○				2-3(4)	3	
図書館活動・すべての人への資料提供事業	情報提供の充実	図書館ホームページやとよなかあみなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	1-2(2)		
—	子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○						



施策展開(3) 家庭教育支援の推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
(仮称) 南部コラボセンター基本構想の推進	子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的 に開催し、子育てしやすい地域をめざします (ママとベビーのすくすくヨーガ、えがおは ぐくむベビーマッサージ、パパとベビーで楽 しくあそぼう、パパのためのベビーマサ ージとママが助かる育児の話)。	南部地域連携 センター		○					1-3(1)		
子育て支援センターほっぺ事業	子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の 保護者を対象に子育てに関する講座を開催し ます。	こども相談課 (子育て支援 センター)		○	○				1-3(1)		
子育て支援センターほっぺ事業	親を学ぶプログラム (ベビー・パパ編含む)	親の本来持っている力を引き出し、「親」と しての自信を持って子育てができるようにワ ークショップを行います。参加者同士が経験・ 交流する中で各自がさまざまな事に気づ き、自分自身を見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援 センター)		○	○				1-3(1)		
子育て支援センターほっぺ事業	「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ない子どもの姿から子ども の欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育 むかわりを学ぶ機会とします。	こども相談課 (子育て支援 センター)		○	○				1-3(1)		
公立こども園支援事業	こども園児童とのふれあい及び育ちを学びあう機会の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子 どもへの接し方②子育てで大事にしたいこと を話し、実際にこども園等で子どもと接する 機会を持つこととあわせて、子育てや保育につ いて体験し学習します。	こども事業課						○	1-3(1)		
ブックスタート事業	ブックスタート事業 「えほんはじめまして」	4カ月児健康診査時の機会を活用するなど、 図書館が関係部局・市民と連携しながら、地 域で子育てを応援していることを伝え、乳幼 児と保護者が絵本と出会う機会を提供しま す。また、絵本を通じた親子のふれあいの一 助とします。	読書振興課		○					1-3(1)		生活
家庭教育支援事業	家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様 々な家庭教育に関する学習機会の提供を行いま す。	学び育ち支援 課		○	○	○	○	○	1-2(2) 1-3(1) 2-1(3)		

■施策の柱2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

施策展開(1) 相談窓口の活用促進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
精神保健事業	精神保健福祉相談 こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防か ら、早期発見早期対応、社会復帰に至るまで の一連の相談支援を行っています。特に、次 世代の養育者となる子どもが健やかに育つよ う、親のうつ病自殺予防として産後うつ病の 早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に 努めています。	保健予防課	○	○	○	○	○	○	1-4(1)	2	生活
相談(母子保健)	妊娠・出産・子育て 相談窓口	妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談に 対応するため、関係機関との連携により、す こやかプラザ内に相談窓口を設置します。	母子保健課	○	○	○				3-1(1)	2	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
相談(母子保健)	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	母子保健課	○	○	○					3-1(1)	2	生活
児童虐待相談事業	子どもを守る地域ネットワーク	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども相談課	○	○	○	○	○	○			2	
児童虐待相談事業	児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	こども相談課	○	○	○	○	○	○			2	
子育て心の悩み事業	子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的スキルを学ぶプログラムを実施します。	こども相談課		○	○	○					2	
子育て支援センターほっぺ事業	子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言(電話、面談、出前相談)を子育て支援センター・保育教諭が行います。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○						2	
地域子育て支援センター事業	子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課		○	○						2	
教育相談業務	教育相談総合窓口	教育に関する様々な悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課				○	○	○			2	
教育相談業務	教育相談	子どもの心理・行動・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課				○	○	○			2	

## 施策展開(2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型(アウトリーチ型)支援体制の強化

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
訪問指導事業(母子保健)	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	母子保健課	○	○	○					3-1(1)	2	生活
相談(母子保健)	地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	母子保健課		○	○						2	
訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども相談課(子育て支援センター)		○						2-2(2) 3-1(1)	2	



細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
訪問事業	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、保育教諭や臨床心理士等が家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。	こども相談課(子育て支援センター)		○	○	○			3-1(1)	2	生活

### 施策展開(3) 多様な子育て支援の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
日中一時支援事業	日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。〈一時的な利用〉知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。〈継続利用〉障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。	障害福祉課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
相談(母子保健)	宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	出産後3カ月以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を宿泊型及びデイサービス型で実施します。	母子保健課		○					3-1(3)		
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、こども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、こども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども政策課		○	○	○	○	○	2-3(3)		
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	こども相談課		○	○	○					
児童発達支援事業等民間委託	障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のある子どもにおいて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。あゆみ学園跡地で民間事業者への委託事業として実施します。	こども相談課(児童発達支援センター)		○	○				1-4(4) 2-3(4)	3	
私立認定こども園等運営助成緊急一時保育事業(公立)	一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	こども事業課子育て給付課		○	○				2-4(1)		
休日保育事業	休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	こども事業課子育て給付課		○	○				2-4(1)		
—	ボランティア派遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○				2-1(2)		



#### 施策展開(4) 必要な支援を届ける環境づくり

細事業名	事業名	事業内容	所管部署		事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
DV対策基本計画の推進	DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携とりながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課					○	○	○	1-3(1)		
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	(女性の生き方総合相談(電話相談・働く女性のための電話相談・ガールズ相談・カウンセリング)、からだと心と性の相談、しごと準備相談、労働相談、法律相談、男性のための相談)市民が抱えるさまざまな男女共同参画推進に関する問題の解決を支援するため、ジェンダーの視点を敏感に持ち相談事業を実施。地域に開かれた安心して話すことができる「女性のための相談室」として、多様な相談メニューを通じて、女性が働く、働き続けながら社会に参画、活躍の場を広げられるよう支援します。男性のための相談では、固定的な意識に捉われず自らの課題に向き合えるよう支援します。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○	1-4(4)	3	生活
国際交流センター施設運営管理	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (「公財」とよなか国際交流協会)	○	○	○	○	○	○	○	1-4(4) 2-2(2)	3	生活・就労
国際交流センター施設運営管理	おとなサポート事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (「公財」とよなか国際交流協会)	○	○	○	○	○	○	○		3	生活
国際交流センター施設運営管理	日本語交流活動「もっともつつかえるにほんご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (「公財」とよなか国際交流協会)	○					○	○		3	生活・就労
国際交流センター施設運営管理	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (「公財」とよなか国際交流協会)	○						○		3	就労
就労支援事業	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就労が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		3	就労
住居確保給付事業	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に、就職活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。住居を整えた上で、就職を目指すための支援です。(※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		3	生活
多重債務者生活相談業務	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○		3	生活

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
生活保護受給者等就労支援事業	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○			就労
精神保健事業	ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立しがちなひきこもり家族が、安心して集い、相互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	保健予防課						○	1-4(4)	3	生活
保険料(歳入)の減免制度など、細事業名はない	ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻をしていない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します(所得制限あり)。	保険資格課		○	○	○	○	○		3	
認定こども園等入園	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課		○	○					3	生活
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、平成29年(2017年)8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○		3	生活
ひとり親家庭支援事業	母子父子自立支援員	母子家庭・父子家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課					○	○	○	3	
ひとり親家庭支援事業	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供、雇用安定、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○		3	就労
母子生活支援施設入所事業	母子生活支援施設への入所	さまざまな事情のため、母子保護を希望する場合、子どもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	1-4(4)	3	
—	市社協くらしささえあい事業	援助が必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協会員を通じて行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○					2-1(2)	3	



## ■施策の柱2-4 子育てと仕事の両立の推進

### 施策展開(1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
認定こども園等入園	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	こども事業課 子育て給付課		○	○						
認定こども園等入園	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	こども事業課 子育て給付課		○				2-3(3)			
私立こども園等運営助成	延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	こども事業課 子育て給付課		○	○						
私立こども園等運営助成	1号認定児童の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預り保育を実施します。	こども事業課 子育て給付課			○						
病児保育事業	病児保育事業	子育てと就労の両立支援の一環として、満1歳以上小学校4年生までの児童等で、病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭の社会的理由により家庭での保育が困難な児童に対する保育を補助対象となった3つの民間施設において行います。	こども事業課		○	○	○					
私立こども園等運営助成	病児明け保育の実施	医師の治療や安静等を必要とせず、症状が比較的落ち着いたとき、保育所生活が可能なお子児童を対象に、病後の早期回復に努め、無理のない保育・柔軟な対応を行います。	こども事業課		○	○						

### 施策展開(2) 家庭・企業・事業所等への啓発

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	男女共同参画に関する学習	男女共同や子育てなどについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリートーキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○			
男女共同参画推進センターすてっぷ施設運営管理	男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に出向き男女共同参画についての講座(ジェンダー、就活対策・就労準備、ワーク・ライフ・バランス、働く女性の基本的な権利、セクシュアル・ハラスメント、女性と防災など)を開き、啓発します。地域とのつながりをつくとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○			
就労支援事業	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	就労

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
無料職業紹介事業	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、および就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)		就労
労働啓発事業	労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○			
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活・子育ての両立の実現をめざし、市民及び企業への周知・啓発を行います。また、地域社会全体での取組みを支援するため、ライフデザイン支援やイクボス推進など、出前講座や情報提供を行います。	こども政策課	○	○	○	○	○	○	2-4(2)		

### ■施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

#### 施策展開(1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
母子健康手帳交付事業	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	母子保健課	○						2-2(2)		生活
健康教育(母子保健)	妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	母子保健課	○						2-2(2)		
健康教育(母子保健)	両親教室	2か月に1回、偶数月の第4土曜日の午前・午後に初妊婦とパートナーを対象に、ビデオ学習、沐浴実習、妊婦疑似体験、抱っこ体験等、各種サービスの紹介などを行います。助産師会に委託しています。	母子保健課	○						2-4(2)		
健康教育(母子保健)	離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	母子保健課		○					2-2(2)		
食育関連事業	幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。また、希望する保護者には相談も行います。	母子保健課		○					2-2(2)		生活
応急手当普及啓発	乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課		○	○						





## 施策展開(2) 母子保健事業の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重手施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
妊産婦健康診査	妊婦健康診査	妊婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	母子保健課	○						3-1(5)		
妊産婦健康診査	産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	母子保健課		○					3-1(2)		
乳幼児健康診査	4か月児健康診査	集団健診で小児科医による診察、集団指導、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターで実施します。	母子保健課		○							生活
乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターで実施します。	母子保健課		○							生活
乳幼児健康診査	1歳6か月児健診フォロー事業(「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行います。	母子保健課		○							
乳幼児健康診査	3歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターで実施します。	母子保健課			○						生活
二次健診	二次健診	医師や心理士による二次健診及び、保健師等による相談や保健指導を行います。また、乳幼児健康診査や二次健診の結果、検査や治療が必要な乳幼児の保護者に医療機関の受診を促したり、療育機関につなぎます。	母子保健課		○	○				2-3(4)	3	
相談(母子保健)	育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	母子保健課		○	○				2-3(1)	2	
母子健康手帳交付事業	外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人で必要な方に、8か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	母子保健課	○						2-3(4)	3	



施策展開(3) 小児医療体制の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
休日等急病及び障害者歯科診療事業	休日急病診療	日曜、休日、年末年始(12月29日～1月3日)及び8月14日・15日における急病診療を実施しています。 診療科目：内科・小児科・歯科 診療時間：午前9時30分～午後5時 (診療受付は午前9時30分から午後4時30分まで) (一財)豊中市医療保健センターに業務委託	健康政策課		○	○	○	○	○			
豊能圏域救急医療対策事業	豊能広域子ども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	健康政策課		○	○	○	○				
—	地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 総務企画課	○	○							
—	NICU(新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 総務企画課		○							

施策展開(4) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
公園安全安心対策事業	都市公園等安全・安心対策事業	子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課		○	○	○	○	○			
健康づくり推進事業	大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しており、今後、子ども園にも設置していきます。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康政策課		○	○	○	○				
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者に「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することをとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちみんな子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども政策課	○	○	○						
「子育て・子育て支援行動計画」の推進	赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども政策課		○	○						
三世同居・近居支援事業	三世同居・近居支援事業	世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのために、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と市内で同居または近居するための住宅の取得費用やリフォーム費用の一部を補助します。	住宅課	○	○	○	○	○				



細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
市営住宅施設運営管理	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○						生活
市営住宅施設運営管理	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○			生活
歩道改良整備事業	歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(平成24年(2012年)9月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○			
住居地区バリアフリー事業	住居地区バリアフリー整備	生活道路のバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。地区は中学校校区程度の単位で設定し、平成32年度までに全ての地区で事業を完了する予定にしています。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○			

### 施策展開(5) 子育てに関する家庭への経済的な支援

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
固定資産税等課税事務事業	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及び寡夫で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○	2-3(4)	3	経済
重度障害者福祉手当支給事業	障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
重度障害者福祉手当支給事業	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊に悩む方への特定治療支援事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	母子保健課	○								
未熟児養育医療給付事業	未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	母子保健課		○							
小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	母子保健課		○	○	○	○	○			
結核児童療育給付事業	結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適正な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	母子保健課		○	○	○	○	○			
子ども医療費助成事業	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○			経済

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢				
助産制度	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○							1-4(4) 2-3(4)	3	生活
教材費等の実費徴収に係る補足給付等	教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○					1-4(4) 2-3(4)	3	教育
償還払分施設等利用給付	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○					1-4(4) 2-3(4)	3	教育
児童扶養手当	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○		2-3(4)	3	経済
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○		2-3(4)	3	経済
私立幼稚園等保護者補助金	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳児及び0歳～2歳児の市民税非課税世帯の保育料が無償化されましたことに伴い、0歳～2歳児のひとり親世帯についてはこれまで実施していた保育料軽減を継続実施します。	子育て給付課		○	○					2-3(4)	3	教育
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課						○	○	1-4(4) 2-3(4)	3	教育・生活
小学校特別支援教育就学奨励 中学校特別支援教育就学奨励	小・中学校特別支援教育就学奨励費	市立小・中学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	教育総務課					○	○		1-4(4) 2-3(4)	3	教育
要・準要保護児童就学援助(小学校) 要・準要保護生徒就学援助(中学校)	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	教育総務課					○	○		1-4(4) 2-3(4)	3	教育
私立高等学校入学支度金貸付あつせん	私立高等学校入学支度金貸付あつせん	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあつせん及び利子等を補給しています。	教育総務課						○		1-4(4) 2-3(4)	3	教育



## 施策展開(6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
魅力創造・発信の企画調整	魅力創造・発信の企画調整	豊中の地域資源を再発見し、人々の暮らしの充実につながる新たな価値や魅力を創り出し、発信する取組みを進めます。令和2年4月からの新たなブランド戦略に基づき、市域外の人々も含めた交流・にぎわいづくり事業を実施します。	魅力創造課	○	○	○	○	○	○			

## ■施策の柱3-2 子どもの安全確保

### 施策展開(1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実

細事業名	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					関連施策	重点施策	未来応援施策	
			課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				高校生相当年齢
防犯活動支援事業	青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	2-1(3)		
パトロール事業と散乱ごみ・不法投棄対策事業	青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○				
更生保護事業	更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課					○	○			
研究・研修(保健振興費)	子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。	学校教育課					○	○			
子ども見まもり事業	「こども110番の家」運動	地域住民に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課					○	○			
関係機関連携事業	学警連絡会兼協働委員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府豊中少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中南地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取組みます。	児童生徒課					○	○	2-1(3)		

施策展開(2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

細事業名	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						関連施策	重点施策	未来応援施策
				出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生相当年齢			
自主防災体制推進事業	防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
自主防災体制推進事業	防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演等を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
防犯設備補助	防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
見守りカメラ事業	見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○			
精神保健事業	PFAセミナー	災害などの緊急下にストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置(PFA)を啓発する取り組みを行います。	保健予防課		○	○	○	○	○	1-4(4)		
交通安全啓発事業	通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課	○	○	○	○	○	○			
交通安全啓発事業	交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、こども園・支援学校等において園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用しての交通安全教室を行います。	交通政策課		○	○	○	○	○			
ジュニア救命サポーター事業	ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○					
防火・防災普及啓発	子どもに対する防火・防災教育	市内の園児及び小・中学生を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時における身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○				

関係団体の実施事業の記載について

- (社福)豊中市社会福祉協議会は、市の地域福祉計画と連動した「地域福祉活動計画」を策定し、ライフセーフティネットの構築や権利擁護体制の充実など市の施策の推進に貢献しています。また、団体の性質上、多くの市の補助事業及び委託事業を受託するなど、市との関係性が深いことから、その事業を記載しています。
- (公財)とよなか国際交流協会は、外国人が安心して集える居場所づくり、外国人のエンパワメント等、多文化共生社会を推進する市の施策と同じ方向性の取り組みを行っています。また、市の「とよなか国際交流センター」の指定管理者となるなど、市との関係性が深いことから、その事業を記載しています。
- (公社)豊中市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設置された法人であり、高齢者の就業の機会確保や、生きがいの充実、健康の保持増進、社会参加の推進、さらに高齢者の能力を活かした活力ある地域づくり等、市の施策との関係性が深いことからその事業を記載しています。

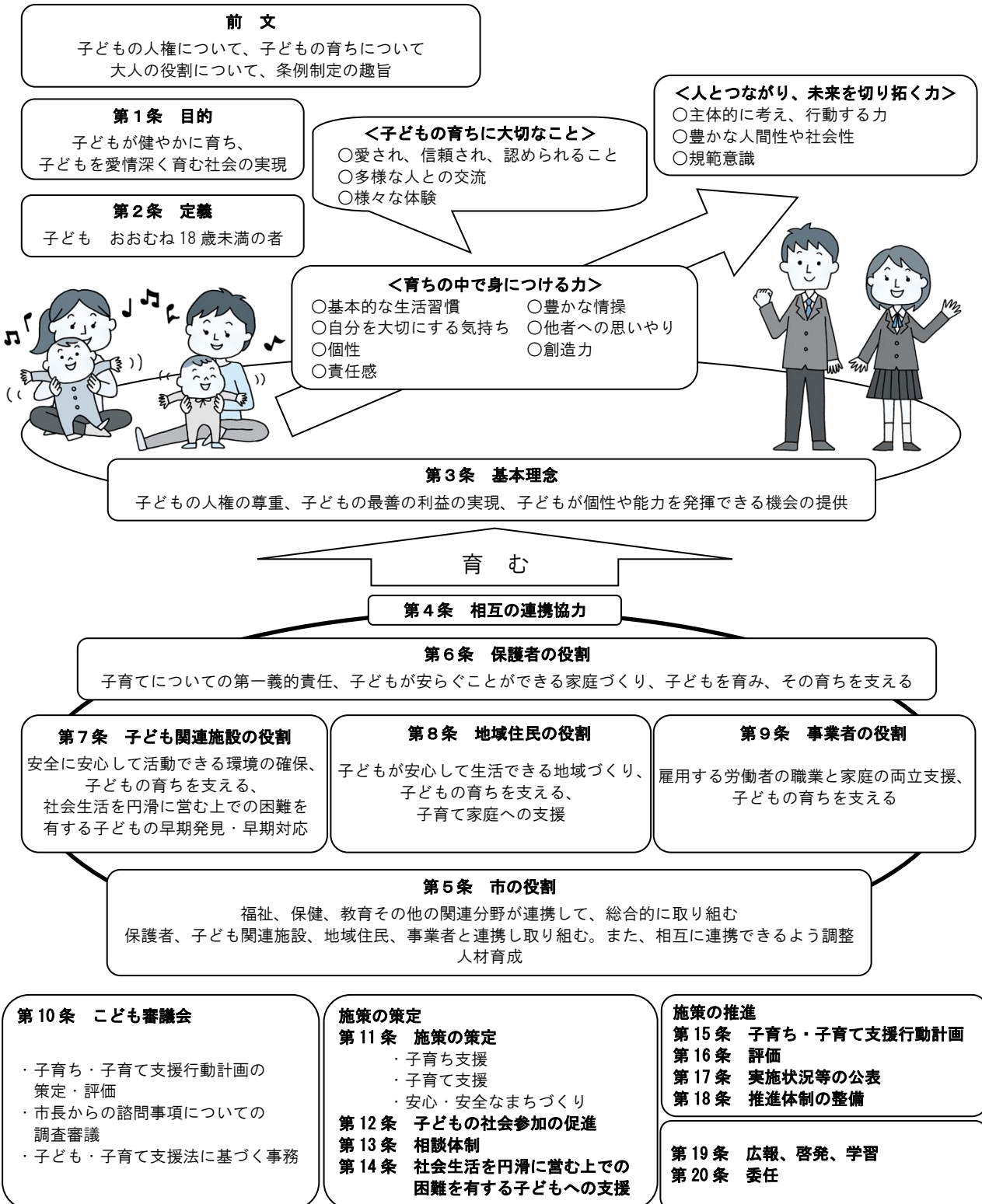




## 2 条例等

### ■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要





子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、まわりの人から愛され、信頼され、そして認められることで、その力を伸ばし、可能性を広げます。また、子どもは、家庭、保育所、幼稚園、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、自分を大切にす気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。そして、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人へととなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもとしっかりと向き合い、子どもの思いや意見を尊重し、子どもにとって最もよいことは何なのかを子どもと共に考えることが大切です。また、大人は、子どもが大人の姿を見て育つことを自覚し、自分の言葉や行動に責任をもたなければなりません。

市においては、「青少年健全育成都市」を宣言し、「豊中市子ども総合計画」や「豊中市次世代育成支援行動計画」に基づき子どもが健やかに育つまちづくりを推進していますが、社会環境や生活基盤の変化など子どもや子育て家庭を取りまく環境が大きく変化し、子どもの育ちに大きな影響を及ぼしています。このことから、子どもに関わる全ての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、全ての人が子どもや子育て家庭に関心をもち、地域全体で子どもを育ていかなければなりません。また、自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていかなければなりません。

ここに私たちは、豊中市の子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現するため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、市、保護者、子ども関連施設、地域住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、子育ち・子育ての支援に関する施策について必要な事項を定めることにより、子育ち・子育ての支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。



- (2) 保護者 親権を行う者，未成年後見人その他の者で，子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども関連施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設，学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類するもので市規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 子どもの健やかな育ちは，次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき，子どもの人権の尊重を全ての取組の基礎とすること。
- (2) 子どもの年齢及び成長に応じ，その思いや意見を尊重し，子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人が共に考えること。
- (3) 子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう，子どもの力を信頼し，又は認めるとともに，その個性や能力を発揮することができる機会を提供するほか必要な支援を行うこと。

（相互の連携協力）

第4条 市，保護者，子ども関連施設，地域住民又は事業者は，子ども及び子育て家庭への支援に関心を持ち，子どもの健やかな育ちを支えるために，各々の役割を果たし，相互に連携を図りながら協力するものとする。

（市の役割）

第5条 市は，子どもの健やかな育ちに関し，子育て・子育ての支援に関する施策を策定し，その推進に当たっては，福祉，保健，教育その他の関連分野が連携して総合的に取り組むものとする。

- 2 市は，保護者，子ども関連施設，地域住民又は事業者と連携して子育て・子育ての支援に関する施策の推進に取り組むものとする。
- 3 市は，子育て・子育ての支援に関する施策の推進に当たっては，保護者，子ども関連施設，地域住民又は事業者が，相互に連携を図りながら協力することができるよう，支援及び調整を行うものとする。
- 4 市は，子ども及び子育て家庭への支援を行うため，職員の育成を行うとともに，地域での人材育成に取り組むものとする。

（保護者の役割）

第6条 保護者は，子育てについての第一義的責任を有するものであって，子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は，子どもの情操を豊かにするとともに，基本的な生活習慣を身につけることができるように年齢及び成長に応じて，子どもを育み，その育ちを支えるように努めるものとする。

（子ども関連施設の役割）

第7条 子ども関連施設は、子どもの安全を確保して、子どもが安心して活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 子ども関連施設は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもを早期に発見して必要な対処を行うように努めるものとする。

3 保育所、幼稚園、学校等の子どもが育ち学ぶことを目的とする子ども関連施設は、子どもの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて、自他を尊重する心、責任感を培いながら主体的に考え行動する力、豊かな人間性や社会性、規範意識等社会で生きる力を育むように努めるものとする。

4 子ども関連施設において、子どもを対象とした遊びや学習等の事業を実施する場合は、身近な社会生活や自然等に対する子どもの興味や関心を引き出すことができるよう、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもが安心して生活することができる地域づくりに努めるものとする。

2 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に努めるものとする。

3 地域住民は、保護者と子どもが共に交流することができる機会の提供や地域における見守り、子育てに関する経験の提供等子育て家庭への支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その雇用する労働者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもが社会の仕組み及び職業に対する理解を深めるための機会の提供に努めるものとする。

(こども審議会)

第10条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて子どもの健やかな育ちに関する重要事項を調査審議するため、豊中市こども審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、子どもの健やかな育ちに関する重要事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 保護者
- (4) 市民団体の代表
- (5) 福祉の関係団体の代表
- (6) 事業者の代表



- (7) 労働者の代表
  - (8) 子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者
  - (9) 関係行政機関の職員
- 5 前項第2号及び第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(子育て・子育ての支援に関する施策の策定)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる子育て・子育ての支援に関する施策を策定し、これを推進するものとする。

(1) 子育て支援

- ア 保育及び教育環境に関すること。
- イ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。
- ウ 子どもの居場所づくりに関すること。
- エ 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。

(2) 子育て支援

- ア 地域の子育て環境の整備に関すること。
- イ 子育てに必要な情報提供等に関すること。
- ウ 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援に関すること。
- エ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

(3) 安心・安全なまちづくり

- ア 生活環境、保健・医療体制等に関すること。
- イ 子どもの安全に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの健やかな育ちに関して必要なこと。

(子どもの社会参加の促進)

- 第12条 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について意見を表明することができる。市においては、表明された子どもの意見の内容を審議会に報告するものとする。
- 2 市は、子どもが意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供するものとする。
- 3 市は、施策の策定に当たっては、第1項の規定により表明された子どもの意見を反映するように努めるものとする。

(相談体制)

第13条 市は、子どもが、自分自身のこと、家庭及び学校のこと、暴力、虐待及びいじめのこと等どのような内容についても、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができる窓口の体制整備に取り組むとともに、これらの相談窓口の周知を図るものとする。

2 職員は、子どもからの相談を受ける場合、子どもの意思を十分に尊重しながら対応するものとする。

3 市は、子どもからの相談内容や子どもが置かれている状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもへの支援)

第14条 市は、保護者、子ども関連施設及び地域住民と連携して社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもの早期発見に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する子どもが、社会的援助を必要とする場合にあっては、子どもの状況に応じ、子ども関連施設及び関係行政機関等と連携して、子どもの意思を十分に尊重し、かつ、継続した支援を行うものとする。

(子育て・子育て支援行動計画)

第15条 市長は、子どもの健やかな育ちに関し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第11条から前条までに定める施策を推進するため必要な事項(法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項を含む。)を定める子育て・子育て支援行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画の策定に当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(評価)

第16条 市長は、行動計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた審議会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。この場合において、審議会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、前条第1項に規定する施策の実施状況及びこれについての審議会の評価の結果を公表しなければならない。この場合において、同条第2項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

2 前項の規定により公表された施策の実施状況及び審議会の評価等について、市民は、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容を審議会に報告しなければならない。





(推進体制の整備)

第18条 市は、行動計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発並びに学習)

第19条 市は、この条例について、子どもを含めた市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習の機会を提供するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条並びに次項及び附則第4項の規定 市規則で定める日

(2) 第15条第1項(法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている事項に係る部分に限る。)の規定 法の施行の日

2 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴くことができる。

3 以下略



## ■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年（1989年）秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は平成2年（1990年）9月21日にこの条約に署名し、平成6年（1994年）4月22日に批准を行いました。（外務省HPより）

本条約は本文54条からなり、以下の4つの包括的権利を子どもに保障しています。

**生きる権利**

- 一人ひとりの生命が大切にされること
- 病気や怪我をした時に、治療を受けることができること など

**守られる権利**

- あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
- プライバシーが守られること、他の人から誇りを傷つけられないこと など

**育つ権利**

- 教育を受けることができること
- 適切な情報提供等の支援を受けること
- 自分らしく育つことができること
- 考えることや信じることの自由が守られること
- 体や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること など

**参加する権利**

- 自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
- 表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
- 友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけるはいけません など

子どもに関わることは、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一的に考慮することが求められています



## 3 審議会等

### ■豊中市こども審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、豊中市子ども健やか育み条例(平成25年豊中市条例第23号。以下「条例」という。)第10条第7項の規定に基づき、豊中市こども審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、条例第10条第4項第2号及び第3号の委員を除き、再任されることができる。  
3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。  
3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。  
2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。  
2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。  
2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。  
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。  
4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。  
5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及び副会長に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則(平成27年3月25日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## ■豊中市こども審議会委員名簿

令和2年(2020年)2月1日現在  
(敬称略、区分ごと名前五十音順)

区分	名前	所属名	役職
学識経験者	伊藤 篤	甲南女子大学	教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学	准教授
	中橋 美穂	大阪教育大学	准教授
市民	谷村 友紀	市民	
	古井 美枝	市民	
市民団体等	安家 周一	豊中市認定こども園協議会	会長
	安家 比呂志	豊中市民間保育園連合会	会長
	植村 美代子	豊中市青少年団体連絡協議会	副会長
	浦 耕太郎	連合大阪豊中地区協議会	副議長
	江田 泰子	豊中市民生・児童委員協議会連合会 (第2地区民生・児童委員協議会 主任児童委員連絡会)	(副代表)
	北川 定行	豊中市私立幼稚園連合会	会長
	酒井 留美	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会	事務局
	佐々木 文子	社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会	理事
	須戸 裕治	豊中商工会議所	副会頭
	伴野 多鶴子	豊中市地域教育協議会	会長
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会	会長
	山崎 重彦	社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会	副会長
行政機関	船越 聖美	豊中市立小学校校長会	小曾根 小学校長
	堀 道子	大阪府池田子ども家庭センター	所長



## ■豊中市子ども施策推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市子ども健やか育み条例に基づく行動計画の策定及び推進を図るため、豊中市子ども施策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に基づく施策の進行管理に関すること。
- (3) 行動計画に基づく施策の推進及び調整に関すること。

(組織)

第3条 本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 本部会議の委員長は子ども未来部長、副委員長は教育委員会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、本部会議の委員の追加をすることができる。

(運営)

第4条 委員長は、本部会議を総理する。

- 2 本部会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(連絡会義)

第5条 本部会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員の追加をすることができる。
- 3 連絡会議の座長は子ども政策課長、副座長は社会教育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

(専門部会)

第6条 連絡会議に特定の施策及び専門事項の調査・研究及び検討を行わせるため、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の招集については別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議はその所掌事務を行うにあたり、必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議の招集については別に定める。

(庶務)

第8条 本部会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成25年（2013年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年（2014年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年（2014年）10月14日から施行する。
- この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年（2016年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

別表 1

豊中市こども施策推進本部会議

委員長	こども未来部長
副委員長	教育委員会事務局長
委員	人権文化政策監 都市経営部長 都市活力部長 市民協働部長 福祉部長 健康医療部長 教育委員会事務局教育監

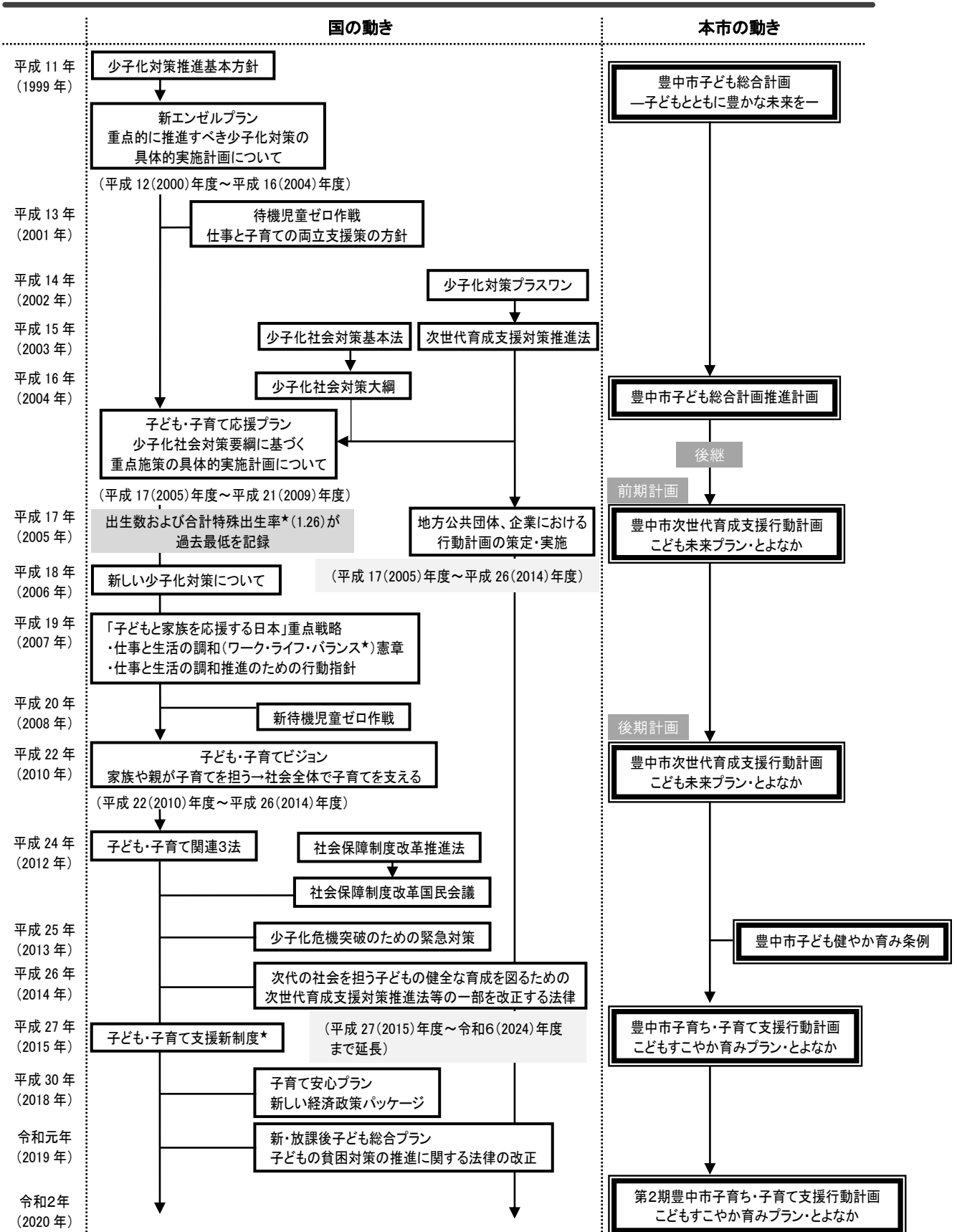
別表 2

豊中市こども施策推進本部連絡会議

座長	こども未来部	こども政策課長
副座長	教育委員会	社会教育課長
委員	人権政策課	人権政策課長
	都市経営部	経営計画課長、 創造改革課主幹（南部地域活性化担当）
	都市活力部	魅力創造課長
	市民協働部	くらし支援課主幹（若者・就労支援担当）
	福祉部	地域共生課長、福祉事務所長、障害福祉課長
	健康医療部	母子保健課長
	こども未来部	こども相談課長、こども事業課長、子育て給付課長
教育委員会	教育総務課長、読書振興課長、中央公民館長、 学校教育課長、児童生徒課長、学び育ち支援課長、 教育センター所長	



# 4 子育て・子育て支援の流れ



★は資料編「6 用語集」をご覧ください



## 5 計画策定にあたっての意見聴取の概要

### ■こども審議会の審議状況

本計画の策定にあたっては、条例第10条に基づく「豊中市こども審議会」において、子育て・子育てに関する総合的な検討を図るため、計画内容の審議を行いました。

年月日		会議名	主な議事内容
平成30年 (2018年)	10月11日 (木)	平成30年度 第3回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・子育て支援に関するニーズ等調査について</li> <li>・第1回義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会について</li> </ul>
平成31年 (2019年)	3月18日 (月)	平成30年度 第4回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て・子育て支援行動計画見直しの進捗について</li> <li>・子どもの居場所づくりの推進について</li> <li>・第2回義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会について</li> <li>・「夢・はぐくむ」公立こども園第1期（南部）年次計画について</li> </ul>
令和元年 (2019年)	6月25日 (火)	令和元年度 第1回 豊中市こども審議会 義務教育就学前の保育・ 教育のあり方検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度（2020年度）教育・保育事業の利用定員の設定について</li> </ul>
	7月5日 (金)	令和元年度 第1回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定について</li> </ul>
	8月27日 (火)	令和元年度 第2回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊中市子育て・子育て支援行動計画平成30年度事業実施状況について</li> <li>・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（案）について</li> </ul>
	9月3日 (火)	令和元年度 第2回 豊中市こども審議会 義務教育就学前の保育・ 教育のあり方検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画における教育・保育の量の見込みと確保方策について</li> <li>・令和2年度（2020年度）教育・保育事業の利用定員の設定について</li> </ul>
	11月28日 (木)	令和元年度 第3回 豊中市こども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（案）について</li> <li>・第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画の策定についての答申（案）について</li> <li>・子どもの居場所づくりについて</li> <li>・第2期障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査結果について</li> </ul>



## ■ニーズ等調査及び懇談会・ヒアリングの実施

計画の策定に向けた基礎資料とするため、子どもや保護者、子育て支援関係者に対して、市の子育ち・子育て支援に対する意見や要望、教育保育ニーズなどを把握するための調査を実施しました。

	子ども本人	保護者	支援者(機関)
アンケート	子育て・子育て支援に関する ニーズ等調査		地域の関係者への アンケート
懇談会・ヒアリング	子どもへの ヒアリング	保護者・支援者(関係機関)への ヒアリング	

### 1. 子育て・子育て支援に関するニーズ等調査（アンケート）

計画策定の基礎資料とするため、保護者に対しては就労状況や教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用意向等、子ども本人に対しては、学校生活や日常生活でのこと、将来のこと等への思いや考えを把握するため、ニーズ等調査を実施しました。

実施内容					
対象者		対象者数	抽出人数	有効回収数	有効回収率
保護者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	22,142人	4,206人	2,260件	53.7%
	小学生（6～11歳児）の保護者	22,689人	2,502人	1,323件	52.9%
子ども本人	小学5年生	3,772人	868人	448件	51.6%
	中学2年生	3,580人	929人	410件	44.1%
	高校2年生相当年齢の方	3,711人	817人	228件	27.9%
合計		55,894人	9,322人	4,669件	50.1%
調査方法	郵送調査法（郵送により配布・回収）				
調査期間	平成30年11月16日～12月25日				

## 2. 子どもへのヒアリング（座談会・ヒアリング）

	実施内容
調査期間	①平成30年11月から平成31年1月 ②令和元年11月から12月
対象者	小学生から高校生までの児童・生徒
実施方法	学校等を訪問し、座談会またはインタビュー形式で実施
訪問先	①地域子ども教室（5小学校区）、子ども食堂1か所、生徒会等（中学校3校、高校1校） ②生徒会等（中学校3校、高校3校）
実施人数	①小学生 72人、中学生 20人、高校生 7人 ②中学生 17人、高校生 30人
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの体験機会について <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの体験で良かったもの：職場体験、ボランティア体験、地域交流、など</li> <li>・今後体験したいこと：多世代・他文化交流、など</li> </ul> </li> <li>○子どもの居場所づくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・家や学校以外で普段過ごす場所：親せきの家、学習塾や習い事の教室、図書館や公民館等の公共施設、カフェなどの店舗、など</li> <li>・あったらよいと思う居場所：球技ができる公園や体育館、自習ができる場所、友だちと気軽に集まれる場所、など</li> </ul> </li> <li>○子どものための相談体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に利用できるSNSと、安心して利用できる対面の相談窓口を、状況に応じて使い分けられるとよい</li> </ul> </li> <li>○子育てと仕事の両立について <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの愛情がいっぱいあり、一緒にいられる限られた時間を大切にする気持ちが大切</li> </ul> </li> <li>○児童虐待の防止について <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろから親子と地域が関わり、親子関係や子どもの様子を地域住民が気に掛ける関係づくりが必要</li> <li>・保護者が精神的・時間的・金銭的なゆとりを持てるよう、仕事の負担軽減や保育サービスの充実が必要</li> </ul> </li> <li>○特別な支援を必要とする人への支援について <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者が抱える課題への対処だけでは解決できないため、周囲の人の理解を深めるための支援も必要</li> </ul> </li> </ul>

## 3. 地域の子育て・子育て支援の関係者へのアンケート（アンケート）

	実施内容
調査対象	民生委員・児童委員、校区福祉委員会、社会福祉（高齢、障害、児童）事業者、自治会、自主防災組織などの団体関係者
調査方法	地域福祉ネットワーク会議（生活圏域7ブロックごとに開催）で配布・回収
調査期間	平成31年2月12日～2月28日
回収件数	7ブロック合計 243件
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや子育て家庭の支援に関する課題について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の交流が希薄になり、子どもの様子がわかりづらい</li> <li>・心配な子どもがいても、個人情報の取扱いが難しく、保護者が支援を拒否する場合がある</li> <li>・子どもに声かけをすると不審者扱いされてしまうことがある</li> </ul> </li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働によって保護者が子どもと関わる時間が減少している</li> <li>・保護者の子育てに関する知識が不足しており、家庭教育支援が必要</li> </ul> <p>○今後の子育て・子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、子育て家庭、教育保育施設とのつながりの強化が必要</li> <li>・必要な情報へ容易にアクセスできる仕組みや、悩みを打ち明けられない家庭への、一歩踏み出しやすい環境づくりが必要</li> <li>・乳幼児の保護者の息抜きの機会や保護者同士の横のつながりをつくる機会の充実が必要</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもは皆で育てる」という思いを大切にし、いろいろな方とつながりたい</li> </ul>
--	---

#### 4. 保護者、子育て・子育て支援の関係者へのヒアリング（座談会・ヒアリング）

	実施内容
対象者	①市内在住の就学前から高校生世代の子どもの保護者、子どもや子育て家庭の支援に関わる方（市民以外も可）《公募》 ②障害のある子どもの保護者、外国にルーツをもつ子どもの保護者、生活困窮世帯の保護者、関係機関の職員等（児童養護施設・ひとり親支援団体）
会場	①千里公民館・すこやかプラザ・庄内公民館 ②障害児通所支援事業所、とよなか国際交流センター、児童養護施設等
開催日時	①平成31年1月から2月 ②平成31年2月から3月、令和2年2月
参加者	①27人 ②保護者18人、支援者2人
実施形式	①グループワーク・座談会 ②ヒアリング
主な意見	<p>○子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや親子連れが身近に利用できる屋内施設、園庭・校庭の活用など休日に安心して利用できる場、自習室など子どもが自由に過ごせる居場所が必要</li> <li>・子どもが安心して遊べる場所の充実が必要（公園の整備、学校施設の開放、公共施設の活用、など）</li> <li>・子どもが地域の人など多様な人と関わり、社会性を身に付ける機会が必要</li> </ul> <p>○子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入者や小学生以上の保護者など、孤立しがちな保護者への支援の充実が必要</li> <li>・必要に応じた情報が行き届くような仕組みが必要</li> <li>・何気なく集え、子育ての悩みを互いに話し合ったり相談できたりする場がほしい</li> <li>・子育て支援活動を行う人のネットワークづくりや子育て中の保護者の力を有効活用する取組みを行ってはどうか</li> </ul> <p>○障害のある子どもへの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の負担が大きいため、学校と福祉がチームワークで支えてほしい</li> </ul> <p>○外国にルーツをもつ子どもへの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立を防止し、必要な支援を届けるため、外国にルーツをもつ子どもの把握が必要</li> <li>・外国人市民が地域とのつながりを持ち、安心して暮らせる環境の整備が必要</li> </ul>

## ■意見公募手続きの実施

本計画について、市民等から幅広い意見を募集するため、計画素案に対する意見募集を令和元年（2019年）12月26日（木）から令和2年（2020年）1月17日（金）にかけて実施し、71人の市民等から159件の意見が提出されました。

### ○第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画（素案）に関する意見募集の結果

#### 1. 提出方法別人数と意見件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
郵便	0	0
ファクシミリ	1	1
電子メール	1	2
所管課への直接提出	1	3
電子申込	42	111
その他	26	42

#### 2. 市民等の区分別人数と意見件数

市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
市の区域内に住所を有する者	64	144
市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	7
市の区域内に存する事務所等に勤務する者	2	3
市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
市税の納税義務者	0	0
意見公募手続きに係る計画等に利害関係を有する者	0	0
その他（市民等の区分について未記入のもの）	4	5

#### 3. 項目別意見件数

該当箇所	意見件数（件）
第2章 子どもや子育て家庭の状況	6
第4章 これまでの取組みと今後の課題	—
施策の柱1 子育て支援	21
施策の柱2 子育て支援	5
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	5
第5章 施策の展開	—
施策の柱1 子育て支援	10
施策の柱2 子育て支援	45
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	11
重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所	16
重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち	2
重点施策3 だれもが安心、つながる支援	2
第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	18
第7章 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実	8
第8章 ひとり親家庭への支援の充実	3
全体	4
意見募集について	3



## 6 用語集

### ICT（情報通信技術）

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

### SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goal」の略。平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットにおいて採択され、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成すべき 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。貧困問題をはじめ、気候変動やエネルギーなど持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

### SNS

「Social Networking Service」の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

### NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

### アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

### イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人

生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

### 医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

### エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

### キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

### 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

### 子育て支援コーディネーター

本市の子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭が身近に思える場所で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発する人のこと。

### 子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調



整や関係機関と連携調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

### 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年(2012 年)8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

### 子どもの安全見守り隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

### こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

### 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の擁護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

### コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生ま

れた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

高齢者、障害のある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

地域福祉活動支援センターなどを拠点に、地域づくりや制度の狭間や複合的な課題の対応などを行っている。また、福祉なんでも相談のバックアップや地域福祉ネットワーク会議の運営などを通じて、新たな支援の仕組みづくりなども行っている。

### 困窮度

平成 28 年度（2016 年度）に実施した豊中市子どもの生活に関する実態調査により世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入）を世帯人数の平後根で割った額によって世帯の困窮の度合い分類したもの。世帯の可処分所得が低いほど困窮度は高い。

### 主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

### 新・放課後子ども総合プラン

平成 30 年（2018 年）9 月、文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までのプラン。「放課後こどもクラブ」と「地域子ども教



室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小1の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。

#### スクールカウンセラー（SC）

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

#### スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

#### セーフティネット

何らかの課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、安全網として下支えする制度や仕組み。公立こども園の機能においては、様々な家庭環境や困難を抱える乳幼児の支援等、公共として欠かすことのできないサービスの受け皿のこと。

#### 地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会

本市の各小学校区において、地域の潜在的なニーズの掘り起こしや子育て不安の解消に向けた子育て相談、情報の提供などにより具体的な支援事業などを検討する会議であり、市の子育て関係部局の他、市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーや就学前施設の関係者などで構成される。

#### 中間支援団体

市民社会の成熟をめざして、個人や地域団体・NPO、企業、行政などに対し、相談や任相手の育成、人材や資金などの仲介、運営の問題解決などを行う支援団体。

#### デジター

目の不自由な人のために音声情報を圧縮して記録したCD。

#### デジタルサイネージ（電子看板）

表示と通信にデジタル技術を活用して映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。短時間で表示内容を切り替えられ、動画表示など多様な映像広告が可能となっている。

#### 豊中市教育保育環境ガイドライン

豊中市内のすべての就学前の子どもたちが、「質」の高い教育・保育を受けることができる状況を作るため、最低限必要な環境や関わり、子ども理解などについての評価の基準を定めたもの。

#### 豊中市子ども読書活動推進計画

市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるよう、市や市民がそれぞれまたは協働して読書環境を整え、子どもの読書活動を進める計画。現在は第1期・第2期実施計画の成果を踏まえ、「豊中市子育て・子育て支援行動計画」に理念を盛り込み、市民、事業者、関係部局、関係機関と連携した「豊中市子ども読書活動連絡会」により、読書環境を整え子どもの読書を支える活動を推進している。

#### 認定こども園

就学前の子どもへの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

①平成26年度（2014年度）までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成27年度（2015年度）からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型

②認可幼稚園が保育所機能を備えている類型

- ③認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

### ハイリスク妊婦

不安定な就労等、収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の身体的・知的・精神的障害等のハイリスク要因を伴った家庭環境により、育児困難が予想される状態で妊娠すること。

### パイロット事業

試験的・試行的に実施する事業。

### 非認知能力

学習における知的な能力を支える子どもの内面の力。(例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。)

### 福祉共育

地域や学校における地域福祉活動の体験や学習の機会などを通じて、子どもから大人まであらゆる地域住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、支え合いながら「共に生きる・共に育ちあう」文化の醸成をめざすもの。

### ベンチマーク

ものごとの基準や目標。公立こども園の機能においては、就学前の教育・保育を進めるにあたり、市がめざす水準を確保するための取り組みのこと。

### 保育士・保育所支援センター

保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や、

保育所・幼稚園等の潜在保育士活用支援等を行う機関。

### 「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画

地域と連携した子育て・子育て支援を推進するとともに教育・保育内容の充実・確率をめざし、将来予測される児童数の減少を見据え、地域ごとの特性に応じた配置及び整備に向けた取り組みやスケジュール等を示すもの。

### 幼児教育サポーター

大阪府幼児教育アドバイザー育成研修を修了した者で、①勤務する就学前施設での公開保育や園内研修、②「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用と推進、③就学前施設への巡回支援を行い、就学前施設に通う子どもたちが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援等を行う。

### レスパイトサービス

子どもや介護の必要な高齢者のいる家庭への様々な支援。家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

### ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取り組みを重視すること。



第2期 豊中市子育て・子育て支援行動計画



こどもすこやか  
育みプラン・とよなか

令和2年(2020年)2月

【編集・発行】



豊中市 こども未来部 こども政策課

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

